いては、單に都道府県知事への届出制としました。

第二に、現行肥料取締法規には條文化されていない事項のうち、業者の虚偽の宣伝等を禁止すること、業者に肥料の施用上の注意等を表示せしめること、農林大臣や知事は收去せしめた肥料の分析検査の結果を公表すべきことのほか、前述しました肥料の登録や仮登録をしたときまたはその取消をしたときには、農林大臣や知事はその登録番号、仮登録番号、肥料の名称、保証成分量、業者の住所氏名等を公表すべきことをも規定して農民の保護に遺憾なきを期しました。

第三に、現行肥料取締法の罰則はあまりにも軽く、ひとり体刑の規定がないのみならず、罰金刑もわずか最高二千円と規定しているにすぎないので、これを強化する必要があり、体刑、罰金刑の併科もできるようにいたしますとともに、罰則規定を設けました。

以上がこの法律案を提出した理由の大要でありますが、何とぞ慎重御審議の上、御賛同あらんことを切望いたす次第です。

二、衆議院農林委員長報告(四月十五日)

(造林臨時措置法の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院農林委員長報告(四月二十一日)

(植物防疫法の委員長報告と一括して掲載)

◎貴金属管理法 (昭和二五、五、一、法一二八)

一、提案理由(四月六日)

○伊原政府委員 ただいま議題となりました貴金属管理法案の提出の理由を御説明いたします。

金、銀等の貴金属の管理につきましては、現在、終戦直後の昭和二十年九月に、総司令部の覚書に基きまして公布施行せられました「金、銀又は白金等の取引等取締に関する勅令」及び「金、銀又は白金等の地金又は白金の輸入の制限又は禁止等に関する勅令」並びに「金、銀、有価証券等の輸出入等に関する金融取締に関する省令」によりまして、金、銀等の貴金属の国内取引及び輸出入の統制が行われ、また新産の貴金属は、すべて政府に集中することにいたしているのでありますが、一方終戦前から施行せられて参りました産金法もいまだ廃止せられず、なおその効力を有しているのであります。このように二本建の法令によつて貴金属の管理が実施せられておりますことは、複雑でありますのみならず、終戦後に公布せられましたこれらの勅令等も、また従前の産金法も今日の実情に照しますれば検討を要する部分が少くないのであります。

貴金属、特に金は戦後の今日におきましても、国際決済の最も重要な手段となつておりますことは御承知の通りでありますが、わが国の経済が今後真に強固な安定の基盤を確立し、自立と復興の目標に到達し得るためには、国際貿易の回復拡大と国際收支の均衡を実現することが、最も緊要であることは申すまでもなく、また将来わが国が国際通貨基金に加入する場合のこと等を考えますれば、わが国の経済において貴金属の果すべき役割は、今後ますます〳〵重要性を加えて参るであろうということは明らかであります。従いまして、この際すみやかに適切な貴金属の管理方式を確立しておくことが必要であると考えられるのであります。

以上に申し述べましたような理由によりまして、ここにこの法律案を提出した次第でありますが、次にこの法律案の内容につきまして主要な点を二、三申し述べますと、まず新産の貴金属地金は、従来と同様にすべてこれを政府に集中することにいたしております。次に、政府に集中された貴金属地金のうち国内で売却する分につきましては、あらかじめ適切な配分計画を立て、これに基いて工業、工芸その他の用のために売却するようにいたしました。また従来は金、銀及び白金等の地金について、国内取引を統制して参つたのでありますが、現下の実情からいたしますれば、銀及び白金等につきましては、国内取引の統制を存続する必要も認められなくなつて参りましたので、この際これをとりやめ、單に金地金についてのみ国内取引を統制することといたしました。さらに従来は金鉱業、錬業、含金鉱産物買入業及び金回收業等の生産面について、種々取締りを行つて参つたのでありますが、現在その必要も認められませんのでこれを廃止することとし、また従来は歯科用貴金属加工業及び販売業等に関する取締りの方法が煩雑であり、不備の点も少くありませんので、この際これを整理統一することとしました。最後に、金の重要性に基く産金復興助成の見地から、金鉱業者が機械、器具等を輸入する場合には、一定の條件のもとに輸入税を免除することといたした次第でございます。

以上が本法案を提出いたしました理由でございます。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことを希望いたします。

二、衆議院大蔵委員長報告(四月八日)

○北澤直吉君 ただいま議題となりました貴金属管理法案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果につき御報告申し上げます。

この法案は、貴金属を国際收支の改善その他国民経済上最も有効な用途に充てますために、貴金属を政府へ集中し、その取引及び使用に関して総合的に調整する必要がありますので、ここに提案されたものであります。

この法案の内容につきまして、おもなる点を申し上げますと、まず新たに生産された貴金属地金はすべてこれを政府に集中し、適切な配分計画によつて売却するようにいたしたのであります。また銀及び白金等につきましては、国内取引の統制を廃止して、單に金地金についてのみ国内取引を統制することといたしております。さらに金の重要性に基く産金復興助成の見地から、金鉱業者が機械器具等を輸入する場合には、一定の條件のもとに輸入税を免除することといたしておるのであります。

以上が、この法案の提出になりました趣旨並びに内容の要点であ

りますが、本法案は、四月五日、本委員会に付託せられ、同六日、政府委員より提案理由の説明を聴取し、引続き各委員より、金の生産高及び買上価格、国際通貨基金加入問題等について質疑が行われ、政府委員よりそれ〴〵答弁がありましたが、詳細については速記録をごらん願いたいと存じます。

次いで討論を省略し採決に入りましたところ、起立多数をもつて本案は原案の通り可決いたしました。

以上御報告申し上げます。

三、参議院大蔵委員長報告（四月二十九日）

（富裕税法の委員長報告と一括して掲載）

◎造船法（昭和二五、五、一、法一二九）

一、提案理由（四月四日）

○原（健）政府委員　造船法案の提案理由を御説明申し上げます。

わが国の造船技術は、戦時中の低質大量生産に災いされまして、今日におきましては世界の水準に及ばないことはもちろん、わが国戦前のそれにさえ達しない状態であります。この点につきましては第二国会における参議院の決議の御趣旨からも、速やかに何分の適切な措置を講じ、もつて造船技術のすみやかな回復向上をはからなければならないのであります。前国会におきましても、運輸省設置法中に造船技術審議会を設けることを規定いたしまして、目下その運用により具体的審議が行われつつあります。

本法案におきましては、さらに船舶の推進性能試験、機関の性能試験を行うことのほか、造船技術の向上に関して、以上申しました造船技術審議会の議を経まして、各造船所に対し、適切な指導、勧告を行うことを規定いたしております。

なお、わが国の造船所の施設は、有効需要に比し能力としては余裕があるにかかわらず、目下のところ大いに近代化の立遅れている現状にかんがみまして、その施設の新設拡充等は、適切なる事前指導を行うことが必要でありますが、その危険と責任は各企業の負担とすることが最も合理的であるとも考えられますので、関係方面とも協議いたしまして、従来の通牒による統制の趣旨を緩和いたしまして、事前届出の制とし、不適当な工事につきましては、工事着手前に適切な指導を行うことをもつてとどめることといたしました。

また造船業は、海運業とともに直接苛烈なる世界競争場裡にあることは御承知の通りであり、技術的方面の向上とともに、経営の合理化、企業原価の引下げは刻下喫緊の急務であります。これらの点にかんがみまして、船舶造修関係各事業の現状を的確に把握するために報告を徴し、随時適切な指導を行い得るため、運輸大臣が意見を述べ、勧告をする旨の規定を設けておるのであります。本法案の趣旨は以上申述べた通りであります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことを切望いたします。

二、衆議院運輸委員長報告（四月十八日）

○稲田直道君　ただいま議題となりました造船法案について、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案は、去る三月二十九日、本委員会に付託せられまして、四月四日、政府より提案理由の説明を聴取し、これを慎重に審査いたしたのであります。

本法案の趣旨を簡単に申し上げますと、わが国の造船技術は、戦時中の低質大量生産に災いされたるため、現在におきましては、世界の水準に及ばないことはもちろん、わが国戦前の域にさえ達していない実情でありますので、これが復旧並びに向上をはかるとともに、造船事業の円滑な運営を期するために、本法案を制定しようとするものであります。

その内容のおもなる点をあげますると、まず第一点といたしましては、一定の大きさ以上の鋼船を製造または修繕し得る施設あるいは設備を新設する場合には、事前にその内容を届け出させまして適切な指導を行うこととといたしました。次に第二点といたしましては、船型、推進機並びに機関等について性能試験を行うことによりまして造船船の優秀化をはかることにしたのであります。第三点といたしましては、造船事業の開始または休廃止に対して届出制を規定いたしまして、常に造船事業の現況を把握し得ることといたしたのであります。第四点といたしましては、業務運営の改善並びに技術の向上をはかるために必要な勧告を行い得ることといたしたのであります。次に本法案に対する質疑のおもなる点を申し上げますと、性能試験を奨励するために手数料を徴収しないようにしてはどうかとの質問に対しまして、政府委員より、目下のところ予算の関係上困難であると答弁がありました。また造船事業の開始について届出制をとつているが、臨時船舶管理法施行規則において、これと同一内容の報告書を提出するように規定している、従つてこの條文は削除すべきではないかとの質問に対しまして、政府委員より施行規則を改正する旨の答弁がありました。その他詳細は会議録に譲ることといたします。

次に討論に入り、日本共産党を代表して上村進君より、また労働者農民党を代表して石野久男君よりそれ〴〵本法案に反対の意見を述べられたのであります。

かくて討論を打切りまして、ただちに採決の結果、起立多数をもつて本法案は政府原案通り可決いたした次第であります。

右御報告申し上げます。（拍手）

三、参議院運輸委員長報告（四月二十一日）

○小泉秀吉君　只今議題となりました造船法案について運輸委員会における審議の経過及び結果につきまして御報告申上げます。

先ず本法案の提案理由について申上げますと、その一つは造船技術の向上を図る必要のあることであります。即ち我が国の造船技術は、戦時中における劣性能の標準型船舶の大量建造に禍いされまし

国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の手当に関する法律の一部を改正する法律

て、今日におきましては世界の水準に及ばないことは勿論、我が国戰前の水準にさえ達していない状態であります。造船技術の向上につきましては、去る昭和二十三年六月、第二国会におきまして、参議院が満場一致で採択いたしました輸送力増強に関する決議におきまして、重点施策の一つとして造船技術の向上を掲げ、政府に対しこれが施策を要望いたしましたことは諸君御承知の通りであります。第二は、現在船舶の造修施設が有効需要に比し余裕能力を持つておるに拘わらず、近代化の遅れておる事情に鑑みまして、その施設の新設等は事前指導を行う必要があることであります。その三は、造船関係事業が重要産業でありまするので、事業の現状を把握し、随時適切な指導を行う必要があることであります。以上の趣旨によりまして、本法律案は、船舶の造修施設の新設、拡張、移転などの事前届出、船舶及び船舶用機関の性能試験、造船技術に関する勧告、情報の提供、造船関係事業の開始、休止、廃止の届出、施設、生産などについての報告、業務運営の改善についての勧告などを規定したものであります。当委員会におきましては審議の結果、本法律案は、適当な立法と認め、原案通り可決すべきものと全会一致を以て決定した次第でございます。

以上御報告申上げます。

更に船員職業安定法の一部を改正する法律案について申上げます。

本法律案の運輸委員会における審議の経過並びに結果の御報告を申上げまするが、極めて簡單でございます。船員職業安定法の施行に関する重要事項を審議させますために、中央に中央船員職業安定審議会、地方においては地方海運局ごとに地方船員職業安定審議会が設けられておるのでありまするが、これらの審議会の外に、運輸大臣は二つ以上の海運局の管轄区域に亘る地域又は海運局の管轄区域の一部につきまして、特別地区船員職業安定審議会を置き得ることになつておりましたが、この特別地区船員職業安定審議会は現在までのところ、その必要を認められませんので、先般決定されました審議会等整理の政府の方針に従いまして、これを廃止するために本法律案が提出されたという次第でございます。本委員会におきましては、討論を省略しまして原案通り可決することに全会一致を以て審議の結果決定したような次第でございます。

以上御報告申上げます。（拍手）

◎国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の手当に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十五、五、二、法一三〇）（衆）

一、提案理由（四月十五日）

○石田博英君　ただいま議題となりました国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の手当に関する法律の一部を改正する法律案提案の理由を簡單に御説明いたします。

まず閉会中委員会が審査を行う場合の委員の手当に関する法律の一部改正の案について申し上げれば、国会閉会中委員会において審査が行われます場合、その委員会に出席した委員は、出席日数に応じて、現在日額三百円の手当を受けておるのでありますが、これと同額であつた滯在雜費が今度一日五百円となつたこと、また手当は税金を差引かれますので、これらの均衡をとつて一日七百五十円にいたそうとするものであります。

以上議院運営委員会において検討の上起案いたしたものでありますから、何とぞ御賛成あらんことを希望いたします。

二、参議院議院運営委員長報告（四月二十六日）

○竹下豐次君　只今議題となりました国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の手当に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その内容並びに議院運営委員会における審議の経過及び結果について御報告いたします。

先ず本法案の内容について御説明申上げますと、委員会が国会閉会中継続して審査又は調査を行う場合の委員の手当につきましては、国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の手当に関する法律によりまして、委員の出席日数に応じて日額三百円を受けることに定められておりましたが、現在の経済情勢に鑑みましてこれを増額する必要を認められましたので、このたび右法律の一部を改正して日額七百五十円を受けるようにいたしたのであります。

議院運営委員会におきましては愼重審議の上、右の改正を適切なものであると認めまして、衆議院提出の原案通り全会一致を以つて可決いたしたのであります。簡單ながら以上を以ちまして御報告を終ります。（拍手）

（註）衆議院においては委員会の審査は、省略された。

◎電波法（昭和二五、五、二、法一三一）

◎放送法（昭和二五、五、二、法一三二）

◎電波監理委員会設置法（昭和二五、五、二、法一三三）

一、提案理由（一月二十四日）

○小澤国務大臣　ただいま議題と相なりました電波法案、放送法案及び電波監理委員会設置法案の提案理由を、ごく簡單に御説明申し上げます。

放送を含む電波行政の現在の基本法である無線電信法は、大正四年に施行せられたものでありますので、放送を初め、科学技術の進歩に伴い、電波を利用する分野が拡大した今日におきましては、十分に規律の目的を達しているとは申せないような次第であります。特に放送に関しましては、この不備を補うとともに、国民全体のための放送とするために、現在の日本放送協会を改組すると同時に、その事業の独占を排除することが、社会の要望するところとなつて参りました。次に、日本国憲法の施行によりまして、国民主権に基く法律による行政を確立いたしますためには、無線電信法は行政官

電波法　放送法　電波監理委員会設置法

庁に対する授権の範囲が広きに過ぎ、国民の権利及び自由を十分に保障しているものと申すことができません。また電波が国境を越えた文化的手段でありますことから、その利用には高度の国際協力を必要といたしますが、このための国際電気通信條約にわが国も昨年加入いたしました結果、この條約の要求を満たすように国内法制を整備する必要がございます。さらに無線電信法の性格そのものにつきましても、現在電気通信省で行つております公衆通信事業の事業経営の準則と見られる規定が、監督行政の規定とともに包含せられておりますので、行政を事業から分離し、別個の法体系とすることが合理的であると申すことができるのであります。同時に主管の行政官庁も、事業官庁である電気通信省から分離するとともに、その組織を民主化することが、行政の公正を期する上に必要となつて参つております。

以上要しまするに、電波の公平かつ能率的な利用を確保し、公共の福祉を増進するため、及び放送が公共の福祉に適合して行われ、かつその健全な発達をはかるために、電波法案及び放送法案並びに電波監理委員会設置法案を、ここに提出いたした次第であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御決定あらんことをお願いする次第であります。

二、衆議院電気通信委員長報告（四月八日）

○辻寛一君　ただいま一括議題となりました電波法案、放送法案及び電波監理委員会設置法案に関し、電気通信委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず三法案制定の理由について御説明いたします。現在、電波行政に関する法律といたしましては、大正四年の制定にかかる無線電信法が施行されておるのでありますが、御承知の通り、科学技術、なかんずく無線技術の分野は、輓近きわめて顕著な進歩を遂げたのでありまして、これに伴つて国家、社会の各方面におきまする電波利用の状況も、ほとんど昔日に比し一変するに至りました結果、大正初期の法律をもつてしては、もはや今日の電波行政を規律することは不可能と相なつたのであります。加うるに、現行法におきましては、無線電信及び無線電話は政府がこれを管掌することを原則とし、特定の場合例外的に民間における施設が認められるという建前をとつておるのでありますが、新憲法のもとにおきましては、本来国民のものである電波は、政府たると民間たるとを問わず、公共の福祉を増進するために、これを最も能率的に利用するもののために公平にその門戸を開放すべきものであり、特に放送の分野におきましては、この精神よりいたしまして、現在の社団法人日本放送協会の独占を排し、一般民間放送のためにも電波利用の道を開くべきであるとの輿論が高まつて参りました。さらに現行無線電信法は、一面において電波監督行政の規定であるとともに、他面また国営に公衆電気通信事業経営に関する規定をも包含しており、行政組織といたしましても、事業官庁たる電気通信省が同時に電波監督官庁と相なつておるのでありますが、法体系を合理化し、行政の公正を期する上からは、法規的にも行政組織上にも、監督行政と事業行政を

截然分離することが適当であると申さねばなりません。その他、昨年わが国が加入いたしました国際電気通信條約に基く国内法制の整備、新憲法の要請による従前の命令委任事項の整理等諸般の必要を生じ、これらは、現行法令の部分的改正によつては、とうていその目的を達することができませんので、政府はここに現行無線電信法を廃止し、あらためて電波行政今日の実情に適応する新法律を制定する意図のもとに、この三法案を提出したものであります。

次に、法案の内容につき主要な点を申し上げます。

電波法案は九章百十六箇條及び附則よりなる法律案でありまして、その内容は、放送をも含めた無線局の免許、無線設備、無線従事者、無線局の運用、監督、聽聞及び訴訟、罰則等、電波行政を事務、技術の両面から規律する電波の基本法ともいうべきものでありますが、具体的内容に関しましては、現行の取扱いに著しい変更を加えようとするものではありません。ただ特に注目すべき点は、この法律案におきまして、新たに十七箇條にわたる聽聞に関する規定を設けておることでありまして、すなわち電波監理委員会規則を制定しようとするとき、電波監理委員会の処分に対する異議の申立があつたとき等の場合、電波監理委員会におきましては、審理官をして利害関係者、参考人等の出頭を求めて、裁判手続に類似した聽聞手続を行わしめ、その調書及び意見書に基いて事案の決定を行う旨の規定並びにこの聽聞手続と訴訟手続との関係に関する規定を置いておるのであります。

次に放送法案は四章五十八箇條及び附則よりなつておりまして、その内容は、放送に関する総則的規定、日本放送協会に関する規定、協会以外の一般放送事業者に関する規定及び罰則規定であります。

御承知のごとく、わが国の放送事業は、大正十三年逓信大臣の認可のもとに設立されました社団法人東京放送局によつて開始され、引続き名古屋及び大阪にも放送局が設立されたのでありますが、大正十五年に至つて、これら三放送局が統合されて現在の社団法人日本放送協会が設立されまして以降は、まつたくその独占経営のもとに今日に至つておるのであります。しかるに、今回放送法案の規定により、この社団法人日本放送協会は解散いたし、新たに特殊法人たる日本放送協会が設立されるのでありますが、電波法案の規定によれば、提案理由御説明の際に申し述べました電波解放の原則に従いまして、この日本放送協会のほかに、一般人もまた一定の條件を具備し、電波監理委員会の免許を受くるにおいては、民間企業として放送事業を経営し得ることと相なるのでありまして、このことは、わが国放送事業史における画期的変革と申しても過言でないと存ずるものであります。

しかして、日本放送協会の放送事業と、一般民間の放送事業とを、放送法案の規定により比較検討いたしまするに、前者は、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように放送を行うことを目的といたし、場合によつては政府の命令を受けて国際放送をも行う任務を持つておりまする関係上、中波受信機を設置した者から受信料を徴収する権利を有するほか、放送債券の発行、

所得税及び法人税の免除、土地収用法の適用等各種の特権を付與されておりますが、その反面、電波監理委員会による一般的監督のほか、会計につき会計検査院の検査を受け、さらに收支予算、事業計画、資金計画、放送設備の譲渡等につき、政府機関を経て国会の承認もしくは同意を得ることを必要とし、業務報告書並びに貸借対照表その他の計算書類を政府を経由して国会へ提出する等嚴重なる国家監督に服する義務を負うております。また協会が徴收する受信料は国会がこれを定めまするほか、協会は他人の営業に関する広告の放送を行うことを禁ぜられておるのであります。これに反し、一般民間放送事業におきましては、その経費は主として広告放送によつてまかなわれる建前になつておるのでありまして、協会に與えられているような特権もほとんどないかわりに、協会が受けているような監督も制約もなく、免許條件の範囲内で最も自由濶達にその事業を経営し得ることになつておるのであります。

しかしながら、ここに留意すべきは、元来放送事業は、新聞とともに、あるいはそれ以上に近代における強力なる宣伝の具でありまして、その社会民心に與える政治、文化、経済上の影響は、よきにせよ、あしきにせよ、すこぶる強力なるものがあるのであります。加うるにこの事業は、協会放送たると民間放送たるとを問わず、ひとしく元来国民全体のものである電波の利用によつて成り立つものであり、電波はその本来の性質よりいたしまして、地域的にはきわめて限られた数しか使用し得ないものでありまする関係上、これが使用の免許を受けることは、それ自体国家よりする大きな特権の付

與であります。従つて、協会放送と民間放送との間には前申し述べたような差別は存しまするものの、双方ともひとしく高度の公共性を要求される事業でありまして、これが経営は、いずれの場合も公共の福祉に適合するようになされなければなりません。この精神を明らかにするため、放送法案は、その第一條に、放送が国民に最大限に普及されること、放送の不偏不党、真実及び自律を保障することと、放送が健全なる民主主義の発達に資するようにすることの三大原則を掲げて、この法案の目的を明らかにしておるのであります。

しかしながら、他方放送は、それが強力な宣伝の具であるがゆえに、一層表現の自由を確保されなければなりません。かつてわが国において、軍閥、官僚が放送をその手中に握つて国民に対する虚妄なる宣伝の手段に使つたやり方は、将来断じてこれを再演せしむべきではありません。放送法案におきましては、このいわゆる放送の自由を保障するために、第三條に、放送番組は法律に定める権限に基く場合でなければ、何人からも干渉され、または規律されることがない旨を規定しております。

この法律によつて設立さるべき日本放送協会の目的、業務、組織等は、放送法案に、第七條から第五十條にわたり詳細に規定されておりますが、そのうち協会の組織、構成を要約して申し上げますれば、協会の経営方針を決定し、業務の運営を指導統制する権限と責任とは、八名の委員と協会会長をもつて構成される経営委員会の握るところでありまして、経営委員会委員は、文化、科学、産業その他の分野が公平に代表されるような考慮のもとに、有識経験者のう

ちから内閣総理大臣が両議院の同意を得て任命することになつております。しかして、協会の業務の執行は、経営委員会の任命する会長と経営委員会の同意を得て会長の任命する副会長及び理事がこれに当り、ほかに経営委員会の任命する監事があつて業務の監査に任ずるのであります。なお現在の社団法人日本放送協会は、新しい日本放送協会成立と同時に解散し、その一切の権利義務は新協会において承継することに附則において規定されております。

以上、放送法案の大要につき御説明申したのでありますが、最後に電波監理委員会設置法案は、電波監督行政機関として新たに設置さるべき電波監理委員会の組織、権限を定める三十箇條及び附則よりなる法律案であります。すなわち、総理府の外局として電波監理委員会を設け、これに現在電気通信省の所管となつている電波及び放送に関する監督行政を移管、所掌せしめんとするものでありますが、この行政が特に公平性、不偏不党性及び政策の恒久性を強く要望せられていることにかんがみ、行政機関の形態として委員会制をとることとし、その構成員たる委員長及び六名の委員は、公共の福祉に関し公正な判断をすることができ、広い経験と知識を有する者のうちから内閣総理大臣が両議院の同意を得て任命し、かつ委員は毎年一名づつ交代することとなつております。電波監理委員会には、事務局として電波監理長官を長とする電波監理総局、並びに前に申し述べました聽聞を行うための審理官五名以内を置くのであります。

以上をもちまして三法案の内容の概略に関する御説明を終つたのでありますが、申すまでもなく、これら三法案は、わが国の電波行政及び放送事業の将来を左右すべき重大案件でありまするので、電気通信委員会におきましては、昨年十二月二十二日及び二十三日法案の付託を受けまして以来、十数回にわたる会議を開きましたほか、電波監理委員会設置法案につき内閣委員会と、放送法案につき文部委員会と連合審査を行い、さらに放送法案について二日間、他の二法案について一日間の公聽会を開催、三十一名に上る公述人から意見を徴し、その他本件に関する請願、陳情、意見書、新聞論調等各方面の意見はことごとくこれを考慮の中に取入れ、あらゆる角度から愼重審議を重ねたのであります。従つて、委員会における政府との間の質疑応答もきわめて精細かつ多岐にわたつておりまして、一々御紹介申し上げることは、とうてい時間の許すところでございませんので、これらに関しましてはすべて会議録によつて御承知願うこととし、ここでは單に、委員会において根本的な問題として最も論議の焦点となつたものは、わが国放送事業経営形態を協会放送、民間放送の二本建とすることの可否、民間放送の助長育成の方途、協会に対する国家監督の方法及び受信料法定の適否、電波監理委員会と内閣との関係の問題等であつたことを申し添えるにとどめたいと存じます。

さて委員会は、本月四日に至り、ようやく三法案に対する質疑を終了いたしたのでありますが、この約三箇月にわたりまする審議の結果、委員多数の意見といたしまして、電波法案及び放送法案に関し若干の点において政府提出原案に修正を加えることが必要であるとの結論に達し、昨七日の委員会席上、電波法案については自由

党、日本社会党、民主党、国民協同党及び農民協同党の、また放送法案については自由党、民主党、国民協同党及び農民協同党の各党所属委員の共同提案として、両法案に対する修正案が提出され、自由党の高塩三郎君がこれが趣旨の説明に当られたのであります。以下、右修正案の内容に関し概略を御説明申し上げたいと存じます。

まず放送法案に対する修正案は、本則二十二箇條、附則五項にわたる修正でありますが、そのうち主として立法技術の理由によるものを除き、重要な修正点のみについて申し上げます。

第四條第一項は訂正放送に関する規定でありまして、原案によれば、放送事業者が真実でない事項の放送をした場合、その事項に関する本人または直接関係人から請求があれば、事業者は請求を受けた日から二日以内に訂正取消しの放送をするか、または本人等に弁明の放送をさせなければならないことになつているのであります。この規定は実行上種々の障害を惹起するおそれがありますので、修正案におきましては、訂正の請求は権利の侵害を受けた場合に限ること、請求の期間を放送のあつた日から二週間以内とすること、請求を受けた事業者は遅滞なくその放送の真偽につき調査すること、調査の結果真実でないことが判明したときは、その日から二日以内に訂正取消しの放送をすること、本人等の弁明放送は認めないことの五点にわたる修正を加えたのであります。

第九條は日本放送協会の業務に関する規定でありますが、修正案は、第一項第四号の協会の研究活動の範囲を拡張して放送番組に関するものを加え、第二項第四、五、六の各号と第五項に関し協会の業務範囲を明確にいたしました。

第十六條第一項につきましては、放送と教育との密接なる関係にかんがみ、経営委員会委員選任の基礎分野に、文化、科学、産業と並んで教育を加えることといたしたのであります。

第三十二條第二項は、協会が徴収する受信料は月額三十五円とする旨の規定でありますが、この金額は現行のものをそのまま踏襲したにすぎませんので、原案に盛られている受信料法定の趣旨を貫くため、修正案におきましてはこの規定を削除し、新たに第三十七條に一項を追加して、受信料の月額は、国会が同條の規定により協会の収支予算を承認することによつてこれを定める旨を規定するとともに、附則に一項を設け、国会が受信料の額を定めるまでは、その月額を三十五円とする旨の経過規定を置くことにいたしたのであります。

第四十四條は協会の放送番組編集上の準則でありまして、その第三項はいわゆるラジオ・コードに相当する規定でありますが、諸般の角度から検討の結果、修正案におきましては、公安を害しないこと、政治的に公平であること、報道は事実を曲げないですること、意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすることの四原則をもつて規律することが最も適当であるとして、原案に対し所要の修正を施したものであります。なおこれとともに、前申し述べました通り、放送事業は民間放送といえども高度の公共性を帯びるものでありますから、協会放送に対して要求されるこのラジオ・コードは、民間放送に対してもまた要求さ

るべきものであるとの見解に立つて、修正案は第五十二條の次に一條を設け、前述の四原則を一般放送事業者に準用することにいたしました。

第五十條に関する修正は、協会解散の場合、残余財産は国に帰属することといたしまして、第四十八條の規定による免税の根拠を設けたものであります。

次に電波法案に対する修正案は、本則十六箇條、附則六項にわたつておりますが、その多くは立法技術上の理由に基く修正でありますので御説明を省略し、重要なるもののみについて申し上げることといたします。

第四十五條第三項は無線従事者国家試験の免除に関する規定でありますが、修正案は免除の條件の緩和をはかるとともに、場合によつては試験の全部を免除することができることといたし、第五十條第一項、船舶無線電信局の通信長の資格條件についても、実情にかんがみ若干緩和する修正を行つたのであります。

第七十一條は、電波監理委員会が公益上の必要により無線局の周波数または空中線電力の指定を変更する場合の規定でありますが、原案によりますれば、この変更は、当該無線局の目的の遂行に支障を及ぼさず、かつ無線設備の変更を要しないか、軽微な変更にとどまる場合に限られており、規定の運用上支障を生ずることが予想されますので、修正案は所要の修正を加えるとともに、変更によつて生じた損失は国が補償することとし、これに関する規定を追加いたしました。

第七十六條は無線局の運用の停止、制限及び免許の取消しに関する規定でありますが、原案においては、これらの処分をなす場合を電波法またはこれに基く命令、処分に違反したときに限つておりまするのを、放送法関係の違反の場合をも含めることに修正いたしました。

その他第百十二條、第百十三條の刑罰規定の一部の修正によりまして刑罰の軽減をはかり、附則に一項を加えまして、電波法施行後三年間、特定の近海区域においては、第二級無線通信士が主任として国際通信に従事し得る旨の経過規定を設くる等の修正を行いましたほか、附則第一項の施行期日を、公布の日から起算して三十日を経過した日と改めたのであります。この施行期日の修正は、法案審議の状況及び公布後の実施準備期間を考慮したものでありますが、放送法及び電波監理委員会設置法の施行期日はいずれも電波法施行期日と一致するようになつておりますことを念のため申し上げておきます。

以上、両法案に対する修正案の御説明を終つたのでありますが、委員会は同じく七日討論を行い、まず民主党を代表して川崎秀二君は、電波放送両法案に対する修正案及び修正部分を除く原案並びに電波監理委員会設置法案に対し賛成の意見を、共産党を代表して江崎一治君は反対の意見を、国民協同党を代表して今井耕君及び自由党を代表して中村純一君はいずれも賛成の意見を述べられたのであります。次いで日本社会党を代表して受田新吉君は、電波法案に対する修正案、同じく修正部分を除く原案並びに電波監理委員会設置

法案に対し賛成の意見を、放送法案に対する修正案及び原案に対して反対の意見を述べられ、引続き委員会は採決に入り、電波法案に対する修正案、同じく修正部分を除く原案、放送法案に対する修正案、同じく修正部分を除く原案、電波監理委員会設置法案の順序をもつて賛否を諮りましたところ、いずれも大多数をもつてこれを可決いたした次第であります。

これをもつて御報告を終ります。（拍手）

三、参議院電気通信委員長報告（四月二十四日）

○松野喜内君　只今議題となりました電波法案、放送法案及び電波監理委員会設置法案の電気通信委員会における審議の経過並びに結果について御報告申上げます。

先ず右三法案の提案の理由といたしますところは、最近における科学や技術の進歩に伴いまして、放送を含む電波の利用面の拡大は実に驚歎に値するものがあるにも拘わらず、電波行政に関する現行の基準法といたしましては無線電信法があるのみでありまして、その内容及び体裁において今日の実情に即し得るものではありません。電波の公平且つ能率的な利用を確保して、公共の福祉を増進し、又放送の健全な発達を図るためには、ここに新たに電波法及び放送法を制定いたしまして、現行の無線電信法を廃止して、且つ電波行政主管の官庁として新たに電波監理委員会なるものを設けるための電波監理委員会設置法を制定しようとするものであります。

次にその内容といたしますところは、先ず電波法案について申しますと、現行の無線電信法は行政官庁に対しての権限委任範囲が広きに過ぎましたので、これを国民の手に移し、民主的なものとして、その権利や自由の保障を定めたこと、及び我が国が昨年国際無線電信條約に加入いたしましたことに伴いまして、條約の要求を満たすような内容を盛り、又公衆通信事業の経営の準則規定と監督の行政規定とを分離いたしまして、その行政面の規定のみをこの法案に規定しておるのであります。この法案によつて、従来事実上日本放送協会の独占となつておりました放送事業が民間に開放されることになるのであります。又放送法案におきましては、放送を国民全体のためのものとするために、社団法人日本放送協会を解散いたしまして、これを公共的色彩の強力なる法人に改め、放送が全国どこにおいても聴き得るようにすることの使命を與え、同時にこれに対応して保護と監督をいたすこととといたし、新たに誕生いたしまする民間放送と相待つて、放送の健全なる発達を期しているのであります。

又電波監理委員会設置法案におきましては、電波行政の主管庁を事業官庁から分離しまするとと同時に、その組織を合議体である委員会制といたしまして、その民主化を期しているのであります。以上が提案の理由並びに内容の大要であります。

右のうち放送法案につきましては、すでに一昨昭和二十三年六月、第二回国会におきまして、政府から一案が提出されまして、これが予備審査のために当時の通信委員会に付託され、第二回国会終了後も継続審査に付せられた経緯があるのであります。その後、政府におきましては、関係官を米国に派遣するなどいたしまして、一段とその内容の精査を遂げまして成案を得、昨年十二月下旬本国会に提出の運びとなつた次第であります。十二月二十三日、この三法案が付託されまするや、電気通信委員会におきましては、大島前委員長を初め委員一同は、本法案の異期的重要性に鑑みまして審査に遺漏なきを期し、委員会及び打合会を開くこと実に二十四回に及びました。その間におきまして、委員は各地の世論並びに事業運行状況の実地調査、或いは公聽会の開催又は関係者よりの意見聽取など行い、又内閣委員会及び文部委員会との連合審査、或いは水産委員長の発言などを得まして、各委員はいずれも熱心に詳細なる質疑をいたされ、文字通りの愼重審議をいたしたのでありました。その詳細は速記録によつて御承知を願うことといたし、ここにはその質疑応答の大要のみを申上げたいと存じます。

先ず電波法案について申上げますと、この法案は衆議院において十九ヶ條に亘つての修正の上、送付と相成つたのでありますが、その修正点はいずれも当委員会においても問題となつたところであります。その質疑応答の大要を申上げますと、先ず従来期間の定めのなかつた無線通信士の免許の有効期間を五ヶ年と限つているが、これは医師、薬剤師その他には制限がないのに比べて苛酷ではないかとの質疑がありました。これに対しまして政府から、無線技術は日進月歩の発達をいたしていることであり、又国際條約も五年ごとに改定されることでもあるから、この制限を付けたのである、尚、他にも期間の定めのあるものもあるとの答弁がありました。次に電波監理委員会規則で定める船舶無線局要員の定員と船舶職員法による定員との関係如何との質疑に対しましては、船舶職員法では專ら船舶の安全のために要する最低の人員を定め、電波監理委員会規則では無線通信全体の取扱の見地から定められるわけであるとの答弁がありました。次に無線局の免許の有効期間は五年以内となつているが、小さな漁船などについては手続が煩わしいから無期限にしたらどうかとの質問に対しては、無線関係の国際條約は五年ごとに改定され、従つて設備條件なども変つて来るので、その機会に免許の再検討をしたい趣旨であり、又更新の手続はでき得るだけ簡素化し、漁船などについては葉書一本でできるようにしたいとの答弁がありました。その他、免許又は檢査の手数料、通信士の受験資格、試験科目、罰則並びに二級通信士の通信可能区域の問題などについて詳細綿密なる質疑応答がありました。

次に放送法案につきましては、この法案も十九ヶ條に亘つて衆議院修正と相成つたのでありますが、これはいずれも当委員会において問題となつていたところであります。その審査の大要を申上げますと、先ず新たに発足する放送協会に対しまして、協会の放送を聽き得る受信機を施設した者は協会と受信契約を結ばなければならないこと、協会は三十億円までの放送債券を発行し得ること、協会には所得税及び法人税を課さないこと、及び協会は土地收用をなし得ること等は、余りに保護が厚過ぎるのではないかとの質問に対しまして、政府の答弁は、協会は公共の福祉のためにあまねく全国において受信できるように放送を行う義務を有するものであるが、営利

業務を禁止されているので、施設の整備拡充、業務の遂行等に要する財源を確保するためには、このような規定が必要であるし、又三十億円限度の起債権及び所得税、法人税の免除、土地收用の権限の附與等は、この法人が公社のような特別な公的性格を有する点及びその目的とするところから見て必要であり、又これらの特権の半面、これに対応する制約が付いているということでありました。又放送協会に対して干渉が強過ぎる、即ち聽取料金を法律で定めること、又は毎事業年度の收支予算、事業計画、資金計画は国会の承認を要し、又業務報告その他は国会まで提出されるし、更にその会計は会計檢査院がするなどのことは、国営事業でないことに照らして行き過ぎではないかという質問がありましたに対しまして、協会に対してできるだけの経営の自主性を持たせることは望ましいが、公共性の強い、而も聽取契約の強制が認められる協会に対して、相当程度の国民的干渉のあることが妥当であるとの答弁でありました。以上の点は委員会におきまして活発な質疑が行われましたのみならず、公聽会におきましても、地方世論、新聞論説又は記事等におきましても、活発に取上げられた問題であることを申上げて置きます。又我が国の放送受信機の水準は極めて低いから、折角民間放送ができてもこれを分離して聽くことができない、従つて広告料で経営する民間放送なるものは成立たないことになりはしないか、又受信機の水準を高めるために、放送協会に入る料金のうちから或る程度の額を受信機業者に割いて研究費用に当てるようにしたらどうか、又テレビジョンその他の技術研究指導については如何なる方策を考えているかとの質問に対しては、現在の受信機水準を対象として、全国で三十局、大都会で二局新設されても分離して聽くことができる。又受信機水準の向上及び技術の研究指導等については、研究機関の相互協力その他具体的構想を練りつつあるとの答弁がありました。更にこの法案全体を通じて民間放送について言及するところが非常に少いが、民間放送を育成するつもりはないのかとの質問に対しては、民間放送局は広告料收入に頼るだけであるから、最初の程は赤字であろうが、年を逐うに従つて漸次黒字になつて行くものと予想される、又法律の條文の少いのは、最初はできるだけ自由に活躍させてみて、その後の必要に応じて規定を作つて行くのがよいと考えたからであるとの答弁がありました。その他訂正放送又は広告放送等について、或いは協会の行う受信機修理業務、経営委員会の性格及び委員の選び方について、或いは初代の協会会長の選び方などについて、或いは放送債券発行に関する政府の配意などについて、詳細に亘つて各委員から熱心な質疑が行われました。

次に電波監理委員会設置法案について申上げますと、委員会を電気通信省から分離して総理府の外局とする理由如何との質疑に対しまして、電気通信省が一方で電波を使つて通信事業を行い、他方で電波の行政を行うことは適当でないし、又電波は数省に関係があるから、その行政を総理府の外局の所管にいたしたのであるとの答弁でありました。その他、委員の選定方法、委員の待遇及び兼職、審理官の身分待遇などについて詳細な質疑がありました。

四月二十一日、以上の三法案に対して質疑を終了いたし、討論に入りましたところ、民主党の小林委員から、放送法案につきまして、放送協会の行うラジオ受信機修理業務、その他三ヶ條に亘つて修正をいたして原案賛成、電波法案には無線従事者の免許有効期間に制限を付する第四十四條及び第四十五條、並びに第四十條、第五十條など、余りに苛酷な点が多いから反対、又電波監理委員会設置法案は現下の諸情勢から見て止むなく賛成するとの意見が述べられ、自由党の大島委員から、電波法案につきまして施設の定期檢査料金を軽減することの修正をいたして、原案賛成、又放送法案につきましては小林委員提出の修正案に賛成、電波監理委員会設置法案につきましては原案賛成の意見が述べられ、又労働者農民党の千葉委員から、電波法案は無線従事者の免許期間の制限その他によつて従事者に苛酷であること、放送法案は、新放送協会の経営委員会が極めて微力なものとなり、官僚統制の強化及び協会理事者の独善に堕する可能性があること、電波監理委員会設置法は、委員長を内閣総理大臣の任命としていることなどの理由を以て、三法案すべて反対であるとの意見を述べられ、又緑風会の尾崎委員から、公共放送と民間放送の限界点が不明確であり、又我が国のラジオ受信機の水準の低い現状からして、民間放送が経済的に成立つことは困難である、従つて本案は見せかけの放送民主化であつて、甚だ不満であるが、今日の一般情勢は放送について一時期を画することを希望しているから、ラジオ受信機の水準向上について当局の強力な措置を熱望して本案に賛成、又他の二法案については賛成との意見が述べられ、又日本社会党の中村委員から、電波法案は無線従事者を圧迫するものであり、放送法案は、法案第一條に規定している放送の民主化のためには放送協会を改組拡充すれば足りること、協会の性格及び国会との関係が明確でないこと、又電波監理委員会設置法案は官庁機構の屋上屋化であるとの趣旨を以て、三法案とも反対の意見が述べられたのであります。かくて討論を終え、採決に入りましたところ、電波法案及び放送法案については、それ〴〵大島委員及び小林委員提出の修正案及びその修正を除く原案を多数を以て可決し、又電波監理委員会設置法案は原案通り可決すべきものと多数を以て決定した次第であります。

以上を以ちまして電気通信委員会における三法案に対する審議の経過並びに結果の御報告といたします。（拍手）

◎電気通信省設置法の一部を改正する法律（昭和二五、五、二、法一三四）

一、提案理由（二月十五日）

○小澤国務大臣　ただいま上程されました電気通信省設置法の一部を改正する法律案につきまして、之の提案理由を簡単に御説明いたします。

このたびの改正理由は、電気通信省の附属機関である電気通信調整審議会を廃止する必要を生じたことであります。この審議会は、主として電気通信に関する機器、設備及び工事の統制を実施するた

電気通信省設置法の一部を改正する法律

電気通信省設置法の一部を改正する法律

めに設置されたものでありますので、以下この統制の沿革を簡単に御説明いたします。

昭和二十一年十月、当時の経済状態に即応し、電気通信を一元的に調整するために、逓信省に電気通信委員会を設置して、臨時物資需給調整法に基き資材を中心とする通信機器、設備及び工事の統制を実施することとなり、事務局を逓信省に置き、同年十一月に発足いたしたのであります。翌二十二年七月、この事務局は経済安定本部に通信局として吸収され、電気通信委員会を諮問機関として、一層強力に統制を継続いたしました。翌二十三年一月には経済安定本部訓令として、電気通信施設整備に関する措置要領が制定され、同年の三月にはこれに基き電気通信施設工事施行に関する規則、及び電気通信機械割当規則の制定を見、同年五月まで、これらの法令による統制が行われたのであります。これが同年六月逓信省の二省分離を機会に、電気通信省の付属機関として電気通信調整審議会が設置され、この統制を引継ぐこととなり、その事務を官房調整課で行うこととなつたのであります。昨年十月経済の復興による生産の向上と、均衡財政の実施により、資材の需給関係が緩和され、資材の入手にはほとんど困難を感じなくなつたので、この状態に応じて、電気通信調整審議会による電気通信の統制も撤廃することに決定し、関係方面の了解を得たのであります。

なおこの改正とあわせて、さきに提出いたしました電波監理委員会設置法案において、電波監理業務を電波監理委員会に移管する必要があるため、電気通信省設置法の一部を改正することとして提出したのでありますが、今日電波監理委員会設置法案附則からこれ等の規定を削除し、この法案に吸収して電気通信省設置法の一部を改正する法律案を、ここに提出いたした次第であります。何とぞ御審議の上、すみやかに可決あらんことをお願いする次第であります。

二、衆議院内閣委員長報告（三月二十八日）

○小川原政信君　ただいま議題となりました電気通信省設置法の一部を改正する法律案、新聞出版用紙の割当に関する法律の一部を改正する法律案、運輸省設置法等の一部を改正する法律案、外務省設置法の一部を改正する法律案、総理府設置法の一部を改正する法律案及び審議会等の整理に伴う厚生省設置法等の一部を改正する法律案について、内閣委員会の審査の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

まず電気通信省設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案において改正せんとするおもなるものは二点でありまして、その一つは電気通信に関する機器設置及び工事の統制を実施するために設けられたものでありますが、経済の復興による生産の向上等によりまして、近来ようやく資材の需給関係が緩和され、資材の入手にはほとんど困難を感じなくなりましたので、この統制を撤廃することといたし、従つてこの審議会を廃止せんとするものであります。他の一つは、従来電波監理業務は電気通信省の外局たる電波庁がつかさどつて参つたのでありますが、今回電波庁を廃して、新たに委員会形態による電波監理委員会を総理府の外局として設置することと相なりましたのに伴い、これが関連規定を電波監理委員会設置法に移すこととして、これを電気通信省設置法から削除せんとするものであります。本案は、以上申し述べました二つの趣旨から所要の改正を加えて、電波監理委員会設置法施行の日からこれを施行しようとするものであります。

次に新聞出版用紙の割当に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は新聞出版用紙の割当制度を明年三月三十一日限り廃止する旨を定めたものであります。新聞出版用紙の割当は、臨時物資需給調整法に基き本法律によつて実施されて参つたのでありますが、近来用紙の生産事情が好転して、その需給関係が著しく改善されて参りましたので、事業の特殊性にもかんがみまして、なるべくすみやかに統制を撤廃して、新聞出版活動を本来の自由な状態に復せしめたいというのが政府の念願でありましたところ、基本法たる臨時物資需給調整法の存続期限が明年三月三十一日までと改正されることと相なりましたので、この際一応本法律の存続期限を形式的にこれと一致せしめて、その実施法的性格を明らかにするとともに、今後の事態に応じ機宜の処置をとらんとするものであります。すなわち附則に改正を加え、本法律は昭和二十六年四月一日にその効力を失うこととし、公布の日からこれを実施しようとするものであります。

次に運輸省設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

電気通信省設置法の一部を改正する法律

本案において改正を加えんとするおもなる点は、第一に、運輸省の附属機関たる船舶試験所を廃止して、運輸に関する総合的試験研究機関として新たに運輸技術研究所を設置しようとするものであり、第二に、行政機構の簡素化の立場から、同省に設置されてあります参与制度並びに附属機関たる特別地区船員職業安定審議会を廃止し、第三に、国家行政組織法の別表二のうちの運輸省関係について不備な点を改正しようとするものであります。すなわち、従来運輸関係の試験研究機関としては、船舶につきましては船舶試験所、鉄道、軌道等につきましては鉄道技術研究所があつて、それ〴〵の部門を担当して参つたのでありますが、鉄道技術研究所は、昨年六月、日本国有鉄道の発足とともに、これが研究機関として移管せられ、もつぱら同鉄道の日常業務遂行上必要な試験研究だけを行うこととなりましたため、政府としましては、民有の鉄道、軌道等をも含め、広く鉄道、軌道関係の試験、研究を行う機関が必要となつて参つたのであります。しかるに、運輸交通機関の基礎的研究においては、その基礎工学を初め、発動機、材料等各般にわたつて共通する部面が幾多ありますので、この際船舶試験所並びに港湾局の港湾技術研究課を統合するとともに、日本国有鉄道の鉄道技術研究所の一部を吸収して、新たに運輸に関する総合的試験研究機関としての運輸技術研究所を設け、船舶、鉄道、軌道、索道、無軌條電車、自動車及び港湾等に関する設計、試験、調査並びに研究を行い、もつて世界の水準から遅れましたわが国のこの方面における技術の向上

発達をはからんとするものであります。なおこの研究所においては、事務に支障のない限り官庁、民間からの委託に応じて試験、研究等を行い得ることといたしておるのでありますが、東京都に設けられます本所には、所長のほかに次長三人を置くと同時に、大阪市及び八幡市にそれぞれ支所を置き、本所及び支所の内部組織は運輸省令で定めることといたしておるのであります。

次に、運輸省参與は省務に参與させるために設けられた制度であり、また特別地区の船員職業安定審議会は、船員職業安定法に基き、同法の定める特別地区の船員の職業安定に関する重要事項を調査審議するために設けられたものでありますが、これらは今日まで実際には運用されておらず、また当分その必要も認められませんので、これらを廃止しようとするものであります。

国家行政組織法の別表二の改正につきましては、もつぱら形式の整備にとどまりますので、特に申し上げるまでもないと存じます。

本案は、以上諸点のほか関係條項に所要の改正を加え、四月一日からこれを施行しようとするものであります。

次に外務省設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案において改正せんとするおもなるものは二点でありまして、その一つは、行政機構簡素化のため中央連絡協議会並びに出入国管理連絡協議会を廃止するとともに、在外公館借入金整理準備審査会法に基く在外公館等借入金整理準備審査会を設けようとするにあります。他の一つは、連合国軍民事機構の改組に対応して新たに関東

連絡調整事務局を設置するものであります。すなわち、昨年行われました府県単位の民事部の廃止に伴いまして、関東地方民事部の重要性がとみに加わつたのでありますが、これに対応して新たに関東連絡調整事務局を設置し、これをして関東地方民事部との連絡に当らせようとするものであります。

なお附則において、関係法令の整理を行い、かつ公布の日から施行すべき旨を定めておるのであります。

本案は、予備審査のため、一月二十六日、本委員会に付託され、ただちに政府の説明を聞き、外務委員会とも連合審査会を開いて審査を進めて参つたのでありますが、三月二十四日参議院の送付を受け、あらためて本委員会に付託されたのであります。

本案は、参議院において、政府提出案に対し、設置法の中の機関については設置することを示すと同時に、その組織、権限、所掌事務に関する規定を同法の中に置くことの例に従つて、在外公館等借入金整理準備審査会に関しては在外公館等借入金整理準備審査会法の定めるところによる旨の規定が加えられることの修正が行われておるのであります。

次に総理府設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、行政機構の簡素化をはかるため、総理府の附属機関として設置されてあります各種審議会の整備を行わんとするものであります。すなわち、交通事業調整審議会は、陸上交通事業の調整上必要な事項を調査審議するため設けられたものでありますが、終戦後は、ほとんどその活動を停止しておる状態であり、地方制度調査会は、新憲法の制定に即応して地方自治制度の根本的改革をはかる必要から設けられたものでありますが、すでに答申の完了によつて本会の使命は大体終了しており、また地方税審議会は、地方税法に基き地方税に関する審査を行うために設けられたものでありますが、シャウプ勧告によつて地方税制は根本的に改革されることと相なり、これに伴つて新たな構想のもとに設置されます新たな機関がその機能を受継ぐことになりましたので、これら三つの審議会を廃止しようとするものであります。

次に中央青少年問題協議会を新たに附属機関に加えようとするものでありますが、この協議会は、第五回国会における衆参両院の決議に基き、青少年の指導、保護及び矯正に関する総合的施策を樹立し、その適正な実施をはかるため、昨年六月閣議決定をもつて内閣に設置されたものでありまして、爾来、青少年問題に関し総合的な対策を樹立して政府に答申いたしましたばかりでなく、対策の実施にあたりましても種々適切なる助言を與える等、すこぶるその機能を発揮して参つたのであります。青少年の不良化、犯罪化の傾向のきわめて憂うべき状態にあります現状にかんがみまして、同協議会に法的根拠を與え、その機能を一段と発揮させようとするものであります。

本案は、以上の趣旨から関係條文の整理を行い、四月一日から施行しようとするものであります。

次に審議会等の整理に伴う厚生省設置法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、行政機構の簡素化をはかるため、厚生省の附属機関として設置されてあります三十七の各種審議会を整理統合して、これを二十一に減じようとするものであります。すなわち、国民体力審議会、国立公園地方審議会、中央温泉審議会、理容師養成施設指定協議会及び医薬制度調査会を廃止し、医師国家試験審議会、医師国家試験予備試験委員及び医師試験審議会に、歯科医師国家試験審議会、歯科医師国家試験委員及び歯科医師国家試験予備試験委員を歯科医師試験審議会に、医師実地修練審議会及び歯科医師実地修練審議会を医師、歯科医師実地修練審議会に、保健婦助産婦看護婦試験審議会及び保健婦助産婦甲種看護婦国家試験委員を保健婦助産婦看護婦審議会に、医療機関整備中央審議会及び診療報酬審議会を医療審議会に、健康保険審議会、厚生年金保険審議会及び船員保険審議会を社会保険審議会に、また中央社会保険診療協議会及び社会保険診療報酬算定協議会を中央社会保険医療協議会に、健康保険審査会、厚生年金保険審査会及び船員保険審査会を社会保険審査会にそれぞれ統合し、さらに衞生統計協議会を厚生統計協議会に、国立公園中央審議会を国立公園審議会に、栄養士試験審議会を同審査会に、また医療団清算管理協議会を同監理協議会にそれぞれ改称するとともに、新たに死体解剖資格審査会を加えることとして、附属機関の表並びに関係法律に所要の改正を加え、本年四月一日からこれを施行しようとするものであります。

電気通信省設置法の一部を改正する法律案は二月十日、新聞出版

用紙の割当に関する法律の一部を改正する法律案は三月十四日、運輸省設置法等の一部を改正する法律案は三月二十二日、外務省設置法の一部を改正する法律案は三月二十四日にそれ〴〵本委員会に付託され、また総理府設置法の一部を改正する法律案並びに審議会等の整理に伴う厚生省設置法等の一部を改正する法律案は、予備審査のためそれ〴〵三月十四日、三月十六日、本委員会に付託されましたが、三月二十七日参議院の送付を受け、同日あらためて本委員会に付託されたのであります。

以上各法律案の付託を受くるや、本委員会は、それ〴〵について、ただちに政府の説明を聞き、質疑を行い、愼重に審査の結果、三月二十七日、これら六法律案を一括して討論採決の結果、多数をもつていずれも原案の通り可決いたした次第であります。

以上御報告申し上げます。(拍手)

三、参議院内閣委員長報告(四月二十四日)

○河井彌八君　電気通信省設置法の一部を改正する法律案、これの内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申上げます。

本案に規定してありますところの改正点は三つあります。第一は、只今本院で可決せられました電波監理委員会設置法の制定に伴いまして、これまで電気通信省で所掌しておりました電波管理業務が全部電波管理委員会に移管せられることになりましたので、電気通信省の外局の電波庁が廃止せられまする外、電気通信省設置法の規定中、これらの電波管理業務に関するすべての規定が削除せられることになつた点、これがその一つであります。第二の点は、従来電気通信省の附属機関として置かれておりました電気通信調整審議会、これは昨年十月経済の復興による生産の向上と均衡財政の実施によりまして、電気通信関係の資材の需給関係が緩和せられまして、資材の入手も殆んど困難を感じなくなりました現状に鑑みまして、この審議会による電気通信施設の統制の必要がなくなつたのでありまするから、ここに、この審議会を廃止せんとするのであります。第三点は、この法律は電波監理委員会設置法施行の日から施行するということになつておる点であります。

本案の審査につきましては内閣と電気通信の連合委員会を開きますこと一回、内閣委員会を開会すること三回でありまして、その結果は全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました。

この審査によつて明らかになつた事項数点を御報告申上げて置きます。その第一点は、電波管理行政をば電気通信省から切り離して総理府の外局といたし、新たに設けられるところの電波監理委員会をしてこれに当らしめることの当否につきましては、只今も御議論がありました通り、電気通信委員会において相当御議論があつたと思われるのでありますが、内閣委員会におきましてもこの点が議論の中心となつたのであります。政府におきましては、この問題につきまして、今日電波の利用は非常に多岐多様になつて参つておるので、この電波を最も公平に且つ有効適切に利用させることが必要であつて、それがためには、電波の大量の利用者であるところの電気通信省が他面において電波管理行政の監督者であるということは妥当でないという見地を明らかにいたしました。従つて電波の利用という面から全然離れた一つの部局、即ち総理府の一つの外局として電波監理委員会を設けて、これに電波管理行政を行わしめるのが適当であるということを申したのであります。本案のように改正する理由としてこの点が最も強く論議せられたのであります。尤も従来電気通信省が電波管理行政を行なつておりました場合に、電波の取扱について不公平があつたとか、或いは妥当を欠いたとかいうようなことは、そういう事実はなかつたのでありまするが、こういう誤解を避けるためにも、やはり電気通信省から電波管理行政を切り離すということが適当であるという見解でありました。第二点におきましては、外局の電波庁が廃止せられまして、その実体は電波監理委員会に附置せられるところの電波監理総局に移ることになるのでありますが、行政機関定員法で以て現在電波庁の定員となつております三千八百二名がそのまま電波監理総局の定員に移ることになるのでありまして、従つて電気通信省の定員はそれだけ減少することになるのであります。第三の点は、電気通信調整審議会の廃止に伴いまして、この審議会の事務に従事しておりました大臣官房調整課が廃止せられることになりますが、この調整課は電気通信省の各部局の職員の差繰りで以て従来その事務を行なつて参つたのでありますから、この課の廃止によりまして別に定員には影響がないということが明らかにされたのであります。

委員会は質疑応答を重ねました結果、大体政府が本案によつて電波管理行政の機構について改革せんとする意のあるところを了承いたしまして、そうして討論に入りまして、三好委員から、本案は電波監理委員会設置法と関連する点が極めて多い。そうしてこれは厖大な機構を持つておるのであつて、これを総理府の外局として設置することの適当であるかどうかという点については、今終局的な結論を下すことは困難であるが、政府において将来行政機構の改革の機会にこれらの問題を十分に検討することを希望するという意見を付して本案に賛成したのであります。かくして本案について採決の結果、委員会は全会一致を以て可決すべきものと議決した次第であります。(拍手)

◎国家公務員共済組合法の一部を改正する法律(昭和二五、五、二、法一三五)

一、提案理由(四月十九日)

○河野(一)政府委員　ただいま議題となりました国家公務員共済組合法の一部を改正する法律案の提出の理由について御説明申し上げます。

国家公務員共済組合法は、昭和二十三年の第二国会において成立いたしまして、法律第六十九号をもつて同年七月一日から施行されておりますが、その後の諸般の情勢の変化と実施の実情とに顧みまして、今回その一部について所要の改正を加えようとするものでございます。

次にその主要な改正点について御説明申し上げるのであります

国家公務員共済組合法の一部を改正する法律

が、まず第一の改正点は、共済組合の長期給付における既給年金受給者に対する年金額の増額であります。昭和二十三年六月末日以前に発生いたしました既給年金は、昨年第五国会において成立いたしました国家公務員共済組合法の一部を改正する法律第百十八号等によりまして、恩給受給者と同様、おおむね三千七百円水準まで引上げられ現在に至つておりますが、その後一般給與水準の改訂もあり、既給年金受給者の生活の実情等をも勘案いたしまして、これを昭和二十五年一月分以降六千三百円水準まで引上げることといたしたのであります。この点は恩給と同様な取扱いをいたそうとする次第であります。

第二の改正点は、法務府設置法の改正等に伴いまして、組合の設置区分を行政機構に即応するよう改める等、組合の設置区分について若干の改善を加えようとするものでございます。

第三の改正点は、組合が行う事業に対する非課税の範囲を若干拡張いたしますとともに、これに伴つて必要といたします條文の一部整理を行うものであります。

なお最後に、この法律案の実施に要する費用、すなわち既給年金者に対する年金額の引上げ措置による組合所要財源の増加は、国庫の負担といたすものでありますが、この費用につきましては、すでに成立いたしました昭和二十五年度予算に所要額を計上いたしてある次第でございます。

次は予算執行職員等の責任に関する法律案について、提案の理由御説明を申し上げます。

従来から現金または物品の出納保管をつかさどる出納官吏については、善良なる管理者の注意を怠り、その保管にかかる現金または物品を亡失、毀損したときは、弁償の責めを免れることができないものと会計法上規定されておりましたが、直接現金または物品の出納保管をしない、いわゆる歳出の命令系統に属する予算執行職員の不当行為に関しましては、特別な弁償責任の規定はなかつたのでございます。これは予算執行の事務が、現金または物品の出納保管の事務のように単純な会計事務でない関係から、それに関して特別な責任を課しますと、種々のむずかしい問題が派生することが予想され、かねてから論議の対象とはなつておつたのでありますが、今まで実現し得なかつたものでございます。ところが終戦後の予算執行の状況に顧みますと、職員の非違行為に基く損害の発生が増加し、このため会計検査院から不当であるとして批難される事項が、積年増加の傾向におるのであります。国民の租税を主たる財源といたします国家財政におきまして、かくのごとき不当経理の多いことは、はなはだ遺憾にたえないところでございます。そこで予算執行職員が法令または予算に違反した支出等の行為をすることを防止し、予算執行の適正を期するため、当該職員に対する弁償責任等の制度を確立することが、当面の急務となつた次第でありまして、これがこの法律案を提出いたした根本の理由であります。

次に本案の要点を申し上げますと、まず第一に、この法律の適用を受けます職員の範囲でありますが、これは支出負担行為担当官、同認証官、支出官、資金前渡官吏、繰りかえ拂い等出納命令官、これらの者の代理官及び分任官、以上の者の事務を取扱う都道府県の吏員、並びに以上の者からその補助者としてその事務の一部を処理することを命ぜられた職員でありまして、その職務の範囲は、これら職員の行う予算執行の職務でございます。

第二に、弁償責任の要件は、故意または重大な過失により法令または予算等に違反して支出等の行為をしたために、国に損害を與えた場合でありまして、責任者が複数すなわち多数の場合は、損害の発生に寄與した程度に応じて、個別的に弁償責任を負うことになるのであります。

第三に、弁償責任の検定、弁償命令及び再検定に関しましては、弁償責任の有無と弁償額の検定は会計検査院が行いまして、弁償命令は任命権者が行うものであります。また各省各庁の長は、検定前におきましても弁償命令を発することができますし、後に弁償責任がないとの検定がなされましたときは、利息に相当する加算金を付して、既納にかかる弁償金を還付するのであります。また再検定は、請求があるときは、五年までの間において会計検査院がしなければならないものでありまして、請求があつたときは、口頭または公開審理を行い、陳述または書面による意見開陳の機会を十分保障することといたしております。

第四に、懲戒処分の要求は、国に損害を與えた場合は、故意または過失によつたことを條件に、また国に損害を與えなかつた場合には、故意または重大な過失によつたことを條件にいたしまして、会計検査院がその職員の任命権者に対して、その要求をすることができるのでありまして、懲戒処分をするかいなかは、任命権者の自主的判断にゆだねることにいたしておりますが、任命権者は懲戒処分をすることが適当であるかどうかを調査いたしまして、これについて適当な措置をいたしますとともに、その結果を会計検査院及び人事院に通知する義務を負うのであります。反面、会計検査院もみずからなした要求が不当であると認めますとき等においては、その要求を取消さなければならないことになつておるのであります。

第五に、事前審査及び弁償責任の減免等に関してであります。事前審査につきましては、会計検査院の事前審査を受けて行いました支出等の行為につきましては、有責任の検定も懲戒処分の要求もすることができないのでありまして、この場合におきましては、法令または予算に定める事項の解釈については、大蔵大臣が意見の表示をし得る道を開き、弁償責任の減免については、国会の議決に基かなければならないものとし、また上司から不当な要求を受けてなした、予算執行職員の本意でない行為についての弁償責任は、その命令をした上司が負うものとする保護規定を設けようとするものであります。

第六に、公団等の予算執行職員にもこの法律の規定を準用せしめ、また公団の出納職員には、新たに国の出納官吏と同様の弁償責任を課することといたしております。

最後に、これらの問題の及ぼす重要性にかんがみまして、この法律による重要な決定事項は、会計検査院において検査官会議に付議し、検査報告に記載して国会に報告しなければならないこととする

等、会計検査院法の一部を改正するための條文を附則に置いております。

以上の理由と内容によりましてこの法律案を提出いたしました次第であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことを希望いたします。

二、衆議院大蔵委員長報告（四月二十五日）

○小山長規君　ただいま議題となりました国家公務員共済組合法の一部を改正する法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果につき御報告申し上げます。

この法案は、国家公務員共済組合から現在年金を受けておる人たちの生活の実情にかんがみまして、その年金額を改正するとともに、組合の設置区分を変更し、その他の取扱いについて所要の改正を行うために提案されたものであります。

この法案の要点は次の三点でありまして、第一は、現在の年金受給者に対する年金額を、三千七百円ベースから、本年一月分以降六千三百円ベースまで引上げることであります。第二は、法務府設置法の改正等に伴い組合の設置区分を行政機構に即応するように改める等、組合の設置区分について若干の改善を加えておるのであります。第三は、組合の行う事業に対する非課税の範囲を若干拡張するとともに、これに伴う所要の條文整理を行つておるのであります。

この法案は、四月十八日、本委員会に付託されまして、翌十九日、政府委員より提案理由の説明を聴取し、同日より数日にわたり各委員より熱心なる質疑が行われ、政府委員よりそれ〴〵答弁がありましたが、特に旧陸海軍共済組合年金の不合理を是正してもらえないかとの質疑に対しては、池田大蔵大臣より、なるべく近いうちに実現するようできるだけ努力するとの答弁がありました。また旧八幡製鉄所共済組合員に対する年金については、従来政府負担は不可能と思つておつたが、あらためて研究の上善処するとの答弁がありました。なお質疑応答の詳細については速記録に譲りたいと思います。

次いで二十二日、討論を省略して採決をいたしました結果、起立総員をもつて本案に原案の通り可決いたしました。

以上御報告を申し上げます。

三、参議院大蔵委員長報告（四月二十九日）

（富裕税法の委員長報告と一括して掲載）

◎租税特別措置法等の一部を改正する法律（昭和二五、五、一二、法一三六）

一、提案理由（四月十八日）

○水田政府委員　ただいま議題となりました租税特別措置法等の一部を改正する法律案について、提案の理由を御説明いたします。

わが国の経済を急速に復興し、その健全な発展をはかるためには、外資と外国技術の適正な導入をはかることが緊急不可欠であることは、言うまでもないところであります。先般御審議を願いました税制改正の諸法律案におきましても、かかる配慮を織り込んでいるのでありますが、なお一層この目的に沿うよう、所得税課税上の特別措置を講ずることが必要であると考えるのであります。ただかかる課税上の特別措置は臨時的のものである点を考慮しまして、これを租税特別措置法に規定するのが適当であると認め、ここに本改正法律案を提案することといたした次第であります。なおこのほか所得税法及び法人税法の改正、富裕税の新設等に伴いまして、所得税、法人税、富裕税等の課税標準等の特例の改正、または新設を行うことといたしているのであります。

次に本法律案の内容について申し上げます。最初に外資導入等の場合における所得税上の特例について、御説明いたします。

この特例は、日本経済の復興を達成するために必要な長期的な外国投資と、日本経済の復興と健全な発展のために、外資または外国技術の導入を必要とする事業の活動に必要な、特定の個人を優遇するという考え方に立つているのであります。

すなわち第一に、外国在住の個人等が適法に外貨で獲得したわが国の公社債の利子所得に対する源泉所得の税率を、当分のうち通常の場合の百分の二十の半分、すなわち百分の十とすることとしているのであります。

第二に、外資または外国技術の導入を必要とする重要産業を営む法人で、外資による投資額が一億円以上のものに勤務する者で、わが国に一年以上居所を有してはいるが、住所を有していないものの昭和三十年分までの給與所得または退職所得につきましては、三百五十万円を最高限度として、その収入金額の五割を控除して計算することとしているのであります。外資または外国技術の導入を必要とする重要産業の種類は、日本経済の健全な発展をはかるために不可欠な発電業、鉄鋼業等の重要産業に限定し、今後の外資の導入状況等を参考としつつ、大蔵大臣が外資委員会に協議して定めることとしているのであります。またわが国の技術水準の状況等にかんがみまして、右の場合のほか、重要産業を営む法人の技術者で、わが国に一年以上居所を有してはいるが、住所を有していないもののうち大蔵大臣の指定するものは、この課税上の優遇措置を受けられることにしているのであります。

第三に、外資の導入を容易ならしめるために、その事業活動の結果、右に述べた重要産業を営む法人の事業活動を容易にし、外資の適正な導入が促進されることとなる事業を営む法人に勤務するもので、わが国に一年以上居所は有してはいるが、住所を有していないものの昭和三十年分までの給與所得または退職所得につきましては、同じく三百五十万円を最高限度として、その収入金額から五割を控除して、所得税を課税することとしているのであります。

また外資の導入を容易ならしめるために、その事業活動の結果、右に述べた重要産業を営む外資法人の事業活動を容易にし、外資の適正なる導入が促進されることとなる自由職業を営むもので、わが国に一年以上居所を有しているが、住所を有していない者の昭和三

十年分までの事業所得につきましても、同様の措置を講じているのであります。

右の法人の事業及び自由職業の種類は、大蔵大臣が外資委員会に協議して定めることとしているのでありますが、現在のところ銀行業、弁護士業、公認会計士業等を予定しているのであります。

なお、わが国の文化を振興することも急務と考えられますので、外国知識等の普及をはかるため、この特例とあわせて新制高等学校以上の教員及び牧師その他宗教の布教に従事する者で、わが国に一年以上居所を有してはいるが、住所を有していない者の昭和三十年分までの給與所得または退職所得につきましては、三百五十万円を最高限度として、その収入金額の五割を控除して所得税を課税することとしているのであります。

なお、現在外国人の非円通貨からなる所得については、所得税を課税していないのでありますが、この取扱いは近く廃止される予定であります。この場合における急激な負担の増加を避け、経過的な措置といたしまして、次の措置を講ずることとしているのであります。すなわち、わが国に一年以上居所を有してはいるが、住所を有しない者で、この措置実施前において、合法的にわが国で非円通貨所得を有していた者、及びこの措置実施後に合法的に入国した者に限り、その者の昭和二十五年分及び昭和二十六年の所得につきましては、三百五十万円を最高限度として、その総所得金額の五割を控除して計算することとしているのであります。

最後に、わが国に一年以上居所を有してはいるが、住所を有していない者の給與所得または退職所得につきましては、昭和二十五年度から五年間だけは、外国において支拂いを受ける金額は、原則として合算しないこととしているのであります。ただ弊害が生じないようにするために、本国からの送金額は、外国で支拂いを受けた給與金額に達するまでは、これをわが国で支拂われた給與金額に合算し、なお、わが国で支拂われた給與額が、わが国におけるその者の通常の生活費に満たない場合には、外国で支拂いを受けた給與金額のうち、その満たない部分に相当する金額、これを合算することとしているのであります。

次に、今回の所得税法及び法人税法の改正並びに富裕税法の創設に関連いたしまして、租税特別措置法について若干の改正を行うこととといたしたのであります。すなわち今回の超過所得に対する法人税が廃止されたこと、所得税の譲渡所得の課税方法が合理化されたこと等により、従来の規定中不用となつた規定を廃止いたしました。また目下の状況においては、在外財産等の処理が未定でありますので、従来から在外財産等を所有している者に対しましては、その価額が算定できることとなるまで、相続税の課税価格に算入しないこととしているのでありますが、改正後の相続税及び新たに設ける富裕税の課税にあたつても、同様にその課税価格に算入しないこととといたしたのであります。なお今回納税準備預金通帳には、印紙税を課さないこととといたしました。

次に、揮発油税の延納の場合の担保の物件の範囲を拡張し、税務署長において確実と認められる保証人の保証を包含せしめることとしたのであります。

以上本改正法律案の概要を御説明いたしましたが、何とぞ御審議の上すみやかに御賛成あらんことを、切望してやまない次第であります。

二、衆議院大蔵委員長報告（四月二十五日）

○小山長規君　ただいま議題となりました租税特別措置法等の一部を改正する法律案につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びに結果につき、御報告申し上げます。

この法律案は、租税特別措置法及び揮発油税法の一部を改正せんとするものであります。

まず租税特別措置法の一部改正について、その趣旨と内容を申し上げます。

この改正は、わが国経済を急速に復興し、その健全な発展をはかるためには外国資本と外国技術の適正な導入が緊急不可欠であるとの見地に立ちまして、その導入を促進するため所得税課税上の臨時の特別措置を講ずることを主要内容とし、あわせて所得税、法人税、富裕税の、今次税制改正に伴い必要なる條項の改廃を行わんとするものであります。

外国資本及び外国技術導入を促進するための所得税課税上の特例に関しましては、主としてこれに関係ある個人に対する所得税につき、一定の期間課税上の特例を設けんとするものであつて、その内容は大略次の七点であります。

租税特別措置法等の一部を改正する法律

まず第一に、本邦内に住所も、一年以上の居所も有しない個人または本邦に本店または主たる事務所を有しない法人が外貨の提供により適法に取得した本邦の公社債については、その利子に対する所得税の源泉徴収の税率を通常の場合の百分の二十から、その半分の百分の十に軽減せんとするのであります。

第二は、外国資本または外国技術の導入を必要とする重要産業を営む外資法人にしてその投資額一億円以上の法人に勤務する者で、本邦内に一年以上の居所を有するが住所を有しない者の昭和二十七年分から昭和三十年分までの給與所得または退職所得については、課税標準計算に際し、三百五十万円を最高限度として、その収入金額の五割を控除して計算することといたすのであります。また、わが国技術水準の状況にかんがみ、重要産業を営む法人で、外資法人以外の法人に対する科学技術の指導改善のために招聘された者のうち大蔵大臣の指定する者についてもまた同様の課税上の優遇措置を與えんとするのであります。

第三は、その事業活動により重要産業を営む外資法人の事業活動を容易にし、かつ外資の適正な導入を促進する事業を営む法人に勤務する者で、本邦内に一年以上居所を有してはいるが住所を有しない者の給與所得または退職所得についても、同じ期間、同じく控除計算を行うこととしようというのであります。

第四は、その事業活動により重要産業を営む外資法人の事業活動を容易にし、外資の適正導入を促進する自由職業を営む者で、本邦内に一年以上の居所を有して住所を有していない者についても同じ

く控除の措置を講じようというのであります。しかして、右の重要産業及びこれを促進する自由職業の種類は、大蔵大臣が外資委員会に協議してこれを定めることとしているのであります。

第五は、わが国文化を振興することの急務にかんがみ外国知識等の普及をはかるために、以上の特例とあわせて新制高等学校以上の教員及び牧師その他宗教の布教に従事する者で給與所得または退職所得を受け、本邦に一年以上居所を有するが住所を有しない者についても、同じ期間、同じく収入金額の五割を控除して課税することとしようというのであります。

第六は、わが国に一年以上居所を有してはいるが住所を有していない者で、本年末までの間において政令で定めらるべき本條の規定実施期日前において適法に本邦内で非円通貨所得を有していた者及びこの規定施行後合法的に入国した者に限り、昭和二十五年分及び二十六年分所得につき三百五十万円を限度とし、その総所得金額の五割を控除して課税計算を行わんとするのであります。これは現在所得税を課税されていない外国人の非円通貨による所得についてこの非課税の取扱いを近く廃止せんとするにあたり、急激な負担の増加を避けんとする経過的措置であります。

第七に、一年以上居所を有するが住所を有しない者の給與所得及び退職所得については、昭和二十五年から五箇年間だけ外国において支拂いを受ける金額は原則として合算しないことを規定し、あわせて弊害を避けんがための若干の例外規定を規定しておるのであります。

右のほか、今回の所得税法及び法人税法の改正、富裕税法の創設

に関連して若干の改正を行い、従来の規定中不用となつた規定を廃止し、在外財産等に関して、相続税におけると同じく、富裕税の課税にあたつても課税価格に算入しない等の規定を加え、また納税準備預金通帳に印紙税を非課税とする等諸般の改正を加えんとするのであります。

以上が租税特別措置法の改正の要点でありますが、次に揮発油税法の一部改正におきましては、揮発油税の延納の場合の担保の物件の範囲を拡張し、保証人の保証を認める等、所要の改正を行うものであります。

以上が本案の趣旨及び内容の概略でありまして、本委員会におきましては、四月十八日、政府委員より提案理由の説明を聽取し、爾来昨日に至るまで三回にわたり熱心な質疑を行いました。今そのおもなるものについて御紹介いたします。

質疑は、もつぱら外資導入促進のための課税の特例に終始いたしましたが、まず減税の適用範囲いかんとの質疑に対しましては、本法における減税は重要産業等日本経済の発展に不可欠なものに限るのである、第五條関係の重要産業とは発電業、鉄鋼業、石油、石炭業等を予定し、第五條の二の事業については新聞業、銀行業、弁護士業、公認会計士業等を予定する。貿易業、海運業は適用を予定していない、飲食、娯楽に関する事業は適用を指定すべきものとは考えていない、但し第五條の四の経過措置は業種いかんにかかわらないとの答弁がありました。

次に住所及び国籍に関する質疑に対しましては、住所は民法におけると同様に解釈する、外国人については本国に住所があると解釈し、單身のホテル住居や短期契約の場合等は日本に住所がないものと考える、また本法律では国籍によつて区別しない、日系米人等についても優遇するとの答弁がありました。

また減税の基準を三百五十万円に置いた理由いかんとの問に対しては、アメリカの所得税の累進率をもあわせ考慮し、この程度で減税の目的が達せられると考えたからである、この措置によつても所得税負担率はアメリカより高いが、イギリスよりは低くなるとの答弁がありました。

次に、この減税措置と予算との関係いかんとの問に対しては、本法案は減税を内容とするが、一面今まで非課税であつた非円通貨による所得について課税する面がある、また外資が入つて来ることによつて増收も見込まれ得る、従つて、さしあたりはむしろ増收となる、しかし総体として見て予算が見積りをかえるほどのことはないとの答弁がありました。

また日本の税率が下げられた場合にはこの減税率も改正するのかとの問に対しましては、内外の税負担には相当の開きがあるから当分変更は不可能である、かつ一度きめたものを早々に変更することは安定を害するから、なるべく続けるとの答弁でありました。

次に講和との関係についての質疑に対しましては、講和会議の内容により、そのまま引続き有効になることもあり、廃止することもあり得るとの答弁でありました。

漁港法

かくて、昨二十四日質疑を終り、同日討論採決に入りました。まず社会党を代表し川島金次君は原案に反対の旨を、次いで自由党を代表し前尾繁三郎君は原案に賛成の旨を、民主党を代表し宮腰喜助君は原案に反対の旨を、最後に共産党を代表し河田賢治君は原案に反対の旨をそれ〴〵討論せられました。

かくて討論を終局し、採決いたしましたところ、起立多数をもつて原案通り可決いたしました。

以上御報告を申し上げます。

三、参議院大蔵委員長報告（四月二十九日）

（富裕税法の委員長報告と一括して掲載）

◎漁港法（昭和二五、五、二、法一三七）（衆）

一、提案理由（四月八日）

○石原圓吉君　ただいま議題となりました漁港法案につきまして、その提案の理由並びに要旨を御説明申し上げます。

まず本法案の提案の理由並びに本委員会における起草の経過につきまして申し上げます。

わが国漁業の歴史を見ますと、おもに魚をとることと、新しい漁場を開拓して漁場を拡張することの二点に国の施策が向けられておつたのでありまして、そのために、漁船の研究及びこの助成には、かなりの力が注がれていたのであります。戰争によりまして漁船は

大半を減少し、かつまた漁撈の状況につきましても種々の変遷を来したのでありますが、漁船は急速に再建造せられて戦前の水準に達したばかりではなく、型も漸次大きくなり、従つて設備も科学化せられて参つたのであります。しかるに、漁船の基地でありかつ漁業の策源地であるわが国の漁港の整備の実情を見ますに、非常に不十分でありまして、国民生活の安定と国民経済の発展に大きな役割を果しつつある水産業の発達をはかるためにはまことに遺憾であつたのであります。従つて、これをすみやかに整備し、かつその適正なる維持、管理をすることが必然的に重要となつて来たわけであります。

第一国会以来の全国漁民の熱望にこたえるため、またわが国が世界第一の水産国である立場から漁港整備の根本策を樹立するため、本委員会におきましては、過去約一箇年半にわたりまして調査研究をして参つたのであります。本委員会は、すみやかにこれが立法措置の必要を認め、昨年十二月二十二日会議を開き、全員一致をもつて漁港法案を起草すべきことを決定し、爾来、漁港に関する小委員会において慎重審議をなし、三月三十一日、同小委員会案を決定いたしたのであります。次いで、四月三日の委員会において本委員会成案の決定を見ましたので、本法案を提出いたした次第であります。

次に本法案の内容の大要につきまして御説明を申し上げます。

第一に、本法案の目的は、漁港を整備し、その維持、管理を適正にして、水産業の発達をはかり、国民生活の安定と国民経済の発達に寄与せんとするものであることを明確にいたし、また漁港の施設を基本施設並びに機能施設の二種とし、かつその内容を具体的に規定したのであります。

第二は漁港の指定であります。従来われ〳〵が常識的に漁港として考えておりましたもののほかに、なお漁港として将来施設を要すべきものが相当ありますので、農林大臣は、漁港審議会の議を経て、かつ関係都道府県知事の意見を徴して、名称、種類及び区域を定め、次に述べるような漁港の指定を行うことといたしたのであります。すなわち漁港は、その利用範囲によりまして、これを第一種、第二種、第三種及び第四種漁港と四種類にいたしました。第一種漁港とは、市町村または水産業協同組合の区域をもつぱら利用範囲としているものでありまして、第二種漁港と申しますのは、第一種漁港よりも広く、第三種漁港よりも狭い範囲の利用を目標としているものであります。すなわち、おおむね都道府県及びその地方程度を利用の範囲としているものであります。第三種漁港は、その利用範囲が全国的なものであります。第四種漁港とは、離島その他の地にあつて、漁場の開発または漁船の避難上特に必要な地域の避難港的な意味の漁港であります。

第三は、漁港に関する重要事項を調査審議するために漁港審議会を置きまして、漁港に関する事項について関係行政官庁に対して意見を提出することができることとし、委員の数は九人として、うち一人は水産庁長官で、他の八人は漁港に関する知識と経験及び漁港修築の技術運営並びに漁業に関する知識と経験のある者の中から内閣総理大臣が両院の同意を得て任命し、任期は三年といたしたのであります。

第四は漁港の修築でありますが、農林大臣は漁港審議会の意見を徴し、その意見を採択して漁港整備計画を決定し、さらに閣議の決定を経て国会に提出し承認を受け、内閣は国の財政の許す範囲内において予算を計上しなければならないこととしたのであります。しかして、事業の施行者は国または地方公共団体及び水産業協同組合とし、国以外のものが基本施設を修築する場合には、その要する費用のうち、北海道におきましては、第一種、第二種及び第三種漁港は百分の六十、第四種漁港は百分の八十でありますが、その他の地域におきましては、第一種と第二種漁港は百分の四十、第三種漁港は百分の五十、第四種漁港は百分の七十五または百分の六十を国が負担することとし、かつ国以外のものの行う機能施設についても、予算の範囲内でその費用の一部を国で補助することができることにいたしたのであります。

第五は、漁港の維持管理について万全を期するため、地方公共団体または水産業協同組合を漁港管理者に指定して、漁港管理計画及び漁港管理規定に従つて同時に維持管理をなすこととし、かつ地元漁民の互選及び地方公共団体の推薦する委員をもつて漁港管理会を設け、漁港の維持管理に関する重要事項を調査審議させることとしましたのであります。

以上が本法案の要旨であります。

本案は、四月一日及び四月三日の二日にわたり、本委員会において慎重審議をしまして討論に入り、日本共産党中西伊之助君より原案一部修正の意見があり、民主党林好次君より、国の支出増額を希望して賛成する旨の意見を述べられ、さらに自由党川村善八郎君より委員会原案賛成の意見があつて、続いて成案の決定について採決を行いましたところ、多数をもつて原案通り委員会成案の決定を見たのであります。よつて提出方法につきましては、本案を委員会提出の法律案として議院に提出することに全員の賛成を得て決定したのであります。

要するに、この法案の成立により漸次漁港が完備されましたあかつきには、少々の荒天にも出漁が可能となりまして、全国の漁民が安心して漁業にいそしむこととなり、必然的に漁業能率を増進し、著しき増産が予想されるのであります。以上の次第でありますから、何とぞ御審議の上すみやかに御賛成あらんことを切に希望する次第であります。なお本案の詳細につきましては委員会会議録によつて御承知をお願いいたします。

これをもつて提案の理由並びに要旨の御説明といたします。（拍手）

二、参議院水産委員長報告（四月十九日）

○木下辰雄君　只今議題となりました漁港法案につきまして、委員会における審議の経過並びにその結果について御報告いたします。

先ず漁港法制定の趣旨について申上げます。戦争によつて大半を失いました漁船は急速に再建されまして、今日は戦前の水準に達し

たばかりでなく、その船型も漸次大きくなつて参りましたが、漁船の基地であり、且つ漁業の根拠地でもありますところの漁港の設備が甚だ不完全でありますために、漁業の生産能率が甚だしく害せられておるばかりでなく、暴風雨等の場合には漁船の難破が頻々として起り、人命を損ずることも多く、誠に遺憾に堪えない次第であります。従つてこれを速かに整備いたし、且つその適正なる維持管理をすることが極めて必要なる事項と相成つたのであります。第一国会以来、全国漁民の熱望に応えるために、参衆両院の水産委員会が協力いたしましていろ〳〵法案について検討いたして参つたのでありますが、今回衆議院水産委員長の提出法案として、この漁港法が衆議院に提出、可決されまして、本院に送付されたのであります。法案は全部で七章四十七條から成つております。

次に本法案の内容を簡單に御説明申上げます。

本法の目的は、漁港を整備し、その維持管理を適正にして、水産業の発達を図り、国民生活の安定と国民経済の発展に寄與することであります。次は漁港の指定でありまして、従来の漁港の外に、尚、漁港として将来施設を要すべきものが相当ありますので、農林大臣は漁港審議会の議を経て、且つ関係都道府県知事の意見を徴して、その名称、種類及び区域を定めて漁港の指定を行うことになつております。即ち漁港はその利用範囲によりまして、これを第一種から第四種までに分類されております。第一種漁港と申しますものは、市町村又は漁業協同組合の区域を專ら利用範囲とするものでありまして、従来の船溜、こういうものがそれに含まれております。第二種漁港とは、第一種漁港よりも少し大きく、都道府県又は一地方程度を利用の範囲としている漁港であります。第三種漁港とは、その利用範囲が全国的なものであります。いわゆる大漁港であります。第四種漁港とは、離島その他辺陬の地にあつて、漁場の開発又は漁船の避難上特に必要な地域にある漁港でありまして、いわゆる避難港であります。次は漁港に関する重要事項を調査審議するために漁港審議会を置くことになつております。委員の数は九人でありまして、そのうち一人は水産庁長官で、他の八人は漁港に関する知識と経験のある者の中から両院の同意を得て内閣総理大臣が任命することに相成つております。その任期は三年であります。次は漁港の修築でありますが、農林大臣は漁港審議会の意見を徴して漁港の整備計画を立て、更に閣議の決定を経て国会に提出し、その承認を受けなければならぬことに相成つております。この審議会の委員というものは非常に権威がありまして、大体この委員会が立案したものは農林大臣が取次ぐという程度でありまして、その審議会において整備計画は殆んど決定的に立てるという建前であります。そうして、その立てました整備計画は、今申しましたように国会の承認を受ける、かように相成つております。次に漁港の維持管理について万全を期するために政府は漁港管理者を指定することに相成つております。その漁港管理者は、漁港管理会を設けて漁港の維持管理に関する重要事項を調査審議させることに相成つております。以上が本法案の要旨であります。

委員会におきましては、四月の十日、十一日、十二日、十四日

と、四回委員会を開きました。十二日の委員会に本多国務大臣を招致いたしまして、目下立案中の港湾法との関係につきましていろいろ質問いたしました。本多国務大臣は、明後日あたりまでに若し港湾法が閣議にかからなければ、本国会には到底提出の見込はないから、そのまま進行して貰いたいというような発言があつたのであります。その四日に亘り愼重審議をいたしましたが、本案は当初から両院の委員が協調して作成いたしたものでありますので、質疑等も少く、討論に当りましては、社会党の青山委員、民主党の田中委員、緑風会の江熊委員から賛成意見があり、西山、矢野、尾形の諸君の賛成がありまして、全員一致、原案通り可決すべきものと決定いたした次第であります。

以上御報告いたします。(拍手)

(註) 衆議院においては委員会の審査は省略された。

◎最高裁判所における民事上告事件の審判の特例に関する法律

(昭和二五、五、四、法一三八)

一、提案理由(三月六日)

○牧野政府委員　ただいま議題となりました民事訴訟法の一部を改正する法律案の提案理由を説明いたします。

新憲法は、裁判所に違憲審査権を認めるとともに、広く一切の争訟について裁判権を與えたのでありますが、特に最高裁判所は、違憲審査を行う権限を有する終審裁判所であるほか、訴訟手続等に関する規則の制定及び裁判所全般にわたる司法行政を行うものとされ、その職責は旧大審院と異なり、重かつ大となつたのであります。最高裁判所のこのような重大な職責にかんがみ、裁判所法は、その裁判官を識見の高い法律の素養のある者十五人に限定したのであります。しかるに旧大審院は、民事及び刑事の事件のみを処理するのに三十数人の裁判官を擁して、しかもなお十分でないと言われていたのでありますから、最高裁判所がこのような構成をとるに至つた以上、その裁判権の範囲の調整に関する問題は、裁判所法制定当時からあつたわけなのであります。

その後、刑事事件につきましては、昨年一月一日から施行されました新刑事訴訟法において、最高裁判所への上訴範囲を、憲法違反、判例抵触及び法令の解釈に関する重要な事項に制限し、刑事事件についての最高裁判所の裁判権の範囲に関し調整が行われたのでありますが、民事事件については、いまだ別段の措置が講ぜられておりませんために、最高裁判所に対する上告は、年々激増の一途をたどり、民事事件についても、すみやかに最高裁判所の裁判権の調整を行うことが必要となつて参りました。

しかし民事訴訟における審級制度及びその訴訟手続に根本的改正を加えるには、なお相当の日時と研究を要しますし、特に国民の正当な権利の保護に欠けることのないよう、愼重に考慮いたさなければなりませんので、今回は、民事事件につきまして上訴の範囲を一般に制限することなく、最高裁判所への上告についてのみ、新刑事

最高裁判所における民事上告事件の審判の特例に関する法律

最高裁判所における民事上告事件の審判の特例に関する法律

訴訟法における上訴制限の趣旨を取入れ、当事者の主張した上告理由に対する調査を、原則として憲法違反、判例牴触及び法令の解釈に関する重要な事項に限ることとし、これによつて民事事件に関する最高裁判所の裁判権の調整をすることが、最も妥当であると考えた次第であります。

これがこの法律案を提案いたす理由であります。何とぞよろしくお願いいたす次第であります。

次にただいま議題となりました裁判所職員の定員に関する法律の一部を改正する法律案について提案理由を説明いたします。

この法律の改正要点は次の二点であります。すなわち第一点は、家庭裁判所における事件の増加その他の理由により、裁判官その他の裁判所職員の定員を増加する点であります。家庭裁判所は、御承知のように家事審判法で定める家庭に関する事件の審判及び調停並びに少年法で定める少年の保護事件の審判等を取扱うために、昨年の初め設けられた裁判所でありますが、現下の社会的経済的事情を反映して、これらの事件は予想外の増加を示し、昨年中における全国家庭裁判所の受理事件数は家庭事件三十二万余件、少年事件十万余件の多きを数えているのであります。しかるにこれを担当する職員は、判事百数十名その他という少数でありまして、判事一人当り負担は、これらの新受件数のみで年間家庭事件二千八百余件、少年事件九百余件という多数に上つております。このような状態ではとうてい適時に事件を処理して行くことは困難でありますので、すみやかに裁判官その他の職員を増員して、家庭裁判所の陣容を整備する必要があるのであります。またその他にも専門的知識を要する行政事件の増加、民事訴訟法及び刑事訴訟法の改正に伴う裁判所書記官の負担の増大、財政法の改正に伴う裁判所の経理事務の増加等により、裁判所調査官、裁判所書記官、裁判所事務官等をそれぐ〳〵若干増員する必要があるのであります。

次に改正の第二点は、裁判所法の改正に伴い、新たに裁判所に置かれることになりました職員の定員を定める点であります。別に今国会に政府から提出されました裁判所法の一部を改正する法律案により、裁判所書記官の研究及び修養並びに養成をつかさどらせるため、最高裁判所に裁判所書記官研修所教官を置き、また従前の少年保護司の制度を改めて、各家庭裁判所に少年調査官及び少年調査官補を置くこととしました結果、これらの職員の定員を定める必要があるのでありまして、これらは予算上新たに認められた若干の人員のほかは、大部分裁判所事務官等の定員から組みかえたものであります。国家財政の現状から見れば、職員の増員は極力これを避けなければならないのでありますが、以上の定員の改正は必要やむを得ないものと存ずるのであります。

以上この法律案の大要を説明いたしました。何とぞよろしく御審議をお願いいたします。

次に裁判所法等の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

この法案の要点は次の三点であります。すなわち第一は、最高裁判所に新たに裁判所書記官研修所を置くこと、第二は、少年保護司の制度を改めて、少年調査官及び少年調査官補とすること、第三は、法廷等における秩序維持に遺憾なきを期するための措置として、裁判長または裁判官は必要と認めるときは警察官等の派出を要求することができるものとすることがそれであります。以下改正の要旨について順次御説明をいたしたいと存じます。

先ず第一は、裁判所書記官研修所の設置に関する点であります。民刑両訴訟法等の改正により、民事及び刑事の訴訟手続について公判中心主義が徹底強化されました結果、裁判所書記官の職責は従前に比し一段とその重要性を加え、またその事務は質的に複雑困難となつたのでありまして、裁判所書記官がその任務を完全に果たすためには、相当高度の法律知識のほかに、一般社会常識をも備えることが必要であり、これに対しましては十分な研究及び修養の機会が與えられなければならないのであります。のみならず、最近における裁判所の受理事件数の急激な膨脹増加に伴い、その負担は量的にも著しく増大したのでありまして、裁判所書記官の素質向上に関し適切な処置を講ずるとともに、有能な裁判所書記官を養成してその充実をはかりますことは、裁判事務を迅速適正に処理し、司法の機能を十分に発揮させる上において緊急の要務であるといつてさしつかえないのであります。このような理由から、最高裁判所に新たに裁判所書記官の研究及び修養並びにその養成に関する事務を取扱わせるため、裁判所書記官研修所を設け、これに一級または二級の教官を置き、かつその所長は一級の教官の中から補することといたしました。裁判所法第十四條の二、第五十六條の二及び第五十六條の三の改正規定がこれであります。なお裁判所書記官研修所教官には、裁判官または検察官の実務の経験を有する者をも必要とするのでありますが、現在裁判官または検察官から裁判所書記官研修所教官への転官がきわめて困難な実情にありますので、司法研修所教官の場合と同様に当分の間、特に必要がある場合に限り、裁判官または検察官を、その地位にありながら裁判所書記官研修所教官に充てることができる道を開くため、裁判所法の附則第三項の改正を行いました。そのほか、裁判官、検察官及び弁護士となる資格に関しては、裁判所書記官研修所教官の在職年数は、司法研修所教官のそれと同一に取扱うのが相当でありますので、裁判所法第四十一條第二項、第四十二條第一項第五号、第四十四條第一項第四号、検察庁法第十九條第一項第三号及び弁護士法第五條第二号にそれぐ〳〵所要の改正を加えた次第であります。

第二は少年保護司を少年調査官及び少年調査官補に改めることに関する改正であります。少年保護司は、現行法においては、裁判所事務官または裁判所技官の中から補せられることになつているのでありますが、裁判所事務官は一般司法行政事務を、裁判所技官は裁判所における一般技術をつかさどるものでありますのに反して、少年保護司は、少年の保護事件の審判に必要な調査その他少年法で定める事務をつかさどるものでありまして、その職務内容において前二者とはまつたく異なつているものでありますから、さきに裁判所書記を裁判所事務官の中から補する制度を改めて、裁判所書記官及び裁判所書記官補を置くものとしたのと同様の趣旨から、裁判所

法第六十一條の二を改正し、裁判所事務官または裁判所技官を少年保護司に補する制度を廃止して、新たに家庭裁判所に少年調査官を置くことといたしました。少年調査官は、現在の少年保護司の職務をその職務内容とし、一級及び二級の二階級といたしましたが、少年調査官の職責は、少年の事件についての調査、観察を初めとし、家庭裁判所における手続の全般にわたり、独自の創意と工夫とによつてその職務を遂行しなければならない部面が少くないばかりでなく、最近における不良少年問題の深刻化は、少年調査官の職務をますます重要かつ困難なものといたしておりますので、裁判所法に第六十一條の三の規定を追加して、各家庭裁判所を通じて一定員数の二級または三級の少年調査官補を置いて、少年調査官の事務を補助させることにいたしたのであります。この少年調査官補制度の新設は、それだけ少年調査官の地位を現在の少年保護司のそれに比して一段高いものとしたのでありまして、技能、経歴等の関係から現在の少年保護司たるものが、ただちに全部少年調査官になり得るとは限りませんので、附則第二項においてその点の経過的な措置を定めたわけであります。以上の次第でありますから、少年調査官の充実は、即時には期待することができませんので、本法施行後少年調査官が充員せられ、その事務が本格的に軌道に乗るようになるまでの間における少年調査官の事務の澁滞を避けるため、当分の間少年調査官補をして少年調査官の職務を行わせることができる措置を附則第三項で規定したのであります。また裁判所法第六十五條の勤務裁判所の指定に関する改正及び少年法中に「少年保護司」とあるのを「少年調査官」に改める点は、右に申し述べました第六十一條の二及び第六十一條の三の改正規定に伴う当然の改正でありまして、特に御説明するまでもないと存じます。

第三は警察官または警察吏員の派出要求等に関する改正であります。現行法第七十一條等におきまして、裁判所または裁判官の職務の執行を阻害する者がある場合においては、裁判所または裁判官はこれに対して所要の措置をとり得ることとなつておるのであります が、場合によつては裁判所関係の職員のみではさばき得ないこともあり得ますので、このような場合には、警察官等の派出を要求し、その協力を求め得ることとする必要があると考えられるのであります。従来これらの点に関しましては、明治十四年十月の太政官達第八十六号が存したのでありますが、何分にも古い規定でありまして、明確を欠く点もございますので、この際この点についてはつきりした規定を設けて置くのが相当であると存ずるのであります。裁判所法第七十一條の二の規定及び第七十二條に追加される第二項の規定は、この趣旨から立案いたしたものであります。

なお以上御説明申し上げました以外に、司法研修所教官は、定員上すべて一級官とされましたのに対応して、裁判所法第五十五條第二項及び第五十六條第一項を改正するほか、検察審査会法第六條に掲げる検察審査員の職務につくことができない者の中に、最高裁判所判事秘書官、裁判所書記官研修所教官、高等裁判所長官秘書官、裁判所書記官、裁判所書記官補、少年調査官及び少年調査官補を加え、犯罪者予防更生法の施行に伴い同條第七号に所要の改正を加えた次第であります。

最後に本法の施行期日につきましては、少年保護司から少年調査官及び少年調査官補の制度への移行には、相当の準備期間を必要としますので、この法案中少年調査官及び少年調査官補に関するものは、公布の日から起算して三十日を経過した日から、その他の部分は、本年四月一日から施行することといたしたのであります。

以上本法案の大要の御説明をいたしました。何とぞ愼重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

次にただいま上程になりました少年院法の一部を改正する法律案の提案理由を説明いたします。

この法律案は、昭和二十三年法律第百六十九号少年院法の一部を改正するものでありまして、その要旨は同法実施一年の経験を取入れ、これを合理化し、実際化するため所要の改正を加えるものでありまして、以下改正の趣旨をその重要性の順に従い、説明申し上げることといたします。

まず第一には、少年観護所と少年鑑別所とを一つにいたしたのであります。少年観護所と少年鑑別所とは少年院法第十六條、第十七條の規定により、別の機関として設けられていたのでありまするが、一年の運用の経験に見まするに、これは一つの機関に統合することが合理的であり、実際的であると考えられるのであります。観護所は少年法の規定により家庭裁判所より送致された少年を収容するところであり、鑑別所は、保護の対象をなす少年の資質を鑑別する所でありまして、機能的にはまつたく異なつた事務をとり行うものでありまして、もし人的、物的に十分なる施設を整備することができますならば、別々の機関として設けることも理由のあることでありまして、少年院法制定のときは、かかる考えに基いて、別々の機関としたのであります。ところが実際にこれを運用してみまするに、鑑別所は、観護所に附置され、各地その職員は、一人ないし二人程度の定員を有するのみにて、この実情にては、独立の機関として存立せしめることが事実上不向きであり、かつまたすべて運営の事務は観護所の協力を得ているのでありまするから、むしろこの二つの機関は、機能はそのままとして一つに統一することが、官庁機関としての運営上、当を得ていると考えられるにいたつたのであります。かかる理由によりまして、これを統一し、その名称は少年保護鑑別所とすることといたしたのであります。本法律案第十六條、第十七條は、すなわちこれに関する規定であります。なお今回の改正にあたり、新たに第十六條の二を設け、少年保護鑑別所は、家庭裁判所、少年院の長及び地方少年保護委員会以外の公私の者からの依頼により、少年の資質の鑑別をなし得ることといたしました。これはせつかくのこの少年鑑別の施設を社会の利用に開放することは、まことに有意義なことと考えられるからであります。この場合には実費を徴することといたしました。

第二には、第十條の收容少年を他の少年院に移送する場合の手続を改めたのであります。従来は少年院の長は、矯正保護管区長の承認を経て、地方少年保護委員会の認可を得て、移送することができることになつておりますが、事務の実際より見ますれば、この手続

は必要以上に複雑でありまするから、移送には矯正保護管区長の認可を得るのみにて足ることとし、移送した後において、家庭裁判所及び地方少年保護委員会等にその旨を通知することと改めることとしました。

第三には、第二條第四項の十八歳を十六歳に改めたのであります。これは特別少年院に收容し得る少年の最低年齢の制限でありまして、今日までは、この規定上十七歳の少年は、特別少年院に收容することができないのでありますが、実情を見ますると、十六歳、十七歳という年齢の少年の中にも、相当に悪質の度の進んでいるものがありまして、他の少年に対する矯正上より、これを特別少年院に收容する必要のある者が少くないのであります。それで今回は十六歳の者でも、特別少年院に收容し得るよう改めることといたしました。

第四には、第八條第一項第三号の但書を削除したのであります。規律に反した收容少年に対して、二十日を越えない期間單独謹慎をさせることができますが、この場合この但書により、十六歳未満の者については、この事ができないことになつておりますが、しかし実際を見るに、十六歳未満の少年でも、單独謹慎の処置を必要とする者が少くないのでありまするから、これをなし得るよう改めることといたしました。

第五には、少年院または少年保護鑑別所から退院または退所した者にして、旅費や衣類を持たない者に対して、これを支給し得る規定を新たに設けました。

第六には、少年院または少年保護鑑別所の長は、收容中に死亡した者の遺留金品を親権者等に交付し得る規定を新たに設けました。

第七には、少年院または少年保護鑑別所の收容者にして、逃亡した者の遺留金品は、逃走の日から一年以内に本人の居所が分明しないときは、国庫に帰属することといたしました。これら第五、第六、第七の規定は、監獄法に同趣旨の規定がありますので、これを参酌し、実際の必要に応じて定めたものであります。

今回の改正においては、以上申し上げた諸点が重要なものでありまして、その他この改正に伴い、関係法令の條文字句の整理等をいたしておるのであります。

以上が本法律案の概要であります。何とぞよろしくお願いいたします。

次に少年法の一部を改正する法律案の提案理由を説明いたします。

この法律案は、昭和二十三年法律第百六十八号少年法の一部を改正するものでありまして、その要旨は、同法実施一年の経験を取入れ、これを合理化し実際化するため、所要の改正を加えるものでありまして、以下改正の趣旨をその重要性の順に従い説明申し上げることといたします。

先ず第一には、家庭裁判所にて適法に審判をなし得ない年齢の者が誤つて送致されたり、さらに保護処分の決定を受けたりした場合の是正手続を新たに設けたことであります。家庭裁判所で適法に審判し得ない年齢の者とは、昭和二十五年末までは十八歳以上の者、

その後は二十歳以上の者及び十四歳未満の者であります。ところがこれらの者が種々の作為をなして年齢を僞り、家庭裁判所に少年として送致され、さらに審判まで受ける事例が相当多いのでありまして、その処置は法律上より申しまして誤つた取扱いでありますから、これを是正することが必要なのであります。ところが少年法にはこれに関する規定を欠いておるのでありますので、今回新たにその規定を設けたのであります。本法律案のうち、第十九條第二項、第二十三條第三項及び第二十七條の二として規定しているものがこれであります。第十九條第二項は、家庭裁判所の調査の段階において、本人が二十歳以上であることが判明した場合、第二十三條第一項は、家庭裁判所の審判の結果本人が二十歳以上であることが判明した場合につき、それ〴〵規定し、いずれも権限を有する検察官に送致することといたしたのであります。第二十七條の二は、年齢を僞り保護処分を受けた場合について規定したものでありまして、このときは家庭裁判所は職権により、その保護処分を取消し、事件を権限を有する都道府県知事もしくは兒童相談所長または検察官に送致することといたしました。この場合保護処分の執行に当る少年院の長等は、その取扱い中の少年について右に当る年齢の僞りがあることを発見したときは、家庭裁判所に通知しなければならないことといたしました。この規定により、家庭裁判所が事件を検察官に送致するに当り、その少年が少年院收容中のときには、三日を限り、さらに少年院に收容しておくことができることといたしました。これは身柄取扱いの必要上よりまことにやむを得ない措置であります。なおこの第二十七條の二の新しい規定につきましては、法律上の問題があるのであります。それは憲法第三十九條に規定するいわゆる二重処罰の禁止との関係であります。すなわち二十二歳の者が十八歳と僞り、保護処分を受け少年院に收容せられてより本人のほんとうの年齢が発覚した場合これを取消し、さらに刑事訴追とすることは、右の憲法の規定に反するのではないかという疑いであります。この点につきましては、外国の判例も参照し、十分論議を盡しましたが、結局憲法の右の規定は刑事上の処分のみを意味しているものであること、刑事処分と保護処分とは本質的に相違していること、従つて右の場合保護処分を取消し、さらに刑事訴追をいたしましても、憲法のこの規定に反するものでないという結論になつたのであります。法理論はこのようでありますが、かりに新たに刑事訴追をするといたしましても、その場合には十分にそれまでの保護処分を受けた事実はしんしやくされ、適切妥当に処置されるものであることは申すまでもありません。

第二には、第二十六條第四項に、新たに保護処分の決定を執行するとき、少年の保護上必要であると認めるときは、その少年に対し、呼出状を発せずに、ただちに同行状を発し得る規定を設けました。現在はこの場合、まず呼出状を発しこれに応じなかつた場合、初めて同行状を発し得ることになつておりますが、これではときに逃走等のことがあり、少年保護の目的を達し得ないのでありますから、第十二條同様、ただちに同行状を発し得るものといたしたのであります。

最高裁判所における民事上告事件の審判の特例に関する法律

第三には、少年を少年院に収容のため同行状を執行する場合、必要があるときには、かりにもよりの少年保護鑑別所に収容し得るものといたしました。これは第二十六條の三として規定するものでありまして、実際の必要に基くものであります。

第四は、司法保護委員または児童委員に第十六條第一項の調査及び観察の援助をさせた場合、その費用の一部または全部を支拂い得ることといたしました。これは第三十條の二として規定するものでありまして、これらの委員は民間人を委嘱したものでありますから、費用の弁償をするのが正当であると考えられるからであります。

第五には、少年保護鑑別所の鑑別の機能と家庭裁判所との関係を明らかにしたのであります。これは第九條の改正でありまして、従来少年鑑別所と家庭裁判所との関係は、法文上明記されなかつたのでありますので、新たに家庭裁判所は、少年保護鑑別所の鑑別の結果を活用して、少年の調査をしなければならないという趣旨の規定を設けたのであります。

以上の改正を中心といたしまして、その他関係法條の字句の整理、その他若干の改正をなしているのであります。何とぞ愼重御審議の上、すみやかに御可決あらんことを希望いたします。

二、衆議院法務委員長報告(四月二十二日)

○押谷富三君　ただいま議題と相なりました民事訴訟法の一部を改正する法律案並びに土地台帳法等の一部を改正する法律案につき、法務委員会における審査の経過並びに結果の御報告を申し上げます。

まず最初に民事訴訟法の一部を改正する法律案について御説明を申し上げます。

御承知のように、最高裁判所は旧大審院と異なり、最終的違憲審査権を有し、かつ規則制定権、司法行政権をも有するに至つたのでありますが、その裁判官の数は、事務の重要性と事務量の増大に反比例いたしまして、旧大審院時代の裁判官の三分の一にすぎない十五人に限定されているのであります。従つて、最高裁判所の裁判権の範囲の調整問題は、新憲法と同時に施行せられました裁判所法制定当時から議論せられたのでありますが、その後昨年一月一日から施行せられました新刑事訴訟法におきまして、刑事事件に関する最高裁判所への上告範囲を憲法違反、判例抵触及び法令の解釈に関する重要事項に制限をいたしまして、裁判権の範囲につき調整が行われたのであります。しかるに、民事事件につきましては別段の措置が講ぜられておりませんので、刑事事件と同趣旨の措置を講じ、これによつて民事事件に関する最高裁判所の裁判権の調整をはかるため本案が提出されるに至つたのであります。

さて法務委員会におきましては、本件につき政府並びに最高裁判所との間に質疑応答を重ねたのであります。その詳細は速記録に譲りますが、要するに最高裁判所にふさわしい新使命の達成と国民の権利保護の保障との調整いかんが最も議論の対象となつたのであります。その結果、国民の権利保護に万全を期しがたい現象の生じ得ることも想定されまして、なお十分の研究を要すべき問題であることが判明いたしましたので、自由党から次のような修正案が提出されたのであります。

その内容は、要するに民事訴訟法の暫定的臨時特例たる性格を明らかにするために、法案の名称を「最高裁判所における民事上告事件の審判の特例に関する法律」と改めまして、昭和二十五年六月一日から二箇年間だけ効力を有することとし、従つて民事訴訟法の一部改正でないという立場から、政府原案にありましたところの第四百九條の二及び第四百十九條の二第一項中の改正部分もこれを削除することにいたしたのであります。

かくて、本日討論採決の結果、多数をもつて以上のような修正案通り議決された次第であります。

(土地台帳法等の一部を改正する法律案の部分は参議院において審議未了につき同法案に関する部分は省略した。)

三、参議院法務委員長報告(四月二十六日)

○宮城タマヨ君　只今上程されました民事訴訟法の一部を改正する法律案につきまして、委員会におきます審議の経過並びに結果につきまして御報告申上げます。

現行司法制度並びに上訴審級制度におきましては、最高裁判所は違憲審査及び一切の争訟についての終審裁判所でございますが、最高裁判所はこれらの裁判事務の外、訴訟手続等に関する規則の制定及び裁判所全般に亘る司法行政事務を管掌することとなつております。従つてその職務管掌範囲は頗る厖大なものでございまして、曾ての大審院に比べますと、旧大審院は三十数名の裁判官を擁して専ら民刑裁判事務の処理に当りましたが、而も尚十分でないと言われておりました。ところが裁判所法によりますと、最高裁判所の裁判官は十五名に限定されており、且つ職務内容が司法事務行政事務の双方に亘るものでございますから、このままでは到底、円滑迅速な事務処理を期待することはできないのでございます。これがため現行の司法審級制度につきこれに根本的な改革を加え、裁判所における司法行政事務と純然たる司法事務即ち裁判事務管掌者の分離、又は最高裁判所判事の増員、或いは最高裁判所の裁判権を違憲問題等に制限し、一般の法令違反につきましては中間的裁判所を設置する等の方法をも考慮せられるのでございますが、これらのうち如何なる制度組織によるべきかは、最高裁判所における米国派遣視察者の報告を待つて検討することとし、それまでの間本法案による手続により民事上訴事件を処理することによつて、最高裁判所の事務分担の調節を図ろうとするのが本法律案の意図するところでございます。御承知の通りすでに刑事事件につきましては、昨年一月一日から施行されました新刑事訴訟法により、最高裁判所への上訴範囲を憲法違反、判例抵触及び法令の解釈に関する重要な事項に制限することにより、最高裁判所の事務負担の軽減調節を図つたのでございますが、民事事件につきましては当時別段の方法は講ぜられなかつたのでございます。ところが民事事件は年々激増の一途を辿り、従つて上訴事件もこれに応じて増加して参りましたために、民事訴訟につきましてもこれが対策措置を必要とすることになつて参りましたのでございます。そのために当初民事訴訟法の一部を改正する法律

律案の形式を以て法案が提出されたのでございますが、衆議院におきまして、最高裁判所における民事上告事件の審判の特例に関する法律案として改められました。その内容は、現行民事訴訟法はそのままとして別個に特例の手続により、最高裁判所の民事上訴事件の調節を図つたものでございまして、それは民事事件についても刑事訴訟における上訴制限の趣旨を採り入れ、当事者の主張した上告理由に対する調査を、原則として憲法違反及び判例抵触の外、法令の解釈に関する重要な事項に限ることとしたのでございます。

委員会におきましては慎重審議各委員より熱心な質疑がなされ、殊に本法案は畢竟上訴制限と軌を一にする虞れがあり、且つ本法案自体も国民の権利を制限するものでないかとの質疑もございましたが、先程申上げました通り、現在の司法制度の下におきましては真に止むを得ない措置であり、且つ本法案もその効力を二年間に限定している臨時応急的なものでございますので、委員会におきましても討論省略の上採決いたしましたところ、全会一致をもつて可決すべきものと決定いたしたのでございます。尚詳細については速記録につき御了承願うことにいたしまして、以上大要御報告申上げます。

次に国籍法案につき、委員会における審議の経過並びに結果について御報告申上げます。

先ず国籍法案につきましては、現行国籍法は明治三十二年の制定にかかるものでございまして、その中には新憲法及び民法の規定に副わない規定が含まれておりますので、これを改正しようというのでございますが、條文整理の関係上全條文を書き改める形式をとつたのであります。その内容につきましては、現行法では国籍離脱の場合を限定し、国籍離脱については法務総裁の許可を必要とする場合があるのでございますが、これは国籍離脱の自由を保障した憲法の規定に抵触しますので、外国の国籍を有する日本国民はすべて届出によつて自由に日本国籍を離脱することができるようにいたしたのでございます。又現行法では旧民法の家の制度に立脚する規定即ち「妻は夫の国籍に従う」とか、「子は父又は母の国籍に従う」という原則に立つておる規定がございますが、これは憲法第二十四條の両性の本質的平等及び個人の尊厳を宣言した規定に反しますので、近時における各国立法例に倣い、国籍の取得及び喪失につきましては、妻には夫からの独立の地位を認めてその意思を尊重することとし、又子につきましても、出生による日本国籍取得の場合を除いては、子に父母からの地位の独立を認めることとし、夫婦、親子国籍独立主義に改め、帰化人についても国家の要職につく資格の制限を廃止し、国民平等を宣言した憲法の趣旨に則る改正を加え、又日本に特別功労ある者の特別帰化につきましては、旧憲法帰化の勅許という方法を国会の承認という制度に改め、その他二重国籍発生の防止につき若干の改正を加え、国籍回復の制度を帰化の制度に統一し、帰化及び国籍離脱の効力発生時期を明確にいたしますために、帰化及び国籍離脱はこれを官報に告示された日から効力を生ずることとした次第でございますが、その他については現行法の規定を元のまま踏襲したのでございます。

次に国籍法の施行に伴う戸籍法の一部を改正する等の法律案につきまして、簡単に御説明申上げます。

この法律は新国籍法の施行に伴いまして、国籍の取得及び喪失に関する戸籍の手続に変更を生ずることとなりますので、戸籍法中国籍の得喪に関する規定に所要の改正を加えますと共に、法務局及び地方法務局に国籍事務を分掌させるための措置として法務府設置法に所要の改正を加え、又外国人を養子又は入夫となすの法律は新民法及び新国籍法の規定上不必要となつたので、これを廃止することといたしましたのでございます。

委員会におきましては、両法案につき慎重審議し、特に国籍法につき、両性の本質的平等の見地から父系主義と並行いたしまして母系主義を認めてはどうか。帰化についてこれを妻たる場合と夫たる場合とを問わず許可條件を同一にすべきではないか。又第三国人の国籍法上の地位はどうか。帰化の許可処分は法治国家においては法規裁量処分と解すべきではないか等の質疑がなされました。これに対しまして、政府委員より国籍法上母系主義を父系主義に並行して採り入れることは各国立法例との関係上、二重国籍となる場合が生じ、帰化條件に夫たる場合と妻たる場合を区別するのは、男女間の同化力の相違によるものであつて、男女平等の思想に反することはない。更に現行法上朝鮮人は法律的には依然日本国民と解する外はなく、又国籍法は外国人に帰化請求権を認めたものではないから、許可処分は法規裁量処分と考えないとの応答がございました。特に本法律案は第三国人の法律上の地位の確定の問題とも関連がございますので、現行法の不備を整理するには、終局的には講和会議の終了を待つて全面的に改正すべきが相当であるとの見方もございましたが、尚、新憲法及び新民法の規定に反する規定もございますので、取敢ず今回はこの点につき適当な措置を講じたのでございますが、詳細は速記録につき御了承を願うこととといたします。

委員会におきまして、討論は省略の上、採決をいたしましたところ、両案とも全会一致を以て可決すべきものと決定いたしましたのでございます。

以上御報告申上げます。（拍手）

◎国家行政組織法の一部を改正する法律

（昭和二五、五、四、法一三九）

一、提案理由（三月九日）

○本多国務大臣　ただいま提案になりました国家行政組織法の一部を改正する法律案の提案理由について、御説明申し上げます。

今回の改正案に盛られました内容は、主として次の三点でございます。

第一には、今国会において別に御審議をお願いいたしております国家公務員の職階制に関する法律案に関連いたしまして、所要の調整を行わんとする点であります。御承知のように、現行の国家行政組織法第二十條第一項は、各行政機関の内部部局には、それぐ〳〵その長として局長、部長、課長という職を置くことを例とする旨規定

国家行政組織法の一部を改正する法律

いたしているのでありますが、この局長、部長、課長という名称が、職階制における職級の名称といかなる関係にあるか明瞭にされていないのであります。国家公務員の職階制に関する法律案におきましては、職階制による職級の名称がその職級に属するすべての官職の公式の名称である旨を規定しますとともに、行政組織の運営その他公の便宜のために、組織上の名称その他公の名称を設け、これを使用することを妨げない旨を明らかにしているのでありますが、今回提案されました国家行政組織法の一部改正案におきましては、右の規定に対応いたしまして、各行政機関の内部部局の長には、職階制による職級の名称のほか、組織上の名称として局長、部長及び課長の名称を付するものであることを明示いたしました。

改正の第二点は、各行政機関に置かれる官房長、官房次長及び局または部の次長等の特別の職に関するものであります。現在これらの職を設置する場合は、いずれも各省庁の設置法で規定しているのでありますが、国家行政組織法の規定の上では、これらの職を置く場合は法律によらなければならない旨の制限はないのであります。政府といたしましては、各行政機関の内部部局のほか、さらにこれらの特別の職につきましてもその濫設を防ぎ、もつて行政機関の規模を簡素化する方針をとつておりますので、今回の改正案におきましては特にこの点を法律上明定することといたしました。

第三点は、府、省、本部の官房または局に設置されております部及び庁に設置されております局の存続期限の延長に関するものであります。現在これらの部及び局は今年五月三十一日までを限つて置かれることとなつているのでありますが、政府といたしましては、先般の行政機構の改革をもつて必ずしも満足しているものではなく、さらに根本的な簡素化を行いたい所存であります。そのための調査を着々進めておりますので、右の部及び局の問題につきましても、それと並行して考慮することといたしたいのであります。従つてその存続期間をさらに一年間延長いたしたいと思うのであります。

以上が本改正案の主要な内容であります。これらは国家公務員の職階制に関する法律案との関連において、また行政機構の根本的な再検討を行う見地より、いずれも必要な改正であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことを御願いいたす次第であります。

二、衆議院内閣委員長報告（三月三十一日）

○鈴木明良君　ただいま議題となりました国家行政組織法の一部を改正する法律案、賠償庁臨時設置法の一部を改正する法律案並びに社会保険審議会、社会保険医療協議会、社会保険審査官及び社会保険審査会の設置に関する法律案について、内閣委員会の審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず国家行政組織法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案において改正を加えんとするおもなるものは三つでありまして、第一は、国家公務員の職階制に関する法律案との関連における ものであります。すなわち、国家公務員の職階制に関する法律案におきましては、職階制による職級の名称をその職級に属するすべての官職の公式の名称とするとともに、行政組織の運営その他公の便宜のために組織上の名称その他公の名称を用いることを妨げない旨を規定しておるのでありますが、本改正案におきまして、右の規定に対応して、各行政機関の内部部局の長には、職階制による職級の名称のほかに、組織上の名称として局長、部長及び課長の名称を付するものであることを明示しようとするものであります。

第二は、各行政機関におかれる官房長、官房次長及び局または部の次長等の特別の職に関するものであります。現在、これらの職を設置する場合は、いずれも各省庁の設置法で規定しておるのでありますが、国家行政組織法の規定の上では、これらの職を置く場合は法律によらなければならない旨の制限はないのであります。かくては、これら特別の職が濫設されるおそれがあり、行政簡素化の趣旨にも反しますので、この際これらの職を置く場合はすべて法律によらなければならない旨を規定しようとするものであります。

第三は、府、省、本部の官房または局に設置されておる部及び庁に設置されております局の存続期間の延長に関するものであります。すなわち、これらの部及び局は本年五月三十一日までを限つて置かれることとなつておりますが、政府はさらに根本的な行政機構の簡素化を行わんとして、目下着々その調査を進めておりますので、右の部及び局の問題もこれと併行して考慮することといたしまして、その存続期間を一年延長しようとするものであります。

なお附則において、本法律は公布の日から施行しようとする旨を定めるほか、各行政機関の職員の官に関する従来の種類及び所掌事項については、追つて職階制の実施に伴い人事院がこれを定めるまでは、なお従前の例によらしめる旨を規定しているのであります。

本案は、三月七日、本委員会に付託され、ただちに政府の説明を聞き、質疑を重ねて審査したのでありますが、本案に対し

一、第二十條第一項の職階制による職級の名称のほかに組織上の名称を付する旨の規定は、局部課長に限らず、本法の規定に基くすべての職にも及ぼすことを明らかにするため、第二十二條の二を新たに設けてこの旨を規定すること。

二、第二十條第二項の官房の長、次長または局、部の次長のほかに、委員会の事務局の長、次長または庁の次長その他府及び省の所掌事務の一部を総轄整理する職を置く場合にも法律の定めるところによらねばならぬことを追加すること。

三、第二十四條の二の規定によつて府省の官房、局に部を置き、また庁に局を置く場合にも第二十條の規定を準用すること。

を内容とする修正案が提出されたのであります。

かくて三月三十一日、討論を省略して採決の結果、多数をもつて修正案の通り修正議決いたしました。

次に賠償庁臨時設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、賠償施設処理費の全部及び特殊財産処理費の一部の経理を大蔵省から賠償庁に移管するため、賠償庁臨時設置法中所要の改正を行わんとするものであります。従来これらの経理は、その特殊性から大蔵省で所掌して参つたのでありますが、このたび賠償庁に

移管し、業務と経理の所掌関係を一にし、もつて事務の簡易化と能率化をはかることとしたのであります。

本案は、三月三十日、本委員会に付託され、ただちに政府の説明を聞き、審査の後、原案附則において、この法律の施行期日が昭和二十五年四月一日とあるのを、公布の日から施行し、昭和二十五年四月一日から適用することに改める修正案が提出されました。

三月三十一日、討論を省略して採決の結果、多数をもつて修正案の通り修正議決いたしました。

次に社会保険審議会、社会保険医療協議会、社会保険審査官及び社会保険審査会の設置に関する法律案について申し上げます。

本案は、行政機構簡素化の一環としてさきに提出されました審議会等の整理に伴う厚生省設置法等の一部改正にあわせて、同省の所管にかかる社会保険関係の各種審議会等を統合しようとするものであります。すなわち、健康保険、船員保険及び厚生年金保険の運営に関する事項を審議するため設けられてあります健康保険審議会、船員保険審議会及び厚生年金保険審議会を社会保険審議会に、また健康保険、船員保険及び国民健康保険の療養を担当する者の指定、指定の取消し及び保険診療の指導に関する事項並びに適正な診療報酬額または診療報酬の標準額を審議するため設けられてあります中央社会保険診療協議会、地方社会保険診療協議会及び社会保険診療報酬算定協議会を中央社会保険医療協議会及び地方社会保険医療協議会に、また保険給付に関する不服を審査する第一審機関として置かれてあります各保険の保険審査官を社会保険審査官に、健康保険、船員保険及び厚生年金保険の保険給付についての不服を審査するための第二次審査機関として及び保険料その他の徴収金等についての不服を審査するための第一審機関として設けられてあります健康保険審査会、船員保険審査会及び厚生年金保険審査会を社会保険審査会にそれぞれ統合することとして関係法律に所要の改正を加え、本年四月一日からこれを施行しようとするものであります。

本案は、予備審査のため、三月二十七日、本委員会に付託され、ただちに政府の説明を聞き、審査を進めて参りましたが、三月三十一日参議院の送付を受け、あらためて付託されたのであります。よつて、同日討論を省略して採決の結果、多数をもつて原案の通り可決いたしました。

以上御報告申し上げます。（拍手）

三、参議院内閣委員長報告（四月二十九日）

（引揚同胞対策審議会設置法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載）

◎行政機関職員定員法の一部を改正する法律（昭和二五、五、四、法一四〇）

一、提案理由（四月二十六日）

○本多国務大臣　ただいま議題になりました行政機関職員定員法の一部を改正する法律案の提案理由について御説明いたします。

今回提案いたしました定員法の一部を改正する案は、経済統制の廃止、事務の地方委譲等に伴う定員の縮減を行います一方、電信電話業務、国立医療機関等の必要やむを得ないものについて、最小限度の増員を認めることにより、行政機関全般の定員の適正化をはかろうとするものでありまして、その内容は大要次の四点に要約されるのであります。

第一に、総定員においては、八十七万三千二百三十七人が八十七万一千二百七十二人となり、差引き一千九百六十五人の減となつております。これを省別に見ますと、農林、通産、運輸、建設、郵政、安本等、主として経済関係の各省におきまして、合計一万一千四百八十二人を減ずる一方、総理府、法務府、大蔵、文部、厚生、電通、労働の各省におきまして、計九千五百十七人を増加することとなつております。またこれを事項別に見ますと、まず減のおもなものといたしましては、経済統制関係一万一千三十四人、府県委譲四千二百五十三人、引揚援護事務関係二千三百七十五人等があり、増のおもなものといたしましては、電気通信施設の拡充によるもの四千四百四十五人、国立結核療養所の職員三千四百十三人、国立学校職員三百九十一人、国税庁職員一千一百人、職業安定所職員七百三十三人等があるのでありまして、行政目的の転換がはつきりと示されているのであります。なお今回の数字をさきに成立を見ました昭和二十五年度予算に見積られた人員に比べますと、一万五百七十七人の減となつているのであります。

第二には、電気通信省の本省の定員につきまして、引揚援護庁の場合と同様、電気通信業務の状況によつて特に必要ある場合には、予算の定める範囲内において政令をもつてこれを増加することができることとした点であります。電気通信事業はその性質上必ずしも他の政府諸機関の場合と同様にその職員数を厳格に固定しておく必要がなく、ある場合には施設を増強し、職員数を増すことによつて、かえつて収益を増大することもあり得ますので、この種の便宜的措置を認めることが適当と考えられるのであります。

第三に、一般行政機関職員を縮減するほかに、さらに終戦処理事業費、特殊財産処理附帯事務費等の支弁にかかる職員につきましても、その数を現行の五千四百六人から二千三百九十二人に縮減することといたしました。

第四は、定員減少に伴う措置といたしましては、まず一律に三箇月の猶予期間を設け、六月三十日までは新定員を越える員数の職員を定員のほかに置くことができることといたしました。さらに統制関係等の人員につきましては、統制解除の時期等に即応して、六月末のほかに九月末、十二月末の、合計三段階を設けて、行政事務の量の漸減に比例して定員を縮小するようにいたしました。また今回の定員減少に伴い退職する者につきましては、先般の行政整理の際と同様、国家公務員法のいわゆるアッピール制度を適用しないことといたしました。これは今回の場合におきましても、相当数の人員が退職することになりますので、この制度を適用することが実際に即しないためであります。なおこの点については、地方自治法附則第八條に規定する職員として、都道府県に勤務している物資統制関

係の職員につきましても、同様に取扱うことといたしております。

以上が本改正法案の主要な内容でありますが、これらはいずれも昭和二十五年度均衡予算の実行を確保するとともに、行政機関の規模の適用化をはかるため必要な措置であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

二、衆議院内閣委員長報告（四月二十九日）

○鈴木明良君　ただいま議題となりました行政機関職員定員法の一部を改正する法律案、地方財政委員会設置法案、経済調査庁法の一部を改正する法律案、海上保安庁法の一部を改正する法律案及び水産庁設置法の一部を改正する法律案について、内閣委員会における審査の経過並びに結果につき御報告申し上げます。

まず行政機関職員定員法の一部を改正する法律案について申し上げます。

今回の改正案におきましては総定員八十七万三千二百三十七人となつておりまして、現定員と比べますと一千九百六十五人の減となつております。その内容について見ますと、経済統制の廃止、事務の地方移譲等に伴う定員の縮減を行う一方、電信電話業務、国立医療機関等の必要やむを得ないものに対して最小限度の増員を認めておるのであります。これを省別に見ますと、農林、通商産業、運輸、建設、郵政、経済安定本部等主として経済関係の各省におきまして合計一万一千四百八十二人を減ずる一方、総理府、法務府、大蔵、文部、厚生、電気通信、労働の各省におきまして合計九千五百十七人を増加することとなつております。また定員減少に伴う措置といたしましては、六月末まで一律に三箇月の猶予期間を設けるほか、九月末、十二月末の三段階にわけて定員を減少することになつているのであります。なお一般行政機関職員の縮減に伴いまして、終戦処理事業費、特殊財産処理附帯事務費等の支弁にかかる職員についても縮減することになつております。また電気通信省の本省の定員につきましては、引揚援護庁の場合と同様、電気通信業務の状況によつて特に必要ある場合には、予算の定める範囲内において、政令をもつてこれを増加することができることとしたのであります。今回の定員減少に伴い退職するものにつきましては、昨年の行政整理の際と同様、国家公務員法による審査請求の規定を適用しないこととなつております。なお退職者の給与金については、昨年の整理と同様の退職手当を支給するため、別途法案が提出されることとなつておるのであります。

本案は、四月二十五日、本委員会に付託され、政府の説明を聞き、人事委員会との連合審査会を開き審査を進め、整理基準、退職手当等に関し質疑が重ねられたのでありますが、四月二十八日、討論採決の結果、多数をもつて原案の通り可決いたしました。

次に地方財政委員会設置法案について申し上げます。

本案は、地方税制度の改正及び地方財政平衡交付金制度の実施と相まち、地方公共団体の財政に関してその利益を擁護し、もつて地方自治の確立強化をはかるため、総理府の外局として地方財政委員会を設置しようとするものであります。すなわち、現在の地方自治

庁の機構をもつてしては、自主的な地方財政の確立強化を推進するには遺憾の点が多い実情にかんがみまして、地方自治庁とは別個に、合議制による強力な機関であります地方財政委員会を設置することとして、その所掌事務、権限、組織、事務局等について規定するとともに、地方自治庁設置法の一部を改正して同庁の所掌事務の範囲を縮小し、その主たる性格を国と地方公共団体相互間の連絡機関たることに改め、また地方自治委員会議を諮問機関として改めることといたしておるのであります。しかして地方財政委員会の任務は、相当広汎な独立権限を行使しつつ地方財政自主権の確立を推進し、地方財政に対する一方的な国家意思の支配を排除するとともに、国家財政と地方財政及び地方公共団体の財政相互間の調整をはかることといたしました。同委員会の組織は、両議院の同意を得て内閣総理大臣の任命する五人の委員をもつて構成し、うち三人は各級地方公共団体の執行機関の連合組織がおの〳〵一人ずつ推薦した者を含まなければならないこととするとともに、委員長は委員の互選によることといたしておるのであります。

以上は本案のおもなる内容でありますが、なお附則において関係諸法律に改正を加え、公布の日からこれを施行しようとするものであります。

本案は、四月二十二日、本委員会に付託され、政府の説明を聞き、地方行政委員会との連合審査会を開いて審査を重ねたのでありますが、地方行政委員長より委員の推薦者について修正の申入れがあつたのであります。本案に対し、委員三人は各級地方公共団体の執行機関の連合組織と議決機関の連合組織とがそれ〴〵共同して推薦した者とするとともに、最初の委員の任命は、国会閉会中の場合は両院の同意を得ないでこれをなすことができることとする旨の修正案が提出されたのであります。

かくて四月二十八日、討論、採決の結果、多数をもつて修正案の通り修正議決いたしました。

次に経済調査庁法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案におけるおもなる改正は、経済統制の面にとどまらず、広く経済関係法令の励行を確保するということに改めるとともに、特別調達庁及び公団について業務の調査及び経理の監査を行うことができることとし、かつ調査及び監査の結果必要と認めるときは、関係機関に対し、その所掌事項の運営の改善についてその勧告をなし得るよう監査の面を強化するとともに、中央経済調査庁の名称を経済調査庁と改めることがその一つであります。次に、経済安定本部設置法の一部改正と相まち、同本部関係の地方機関を一本に統合して管区経済局と改め、かつ地方経済調査庁を地方経済調査局と改称するとともに、これらの地方機関に、経済調査庁と同様、調査または監査の結果について関係機関に対し勧告する権限を与えております。なお中央及び管区経済調査庁に置かれている物資活用審議会を廃止することといたしております。

本案は、四月十日、本委員会に付託され、政府の説明を聞き、建設委員会との連合審査会を開いて審査をいたしたのでありますが、建設委員長より、行政官庁たる経済調査庁が、行政官庁たる特別調

達庁だけに限つて特に経理の監査を行うことは妥当でなく、かつ国の行政機関に対して、会計検査院以外のものに会計経理の検査または監査の権限を付與することは妥当でない。また憲法第九十條の規定違反の疑いもありとの理由で、これに関する規定の削除の申入れがありました。しかして本案に対し、経済調査庁が特別調達庁について行う業務の調査及び経理の監査は一年間に限ること並びに附則中原案における改正漏れの点に関する修正案が提出されたのでありますが、四月二十八日、討論、採決の結果、多数をもつて修正案の通り修正議決いたしました。

次に海上保安庁法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、海上保安行政の効率化をはかるため同庁の組織に若干の改正を加えようとするものであります。そのおもなるものは、本庁については長官官房を廃し、総務部及び船舶技術部を設けて内部機構を六部とするとともに、沿岸警備業務の特殊性にかんがみ、これを専門的に統轄せしめるため、次長のほかに、これと同格の警備救難監一人を新たに置くこととし、地方機関については、大管区制を採用して全国を六つの海上保安管区にわかち、各管区ごとに管区海上保安本部を設け、その下部機関として、所要の地に海上保安監部その他の事務所を置くことができることといたしております。

本案は、四月十日、本委員会に付託され、政府の説明を聞き、運輸委員会との連合審査会を開いて審査を行いましたが、運輸委員長より、次長の長官補佐事務中総務部の所掌事務を除くこと、管区海上保安本部の位置について、大阪市を神戸市に、福岡市を門司市に改め、また一管区を増して七海上保安管区とし、その本部を舞鶴市に置くことの修正の申入れがありました。しかして本委員会において、次長の長官補佐事務中総務部の所掌事務を除くこと、海上保安管区の数並びにその本部の位置について現在の海上保安本部の数及びその本部の位置と同様にすることの修正案が提出され、四月二十八日、討論省略、採決の結果、多数をもつて修正案の通り修正議決いたしました。

次に水産庁設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案における改正の要点は、漁業法による漁業制度の実施並びに鮮魚介及び加工水産物の統制撤廃に即応して水産庁の所掌事務及び権限並びに部の所掌について改正するとともに、同庁の附属機関である東京水産大学の文部省移管、水産物規格審議会の廃止に伴う所要の改正を行うものであります。

本案は、予備審査のため、四月十日、本委員会に付託、四月二十八日参議院の送付を受け、あらためて本委員会に付託と相なつたものであります。本案は、参議院において、政府提出案に対し、過般両院の可決を見ました漁港法との関係から生産部の所掌事務の一部について修正せられておるのであります。本案は、質疑の後、四月二十八日に、討論省略、採決の結果、多数をもつて原案の通り可決いたしました。

以上きわめて概略を御報告申し上げましたが、その詳細は会議録で御了承をお願い申し上げます。以上御報告申し上げます。（拍手）

三、参議院内閣委員長報告（五月二日）

○河井彌八君　行政機関職員定員法の一部を改正する法律案について内閣委員会における審査の経過並びに結果を申上げます。

この法律案は、委員会を開くこと予備審査と共に四回、先刻三つの修正を加えまして可決すべきものと決定いたした次第であります。

提案の内容につきまして簡単に申上げますれば、

第一に定員総数におきましては、八十七万三千二百三十七人が八十七万一千二百七十二人となりまして、差引一千九百六十五人の減少であります。これを各省別にいたしますると、農林省、通産省、運輸省、建設省、郵政省、経済安定本部等、主として経済関係の各官庁におきまして合計一万一千四百八十二人を減ずるのでありますけれども、他方、総理府、法務府、大蔵省、文部省、厚生省、電気通信省、労働省におきましては合計九千五百十七人を増加することとなつております。事項別から見まするると、減少の主なるものは経済統制関係の一万一千三十四人、府県委譲四千二百五十三人、引揚援護事務関係二千三百七十五人等であります。増加の主なるものといたしましては、電気通信施設の拡充によるもの四千四百四十五人、国立結核療養所の職員三千四百十三人、国立学校職員三百九十一人、国税庁職員千百人、職業安定所職員七百三十三人等であります。これは行政目的が転換している事実をはつきりと示すものであります。尚、今回の新定員を昭和二十五年度の予算定員と比較いたしますると一万五百七十七人の減少となつておるのであります。又定員法上の減少から見まするると千九百六十五人の減少でありまするが、併し実際の退職者の数は四千四百人程度に上るという予想であります。

第二に、電気通信省の本省の定員につきまして、引揚援護庁等における場合と同様に、電気通信業務の状況によつて特に必要ある場合には、予算の定める範囲において政令を以てこれを増加することができるようにした点であります。

第三には、一般行政機関職員を増減する外に、更に終戦処理事業費、特殊財産処理附帯事務費等の支弁にかかる職員につきましても、その数を現在の五千四百六人から二千三百九十二人に減少しておるのであります。

第四には、定員減少に伴うところの措置といたしまして、先ず一律に三ヶ月の猶余期間を設けまして、六月三十日までは新定員を超える員数の職員を定員の外に置くことができるようにしてあるのであります。更に統制関係の人員につきましては、統制解除の時期等に即応いたしまして、六月末の外に、九月末、十二月末の三段階に分けて、行政事務の漸減に比例いたしまして定員を縮小するようにいたしてあるのであります。

又今回の定員減少に伴つて退職する者につきましては、昨年の五月に決定いたしましたところの行政整理の際と同様に、国家公務員法のいわゆる訴願権の規定を適用しないこととといたしてあるのであります。尚この点につきましては、都道府県に勤務しておる物資統

制関係の職員につきましても同様に取扱うということになつております。これが本案の提出せられました原案の大要であります。

委員会におきましては、定員の減少は国家公務員の運命の上に非常な利害関係のあることでありますると同時に、又国務の実行上最も注意すべきものであるという観点から、各般の事実に亘つて慎重に検討をいたしたのであります。でありまするが、時間の関係上、その内容につきましては、ここにこれを省略いたします。ただ特に申上げて置きたいのは、今回の定員法の改正は、昨年の行政整理の場合と同様に、整理を受ける者の訴願権を認めていないという点か、特にこれは委員諸君の注意を引いたところで、そうして前回には極めて多数の職員が整理せられたのでありまするが、この度は、それ程の多数の者でない、むしろこの程度の整理というものは、整理と申しますか、退職者の生じまずることは、これは毎年起り得るのであるからして、昨年の……殊に訴願権を認めないということはよろしくないという意見が非常に強いのでありました。政府におきましては、将来職階制が確立されるならば、各個人についての考査表もできるのであるから、合理的対策の目安もあるわけであるが、現在のところでは審査の基準がないわけでありまして、殊に今回の被整理者の数も約四千四百人という多数が予想されるのであるから、どうしても只今の事情は特殊な関係にあるのであるから、訴願権を認めないということは誠に気の毒であるけれども止むを得ないものであるという説明であつたのであります。

委員会は只今申したような審議を盡した上に、その結果、三つの修正案が提出せられたのであります。それは便宜ここで朗読をさせて頂きます。

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第二條第一項の改正規定の表、農林省の欄中「本省三万三百二十二人」を「本省三万八百九十六人」に、「食糧庁二万九千四百八十二人」を「食糧庁二万九千五百七十四人」に、「計八万五千三十三人」を「計八万五千六百九十二人」に、合計の欄中「八十七万一千二百七十二人」を「八十七万一千九百三十一人」に改める。

附則第五項中、「本省三万四百十二人」を「本省三万九百八十六人」に、「食糧庁二万九千五百九人」を「食糧庁二万九千五百九十四人」に、「本省三万三百六十二人」を「本省三万九百三十六人」に改める。

それから次には、

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第二條第一項の改正規定の表、労働省の欄中「本省二万五百五十五人」を「本省二万七百五人」に、「計二万八百七人」を「計二万九百五十七人」に、合計の欄中「八十七万一千二百七十二人」を「八十七万一千四百二十二人」に改める。

この只今申しました二つの定員の修正増加の結果、合計の欄がこれを合計したものに改める必要がありまするので、合計八十七万一千二百七十二人を八十七万二千八十一人に改めることとなるのであります。

最後に出ました修正案は、

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第十三項及び第十四項を削る。

修正の理由について簡単に申上げます。

第一に申述べました修正につきましては、農林畜水産物関係の連絡調整事務の一部が本省から食糧庁に移りましたのに伴つて、その要員八十五人を本省から食糧庁に移管する必要があるのと、それから統計調査事務所が農作物被害の調査を実施することになるに伴いまして、これがための要員として同所の定員を六百五十九人増加する必要がある。尚この定員の増加に要するところの所要経費は二十五年度の予算に計上されているというのであります。

もう一つの労働省の定員増加に関する理由といたしましては、公共職業安定所における事務量の飛躍的増加に伴つて、この法律案による定員の増加は五百五十人でありますが、それでは安定所職員の健康保持並びに執務の能率増進に支障があると認められるので、すでに昭和二十五年度予算に計上されている百五十人についても更に増員する必要があるというのであります。

第三の「附則第十三項及び第十四項を削る。」というのは、今回の整理は、その整理の性質及び被整理者の数が昨年の整理の場合と比べまして著しく違つているから、国家公務員法第八十九條から第九十二條までの規定、即ち訴願に関する規定でありますが、この訴願に関する規定を今回の整理の場合に適用しないのは適当でないという意味であります。こういう理由を以てそれ〴〵の修正案が提出せられたのであります。

委員会におきましては、この修正案についてそれ〴〵採決をいたしましたところが、多数を以ていずれも可決すべきものと決定いたしました。更に残りの原案について採決をいたしましたところ、これ又多数を以て可決すべきものと議決した次第であります。

次に国土総合開発法案につきまして委員会の審査の経過並びに結果を御報告申上げます。

この法案は、戰後の荒廃した我が国土の保全を図り、又国土及び資源の合理的開発利用を期するために、いわゆる国土総合開発計画を樹立するための基本的な事項を定めんとするものでありまして、内閣総理大臣の諮問機関として総理府に国土総合開発審議会を設けようとするものであります。

この法案に基いて立案を予定されるところの開発計画は凡そ四つになるのであります。第一は全国総合開発計画、第二は都府県総合開発計画、第三は地方総合開発計画、これは二つ若しくは二つ以上の府県に亘るところの総合開発計画であります。第四は特定地域総合開発計画であります。そうして国土総合開発計画については、成るべく各地域において地方公共団体を中心とするところの自主的・積極的立案計画を期待いたしておりまして、これを中央における審議会において総合調整することを骨子とするものであります。尚、先般成立を見ましたところの北海道開発法に基きまして北海道開発

庁によつて立案せられるところの北海道開発計画と国土総合開発計画との調整につきましては、内閣総理大臣が北海道開発庁の長官及び国土総合開発審議会の意見を聞いて行うということになつておるのであります。本委員会におきましては前後二回に亘りまして本案を審議いたして、種々質疑応答を重ねたのであります。審議の結果は、北海道開発と国土総合開発との関連の点、殊にその総合調整の必要なる点等を認めまして、全会一致を以てこれを可決すべきものと議決した次第であります。

これを以て報告を終ります。

◎大蔵省設置法の一部を改正する法律

（昭和二五、五、四、法一四一）

一、提案理由（四月十九日）

○水田政府委員　ただいま議題となりました、大蔵省設置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明いたします。

昨年六月一日に、国家行政組織法が施行されたのに伴いまして、大蔵省の組織とその所掌事務の範囲、及び権限を定める大蔵省設置法が制定、施行されたのでありますが、その後の諸情勢の推移に伴いまして、大蔵省の機構等につきまして若干の改正を加える必要がありますので、本法律案を提案いたした次第であります。

本法案の内容でありますが、先ず本省関係から主要な改正点を申し上げますと、その第一は、外国為替及び外国貿易管理法並びに株式名義書きかえに関する法律等の制定に伴いまして、所掌事務に関する関係條項について整理を行つたことであります。

その第二といたしましては、終戦処理費及び賠償施設処理費等の経理に関する事務の特別調達庁または賠償庁への移管、並びに土地台帳及び家屋台帳に関する事務の法務府への移管のため、理財局、主税局等の所掌事務からこれらの事務の関係條項を削除いたしましたところであります。

その第三は、地方における財務行政の円滑な遂行をはかるため、財務部を財務局と改称することに伴う改正等がその主要なものであります。

次に外局の関係について申し上げますと、先ず国税庁関係でありますが、その主要なものは、今回の税法の改正に伴いまして、内国税に関する審査の請求についての協議機関といたしまして、国税庁及び国税局に協議団を設置いたしましたこと、並びに国税庁監察官に、国税庁に所属いたします職員の職務に関係のある犯罪を捜査させるため必要な規定を設け、職務の厳正を期することとしたこと等であります。

次に公認会計士法の改正等に即応いたしまして、新たに外局として公認会計士管理委員会を設置いたしましたこと、並びに証券取引委員会の所掌事務に株式の名義書きかえ代理人の登録事務を加えましたこと等がその主要なものであります。

なお、大蔵省の付属機関であります各種の審議会につきましては、

昨年末から整理方針を立てまして、着々その準備をいたして参つたのでありますが、そのうち特に存置する必要があるものを除き、本省及び外局を通じまして十四の審議会を廃止することといたしました。

また酒類配給公団につきましては、その清算事務も結了いたしましたので、同公団関係の條項を削除することといたしたのであります。

以上本法律案について、その概要を御説明いたしましたが、何とぞ御審議の上すみやかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院内閣委員長報告（四月二十九日）

○鈴木明良君　ただいま議題となりました大蔵省設置法の一部を改正する法律案について、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案におけるおもなる改正は、大蔵省及び証券取引委員会の所掌事務を整備し、公認会計士法の改正に即応して公認会計士管理委員会を大蔵省の外局とし、また国税庁の監察官に、その所属職員に対し職務上必要な監察を行い、かつ職務に関係ある犯罪の捜査権を有せしめることと、国税に関する審査の請求について協議を行う機関として、国税庁及び国税局にそれぞれ協議団を設置することとし、さらに本省及び外局を通じて審議会等を整理いたしておるのであります。

本案は、四月十八日、本委員会に付託され、政府の説明を聞き、国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律

大蔵委員会との連合審査会を開いて審査を進めたのであります。

国税庁の監察官について、庁内の職員に対する犯罪の捜査権を有せしむることは妥当でないとの意見がありましたが、それらの詳細は会議録に譲りたいと存じます。

かくて四月二十九日、討論、採決の結果、多数をもつて原案の通り可決いたしました。

以上御報告申し上げます。（拍手）

三、参議院内閣委員長報告（五月一日）

（海上保安庁法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載）

◎国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律

（昭和二五、五、四、法一四二）

一、提案理由（五月一日）

○水田政府委員　ただいま議題となりました国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

昨年度におきましては、行政機関職員定員法の実施に伴う人員整理により退職した職員等に対しましては、特に一般の退職の場合よ

国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律

りは、有利な退職手当を支給する措置を講じたのであります。本年度におきましても、右行政機関職員定員法の一部改正、予算定員の減少等のため、相当数の整理退職者の出ることが予想されるのでありますが、これらの退職者に対しましても、前年度同様に一般の退職の場合より有利な退職手当を支給することは、退職者の処遇に公平を期するために、きわめて必要なことであると考えられる次第であります。しかしながら、現行の退職手当に関する根拠法令である昭和二十四年度及び昭和二十五年度総合均衡予算の実施に伴う退職手当の臨時措置に関する政令によりましては、右のごとき一般の場合より有利な退職手当を支給することが不可能でありますので、この際右の政令を廃止し、新たに法律をもつてこれを規定することといたし、本法律案を提出することとした次第であります。

次に、本法律案の内容につきましては、第一條に規定してありますように、昭和二十六年度以降におきましては、退職給與に関する新たな制度が、制定実施されることとなつておりますので、本法律案といたしましては、さしあたり右に申し述べました政令の諸規定をそのまま踏襲することといたし、ただ本年度における整理退職者等に対しまして、前年度の行政整理の場合と同様に、有利な退職手当を支給し得る旨の規定を、附則に挿入することにとどめた次第であります。

以上本法律案の提案の理由並びに内容の大要を御説明申し上げました。何とぞすみやかに御審議の上、御賛成あらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院大蔵委員長報告（五月一日）

○北澤直吉君　ただいま議題となりました国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果につき御報告申し上げます。この法案は、行政整理により退職いたしました国家公務員等に対する退職手当を、本年度におきましても昨年度と同様、一般退職者よりも有利に支給することといたしますために提出されたものであります。

この法案につきましては、本日政府委員より提案理由の説明を聴取し、ただちに質疑に入りましたが、質疑応答の詳細については速記録に譲りたいと存じます。

次いで討論に入りましたところ、共産党を代表して河田賢治君は、退職手当金額が少額に過ぎる等の理由をあげて反対の意を表せられ、自由党を代表して田中啓一君は賛成の意を表せられました。

次いで採決の結果、起立多数をもつて本案は原案の通り可決せられました。

以上御報告申し上げます。（拍手）

三、参議院人事委員長報告（五月二日）

○宇都宮登君　只今議題となりました国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律案につきまして、人事委員会における審議の経過並びにその結果を御報告申上げます。

先ず本法案の提出の趣旨について申上げます。御承知のごとく昨年度の行政機関職員定員法の実施に伴う人員整理により退職した職員等に対しましては、特に一般の退職の場合よりは有利な退職手当を支給する措置が講ぜられたのでありますが、本年度におきましても、行政機関職員定員法の一部改正、予算定員の減少等のため相当数の整理退職者の出ることが予想されるのであります、これらの退職者に対しましても前年度同様に一般の退職の場合より有利な退職手当を支給することは、退職者の待遇の公平を期するために極めて必要なことであると考えられるのであります。併しながら現行の退職手当に関する根拠法令であるところの昭和二十四年度及び昭和二十五年総合均衡予算の実施に伴う退職手当の臨時措置に関する政令によりましては、前述のごとく一般の場合より有利な退職手当を支給することが不可能でありますので、この際、右の政令を廃止し、新たに法律を以てこれを規定しようとするものであります。

次に本案の内容について申上げます。本法案の第一條に規定してありますように、昭和二十六年度以降におきましては退職給與に関する新たな制度が制定実施されることとなつておりますので、本法案においては前に申述べました政令の諸規定をそのまま踏襲することとし、ただ本年度における整理退職者等に対しまして、前年度の行政整理の場合と同様に、一般の場合より有利な退職手当を支給し得る旨を規定せられているものであります。

本法案は四月三十日提出せられ、人事委員会付託となり、五月一日、二日の両日に亘つて審議を行なつたのであります。先ず質疑の主なるものを説明いたしますと、退職手当の基準は、昭和二十四年度の予算上の特別の理由に基いて制定せられたものをそのままその内容とするものであるが、この点、政府としては退職手当を法律化するに当つて他に考慮の余地はなかつたのかとの質問があり、これに対して政府側より、本法案は第一條にも規定するごとく暫定的な基準を定める臨時措置にとどまるものであつて、昭和二十六年以降においては別に法律を以て総合的な退職給與制度を制定実施するものであること、及び今年度において特に昨年度の行政整理の場合と異なつた退職手当制度を定めることは両者の均衡を保つ意味からも適当でないと考えられるとの答弁がありました。次いで討論に入りましたところ、小串委員より賛成の討論があり、千葉委員より、昨年度の退職手当に関する政令をそのまま踏襲して法律化することは、永年勤続者の退職の場合、昭和二十四年三月以前の既得権を侵害する結果を招来するものであるとの理由で反対の討論があり、討論を終結、採決に入りましたところ、多数を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上本委員会における審議の経過並びにその結果を御報告申上げます。（拍手）

◎地方自治法の一部を改正する法律

（昭和二五、五、四、法一四三）

一、提案理由

（今国会を通過した右法律は、第六回国会において審議未了となつ

た同法律案とその内容において全く同一であるため、同国会において説明された提案理由（昭和二四、一一、一四、地方行政委員会議録三号）をそのまま継承することに昭和二四年一二月二〇日委員会で決定したから、便宜それを登載した。）

○小野政府委員　本委員会に付託になりました地方自治法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要なる事項の概略を御説明申し上げます。

今回の改正の骨子は、地方自治運営の現状にかんがみ、地方公共団体における直接請求の手続、地方議会の運営、各種争訟の手続等の整備並びに地方公共団体の事務処理機構の刷新及び監査機能の強化をはかる等の措置を講じようとするものでありますが、その改正の根本方針は、地方公共団体の自主性及び自律性をさらに徹底するとともに、さらに地方自治の運営における公正と効率を確保し、もつて地方自治の本旨を実現しようとするものにほかならないのであります。

まず改正の第一点は、地方公共団体の直接請求の手続に関する規定の整備についてであります。現行の直接請求の制度における署名手続に関しては、ほとんど住民の自制にまち、何ら特別の規定を設けていないため、選挙人の署名の代筆、偽筆等がともすれば行われ勝ちであり、また選挙人を欺罔して署名を求める等の事例も少からず存在し、常に紛議の的となつている実情にあり、一方選挙管理委員会が署名を審査する場合においても、これがため非常な困難を感じているのであります。特に議会の解散請求並びに職員及び市町村長等の解職請求については、攻守ともにはげしい抗争を繰返し、あるいは適法のわく内を逸脱して権利の濫用に至つていると認められるものがあり、あるいは紛争のための紛争に終始して、かえつて住民の福祉をそこなうに至つているもの等が相当に見受けられるのであります。従いまして今回の改正案におきましては、正しい直接請求は、住民の基本的権利の最も重要なものとして、あくまでこれを尊重するとともに、他面その濫用を防止するために、必要な規定を設けることといたしたのであります。すなわち直接請求の署名の効力について、法令違反の署名及び詐欺、強迫等に基く署名を無効とする旨の審査基準を明記し、市町村の選挙管理委員会が署名を審査するにあたつては、必要に応じて関係人の出頭及び証言を求めることができることとした上、署名簿を関係人の縦覧に供して、署名の効力が正しく確定せられるようにいたしたのであります。また直接請求の署名に関して暴力もしくは不正の方法を用い、または特殊の利害関係を利用して、署名及び署名運動の自由を妨害した者、並びに署名の偽造、増減等の悪質行為をした者に対し、衆議院議員の選挙運動における同程度の罰則を設けて、これらの悪質行為の根絶を期することとしたのであります。なお知事、市町村長の所管に属する事務のみならず、新たに教育委員会、公安委員会等の独立の執行機関の所管に属する事務についても、住民に対し監査の直接請求権を認め、処務の公正を期し、これらの機関が住民に対して、直接責任を有する旨を明らかにいたしたいのであります。

改正の第二点は、議会の運営に関する事項であります。まず、議

会に対して知事、市町村長の所管に属する事務のほか、新たに教育委員会、公安委員会等の独立の執行機関の所管に属する事務について事務の管理、出納の検査の権限を認めるとともに、これらの機関に委任された国その他公共団体の事務に関し説明を求め、またはこれに対して意思を述べることができるものとして、議会の権限を整備するとともに事務の公正な執行を期したのであります。第二には、都道府県の議会の定例会は、現在毎年六回以上でありますものを、実際の運営の状況に徴して毎年四回以上に改めました。第三には、地方議会において行う選挙についての紛争の早期解決を期するために、これに関する出訴期間を二十一日以内と明記したのであります。さらに、その他地方議会の運営の整備に関連する事項として、県庁、市役所または町村役場の位置を定め、または変更することは地方政治においても、最も重大な問題の一つでありますので、その議決手続を特に慎重にいたしたこと、また、條例及び予算の議決並びに知事、市町村長等に対する不信任の議決等の重要なる議決についての議会と執行機関側との処理手続を明確に規定いたしましたして、その円滑なる運営をはかつたことの二点につき改正を加えたのであります。

改正の第三点は、各種争訟手続の整備に関する事項でありまして、直接請求の署名の効力に関する争訟手続を新たに認めるとともに、直接請求に基く副知事もしくは助役、出納長もしくは収入役、選挙管理委員もしくは監査委員または公安委員会の委員の解職の議決に対して、新たに出訴を認める等、争訟手続に関する規定を整備いたし、地方自治運営の公正を確保するための保障の措置としたのであります。なお、地方公共団体の議会の議員または長の選挙または当選、直接請求に基く議会の解散等に関する効力は、この法律の定める争訟提起の期間及び管轄裁判所に関する規定によらなければならないものとし、紛争の早期解決をはかることといたしました。

次に改正の第四点は、執行機関に関する事項として地方公共団体の事務処理機構の整備及び監査機能の強化等に関する事項についてであります。市町村にあつては出張所、政令で指定する市にあつては区の事務所の出張所を設けることができるものとし、事務処理の便宜に資することにいたしました。次に、行政機構の見地から、都道府県の局部の機構については、行政的事務を処理する部局のみを法定することとし、公共事業の経営に関する事務組織については、企業能率の発揮を期する上から、條例で適宜の組織を設けるようにいたし、これに伴い、都の交通局、水道局、道府県の公共事業部の法定を廃止することとしたのであります。知事及び市町村長に対する不信任の議決に関する処理手続を整備いたしましたに伴いまして、不信任議決による知事または市町村長の失職の規定を整備いたしました。また、地方公共団体から平素財政的援助を受けている補助団体等に対する監査委員の監査権を認めて、会計の適正を期することとしたのであります。

第五点としては、財務に関する事項についてであります。まず、分担金、使用料等に関しても延滞金を徴収することができるものといたしました。また、出納長また収入役その他の職員の公金亡失、

または物品毀損に対する賠償責任の規定を整備したことであります。いずれも公正な事務の執行と効率の確保を期するための措置であります。

以上が今回の地方自治法の一部改正案の大要でありますが、その他なお、若干の改正をいたすことにしました。議会の運営に関連して申し上げましたごとく、條例の制定に関する規定を整備し、その公布及び施行手続を明確にいたしたのであります。国の出先機関の整理に伴い、都道府県においては、従前の通商産業局出張所及び道路運送監理事務所の所掌事務を処理させるため、当分の間、條例で知事直属の事務所を置くものとしたのであります。

以上今回の地方自治法の一部を改正する法律案の理由及びその内容の概略の説明をいたしましたが、なにとぞ慎重御審議の上すみやかに議決あらんことを切望いたします。

二、衆議院地方行政委員長報告（五月一日）

○大泉寛三君　ただいま議題となりました地方自治法の一部を改正する法律案に関する、地方行政委員会の審議の経過並びに結果につきその概要を御報告申し上げます。

政府の提案にかかわる本法案の目的とするところは、地方公共団体の自主性及び自律性を徹底するとともに、さらに地方自治の運営における公正と効率とを確保しようとするにあるのでありまして、これがために、地方自治運営の現状にかんがみ、地方公共団体における直接請求の手続、地方議会の運営、各種委員の手続等の整備並びに地方公共団体の事務処理機構の刷新及び監査機能の強化をはかる等の措置を講じようとするものであります。

その内容といたします事項は広汎であつて、かつ複雑多岐にわたり、しかも事務手続に関することが多く、これを逐一具体的に述べますことは煩雑にすぎますので、その詳細はあげて委員会の記録に譲りたいと思います。

本法律案は、昨年十二月十五日、本委員会に付託せられ、同月二十日第一回の委員会を開いてから慎重審議を重ね、地方自治の強化、すなわち法制上並びに運用上における地方公共団体の自主性と、中央の干渉排除等の問題をめぐつて盛んに質疑応答が繰返されたのでありますが、本法案は、その目的とするところが前に述べたごとく、その主眼点はおおむね妥当であると認められたのであります。しかしながら、本委員会といたしましては、本案に対し修正を加える必要を認めましたので、次のような修正案を作成いたしたのであります。

すなわち修正の第一は、都道府県の議会の定例会に限り政府の改正案が毎年四回以上と改めようとするものを、地方行政における議会の重要性にかんがみ、なお現行法通り六回以上とすることであります。

修正の第二は、地方議会事務局の法制化であります。すなわち、地方制度の変革に伴い、とみに重要性を加えました地方議会の地位と使命とにかんがみ、その機能を遺憾なく発揮させるため、事務局の整備及びその法的基礎の確立は必要なりと認められますので、すでに事実上存する地方議会の事務局を明示しようとするのであります。

修正の第三は、都道府県または市町村の議会が、知事または市町村長の不信任の議決する場合における議決の定足数に関するものであつて、一たびこれらの長が不信任の議決を受けて議会を解散した後、初めて招集された議会において、再び不信任の議決をする場合にも、なお出席議員の四分の三以上の者の同意を要するというのは、住民の代表である議会に対抗して、理事者の立場が強きに過ぎると思われますから、この場合は出席議員の過半数をもつて足りると修正しようとするのであります。

修正の第四点は、いわゆる戦時中に合併した市町村の分離に関するものであります。昭和二十三年法律第百七十九号地方自治法の一部を改正する法律の附則第二條に定められた手続、すなわち関係住民の投票に付し、その過半数の同意を得たものは、当該都道府県議会の議決を経て、という手続に変更を加えようとするのであります。すなわち、本法が当初制定された立法の精神並びにその施行後地方における本法運用の実情にかんがみまして、関係住民の投票において民意の真正、的確を期するため、有効投票の三分の二以上の同意を得ることを要するように改めるとともに、その同意があつたときは、選挙管理委員会は、このことを都道府県知事及び都道府県の議会に報告することとし、議会は関係住民の意思を尊重する建前から、この報告があつた日から三十日以内に、当該都道府県の議会において、その議員の発議により、出席議員の四分の三以上でこれに同意すべきでないとの議決があつたときに限り、都道府県知事は市町村の廃置分合または境界変更を定めることができないこととし、右の法定期間内に右の議決がない場合は、市町村の廃置分合または境界変更を定め、内閣総理大臣に届け出なければならないこととするのであります。なおこの改正法の実際の適用にあたつては、すでにその手続を開始している請求については原則として、なお従前の例によることとする旨の経過規定を設け、地方における混乱を防止したのであります。

以上四点が主なる修正点でありますが、なお本法の施行期を本年五月十五日としたこと、公安委員会の重要性にかんがみ、法規中に教育委員会等例示してある場合に、公安委員会もその他の委員会中に含ましめないでこれを明示することとし、及び公職選挙法の施行その他制度法規の改廃によつて生じた関係條項に対する必要な改正を加えることなどの修正をしようとするものであります。

以上、本案並びにこれに対する修正案の概要について申し述べました。

本法案は、四月二十九日質疑を終え、ただちに討論に入り、採決の結果、修正可決の議決を得たのであります。

本法の施行期日及び附則第二條の戦時中合併した市町村の分離手続に関する修正についてさらに変更を加える必要が生じましたので、四月三十日、本法案を再議に付することを議決し、その結果、五月一日、委員会において再議に付し、修正案について質疑を行い、採決の結果、修正可決の議決を得たのであります。

なお本案に関連して、委員から、本法案の実施にあたつては、関係当局がその運用について十分遺憾なきよう対処することを要望する旨の発言があり、さらに地方自治の拡充と行政の簡素化の徹底を期するために、政府はその地方出先機関を都道府県に委譲し、都道府県はその地方事務所をそれ〴〵整理統合することが必要と認められるから、すみやかにその実施を要望する旨の陳述があり、本委員会はこれを了承いたしましたことを、ここに御報告申し上げます。

以上をもつて本法案に対する地方行政委員会における審議の経過並びに結果の概要を御報告いたしました。（拍手）

三、参議院地方行政委員長報告（五月二日）

○岡本愛祐君　只今議題となりました地方自治法の一部を改正する法律案について、委員会における審議の経過並びに結果を御報告申上げます。

本法案は地方自治運営の現状に鑑みまして、地方公共団体における直接請求の手続、地方議会の運営、各種争訟の手続等を整備し、並びに地方公共団体の事務処理機構を刷新し、監査機能の強化を図る等の措置を講じようとするものであります。

改正の第一点は、地方公共団体の直接請求の手続に関する規定を整備したのでありまして、法令違反の署名及び詐欺、強迫等に基く署名を無効とする旨の審査基準を明記し、市町村の選挙管理委員会が署名を審査するに当つては、必要に応じて関係人の出頭及び証言を求めることができることとした上、署名簿を関係人の縦覧に供し、署名の効力が正しく確定せられるようにすると共に、直接請求の署名に関して暴力若しくは不正の行為をした者に対し罰則を設けて、これらの悪質行為の根絶を期することとしたのであります。尚、新たに教育委員会、公安委員会等の独立の執行機関の所管に属する事務についても、住民に対し監査の直接請求権を認め、これらの機関が住民に対して直接責任を有する旨を明らかにしたのであります。

改正の第二点は地方議会の運営に関する事項でありまして、先ず議会に対しまして、新たに教育委員会、公安委員会等の独立執行機関の所管に属する事務について、事務の管理、出納の検査の権限を認めると共に、これらの機関に委任された国その他公共団体の事務に関し説明を求め又はこれに対して意見を述べることができるものとして、議会の権限を整備すると共に事務の公正な執行を期しました。又都道府県の議会の定例会は現在毎年六回以上でありますのを、政府原案におきましては毎年四回以上に改めんとしました。又地方議会において行う選挙についての紛争の早期解決を期するため、これに関する出訴期間を二十一日以内と明記しました。更に関連事項として、県庁、市役所又は町村役場の位置を定め又は変更することの議決手続を特に慎重にいたしました。又條例及び予算の議決、並びに知事、市町村長等に対する不信任の議決等の重要なる議決についての議会と執行機関側との処理手続を明確に規定したのであります。

改正の第三点は、各種争訟手続の整備に関する事項であります。

即ち直接請求の署名の効力に関する争訟手続を新たに認めると共に、直接請求に基く副知事、助役、出納長、収入役、選挙管理委員、監査委員、公安委員会の委員の解職の議決に対して新たに出訴を認める等、争訟手続に関する規定を整備し、尚、地方公共団体の議会の議員又は長の選挙、当選、直接請求に基く議会の解散等に関する効力は、この法律の定める争訟提起の期間及び管轄裁判所に関する規定によらなければならないものとし、紛争の早期解決を図ることといたしました。

改正の第四点は、地方公共団体の事務処理機構の整備及び監査機構の機能の強化等に関する事項についてであります。市町村にあつては出張所、政令で指定する市にあつては区の事務所の出張所を設けることができるものとし、又條例で特定の行政機関の設置を認めること、都道府県の局部の機構については、行政的事務を処理する部局のみを法定することとし、公共事業の経営に関する事務組織についての條例で適宜の組織を設け、都の交通局、水道局、道府県の公共事業部を法定することを廃止することにいたしました。知事及び市町村長に対する不信任の議決に関する処理手続、不信任議決による知事又は市町村長の失職の規定を整備いたしました。又地方公共団体から平素財政的援助を受けている補助団体等に対する監査委員の監査権を認めて、会計の適正を期することとしたのであります。

次に本案に対する衆議院側の修正個所の主なるものを簡単に御報告申上げます。第一は、地方自治法中の規定中に「選挙管理委員会、教育委員会」と例示してある場合に、公安委員会が明示してないから、公安委員会の重要性に鑑みてこれを明示したことが第一点であります。第二点は、地方議会の定例会の回数は政府改正案を退けまして、すべて現行法通り変更しないことにしたのであります。第三は、地方議会中、都道府県、市の議会における事務局の設置を法制化したことであります。第四は、不信任の議決をされた地方公共団体の長が議会の解散を行い、その後初めて招集した議会において再び不信任の議決をする場合は、過半数の同意を以て足りることに改めたことであります。第五は、戦時中合併した市町村の分離手続に関する事項でありますが、現行法では住民投票は有効投票の過半数の同意を必要としておりましたのを、今回は三分の二以上の同意を要することに改めると同時に、他方、都道府県議会がこれを否決しようとするときは、出席議員の四分の三以上の多数を必要とすることに改めたのであります。

地方行政委員会は慎重審議し、熱心な質疑応答が行われましたが、詳細は速記録に譲ることをお許し願います。かくて五月二日質疑を終り、討論採決に入りましたところ、全会一致衆議院修正通り原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告を申し上げます。（拍手）

◎生活保護法（昭和二五、五、四、法一四四）

一、提案理由（三月二十二日）

○林国務大臣　ただいま上程されました生活保護法案につきまして、その提案理由を説明いたします。

本案は、現行の生活保護制度にかわる新たなる制度を創設しようとするものではなく、現行の制度を強化拡充して、よりよき制度たらしめようとするものでありまして、いわば生活保護法改正案とも申すべきものであります。生活保護法が、昭和二十一年十月一日に施行されましてから、今日に至るまでの間、救済福祉に関する基本的法律として果して参りました重大かつ効果的な役割につきましては、あらためて申すまでもないところでありますが、わが国現下の情勢より見まするとき、ここしばらくの間は、この制度の保護に依存しなければならない者の数の漸増することが予想されますので、この際、この制度を急速に整備強化することが必要となつて参つたのであります。

特に昨年以来当国会においても、きわめて緊急なる問題として取上げられました未亡人母子援護の問題、あるいは遺族援護の問題等を通じまして、はしなくも現行制度における各種の欠陥が指摘せられ、遂に昨年九月十三日、内閣に設けられました社会保障制度審議会から、現行の生活保護制度を緊急に改善強化し、もつて当面の緊迫せる情勢に対応すべき旨の勧告を受けるに至りましたので、政府

におきましてはこれらの要請に応じまして、現行の生活保護制度を真に憲法第二十五條の定める理念にふさわしいものたらしめるよう、ここに生活保護法の全面的改正を提案することといたしたのであります。

今回の改正におけるおもなる点を申し上げれば次の通りであります。

第一に、この制度を憲法第二十五條の規定に盛られた、国民の生存権保障の理念を体現するにふさわしいものとしたことであります。もとより現行の制度のもとにおきましても、この法律による保護は、慈恵的、恩恵的のものとして行われるのではなく、国の責務として行われる建前をとつているのでありますが、今回の改正におきましては、第一章総則におきまして、国民は一定の要件のもとにおいて、この法律による保護を当然に受ける権利ある旨を明らかにいたしまするとともに、第二章保護の原則、第三章保護の種類及び範囲、第五章保護の方法等におきまして、この法律によつて行われる保護の内容を、法律において規定することにより、慈恵的色彩の一掃を期したのであります。

第二に、この法律による保護に対して不服申立ての道を開いたことであります。すなわち第一審を都道府県知事の決定とし、第二審を厚生大臣の裁決とする不服申立ての制度を、法律上の制度として確立することといたしたのであります。

第三に、この法律の実施に当るものの主体を、訓練された有給専門の職員とし、民生委員は、これに協力するものたることを明らか

にしたことであります。民生委員の関与により、生活保護制度が国民にきわめて親しみやすいものとなつている長所は、高く評価さるべきでありますが、他面真の責任者にあらざるものに、あまりに多く依存することは、法の執行における公の責任をあいまいにするきらいがありますので、今回の改正においては、法の運営における両者の責任区分を明確にするとともに、両者の協力体制を今後も維持することとしたのであります。

第四には、教育扶助及び住宅扶助の制度を創設したことであります。現行の制度のもとにおきましても、教育費だけが調達できないとか、あるいは住居費だけが調達できないとかいうものを保護するに十分でありませんので、これまでの生活扶助、医療、助産、生業扶助、葬祭扶助の五つの種類のほかに、新たに教育扶助及び住宅扶助を設けまして、保護に遺憾なきを期することとしたのであります。

次に第五に、医療機関について、指定制度を設け、監査制度を実施することといたしたことであります。生活保護法により、医療保護を受けているもののために使用されている費用は、保護費総額の約四五％に達しておりますので、今回の改正におきましては、医療機関の指定制を確立するとともに、その診療方針及び診療報酬は社会保険のそれに準ずるものたることを明らかにいたしまして、あわせてその請求を監査し得る道を開き、濫診濫療をなからしめるようにしたわけであります。

以上が本案の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御協賛あらんことを望みますとともに、詳細につきましては政府委員から御説明申し上げることがあろうかと思います。

二、衆議院厚生委員長報告（四月二十二日）

○青柳一郎君　ただいま議題となりました生活保護法案について、厚生委員会における審議の経過並びに結果の大要を御報告申し上げます。

生活保護制度、すなわち国民の最低生活を保障する公共の扶助制度は、いかなる形の社会保障制度においても、その基礎の一つであります。現行生活保護法が、昭和二十一年十月一日施行以来今日に至るまで、公共の扶助に関する根本法として果して来た重大かつ効果的なる役割については、あらためて申すまでもないところであります。しかしながら、現行法の慈恵的、恩恵的色彩を一掃いたさなければ社会保障制度の基礎たるを得ないのであります。さらにまた、わが国現下の情勢は、本制度による保護を要する人々の数の増加が予想せらるるのでありまして、この際本制度を急速に整備強化することが必要となつて参つたのであります。特に昨年以来、本院においてきわめて緊要な問題として取上げられました未亡人対策あるいは遺族援護の問題等の審議を通じて、本制度の欠陥がしばしば指摘せられ、第五国会において満場一致をもつて可決せられました遺族援護に関する決議においても、本制度の拡充強化が強く要望せられたのであります。さらに昨年一月現内閣によつて設置せられました社会保障制度審議会は、去る九月、内閣総理大臣に対して、現

行の生活保護制度の改善強化に関する勧告を行うに至つたのであります。これらの要請に応じ、現行の生活保護制度を廃止し、新たに憲法第二十五條の定める理念にふさわしい、国民が権利として保護を要求し得る生活保護制度を樹立せんとするのが、政府の本法案提出の理由であります。

次に本法案の内容のおもなる点を申しますれば、第一は、生活保護の制度を憲法第二十五條の規定に盛られた国民の生存権保障の理念を具現するにふさわしいものとしたことであります。もとより、現行の制度のもとにおいても、この法律による保護は国の責務として行われる建前をとつているのではありますが、今回の改正においては、第一章総則におきまして、国民は一定の要件のもとにこの法律による保護を当然に受ける権利がある旨を明らかにいたしまするとと同時に、第二章保護の原則、第三章保護の種類及び範囲、第五章保護の方法等について、この法律によつて行われる保護の内容を新たにすべて法律に明らかに規定することにより、その恩恵的色彩の一掃を期しておるのであります。さらに、国民がこの法律による保護を受ける権利のあることが明らかにされる以上、当然これに対応して、国民の側から見てその権利の実現がはばまれたとする場合には、この権利を主張し得る道の開かるべきは申すまでもないところであります。よつて、都道府県知事及び厚生大臣に対する不服申立ての制度を新たに確立することといたしておるのであります。

第二は、この法律の実施には、市町村長のもとに有給専門の職員たる社会福祉主事を置き、民生委員はこれに協力するものたることを明らかにしたことであります。民生委員の関與により、生活保護制度が国民にきわめて親しみやすいものとなつており、民生委員の数十年に及ぶ功績は高く評価されるべきでありますが、他面、真の責任者にあらざる者にあまりに多く依存することは、法の執行における公の責任をあいまいにするきらいがあるというので、民生委員と社会福祉主事との両者の責任区分を明確にするとともに、両者の協力体制を今後も緊密に維持することとしておるのであります。

第三に、現行の生活扶助、生業扶助、医療扶助、出産扶助、葬祭扶助の五種類の扶助のほかに教育扶助及び住宅扶助の制度を創設したことであります。現行制度のもとにおきましては、生活扶助を現に受けている人々でなければ、その子弟の義務教育に要する経費、家賃及び住宅補修費等を支給せられないのでありますが、今後は生活扶助を受けておらぬ人でも、そのために生活に困る人々には、この二種類の扶助を単独に受け得る道が開かれるのであります。

第四に、医療機関について指定制度を設け、監査制度を実施することといたしたことであります。生活保護に要する経費は、昨二十四年度は百十五億円、本年度は百五十億円以上に上るのでありますが、昨年度においては、医療扶助に要した費用はこの総額の約四五%に達しておりますので、今回の改正におきましては、医療機関の指定制を確立するとともに、その診療方針及び診療報酬は社会保険のそれに準ずるものたることを明らかにし、あわせてその請求を監査し得る道を開き、濫診濫療なからしめるようにいたしておるのであります。

この生活保護制度は、厚生委員会における最も重要なる議題の一つとして、第一国会以来機会あるごとに、その運営、実施の面について、あらゆる角度からの検討が盡されて参つたのでありますが、三月二十二日、本法案が厚生委員会に付託せられて以来、ほとんど連日委員会を開催し、きわめて熱心なる審議が行われたのであります。

以下、おもなる質疑応答の内容を申しますれば、まず第一に、社会保障制度審議会の生活保護制度の改善教化に関する勧告の内容はどの程度本法案に取入れられているかとの質問に対しては、従来市町村長の補助機関であつた民生委員を協力機関に変更した点及び保護に要する経費の都道府県及び市町村の負担を現行通りおの〳〵一割ずつにすえ置いた二点を除いてはことごとく勧告を採用しているとの答弁でありました。

第二に、生活困難に陥る原因としては失業が相当重要な因子をなしているが、本法案では失業者に対していかに考えているかとの質問に対しては、失業すればただちに生活困難に陥るものではなく、現に各種の失業対策が講ぜられている、これらの失業対策によつてもなお最低限度の生活を維持することができない者に対してのみ初めて本法案の保護が行われるとの答弁でありました。

第三に、本法の保護は無差別平等を建前としておるが、各種のハンデイキヤップを有する者、特に未亡人母子世帯は本法案では救われないではないかとの質問に対しては、いわゆる無差別平等の原則は本制度の保護に対する機会均等の意味であるが、従来この原則が誤解されて、法の運用があまりに機械的に流れる傾向があるため、今回特に必要即応の原則を掲げて、要保護者の実情に即し最も有効適切な保護を行わねばならないことを明らかにしている、現在生活保護法によつて保護を受けている者は約百六十万人、世帯数にして五十万に近いのであるが、このうち婦人世帯主は実にその約六六%、ことに子供を有し、病気の夫をかかえ、不具廃疾者を擁している婦人世帯主がその四八%を越える状況であり、本制度は婦人の福祉のためのものともいえるのである、新たに教育扶助及び住宅扶助を創設して、いまだ満足な金額ではないが、未亡人母子家庭の最大の関心事である遺児の教育と住居の問題の解決をはかつたほか、法の実施面においても、未亡人母子の福祉増進については十分考慮しているとの答弁がありました。

第四に、本法案により保障される最低限度の生活の内容は健康で文化的たるべきことが明記されているが、その基準をいかなるところに置くか、この基準を決定するためには特別の審議機関を設置する必要はないか、なお現在の基準をもつて健康で文化的な生活水準が維持できると考えるかとの質問に対しては、その基準は決して固定的なものではなく、敗戦後の国力、社会、経済の諸情勢を考慮して社会通念上妥当なるように決定せらるべきものであつて、生活扶助の基準において飲食費の占める割合は、従前の八二ないし八三%から現在七五%に上昇している、理想的立場から見れば現状をもつて決して満足すべきものとは考えていないが、他の一般国民の生活水準との振合いをも考慮する必要があり、諸般の事情を参酌して、

あとう限り保護内容の向上に努力している、またいかなる基準を用うべきかについては社会保障制度審議会における調査研究の結果を期待しておるとの答弁でありました。

第五に、最も論議の集中いたしました問題として、現行法では、生活保護の実施を適正ならしめるとともに、これを国民に親しみやすいものたらしめる意味において、民生委員を市町村長の補助機関として強力に保護事務に関與せしめておるが、本法案が民生委員を協力機関に変更したことは、せつかく社会奉仕の立場から進んで保護の実施に当りつつある民生委員の積極的熱意を冷却し、ひいては保護事務の円滑適正なる運営に支障を生ずるのではないかとの質問に対しては、ここ数年来の経験に徴すれば、当然公の責任においてなさるべき仕事までも民生委員の負担となつている実情で、その負担が次第に加重せられておる結果、遂には社会奉仕者というその本来の使命の遂行までが阻害されるおそれが出て参つたので、今回これをその本来の姿に復帰させ、社会奉仕者たるにふさわしい姿において活動させるとともに、保護の実施は名実ともに市町村長の公の責任たることを明確にしようとするのである、もちろん民生委員の努力なくしては保護事務の円滑妥当な実施は期せられない、民生委員には、要保護者の発見、その生活状態の調査、保護の決定または実施に関し意見を開陳すること等は将来も従来通りやつてもらうのである、これを要するに、名誉職の社会奉仕者たる性質より見て適当と認められる範囲において進んで民生委員の協力を求めるよう十分措置するとの答弁がありました。

次に、本制度における医療扶助の診療方針及び診療報酬は国民健康保険の例によるを原則としているが、国民健康保険の診療方針及び診療報酬は市町村によつて区々であるから、本法案の診療方針及び診療報酬は、むしろ健康保険の例によつて全国一本とする方がよいではないかとの質問に対しては、公的扶助の理念からすれば、国民健康保険のごとく地域的相扶共済の観念に基く保険給付の例による方が適当と認めるものであつて、これは現行そのままであるとの答弁がありました。

次に、生活保護は国の責任をもつて実施すべきものであるから、これに要する費用は当然国庫が全額を負担するか、または国の負担額をもつと引上ぐべきではないかとの質問に対しては、地方負担の軽減については社会保障制度審議会の勧告もあるが、シヤウプ勧告に基く税制改革によつて、地方自治体確立のために地方の財源が豊富になる関係上、都道府県、市町村がおの〳〵一割の保護費の負担をする能力が十分にあると思われるのと、他面、目下地方行政調査委員会議において検討中の中央・地方間の事務の配分調整に応じて生活保護事務の負担区分の訂正を行わねばならなくなるから、今回は一応その推移を見るため現行の負担区分を変更しなかつたとの答弁がありました。

以上のほか、社会保障制度との関係、各種扶助の具体的内容、いわゆるボーダー・ライン階級の保護対策、保護施設、管理者の権限、社会福祉主事の性格、扶養義務者の範囲等に関して熱心なる質疑応答が繰返されたのでありますが、これらの詳細については速記録について御承知願いたいと存じます。

なお本法案の重要性にかんがみ広く一般の世論を聽取するため、四月一日公聽会を開き、本日本民生委員連盟会長原泰一氏外十名の公述人から、あらゆる角度よりの意見を聽取して、愼重審議を重ねた次第であります。

かくて、十九日質疑を打切りましたところ、青柳委員より次の修正案が提出せられたのであります。その第一は、第五十一條第三項として、医療機関の指定取消しの場合に、取消処分を受けた者に対して弁明の機会を與える規定を設けようとするものであります。第二は、第五十三條第三項として、都道府県知事が診療報酬の額を決定するにあたつては、権威ある機関の意見を聞くべき旨の規定を設けようとするものであります。第三は、第七十二條第一項中の施設を補足せんとするものであり、第四は、第八十四條第二項として、違反行為の場合、いわゆる両罰主義をとつて、行為者のみならず、その行為者を使用する者をも処罰する規定を設けるものであります。第五は、附則第一項中の施行期日を五月一日に改めるものであり、第六は、附則第八項として、社会保険診療報酬支拂基金法の一部を改正する規定を置くものであります。

次いで討論に入りましたところ、自由党を代表して青柳委員より、生活扶助を初め各種扶助基準の合理的引上げ、民生委員の活動の積極化、国民健康保険の充実強化、地方負担の軽減について希望し、社会保障制度の一つの礎石たる公的扶助制度がまずここに確立せられ、社会保障制度樹立のために一歩を進めることを喜んで本法案に賛成の意見を開陳いたしました。次いで日本社会党を代表して岡委員よりは、第一、生活扶助額を実情に即して引上げること、第二、母子家庭の実際に即して教育扶助額を引上げ、あわせて育英資金制度を拡充すること、第三、地方負担の軽減をはかること、第四、ボーダー・ラインの人々に対する生活保障として生活資金供給の金庫を設置すること、第五、十分なる失業対策を講ずること、第六、人口問題を無為に放任すべからざること、第七、社会保障制度の実現を促進すること、この希望意見を述べて賛成の討論があり、さらに日本共産党を代表して苅田委員よりは、第一、生活保護の基準が低く、本法案は僞瞞的である、第二、民生委員の活動を制限し、保護が官僚化する等の理由をもつて、修正案を除く本法案に全面的に反対する旨の意見が述べられたのであります。

次いで討論を終結し、まず修正案の部分について採決に入りましたところ、修正案は満場一致をもつて可決すべきものと決せられ、次いで原案の他の部分について採決いたしましたところ、多数をもつて原案通り可決すべきものと決せられた次第であります。

以上御報告申し上げます。（拍手）

三、参議院厚生委員長報告（四月二十九日）

○山下義信君　只今議題となりました生活保護法案の厚生委員会における審議の経過並びに結果につきまして御報告申上げます。

先ず法案の大体を御説明申上げますと、本法は本文八十四ヶ條と附則九項目から成つておりまして、現行法に比べますと條文の数は

約二倍になつております。更にその内容におきましては画期的の大改正が行われたのでありまして、我が国公的扶助の制度におきましては誠に重大なる立法であります。注目すべき諸点を申上げますと、第一点は、憲法第二十五條の精神に基き、これを具現化し、以て国民の生存権を保障することを本法の目的とした点であります。法案の冒頭にこのことが明らかにされております。即ち救貧法でなく、生活保障法の性格とされたものでございます。従いまして、第二点は、保障せらるべき国民の最低生活とは、健康にして文化的なる最低生活でなくてはならない旨を明らかにした点であります。第三條にそれが示されてあります。第三点は、国民は尽くこの法の保護が受けられる、即ち無差別平等の原則を掲げまして、旧法のごとき欠格條項は一掃いたしました。一方保護世帯の実際に即応いたしまして、実情に即して保護が與えられまするよう法の運用に弾力性を持たせたのであります。これによつて従来保護の実施が画一的、形式的に流れておりました点が是正せられまして、今後は十分実情に即しての保護がなされるわけでございます。第四点は、これらの保護を受けまることは国民の権利でありまして、決して恩恵的、慈善的に與えられるものでないことを明記された点であります。第七條に、申請保護の原則を掲げ、第六十四條乃至第六十九條で不服申立の制度を認めたのであります。第五点は、保護の実施機関（市町村長）、補助機関（有給専任職員）、協力機関（民生委員）に関連いたしまして、その実施組織に改新を加えた点でございます。即ち第二十二條におきまして民生委員を協力機関としたのでございます。

従来ややもいたしますと責任の帰趨が明確でなかつた点が明らかにせられたのでございます。第六点は、保護の種類に新たに教育扶助と住宅扶助を創設いたしました。又医療扶助の機関に指定制をとり、診療方針に健康保険、国民健康保険に準ずるの基準を與え、診療報酬の審査につきましては、その制度を明確ならしめたという点であります。その他、保護施設の法人化、施設の運用改善、或いは被保護者の当然の義務規定等、新たなる観点からいたしまして民主的に法が整備されたのであります。

政府はその提案理由の説明におきまして、現下の社会情勢に鑑み、生活に困窮するすべての者を無差別平等に保護する制度を拡充強化して、国民最低生活の保障に遺憾なからしめるため、又要保護者の漸増の状況にありますことに備え、未亡人母子世帯、遺族援護の問題等に関しまして、現行法の不備を発見し、社会保障制度審議会の勧告に基きまして、緊急に現行生活保護法を全部改正する必要があるので本法案を提出したのであると述べているのであります。

本法案は三月二十二日予備審査としまして厚生委員会に付託せられまして、次いで四月十一日に公聴会を開きまして、四月二十一日には議員を派遣いたしまして実施につきまして調査いたすところがありました。四月二十二日に衆議院は修正可決をいたしまして、厚生委員会に本付託となつたのでございます。その間熱心に慎重審議いたしまして、藤森議員、中平議員、谷口議員、石原議員、井上議員、小林議員等よりいたしまして、有益なる又重要なる質疑がありました。政府又厚生大臣を初め熱心懇切にこれを応答いたして幾多の疑義を明確にいたし、本法運用上の根拠を與えることができたのでございます。その詳細は速記録に譲らせて頂きますが、藤森議員は、医療方針につきましては国保の現状に鑑み、健康保険一本によるべきではないかと質し、又葬祭扶助につきましては死体検案の必要を指摘されたのでございます。谷口議員より又同様の御質疑がございましたが、特に医療機関としての指定を医師個人にするのがいいのではないかという質問もございました。中平議員からいたしましては、主として扶助の基準につきまして、真に健康にして文化的な最低生活の具体的内容について質すところがありました。石原議員からいたしましては、本法の運用上の諸点につきまして、特に将来は健康保険方式に移るべきではないかというような御質疑がございました。井上議員からいたしましては、社会福祉主事の設置の問題につきまして重要な御質疑がございました。小林議員からいたしましては、医療扶助の内容に鍼灸を省いた点についてそれ〴〵質疑して政府の所信を質したのでございます。政府は又これに対しまして答弁するところがございました。

これらの質疑の終りました後に、委員会といたしまして次の諸点につきまして政府当局に要望するところがあつたのであります。即ち第一といたしまして、政府は本法の周知徹底に一段の努力を拂いまして、国民の権利を保護し、漏救なきを期せられたいという点でございます。第二といたしまして、扶助の基準につきましては真に健康にして文化的なる最低生活の実に副うよう基準を定めなければならぬという点でございます。第三といたしましては、未亡人母子、遺族世帯等、多年の要望に副いますよう本法の運用を即応されたいという点であります。第四点といたしましては、医療扶助の診療内容は健康保険と程度を同じくするように、その診療内容が低下しないように努めなければならぬという点でございます。第五点といたしましては、民生委員多年の功績を認め、その長所を活用いたしまして、協力の熱意を高めるよう適切な指導方針を以て臨まれたいという点でございます。第六といたしましては、保護施設の整備強化を図り、殊に宗教法人経営の施設については一段の積極化を促しまして、収容保護の内容向上を図られたいという点でございます。更に最後には、失業者につきましては労働省と緊密な連絡を図りまして、本法の運用が機宜を失しないように留意せられたいという点でございます。これらに対しましては厚生大臣から、十分その趣旨を尊重いたしまして、本法の運用について万全を期する旨の言明があつたのでございます。

かくて質疑を打切りまして討論に入りましたるところ、中平議員から修正の動議が提出せられたのでございます。修正案は実は委員会案であるのでございますが、お手許に案文が配付されてありますので朗読は省略いたします。この修正の理由を簡単に御紹介申上げますと、第一に、第十八條中の修正は、葬祭扶助に検案の一項目を加えるという点でございます。第三十八條中の修正は、養老施設に収容すべき者の定義につきましてこれを明確にいたしたのでございます。第四十五條中の修正は、保護施設に対する事業の停止、認可の取消等の処分をいたしまするときに、弁明の機会を與えます方法

を審かにいたしたのでございます。第六十二條中の修正は、被保護者が市町村長の指示に従わないという場合には、保護の変更、停止又は廃止等の処分を受けるが、そういう場合に被保護者に十分に弁明の機会を與えようという修正でございます。第六十四條中の修正は、都道府県知事に対します不服の申立期間は三十日以内となつておりますが、事情止むを得ないときには期間が過ぎましても尚受理の途を開いたのであります。第六十六條中の修正は、厚生大臣に対する場合も同様な途を開いたのでございます。第六十九條、第八十一條は、共に法文の字句に関しまして、その不備を補つたものであります。第八十四條中の修正は、罰則の規定中、被保護者に関しまして誤まり易い点がありましたので、その点を除きましたのであります。附則は施行期日につきまして支障なからしめたのでございます。

右修正の動議及び原案全部につきまして討論の結果、石原議員から特に予算の増強につきまして強い希望の御意見が附せられまして賛成の御意見がありました。又小林議員からいたしましては、医療扶助の中に鍼灸の挿入につきましての希望意見を附して、これ又全部に御賛成の意見を御陳述がありました。

かくて討論を打切りまして、採決をいたしましたところ、右修正案並びに修正部分以外の原案につきましても共に全会一致を以ちましてこれを可決すべきものと決定いたしました次第でございます。右御報告申上げます。（拍手）

◎電気事業会社の米国対日援助見返資金等の借入金の担保に関する法律

（昭和二五、五、四、法一四五）

一、提案理由（三月二十二日）

○宮幡政府委員　ただいま上程されております電気事業会社の米国対日援助見返資金等の借入金の担保に関する法律案につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

電源開発、電気事業の復興整備をはかることは刻下の急務でありまして、これを促進するため電気事業に対しては、従来復興金融金庫及び米国対日援助見返資金より多額の融資が行われているのでありますが、これら国家資金による融資については確実な担保をもつて、その債権の保全をはからなければならないのであります。しかしながら電気事業のごとく公共事業たる見地から、その資産について政府の監督が加えられているものについては、これらの債権のために強いて特別担保を設定するまでの必要はなく、従来電気事業法第十九條の規定により社債権者に対して認められている一般担保の制度を採用することによつて、十分その目的を達することができるものと考えられるのであります。また強いて特別担保を設定するときは、社債権者の権利を侵害し、将来の起債に影響するおそれもありますので、これらの支障をなくし、また財団の組成維持に要する費用を設備の面に有効に使用することを可能ならしめるため、見返り資金及び復興金融金庫よりの借入金について、いわゆる一般担保の制度を採用する必要があると思うのであります。この法律案は以上の趣旨によりまして、電気事業会社の米国対日援助見返り資金及び復興金融金庫よりの借入金に、いわゆる一般担保の制度を採用し、第三者保護の見地から、かかる借入金の融資を受けた電気事業会社は借入金の主要事項を公告し、あわせて決算期の貸借対照表にその旨附記することを規定してあるのであります。

以上が本案提案の理由であります。何とぞ愼重御審議の上、法律案がすみやかに可決されるようお願いする次第であります。

二、衆議院通商産業委員長報告（四月八日）

○小金義照君　ただいま議題となりました電気事業会社の米国対日援助見返資金等の借入金の担保に関する法律案について、通商産業委員会における審議の経過並びに結果を簡単に御報告申し上げます。

本案の要旨は、電源開発、電気事業の復興整備を促進するために従来復興金融金庫及び米国対日援助見返資金より多額の融資が行われていたのでありますが、これらの国家資金による融資は、確実な担保をもつてその債権の保全をはかる必要があるのであります。しかし、公共事業たる電気事業は、その資産について政府の監督を受けているものでありますから、債権の保全のために、しいて特別担保を設定する必要を認めませんので、電気事業法第十九條の規定によりまして社債権者に対して認められている一般担保の制度をもつてその目的を達成させようとするものであります。

本案は、三月十七日、通商産業委員会に付託され、三月二十二日、政府より提案理由の説明を聽取いたしました。越えて三月二十四日、四月一日及び四日の委員会におきまして、自由党福田一君、民主党有田喜一君、共産党伊藤憲一君及び風早八十二君より熱心なる質疑が行われたのでありますが、その内容は会議録をごらん願いたいと存じます。

次いで、四月五日討論に入り、自由党を代表して阿左美廣治君より、本案の要旨はまことに適当であるとの賛成意見が述べられ、日本社会党を代表して今澄勇君より、近く提案されるという電気事業再編成に対しては絶対反対の意思表示があり、なお旧外債の処理につき十分善処せられたいという強い要望がありまして本案に賛成の意見が述べられました。民主党を代表して有田喜一君より、将来電気事業に対する社債借入金等については、国の内外を問わず特殊な取扱いをせず、既存社債権者の権利を侵害せざるように善処せられたいとの希望があり、さらに電気事業再編成問題、料金問題、地方税等については、電気事業の公共性を認識して、民意と逆行せざるように留意せられたいとの意見が開陳せられ、本案に賛成せられたのであります。最後に日本共産党を代表して伊藤憲一君より、外債処理に対する政府の見解を考えるとき、本案は社債権者の利益を守るといいながら、外債権者の権利を守るためのものと思われる、また見返り資金の性格内容等に反対であるとの見地から本案に対して反対の意見が述べられたのであります。

電気事業会社の米国対日援助見返資金等の借入金の担保に関する法律

以上をもつて討論を終り、採決に入りましたところ、多数をもつて可決すべきものと決した次第であります。

以上簡単でありますが、御報告申し上げた次第であります。（拍手）

三、参議院通商産業委員長報告（四月二十八日）

○石坂豊一君　只今議題となりました電気事業会社の米国対日援助見返資金等の借入金の担保に関する法律案につきまして、電力問題に関する特別委員会における審議の経過並びに結果を御報告申上げます。

本法案の要旨は、電気事業会社の電源開発及び復旧整備に要する資金の調達を円滑にするため、電気事業会社の米国対日援助見返資金又は復興金融金庫からの借入金に一般担保の制度を設けんとするものであります。その主なる内容は次のごとくであります。第一條は、第一項において対日援助見返資金の運用による借入金、第二項において復興金融金庫からの借入金、この両者について電気事業会社の全財産を担保とする一般担保制度（ゼネラル・モーゲージ）を採用することを規定したものであります。一般担保制度とは御承知のごとく即ち先取特権の一種で、特定担保を供與することなく、債権者に会社総財産の上に優先弁済権を認める制度であります。現在対日援助見返資金の運用による借入金には大部分特定担保が附せられることになつておりますが、今貸出される見返資金に逐次特定担保を附して行くとすると、これと現存する社債関係の既組成工場財団に組まれる担保資産との合計が総資産の上に占める比重が極めて大となるため、担保余力が著しく減殺され、今後の資金調達が不円滑となるのみならず、現存社債権者が電気事業法第十九條の規定（ゼネラル・モーゲージ）によつて会社の総財産につき有している優先弁済権も、既存設備の一部を見返資金の特定担保に充てなければならなくなつて来る限りでは、その先取特権が損われることとなる虞れがあります。更に復興金融金庫からの借入金に附されている担保留保條項の内容と競合する面が生じて来るので、この両者を調整しなければなりません。もとより国家資金には確実な担保で債権を保護する必要はありますが、強いて特定担保を附する要はなく、一般担保制で目的を達し得ると考えられます。又かくすることにより工場財団組成に要する時間、労力及び費用を省くこともできます。以上が一般担保制を採用した理由であつて、これによつて見返資金、復金融資の優先順位は、民法の規定による一般の先取特権に次いで、電気事業法第十九條による社債と同順位となるのであります。

本法案につきまして慎重な質疑応答が行われたのでありまするが、その詳細は速記録によつて御覧を願うこととして省略いたします。かくて質疑を終り、討論に入りまして、一委員より、本法案と今提出してありまする公益事業法案とは内容において幾分矛盾しておる点があることを挙げて厳重なる警告の発言がありまして、それと同時に賛成の意を表せられたのであります。かくて採決に入りましたところ、全会一致を以て可決すべきものと決定した次第であります。

右御報告申上げます。（拍手）

◎罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律

（昭和二五、五、四、法一四六）（衆）

一、提案理由

○畠山鶴吉君　ただいま議題となりました罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案の提案者を代表いたしまして、提案理由を御説明申し上げます。

御承知のように昭和二十五年四月三日、熱海市においては同駅前商店街よりの発火により、焼失戸数八十戸、罹災世帯数八十七に及び、約四百人の罹災者を出したのでありますが、さらに同年四月十三日には、旧熱海町すなわち温泉地帯の海岸寄り一工場から発火し、折柄の強風にあおられて、熱海銀座は全焼し、温泉地帯の六割を焼失する等、その焼失戸数は実に千五百五十八戸、罹災世帯数約千八百、罹災者六千五十六人に及び、損害額は数十億に上つているのであります。その物質的、精神的被害は実に甚大なものがあるのであります。今や市民はその灰燼の中から雄々しく立ち上ろうとしておるのであります。

ところで災害に対する国の措置といたしまして、災害救助、免税等の手段もありますが、特に住宅を失つた罹災者に対し、すみやかに罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の規定を発動して、これらの罹災者を保護する必要があるものと信じます。これ本案を提出するに至つた理由であります。何とぞすみやかに満場の各位の御賛同を得ますよう、市民を代表いたしまして切にお願いをいたす次第であります。

二、衆議院法務委員長報告（四月二十六日）

○押谷富三君　ただいま議題となりました罹災都市借地借家臨時処置法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案について、法務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

御承知のごとく、熱海市は、去る四月三日及び十三日の二度にわたり大火災に襲われまして、駅前商店街、熱海銀座、温泉地帯の大部分を焼失し、罹災戸数千六百三十八戸、その世帯数千八百八十七、罹災人員六千四百五十六名に及び、その損害額実に数十億に上つているのでありまして、その精神的、物質的損害たるや、まことに深刻甚大なるものがあるのであります。これが救済手段として、災害救助法による救助その他免税等の方途もあるのでありますが、これらと並行して、特に住宅を失つた罹災者を保護するため罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二を発動し、熱海市復興再建の一助とする必要があるものと認め、各派共同提案をもつて本案が提

出されるに至つたのであります。

委員会におきましては、その必要と緊急性を認め、即日、討論を省略し、全会一致をもつて原案通り可決した次第であります。

右御報告申し上げます。（拍手）

三、参議院法務委員長報告（四月二十八日）

（弁護士法第五條第三号に規定する大学を定める法律の委員長報告と一括して掲載）

◎国籍法（昭和二五、五、四、法一四七）

一、提案理由（四月四日）

○牧野政府委員　国籍法案及び国籍法の施行に伴う戸籍法の一部を改正する等の法律案について、提案の理由を説明いたします。

現行国籍法は、明治三十二年の制定にかかるものでありまして、その中には新憲法及び改正民法の趣旨に沿わない規定が含まれておりますので、これを改める必要があるのでありますが、改正を要する條文が多数に上ります関係上、現行国籍法を廃止して、新たに国籍法を制定することといたしたのであります。またこの新たな国籍法の施行に伴つて、戸籍法その他の関係法律を整理する必要があるのであります。以上の理由によりこの三つの法案を提出いたしたのでありますが、まず国籍法案の内容について、現行法と異なる点の概要を説明いたします。

第一に現行法では、国籍を離脱することができる場合を狭く限定し、かつ国籍の離脱に伴つて法務総裁の許可を必要とする場合があるのでありますが、これは国籍離脱の自由を保障した憲法第二十二條第二項の規定に抵触いたしますので、この法案におきましては、外国の国籍を有する日本国民は、すべて法務総裁に届け出ることによつて、自由に日本国籍を離脱することができることといたしました。

第二に現行法では、第二條その他民法の家の制度に立脚する規定があるのでありますが、家の制度は両性の本質的平等及び個人の尊厳を宣言した憲法第二十四條の精神に反するものとして、すでに民法の改正を見た次第でありますので、この法案では、現行法のこれらの規定を廃止することにいたしました。

第三に現行法は、国籍の取得についても、また喪失についても、妻は夫の国籍に従うという原則及び子は父または母の国籍に従うという原則を採用しており、婚姻、離婚、養子縁組、離縁、認知等の身分行為に伴い、あるいは夫または父母の国籍の得喪に伴つて、当然に妻または子の意思に基かないでその国籍の変更を生ずることになつているのでありますが、これまた憲法第二十四條の精神と合致いたしませんので、この法案におきましては、近時における各国立法の例にならい、国籍の取得及び喪失に関して、妻に夫からの地位の独立を認めて、その意思を尊重することとし、また子についても、出生によつて日本国籍を取得する場合を除いて、子に父母からの地位の独立を認めることといたしました。

第四に現行法では、帰化人等に対しましては、国務大臣その他国家の重要な官職につく資格を制限いたしておりますが、これは、国民はすべての法の下において平等であることを宣言した憲法第十四條の精神に反しますので、この法案では、帰化人等に対するかかる資格の制限を撤廃いたしました。

第五に現行法では、日本に特別の功労のある外国人につきましては、勅裁を得て帰化を許可することができることとなつておるのでありますが、憲法第四條の規定によつて、天皇には国政に関する権能がないことになりましたので、この法案では、国会の承認を得て帰化を許可することができることといたしました。

その他この法案では、二重国籍の発生を防止するため、外国で生れたことによつてその国の国籍を取得した日本国民は、戸籍法の定めるところによつて日本の国籍を留保する意思を表示しなければ、出生の時にさかのぼつて日本の国籍を失うものとし、また現行法における国籍回復の制度を帰化の制度に統一し、なお帰化及び国籍の離脱は官報に告示された日から効力を生ずることといたしました。

以上説明いたしました諸点を除きましては、この法案は、現行法の規定の趣旨を踏襲いたしております。

次に、国籍法の施行に伴う戸籍法の一部を改正する等の法律案の内容について、その概要を説明いたします。

第一に、新国籍法の施行に伴いまして、国籍の取得及び喪失に関する戸籍法中国籍の得喪に関する規定の所要に改正を加えることといたしました。

第二に、新国籍法の施行に伴いまして、法務局及び地方法務局に法務総裁の管理いたします国籍事務を分掌させる必要がありますので、法務府設置法に所要の改正を加えることといたしました。

第三に、明治六年第百三号布告改正法律は、外国人を養子または入夫とする場合の條件を規定いたしておるのでありますが、入夫婚姻の制度は、現在すでに廃止され、また新国籍法では、養子縁組は、日本国籍取得の原因とはならないこととなつて、右の法律はその必要がなくなりますので、これを廃止することといたしました。

以上簡単でありますが、国籍法案及び国籍法の施行に伴う戸籍法の一部を改正する等の法律案について、その内容を説明いたしました。

二、衆議院法務委員長報告（四月十五日）

○田嶋好文君　ただいま議題となりました国籍法案及び国籍法の施行に伴う戸籍法の一部を改正する等の法律案につきまして、その要旨及び委員会における審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

まず国籍法案について申し上げます。

現行国籍法は明治三十二年の制定であつて、その中には新憲法及び民法の趣旨に沿わない規定も含まれておりますので、これを改める必要が多々あります。それでこの法案を提出したわけであります。この国籍法案と現行法と異なる点を説明すると次の通りであります。

ます。

第一に、現行法では国籍を離脱することができる場合を狭く限定し、かつ国籍の離脱について法務総裁の許可を必要とする場合があります。これは国籍離脱の自由を保障した憲法の規定に抵触しますので、この法案では、外国の国籍を有する日本国民はすべて法務総裁に届け出ることによつて自由に日本国籍を離脱できることにしました。

第二に、現行法では民法の家の制度に立脚する規定がありますので、これらの規定を全部廃止しました。

第三に、現行法は、妻は夫の国籍に従うという原則及び子は父または母の国籍に従うという原則を採用しています。しかし、これらの原則は憲法第二十四條の精神と合致しませんので、この法案においては、妻に夫からの地位の独立を認め、また子についても、出生によつて国籍を取得する場合を除いて、子に父母からの地位の独立を認めることにいたしたのであります。

第四に、現行法では帰化人等に対しては国務大臣などの官職につく資格を制限していますが、これは法の前に平等であるという憲法の精神に反しますので、この制限を撤廃いたしました。

その他二重国籍の発生の防止や帰化及び国籍の離脱の効力発生の時期などを明確にしています。

委員会においては、四月四日提案理由の説明を聞き、この法案は憲法施行に伴う当然の改正であることを了承し、現在日本にある朝鮮人、台湾人等の国籍に関する重要なる問題は講和会議の後でなければ解決することの困難なることを了承したのであります。ただ、第四條第六号に政府を暴力で破壊することを企画する団体とあるのはいかなる団体であるかという質疑がありました。これに対し政府から、刑法に定める内乱罪を企図する団体のことであるが、それより行為の範囲がやや広く、かつ憲法施行前の団体を含まない意味で狭いという答弁がありました。

かくて四月十二日、討論省略、採決に入りました。その結果、全会一致をもつて政府原案の通り可決した次第であります。

次に国籍法の施行に伴う戸籍法の一部を改正する等の法律案について申し上げます。

第一に、新国籍法の施行に伴い、戸籍法中の国籍の得喪に関する規定を改正しました。

第二に、外国人を養子または入夫とする明治六年第百三号の布告を廃止いたしました。これは入夫婚姻は現在廃止されていますし、新国籍法では、養子縁組は日本国籍取得の原因とはならぬからであります。

委員会におきましては、この法案は国籍法の施行に伴い当然に戸籍法の條文を整理したにすぎぬものでありますから、質疑もなく、四月十二日、討論を省略し採決に入りました。その結果は、全会一致で政府原案通り可決した次第であります。

右御報告申し上げます。（拍手）

三、参議院法務委員長報告（四月二十六日）

（最高裁判所における民事上告事件の審判の特例に関する法律の委員長報告と一括して掲載）

◎国籍法の施行に伴う戸籍法の一部を改正する等の法律（昭和二五、五、四、法一四八）

一、提案理由（四月四日）

（国籍法の提案理由と一括して掲載）

二、衆議院法務委員長報告（四月十五日）

（国籍法の委員長報告と一括して掲載）

三、参議院法務委員長報告（四月二十六日）

（最高裁判所における民事上告事件の特例に関する法律の委員長報告と一括掲載）

◎火薬類取締法（昭和二五、五、四、法一四九）

一、提案理由（二月二十五日）

○宮幡政府委員　ただいま議題となりました火薬類取締法案について、その提出理由を御説明いたします。

国籍法の施行に伴う戸籍法の一部を改正する等の法律　火薬類取締法

危険物としての火薬類の取締りは、従来とも銃砲火薬取締法によつて行われて来たものでありまして、長く内務省の所管に属していたのでありますが、終戦後、昭和二十二年に内務省が解体せられるに及び、警察法の施行と同時に、右の法令に基く事務は商工省に移管せられ、通商産業省の発足とともに、これに引継がれることになつたのであります。

この法令の周到綿密な法律構成は、火薬類使用量の飛躍的増加にもかかわらず、よくその災害の発生を防止して来たのでありますが、時運の進展とともに、ようやくその改正の必要性が痛感せられるに至つたのであります。本法令につきましては、すでに大正六年法律第二号、同十一年法律第二号及び昭和十九年勅令第百十号により、それぞれ部分的改正が加えられて来たのでありますが、全面的改正についての要望は、最近の二、三年にとどまるものでなく、実に昭和八年以来の懸案でありまして、たとえば昭和八年十一月の火薬類法規研究会の設立は、同十四年において改正に対する希望意見を内務大臣に提出しており、最近では、昭和二十三年に火薬類法規改正協議会は、その研究の結果を商工省に提出して、その希望のほどを明らかにしたのであります。通商産業省としましては、これらの情勢にかんがみ、ここに銃砲火薬類取締法の全面的改正を企図し、爾来関係行政庁、学界、業界その他と意見を交換、聴取し、ようやく火薬類取締法案の成文を見るに至つたのであります。

従つてこのたび提出いたします火薬類取締法案は、銃砲火薬類取締法の全面改正の性格を持つものであります。今現行法と比較し

て、その改正の主要点をあげますと、第一に銃砲の取締りを除いて、火薬類のみの取締りを独立させたこと、第二に新憲法下において新たな法体系の整備をしたこと、第三に行政組織の変改に基く取締り担当機関を明確化したこと、第四に最近の技術的進歩に応ずるように、法内容の刷新をはかつたことの四点に集約することができるのであります。

以下これらの諸点について簡単に御説明申し上げますれば、第一は銃砲取締りとの関係でありますが、銃砲の取締りと火薬類の取締りとは、本来その性質を異にすべきものでありますが、現行法令では警察取締りの共通性のもとに、同一法によつて規制して来たのであります。しかし戦後のわが国においては、銃砲の取締りについては「ポツダム宣言受諾ニ伴ヒ発スル命令ニ関スル件」に基く「兵器、航空機等生産制限ニ関スル件」及び「銃砲等所持禁止令」によつて、それ〴〵銃砲の製造及び所持が禁止せられておりますので、現行法の銃砲の取締りに関する部分を除外しても、支障を認められないのであります。もし将来右の管理令との関連において、その必要性を認めるに至りますれば、また別個の観点から制限する方針であります。

第二に新たな法体系の整備ということでありますが、現行法は旧憲法下の立法でありまして、特に勅令及び省令への委任が著しく多く、また行政裁量の余地を広汎に留保しており、かつ不当な行政処分に対する救済も認めていないのでありますが、かかる諸点については、新憲法下において新たな法体系を整備する必要があります。

第三に取締り担当機関の明確化の問題でありますが、内務省による警察取締りとしての基礎に立脚している現行法は、内務省の解体、地方自治態勢への移行及び警察制度の変更等のために、その取締り機関は、現在通商産業省、都道府県であり、部分的に運輸省、警察が担当しているのでありますが、これについても細部に関する実際上の取締りの面から、ややもすれば解釈上の疑義を招きやすいのであります。この問題を解決するために、現下の事態に最も適応するごとく、取締り担当機関の権限、所掌事務の範囲を明らかにいたした次第であります。

第四の技術的事項に関しましては、明治以後の火薬業界の進歩は、現行法が当初に予定しなかつた新たな火薬類の製造を見ており、また現行法は火薬類製造所における製造作業上の細部に至るまで、ことごとくこれを省令によつて規制しているのでありますが、現在ではむしろ適切を欠き、不当な拘束と化している面も少くないと思われます。一般的な技術上の基準についても、わが国の建築物の構造、地形等の特殊性から再検討の余地が多いほか、製造作業の責任者たる作業主任者、貯蔵、消費上の取扱い上の責任者たる取扱い主任者の資格、消費に関する技術的基準等について、それ〴〵改正または新たに規制する必要があると思われます。

以上のような諸点を考慮しつつ、火薬類について、その製造、販売、貯蔵、運搬、消費その他の取扱いを規制することによつて、火薬類の災害を防止し公共の安全を確保するために、現行銃砲火薬類取締法を全面的に改正する必要があります。右の理由によりまして、ここに火薬類取締法案として提出した次第でありますが、何とぞ愼重御審議の上、すみやかに可決されんことを希望いたす次第であります。

二、衆議院通商産業委員長報告（四月十五日）

○小金義照君　ただいま議題となりました火薬類取締法案について、通商産業委員会における審議の経過並びに結果を簡単に御報告いたします。

まず提案理由について申し上げますが、現行銃砲火薬類取締法及び同施行規則はそれ〴〵明治四十三年及び同四十四年に制定公布せられたものでありまして、その後数回にわたつて修正が行われてはおりますが、いずれも部分的のものにすぎず、従つて今日の時勢に即応するよう根本的改正を断行すべきであるという関係各方面の強い要望にもこたえて、政府は今回本法案を提出するに至つたというのであります。

次に、本法案の内容について簡単に説明をいたします。本法案は、主として次の諸点、すなわち第一に、銃砲火薬取締り関係を分離して火薬類の取締り関係だけを規定したこと、第二に、新憲法下にふさわしいように法の体系を整備したこと、第三に、行政組織の変革に基く取締り担当機関の変更及びその明確化をはかつたこと、第四に、最近の技術的進歩にかんがみ法の内容を刷新したこと、以上四点に関して現行銃砲火薬取締法に根本的改正を施したものであります。

次に審議の経過並びに結果について御報告いたします。本法案は、去る三月二十五日、本委員会に付託せられ、同日、提案理由に関する政府の説明を聴取し、その後数回にわたつて各委員と政府側との間に熱心な質疑応答がかわされました。なおその間、参考人として学界並びに業界、労資の代表者から本法案に対する忌憚のないところの意見の開陳を求めまして、審議の参考に供した次第であります。これら質疑応答並びに参考意見の詳細はこれを速記録によつて御承知願いたいと存じます。

去る十二日をもつて質疑を打切り、昨十四日討論、採決に入りました。まず自由党を代表して中村幸八君は、この際銃砲火薬類取締法の根本的改正を断行することはまことに時宜を得たるものである、條文の内容をしさいに検討すると考慮を要する点なきにしもあらずであるが、これらはいずれも法の運用上よろしきを得ることによつて実際上支障なきを得るもののみであり、委員会における質疑応答によつてこれら運用上の不安もすでに一掃せられたから本法案に賛成するという意見を述べられました。次いで社会党を代表して今澄勇君は、主要なる事項を政令にゆだねているものが少くないこと、許可、認可の基準が不明確であること、立入検査が悪用せられるおそれがあることなど官僚取締りの傾向が強く、労働者の正当な権利を擁護する上において遺憾の点が少くないこと、なお輸出の届出制と輸入の許可制についても納得しがたい、かたん〳〵本法案には反対であるという意見が述べられました。次に民主党を代表して有田喜一君は、時宜を得たる改正であり、労働運動の弾圧に関する不安も政府委員の答弁等によつて一応は解消しておる、しかし要は運用よろしき

を得るやいなやにかかつておるということで、次の諸点、すなわち法案の名称と関係係官の心構え、立入検査と労働運動の弾圧並びに犯罪捜査への悪用、罰則規定の適用、販売者の定員制廃止に伴う前後措置、政令による手数料の決定、関係者の保安教育等に関する運用上の警告を付せられまして賛成の意を表せられたのであります。最後に共産党を代表して田代文久君は、労働運動弾圧的性格が多分にあること、従業員の保安が軽視せられていること、火薬産業を外国資本に隷属せしめる結果わが国を戦争に介入せしめる危険性があるというような諸点から本法案に反対すると述べられたのであります。

次いで採決に入りましたところ、多数をもつて原案通り可決せられたのであります。

以上御報告申し上げます。（拍手）

三、参議院通商産業委員長報告（四月二十六日）

○高橋啓君　只今議題となりました火薬類取締法案につきましての通商産業委員会における審議の経過並びに結果について御報告申上げます。

従来危険物としての火薬類の取締は銃砲火薬類取締法という明治四十三年制定の法律によつて実施せられており、長く内務省の所管に属していたのでありますが、終戦後、昭和二十二年に内務省が解体せられ、警察法が施行せられると同時に、右の法令に基く事務は商工省に移管せられ、通商産業省の発足と共にこれに引継がれて今日に至つたものであります。然るに右の法令は時運の推移と共に数度の部分的な改正にも拘わらず、法律構成上の時代的なズレと、運用上の不備は如何とも仕方なく、同法の全面的改正を要望する声が朝野に挙つて参つたのであります。この度上程になつております火薬類取締法、即ち本法はこの要望に応え、且つは法体系を現状に適合せしめ、以て本法の目的である火薬類の製造、販売、貯蔵、運搬、消費その他の取扱を規正して火薬類の災害を防止し、公共の安全を確保するという点を、より合理的に具現せしめるために現行法令を全面的に改正したものであります。本法が現行法令と比較してその改正の主要点を挙げますと次の通りであります。

一　第一に銃砲取締との関係でございます。現行法令では、警察取締の共通性の下に同一法令によつて規制して参つたのでありますが、本来の建前から言えば銃砲の取締と火薬類の取締とはその性質を異にすべきであります。終戦後我が国においては銃砲の取締に関しては「ポツダム宣言受諾に伴い発生する命令に関する件」に基く「兵器、航空機等の生産制限に関する件」及び「銃砲等所持禁止令」によつてそれ〴〵銃砲の製造及び所持が禁止せられており、現行法令の銃砲の取締に関する部分を除外しても支障を認められないので、本法は現行法の銃砲に関する取締の規定を除外しているのであります。

二　第二は、法体系を整備したことであります。現行法令は旧憲法下の立法であるため特に勅令及び省令への委任事項が著しく多く、且つ行政裁量の余地を広汎に保留しており、又不当な行政処分に対する救済を認めていないので、本法は新憲法に即した法体系として整備していることであります。第三点は、取締担当機関の明確化の問題

であります。現行法では前にも申上げました通り、内務省による警察取締としての基礎に立脚しているのでありますが、内務省解体後その取締機関は現在通産省及び都道府県であり、部分的には運輸省、警察が担当しておるのでありますが、これについても細部に関する実際上の運用面から解釈上の疑義を招き易いので、本法においては現状に即した取締機関の権限、所掌事務の範囲を明文化しているのであります。第四点といたしましては、火薬類の技術的進歩に対応するごとく法内容を刷新したことであります。現行法では火薬類製造所における製造作業上の細部に至るまで悉くこれを省令によつて規制しているのでありますが、現在ではむしろ適切を欠いて不当な拘束をしている面が少くないし、更に一般的な技術上の基準についても我が国の建築物の構造、地形の特殊性から再検討の余地が多いのであります。又製造作業、貯蔵、消費等の技術的基準についても不備でありましたのを本法においてはそれ〴〵合理的に改正をしているのであります。

次に当委員会におきます質疑応答につきまして申上げます。その詳細につきましては速記録を御覧願いますが、その主なるものを二、三挙げますと、一委員より、本法施行に際し、労働運動を抑圧することにならぬかとの質問に対して、政府は、法律構成の建前から言つても本法は災害防止のための最小限度の取締規定であるので、運用上においても労働運動を抑圧することのないよう十分留意し、場合によつては運用上間違いのないように通牒を出すことも考えておるとの答弁がありました。同じく、輸入は許可制になつており、輸出には届出制になつているが、輸出も許可制にすべきではないか。又輸出入については公表すべき義務があると思うが如何との質問に対して、輸出については外国為替及び外国貿易管理法によつて十分この趣旨は達成せられる。又公表については〳〵の機関で公表と同様の効力を持つごとく談合し、或いは周知できるようになつておる。秘密主義ということは本法にも規定されていないし、又考えてもいないとの答弁がありました。同じく、板橋の爆発事件に鑑みて保安距離について如何なる措置を考えているかとの質問に対し、火薬庫の建設については一般家屋と一定の距離を保ち危険のないようにするが、火薬庫を設置した後、保安距離内に一般の建造物が建てられたときは火薬庫の火薬貯蔵量を減少せしめ、極端な場合には火薬庫に全く火薬類を貯蔵しない状態に至ることもあり得るとの答弁がありました。又一委員より、危害予防規定作成について労働者の意見を採用するということは本法の規定のみでは考えられぬが如何との質疑がありました。これに対して政府は、本法は現行の労働関係法規を何ら制限し束縛するものではないので、危害予防規定作成に対しては事業主と労働者がよく相談し、労働者の協力によつて作成せられることと期待しているとの答弁がありました。同じく本法第二十三條第三項の十八歳未満の者の火薬類取扱禁止除外例と、労働基準法第六十三條と抵触せぬかとの質問に対し、政府は、十八歳未満の者の取扱禁止除外例は、火薬類を包装するという危険率の少い作業であり、而も通産省令で一定の基準があるので、労働基準法第六十三條の規定に反することはないと思われるとの答弁がありました。同じく、輸入は許可制になつてお

の答弁がありました。又本法は委任立法が多いが新憲法下の法律として不備ではないかとの質問がありましたが、これに対して、本法は新憲法下の立法として成るべく委任事項は少くしてあるが、極く細かい点は省令等に委任してある、これも今後立法措置が必要であると認めるときは立法化するに吝かではないとの政府の答弁がありました。その外、外資導入、技術基準、取締官庁の所掌事務等について活発な質疑と、これに対する政府の熱心な応答がございました。尚この際特に申し添えたいことがございます。それと申しますのは、岡本地方行政委員長より次のような御発言があつたことでございます。その趣旨といたしますところは、現行の新制度下において、警察と消防とがおの〳〵独立の機関になつている関係上、本法第三十九條第二項の火薬庫が災害の危険状態にあることを発見した者が届出をする機関として、都道府県知事、警察官及び警察吏員という本法に明記されている機関の外に、消防機関を追加すること及び第四十七條の火薬類による爆発その他災害発生の際の現状変更の指示権を持つ機関として、本條に明記されている通産大臣、都道府県知事、警察官及び警察吏員の外に、火災については消防機関を追加するごとく修正されたいとのことでございます。右の御意見に対しまして政府から、地方行政委員長の御意見は至極尤もであり、政府としては本法案作成に当り関係当局とも打合わせ、運用上十分注意する所存であつたが、消防当局との連絡は、本法の目的より考えてみても特に考慮しなければならぬことは当然なので、本法の運営において行政上万遺憾のないよう措置するとの答弁がありましたので、本委員会といたしましては、別に條文修正を実施せずとも右の政府答弁により実質的な効果を得られるのではないかとの結論に達したのであります。この委員会の結論に対し地方行政委員長も諒とせられましたので、本法に対する條文修正は行わず、行政上の運営に万全を期することを再度政府に強く要望して、本問題の解決を図つた次第でございます。

かくて本法につきまして慎重なる審議の結果、討論を省略して採決いたしましたところ、多数を以て可決すべきものと決定いたした次第でございます。右御報告申上げます。（拍手）

◎造林臨時措置法（昭和二五、五、四、法一五〇）

一、提案理由（四月十日）

○坂本政府委員　ただいま議題となりました造林臨時措置法案につきまして、その提案理由を御説明申し上げたいと思います。

すでに多くの人によつて指摘されておりますごとく、わが国の森林は、戦時及び戦後の過伐、濫伐により、年々森林蓄積への食込み伐採を強行して参りました結果、資源は漸次縮少化の一途をたどり、現在民有林だけでおよそ百二十万町歩を越える造林未済地が累積しているありさまでありまして、このような森林の再生産過程における著しい不均衡が、国土の保全はもとより、将来の林産物需給の上にも重大な支障を招くに至ることは、多く申し上げるまでもないことであります。植伐の均衡をとりもどし、さらに森林資源の長期維持を確保して参りますことは、当面のわが国林政、今後のわが民有林行政において最も重要にして、かつ困難な問題でありまして、あらゆる施策を結集してこの問題の解決に当らねばならないのでありますが、なかんずく再造林を確保し、林業成立の基礎を確立することが、その重要な課題を達成する第一歩であると存ずるのであります。これがため政府は、昭和二十四年度より民有造林五箇年計画を樹立し、これが実施の裏づけとして、補助、融資、樹苗確保の対策を講じているのでありますが、これとともに、森林所有者自身に造林意欲を起させることが緊急の要務でありますので、ここに造林臨時措置法案を提出した次第であります。以下本法案の主要な内容について概略御説明申し上げます。

第一は、造林地の指定であります。この法律の施行の時から今後五箇年間現に存する伐採跡地、無立木地または散生地たる森林原野であつて、国土の保全上急速に造林を必要とするものを造林地として指定いたします。造林地を指定するには、その造林計画を定めてすることとし、造林地の指定があつたときは、その所有者又は使用収益権者が、造林計画に定められた期限までにその計画に従つて植栽を完了することが期待される次第であります。

第二は、造林者の指定についてでありますが、造林地の所有者または使用収益権者が造林計画に基いて植栽を行う意思があれば、その旨をあらかじめ一定期日までに申し出させることとし、その申出がないときは、別に造林者を指定し、その者がかわつて造林を行うのであります。また造林地の所有者または使用収益権者が造林をするつもりでその申出をした場合でも、造林計画に定められた期限までに植栽を完了しなかつたときは、同様に造林者を指定することとしております。

第三は、地上権の設定であります。造林者の指定を受けた者は、造林計画に定められた期限までにその植栽を行うために、造林地の所有者に対して造林地の地上権の設定に関する協議を求めることができるものとし、協議が整わないときは、都道府県知事が裁定することとしたのであります。指定造林者の植栽した林木は、地上権設定の際のとりきめた割合で指定造林者と造林地の所有者との共有となるのであります。

第四に、農林地の調整についてでありますが、自作農創設特別措置法により開拓適地として指定され、または未墾地もしくは牧野として買収されたものについては、造林地の指定をすることができないこととするとともに、造林地については、自作農創設特別措置法による指定または買収の処分ができないこととし、林地と農地牧地との土地利用を調整し、かつ造林地の経営の安定を確保するよう措置したのであります。

以上が本法案の内容でありますが、森林の荒廃が災害の頻発等、公共の福祉に大きな支障となつている現在において、この法案の趣旨は、森林を所有する人々にも十分理解されておることと考えるのであります。何とぞ御審議の上すみやかに可決あらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院農林委員長報告（四月十五日）

○野原正勝君　ただいま議題と相なりました、内閣提出、農林委員会付託にかかる造林臨時措置法案、農業協同組合法の一部を改正する法律案、家畜改良増殖法案、肥料取締法案、以上を一括して御報告申し上げます。

まず造林臨時措置法案につきまして御報告いたします。

御承知のごとく、わが国の森林は、戦時及び戦後を通じて非常な過伐、濫伐をいたしました結果、森林資源は著しく減耗いたしまして、現在民有林だけでも百二十万町歩以上の造林未済地が累積されている状況にありまして、これは国土の保全上はもとより、将来の林産物需給の上にも重大な支障を及ぼすおそれがございます。それゆえ、これら民有林地につきまして植伐の均衡をとりもどし、森林資源の長期維持をはかりますことが今後の民有林行政の最重要事でありますので、この際急速に森林所有者自身の造林意欲を高揚させ、所期の目的を達成したい意向をもちまして、本案を提案されたのであります。

本法案の内容は、およそ次の四点からなつております。すなわち第一は、国土の保全上急速に造林を必要とする造林地を指定いたし、その所有者または使用収益権者は定められた造林計画に従い植栽をいたすことであります。第二は、造林地の所有者または使用収益権者が造林計画に基いた植栽を行う意見がないか、または定められた期限までに植栽を完了しなかつたときは、別に造林者を指定して造林を行わせること、第三は、造林者の指定を受けた者は、造林地の所有者に対して造林地の地上権の設定に関し協議を求めることができ、協議が整わないときは都道府県知事がこれを裁定すること、第四点は自作農創設特別措置法との関係でありまして、同法により開拓適地として指定され、または未墾地あるいは牧野として買収されたものは造林地の指定はできないが、他方では、造林地は自作農創設特別措置法による指定または買収の処分ができないこととしたこと、以上の四点であり、挙国造林への画期的法律であります。

本法案は、去る八日付託と相なり、十日提案理由の説明を聞き、翌十一日質疑を行いましたところ、自由党野原委員、共産党山口委員の両委員より発言があり、特に野原委員から、民有地に関してばかりでなく、国有林についても積極的に造林を行うべきであり、また樹苗の育成のため苗木生産者への融資または予約生産の措置を講じ、挙国造林の完璧を期するようにすべきであり、自作農創設特別措置法の改正にあたつては、本造林臨時措置法立法の精神に照し、開拓地として買収せられたる造林地等にしてその目的の用に供せられず、放置せられておる土地に対しては、すみやかに旧所有者、権利者に売りもどしの措置を講ずべきである等の発言があり、これに対し森農林大臣より、自作農創設特別措置法の改正により、すみやかに旧所有者に返還の方途を講ずる旨の答弁があり、また横川林野庁長官より、国有林の要造林地に対しては現行の部分林制度を拡充して希望者に造林せしむること、また造林用苗木の育成に対しては

それ〴〵適宜の措置を講ずる旨の答弁がありました。

次いで、討論の通告がありませんのでこれを省略し、表決に付しましたるところ、多数をもつて原案の通り可決すべきものと議決いたしました。

次に農業協同組合法の一部を改正する法律案の審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

御承知のごとく、農業協同組合法は、農民の自主的なる協同組織の確立助長をはかる目的で昭和二十二年制定せられ、爾後日を追うてその設立は増加いたし、現在、単位農協三万二千余、系統組織である連合会一千余に及びまして、その普及発達は真に目ざましく、戦後農村経済の安定確立に多大の貢献をいたして参つたのであります。しかるに、最近におきまする経済不況によりまして、農業協同組合も深刻な影響をこうむり、その運営にも多大の支障を来たしているのでありますが、農業協同組合は今日農村経済建設の上にきわめて重要な地位を占めておりますので、ぜひともこれが健全な発達をはかる必要があります。

本法案は、以上の要請に基きまして、これに所要の改正を加えようとするのでありまして、改正の内容は大体次の二点に要約することができると思います。第一点は、農業協同組合連合会の事業兼営を制限したことであります。すなわち、教育指導的事業を行う農業協同組合連合会は、その事業に直接関連する事業以外の他の事業の兼営を禁止する。また都道府県の区域を超える地区の農業協同組合連合会にあつては、購買事業または販売事業を行うものについても、それ〴〵その事業に直接関連する事業以外の他の事業の兼営を禁止すること。第二点は、農業協同組合の組合員の利益を守り、組合全体の信用を高めるために、組合の経営を適正に処理するに必要な基準を政令で定める、さらに組合の運営並びに経理状況等に関し資料の提出を求め、または検査をする等の監督規定を整備すること、以上の二点であります。

本法律案は、三月二十三日付託と相なり、二十五日提案理由の説明を聞いたのでありますが、現在農業協同組合は、一般経済不況の影響をこうむり重大な危機にさらされておりますばかりでなく、現在農家用報奨物資の滞貨が一層これに拍車をかけております状況にかんがみ、四月五日、自由党足立委員より、これに対し善処するよう政府に要望すべき旨の決議案が提案され、全会一致をもつて可決を見たのであります。さらに七日、特に森農林大臣の出席を求めまして、農業協同組合運営に関する根本方針につき真剣な質疑が行われました。引続き十日、十一日の両日質疑を続行いたし、自由党の渕、足立、原田、河野四委員、社会党の井上、石井両委員、共産党の山口委員、国民協同党の吉川委員、農民協同党の小平委員の各委員から、農業協同組合の現況と現下経済政策との関連、今後における農業協同組合の健全なる発展のための対策、行政措置をもつて連合会の統合を制限している事実と改正法案との関係等に関しまして政府委員との間に質疑がとりかわされたのでありますが、詳細は速記録についてごらんを願いたいと思います。

次いで十二日、自由党の遠藤委員より、農業協同組合の金融上の

助成促進並びに行政指導及び自治監査助成に関する決議案が提案され、これまた全会一致をもつて可決されました。

これに引続き討論に移りましたるところ、共産党の山口委員は本案に対する反対意見を述べられ、次いで表決に付しましたるところ、多数をもつて原案の通りに可決すべきものと議決されました。

次に家畜改良増殖法案につきまして御報告いたします。

農業の経営を合理化し、農業生産力を増強して、わが国農業経済の安定をはかります上に、畜産の振興はきわめて重要な意義を持つものでありますが、これがためには、種畜を確保し、その利用の増強をはかることが必要であります。この目的のために、昭和二十三年種畜法を制定いたし、その施策を推進して来たのでありますが、施行以来一年有余の経験にかんがみまして改正を要する点がありますと共に、最近急激な普及を示しておりますところの家畜の人工授精の健全なる発達をもあわせてはかる必要がありますので、現行の種畜法を廃止し、新たに本法案を提案いたし、家畜改良増殖を強力に推進いたそうとするのであります。

今、本法案の主要な点を申し上げますと、大略次の四点に要約できると思います。すなわち第一点は、現行の種畜法によりますと、種畜検査はすべて農林大臣が行うことになつておりますが、臨時検査の一部については都道府県知事に行わせ、機動的に種畜補充をなし得る方途を開いたこと、第二点は、家畜人工授精の健全な発達をはかるため、家畜人工授精師並びに家畜人工授精所を免許または許可制にするとともに、家畜人工授精の実施に必要な規制を加えたこと、第三点は、現行種畜法にあります家畜登録協会に関する法的規定を廃止いたし、同協会を民間の創意を生かした民主的運営にゆだねることといたしましたこと、第四点といたしましては、最近家畜事情が好転いたし、家畜の移動または屠殺の制限をする必要がなくなりましたので、これに関する農林大臣の権限を廃止したこと、以上であります。

本法律案は、三月三十一日付託と相成り、去る三日提案理由の説明を聞き、引続き質疑を行いましたるところ、自由党の原田、河野両委員、農民協同党小平委員の各委員より、畜産振興並びに農業経済安定化の見地から種々質疑あるいは建設的意見の発表がなされたのでありますが、特にアメリカ産優良家畜の血統を人工授精により取入れる意思はないか、家畜人工受精所の施設の補助金が僅少に過ぎるのではないか等の発言がございました。これに対し政府委員より、アメリカ産の優良家畜の血統の導入については目下関係方面と交渉中であり、また家畜人工授精所施設に関する補助金については、家畜保健衛生所に対する補助金と合算して一箇所約二十四、五万円程度となるから、十分とはいえないが、ほぼ最低を満し得ると思うとの答弁がございました。

質疑を終了いたし、去る十二日討論に付しましたるところ、自由党を代表し原田委員は、本法案はわが国畜産の改良増殖上画期的意義を持つ重要法案であるから、これが実施には全力を傾注すべきであり、なお本法第二條の、国または都道府県が家畜の改良増殖の促進に有効な事項についてはこれを積極的に行わなければならないとする規定は、抽象的で具体性を欠いているので、これを具体的に規定する修正案を用意したのであるが、今回は間に合わなかつたので他日に譲ることとしたい旨を付言して賛成されたのであります。

次いで採決に付しましたるところ、全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと議決いたしました。

次に肥料取締法案につき御報告いたします。

現在肥料の取締りにつきましては、明治三十二年制定の肥料取締法と、戦後公布されました臨時物資需給調整法に基く間接肥料販売制限規則によつているのでありますが、前者につきましては今日の経済状況に沿わない点が多くなりましたし、後者もまた臨時的のものであるので不安定でありますので、この際両者を統合して、今日の諸情勢に適応するように作成いたし、本法案として提出されたのであります。

本法案の内容を見まするに、その主要点は大体次の三点に要約できると思います。第一は、肥料の公定規格を設定いたし、生産業及び輸入業については農林大臣または都道府県知事の登録制とし、公定規格の定められていない新肥料については仮登録制を設け、さらに販売業については、単に都道府県知事に届け出ることとして、現行法上の手続を簡素化したこと、第二は、業者が虚偽の宣伝をし、あるいは品質を低下させるような異物を混入することを禁止し、また肥料の施用上の注意事項を表示させることとし、さらに登録または仮登録ないしはそれらの取消しの場合は、その番号、肥料の名称、保証成分量、業者の住所、氏名等を公表して農業生産者の立場を擁護するようにしたのであります。第三は、現行法の罰則があまり軽過ぎるので、これを強化して体刑を加え、かつ体刑、罰金刑をも併科できることとして、肥料の生産、販売の公正を期するようにしたことであります。

本法律案は、去る四日付託と相なり、十日提案理由の説明を聞いたのでありますが、肥料問題につきましては、肥料配給公団令の一部を改正する法律案の審議の際十分検討を遂げ、かつ需給関係も最近著しく改善され、七月末には統制撤廃も見通されるに至りました今日の肥料事情に即応いたすためには、本法案の制定は当然のことでありまして、各委員とも異論がありませんので、質疑を省略いたしました。ただ農林省設置法との関係につきまして僅少の修正を施す必要がありますので、十三日、自由党薬師神委員から修正意見が述べられ、続いて討論を省略して採決に入りましたるところ、全会一致をもつて原案を修正可決すべきものと議決いたしたのであります。なお修正箇所は速記録によつてごらんをいただきたいと思います。

以上、簡単ながら御報告を終ります。(拍手)

三、参議院農林委員長報告(四月二十六日)

(牧野法の委員長報告と一括して掲載)

◎植物防疫法（昭和二五、五、四法一五一）

一、提案理由（四月四日）

○政府委員（坂本實君）　植物防疫法案につきましてその提案理由を御説明申上げたいと思います。

農業生産の安全を確保し、更にその増進を計りますためには、国内の防疫を行うと共に、海外からの新らしい病害虫の侵入を防止して、作物のかかる病害虫による損害を防止いたしますことが重要な要素なのであります。海外からの病害虫の侵入防止につきましては、従来輸出入植物検疫法によりまして植物の輸出入に伴う検疫事業を実施して来たのであります。又国内におりまする病害虫の対策としましては、明治二十九年制定せられました害虫駆除予防法がありますが、この法律の制定当時は、病害虫の防除に対する知識水準が極めて低く、農業者の自主的防除を期待することが困難でありましたので、現在からすれば一般的な病害虫を対象といたし地方長官がその防除方法を定めて農業者に防除を行わせるということが建前とされましたので、特殊な病害虫を絶滅し、又は蔓延を防止するために特別の措置を採るというようなことは、全く考慮されていなかつたのであります。その結果、新しく国内に侵入した病害虫や其他の特殊な病害虫に対しまして、国又は地方公共団体が必要な措置を講ずることができなかつたために、幾多の病害虫が蔓延土着して農作物に重大な損害を與えるようになつたのであります。この法律は以上のような欠陷を補うため、害虫駆除予防法を改廃いたしまして、馬鈴薯輪腐病のような新たに海外から侵入したもの又は蜜柑蠅、馬鈴薯凋萎病のようなすでに国内の全く一部に存在している恐るべき病害虫につきまして、その伝播蔓延を防ぐのみでなく、更にこれらをその存在地区内で絶滅するため、国におきまして強力な防除措置を講じ得るようにしたのであります。

又国内の種苗の移動に伴つて恐るべき病害虫が伝播蔓延することが多いので、これを防止するため、このような惧れのある種苗の検疫を実施しうるようにいたし、これに従来の輸出入植物検疫法を若干強化改正いたしまして整理統合し、国際的、国内的な植物の防疫に関する一貫した法律を立案したものであります。

以上がこの法律を提出した理由でありますが、何とぞ慎重御審議の上速かに御可決あらんことをお願いいたします。

二、参議院農林委員長報告（四月二十一日）

○楠見義男君　只今議題になりました四つの案件につきまして、農林委員会における審議の経過並びに結果を逐次御報告申上げます。

最初に植物防疫法案につきまして御報告申上げます。

この法律案は、植物の防疫につきまして従来の法制を改廃統一し、新事態に即応して国際的及び国内的に植物の防疫に関する一貫した新立法を試みておるものでございまして、その内容としては、国際的な植物検疫並びに国内的な植物検疫及び緊急防疫を骨子といたしているのであります。即ち国際植物検疫につきましては、先に第二国会において成立を見ました輸出入植物検疫法の趣旨を概ね本法案中に取入れ、ただ一部の改正、例えば輸出入植物についてその容器包装についても同様今後は検疫を行うとか、輸入禁止品を農林大臣が決定する場合には公聴会を開くこと、或いは輸入検査方法の一つとして隔離栽培の方法を設くる等の外は、概ね現行制度そのままを取入れておるのであります。国内植物検疫につきましては、現行法の害虫駆除予防法が古く明治二十九年の制定にかかるもので、法律制定当時の病害虫防除に関する知識水準を基礎としての法律内容は凡そ今日の実態に即せず、従つて特殊な病害虫を絶滅し又はその蔓延を防止する特別の措置をとるというがごときことは全く予想されず、その結果、その後新らしく国内に侵入した幾多の病害虫が蔓延土着して農産物に重大な損害を與えておる実情でありますので、今回のこの法案におきましては、従前の害虫駆除予防法を全面的に改廃し、国内植物検疫としては、新たに国内に侵入し又はすでに国内の一部に存在している有害動植物、例えば馬鈴薯輪腐病、蜜柑蠅、馬鈴薯凋萎病のごときものの蔓延を防止し、以て優良な種苗を保全するため、その種苗の栽培地において栽培中に検査を行う等、強力な検疫を行い得ることといたしておるのであります。又緊急防除対策としては、右に申述べましたごとき新たに国内に侵入し若しくはすでに国内の一部に存在している有害動植物が蔓延して有用植物に重大な損害を與える虞れがある場合、又は有害動植物により植物の輸出が阻害せられる虞れがある場合におきまして、その病害を駆除し或いはその蔓延を防止する必要上、農林大臣はその病源存在地区内で絶滅するため、栽培の制限又は禁止、譲渡又は移動の制限、禁止、消毒、除去、廃棄等、それ〴〵の場合に応じて強力な防除措置を講じ得るように、これに伴う手続、協力命令、損失の補償等の規定を設けているのであります。

委員会は本案の審議につきましては前後三回に亘り愼重審議いたしたのでありますが、質疑の内容は概ね技術的事項が中心でありましたので、ここではそのすべてを省略し、詳細は速記録によつて御覧願うことにいたします。審議の結果、委員会は本案に所要の修正を加えることといたしました。即ち修正の主なる点は、先ず第一に施行期日の点でありますが、原案におきましては、この法律は本年四月一日より施行することとなつておりましたが、政府からの提案時期が遅れましたため、当初予定の施行期日前に本案を審議することは事実上不可能でありましたので、施行期日はこの法律公布の日から施行することと改めました。修正の第二点は、原案においては先程も申上げましたように、本案に現行輸出入植物検疫法を吸収統一しておるのでありますが、その経過規定において不完全なところがありましたので、これを補正いたしたのであります。第三点は、農林省の所掌事項中、国内植物検疫に関する明文が漏れておりましたので、その点を明確にするため本法附則において農林省設置法の一部に修正を加えることといたしたのであります。而して以上の修正案は各委員共同提案の形を以て提案することといたしました。

以上の経過を経て、植物防疫法案は委員会におきましては質疑終了後討論採決の結果、全会一致を以て修正議決することと決定した

次第であります。

尚、討論におきまして藤野委員から、本案においては、いもち病、黒斑病、或いは螟虫のごとき一般病害虫は、すでに国内に伝播しておる理由により、その防除は地方自治体又は団体等を主とし、国は必要な補助をなすにとどめ、従つて本法の対象外に置いておるけれども、これらの被害による損失は毎年二百億を超えるものと推定せられるので、一般病害虫の異常発生に対処するよう国家的防疫体制を整備すること、特に国家施設としての農薬の予備貯蔵並びに必要なる融資及び防疫用農機具の整備につき善処すること、防疫行政機構の確立を図ること等の政府に対する要請が希望意見として附せられましたことを、ここに附加えて置きます。

次に農林物資規格法案について御報告申上げます。

この法律の目的は、第一條に規定せられておりますように、適正且つ合理的な農林物資の規格を制定し、これを普及させることによつて、農林物資の品質の改善、生産の合理化、取引の單純公正化及び使用又は消費の合理化を図り、併せて公共の福祉の増進に寄與することを目的といたしておるのでありまして、御承知のように重要農林畜水産物、例えば藥工品、特殊農作物、木材、加工水産物等につきましては、古くからその規格統一と検査の制度が存在し、昭和二十三年以降は現行の指定農林物資検査法に受け継がれて今日に至つておるのであります。而して現行法による強制検査は、同時に又臨時物資需給調整法或いは物価統制令等の統制手段の裏打ちにもなつておるのでありますが、右強制検査は各種統制の逐次撤廃せられつつある現在の事態に適合しない点がありますので、現行の指定農林物資検査法はこの際これを廃止し、これに代るものとして、本法律案においては規格の統一と都道府県の格付を中心といたしまして、即ち第一に、農林大臣が主要な農林畜水産物についてみずから或いは都道府県又は利害関係人の申出によつて、日本農林規格を定めようとするときは、農林物資規格調査会の議を経てこれを行い、調査会の審議には必要に応じ公聽会の制度をも取入れること、第二に、都道府県が日本農林規格に基く格付を行うかどうかということは都道府県の自由でありますが、若し行う場合は條例により、且つその品質を保証するため日本農林規格に該当する旨の証票を附することができること、その他、規格の統一、証票制度運用上の細則的規定を内容といたしておるのであります。

委員会は本案審議に当りましては、農林物資検査制度に関する従来の実情、種類、品目についての再検討をも併せ行い、愼重審議の結果、原案に一部修正を加えました上、全会一致を以て本案は修正議決することに決定いたしたのでありまして、修正は各委員共同提案にかかるものでございますが、その修正点は、第一に、罰則規定中、法人罰及び代理人、使用人等の行為についての本人罰におきまして、最近の立法例に倣い、必要なる免責規定を附加えたこと、第二に、本法律の施行に伴いその権限規定を明らかにいたしますため、附則において農林省設置法に所要の改正を加えましたこと、以上二点であります。

次に肥料取締法案について御報告申上げます。

現行の肥料取締法は、古く明治三十二年の制定にかかり、その後明治四十一年に改正せられたまま今日に及んでおるものでありまして、時勢の推移に照し、現在の実情に副わないものがありまするので、この際、現行法の全面的改廃を行いますると共に、肥料取締のもう一つの法規でありますところの間接肥料販売制限規則が臨時物資需給調整法に基く不安定なものであり、且つその内容においても、かねて再検討を必要とせられた点もありましたので、これを新法に統一し、以て新事態に即応した肥料取締法をここに制定せんとするのが本法律案提案の趣旨であります。而してその内容の主要なる点は、現行法では、直接肥料については、その製造、輸入及び販売の各営業は知事の免許制度とし、又間接肥料の販売は農林大臣の許可を必要といたしておるのでありますが、新法におきましては、これらの免許又は許可制度はすべてこれを廃止し、別に肥料そのものについて、種類に応じ農林大臣或いは知事に対する登録又は仮登録制度を採用いたしまして、魚肥、米糠、堆肥、油粕等の特殊肥料を除く一般の普通肥料について、別途農林大臣の定める公定規格に合致したものについては登録、公定規格の定めなきいわゆる新肥料につきましては仮登録を認め、登録、仮登録をいたしましたとき、又はその取消のあつたときは、農林大臣又は知事はそれ〴〵登録番号、仮登録番号、肥料の名称、保証成分量、業者の住所氏名等を公表するの措置を講じまする外、肥料の生産業者、輸入業者及び販売業者にそれ〴〵保証票を附けさせ、或いは又従来の法規にはなかつたことで、例えば業者の虚偽の宣伝等を禁止し、その他必要に応じ肥料の施用上の注意を表示せしむる規定を設ける等の措置により、農民の保護に遺憾なきを期しておるのであります。

委員会における本案審査に際しまして問題となりました事項は、概ね先般審議いたしました肥料公団令の一部を改正する法律の場合と大同小異であります。又今後特に憂慮せられまする肥料資金の問題に関しましては、討論の際、岡村委員から、これが確保につき政府の善処方を強く要望せられ、更に肥料検査の厳格適正につきましては、同じく討論に際し池田宇右衞門委員から、農民保護の見地より特に希望意見が述べられたのであります。かくて委員会は前後二回に亘る審議の結果、本案は全会一致、衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたした次第であります。

三、衆議院農林委員長報告（四月二十五日）

○山本久雄君　ただいま議題となりました、農林委員会付託にかかわる、内閣提出、参議院送付、植物防疫法案、農林物資規格法案につきまして、審議の経過並びに結果の大要を御報告いたします。

まず植物防疫法案から御報告いたします。

御承知のごとく、明治二十九年に害虫駆除予防法が制定され、国内におきまする病害虫の駆除、防除策を講じ、また昭和二十三年には輸出入植物検疫法が施行され、植物の輸出入に伴う検疫事業を実施いたし、農業生産の安全と増進とをはかつて来たのでありますが、特に害虫駆除予防法につきましては制定も古く、最近の新事態に即応しないところが多く、新たに国内に発生した病害虫または特

殊病害虫の絶滅または蔓延防止に必要な措置を強力に講ずることができない状態に相なつているのであります。このため作物に重大な損害を與えた事例は乏しくありませんし、特に終戦以降におきましては、恐るべき病害虫が新たに相次いで発生いたし、強力なる防除措置を講ずる必要があります。また輸出入植物検疫法につきましては、最近貿易の拡大に伴いまして植物の輸出入も多くなり、これが検疫業務も一段と増加いたして参りました。かつ国内検疫と輸出入検疫とは元来表裏一体の関係にありますので、この際両法律を整理統合し、これを一本にまとめて防疫業務を強力に遂行できるようにいたそうとして、本法案を提出されたのであります。

次に本法案の主要な点を申し上げますと、一、海外から新たに侵入して来ましたばれいしよ輪腐病または国内に存在しているみかんばえ、ばれいしよ凋萎病のごとき恐るべき病害虫の絶滅のため、国において強力なる防除措置を講ずること、二、国内の移動によつて病害虫を伝播、蔓延させるおそれのある種苗に対し、検疫を実行して、その防止をはかること、三、輸出入植物検疫法と害虫駆除予防法とを整理統合いたし、国際的、国内的植物の防疫を一貫して行い得るようにしたこと、以上の三点であると思います。

本法案は、三月三十日、予備審査のため送付され、四月十日、提案理由の説明を聞いたのでありまするが、去る二十一日、参議院におきまして施行期日並びに農林省設置法との関係等につき、僅少の修正を施しました上本院に送付され、正式付記となりましたので、

翌二十二日質疑を行いましたるところ、農民協同党小平委員より、本法案は農業生産力の発展、農家経済の安定上重要な意義を有するものであるから、今後一段と予算の増加をはかり、植物防疫の徹底を期すべきである旨の発言がございました。本法案の趣旨には各党派とも異論がありませんので、討論を省略、採決に付しましたるところ、全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと議決いたしました。

次に農林物資規格法案について御報告いたします。

農林水産物資の品質の改善をはかり、取引の単純公正化を促進することは、生産の向上、流通の円滑並びに消費の合理化に裨益するところが大きいのでありまするが、これがためには、それら物資について、規格統一と、それに基く検査とを行う必要があります。この目的をもちまして、昭和二十三年、指定農林物資検査法を制定、検査を実施いたして来たのでありまするが、同法は強制検査を建前といたしておりまして、統制の撤廃過程にあります今日の状態には適合いたさなくなつたのであります。従いまして、今般同法を廃止し、そのかわりに重要農林物資の規格の統一と、国及び都道府県におけるその格づけを規定する本法案を提出されたのであります。

今その内容の主要点を申し上げますと、第一は、農林大臣は農林物資規格調査会の審議に基き、重要農林物資につき日本農林規格を制定すること、第二は、農林物資規格調査会の審議は公正を期することとし、かつ利害関係人が公聴会の開催を請求することができること、第三は、日本農林規格に基く格づけを行うかどうかは都道府県の自由意思によることとし、またそれを実行した場合は、その品質を保証する規格証票を添付すること、第四は、都道府県その他利害関係人から、日本農林規格を制定するように申出があつたときは、農林物資規格調査会に諮つて必要なものについては、その規格を定めること、以上の四点であると思います。

本法案もまた四月七日予備審査のため送付され、十日、提案理由の説明を聞いたのでありまするが、二十一日、参議院におきまして罰則規定並びに農林省設置法との関係等につき若干の修正を加えました上本院に送付、正式付託となつたのであります。

本法案の意図するところは、農林物資の品質の向上改善と、その大量取引の単純公正化の促進でありますが、さらにそれによりまして、それらの物資の生産、流通、消費の合理化をもはかろうとするものであります。しかも、その実施については都道府県の自主性にゆだねることとする等は、統制撤廃過程にあります現在、当然とらなければならぬ措置でありまして、強制検査を建前とする現行法に比して格段の進歩を示しておるものと存じます。なお参議院側の修正箇所も、本法案実施上妥当の措置でありまして、各委員とも異議がありませんので、二十二日、質疑、討論を省略して採決に付しましたるところ、全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと議決いたしました。

以上御報告いたします。（拍手）

◎臘虎膃肭獣猟獲取締法の一部を改正する法律（昭和二五、五、四、法一五二）

一、提案理由（三月二十三日）

○政府委員（坂本實君）　只今提案されました臘虎膃肭獣猟獲取締法の一部を改正する法案につきまして、その提案理由の概要を御説明申し上げます。「らつこ」、「おつとせい」の猟獲の取締につきましては、すでに現行臘虎膃肭獣猟獲取締法によりまして、その厳正に努力して参つたのでありますが、事柄の性質上、遺憾ながら十分なる実効を挙げ難い実情にあるのでありまして、これは現在日本国の置かれている地位並びに将来の問題に対する関連に鑑みて、特に考慮を要するものと考えられるのであります。而してこの「らつこ」、「おつとせい」の違法な猟獲に対する取締の実効を期するためには、更に一歩を進めて、「らつこ」、「おつとせい」の毛皮及びその製品等の製造、加工及び販売について制限又は禁止の措置を講じ、適法な方法によつて取得されたもののみを流通せしめることとするのが最も効果的であろうと存ずるのであります。本案は、現行の臘虎膃肭獣猟獲取締法の一部を改正しようとするものでありまして、その内容といたしますところは、先に述べました目的を達するため、「らつこ」、「おつとせい」の毛皮及びその製品の販売等を政府が禁止又は制限するものといたすことを主とし、その他罰金等の処置について現行一般法令に適合せしめるための若干の改正を含んでおります。

以上が本案を提出するに至りました理由であります。何とぞ愼重審議の上、速かに御可決あらんことを切望いたす次第であります。

二、参議院水産委員長報告（四月二十一日）

○木下辰雄君　臘虎膃肭獸猟獲取締法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容について申上げます。

「らつこ」「おつとせい」に関しましては、明治四十四年七月に、日本、アメリカ、イギリス及びロシアの四ケ国間において膃肭獸保護條約が締結されたのであります。我が国といたしましては、この條約を忠実に守るために、その翌年即ち明治四十五年の四月に臘虎膃肭獸猟獲取締法を制定いたしたのであります。保護條約では海上における猟獲を禁じまして、米国はプリビロフ群島、ロシアはコマンドルスキー群島、日本は海豹島において猟獲をいたしておつたのであります。然るに條約を締結した当時十四五万頭程度に激減しておつた「おつとせい」が昭和十五年頃は二百万頭以上に増加いたしまして、我が近海における魚族に非常な害を及ぼすようになりましたので、我が国といたしましては保護條約の改訂を提議しておりましたが、遂に、昭和十五年十月にこの條約の廃棄を三国に通告いたしその一年後からこの條約は効力を失つたのであります。それで昭和十七年二月に我が政府は取締法の一部を改正いたしまして、海上の猟獲を許可いたしたのであります。然るに終戰後は連合軍最高司令部の命によつて許可を中止してしまつたのであります。然るに密猟が行われて年々相当数の毛皮が密売されているために、我が漁業の将来性に鑑みまして、この密猟及び密売を厳重に取締る必要がありまするために、この取締法を改正することと相成つたのであります。改正の内容は極めて簡單でありまして、現行法では、政府は命令の定むるところにより、「らつこ」又は「おつとせい」の猟獲を禁止又は制限することができることになつておりますが、それを更にその獣皮の製造も、加工も、販売も、又その獣皮又は製品を所持することも禁止又は制限することができるように改正せられることになつたのであります。

委員会におきましては会を開くこと七回に及びまして、愼重に審議をいたしまして、全委員の発議によりましてお手許に配付いたしましたような修正をいたしたのであります。

質疑の主なもの一二を申上げます。千田委員から、一般人がこの獣皮で加工した首巻やチョッキを所有しているようなものまで取締る必要があるのか、又従前から所持しておつたものはどうするのかという質問に対しまして、政府から、省令を以て取締るものは、猟業者、製造業者又は販売業者であつて、一般人には及ぼさない方針であるという答弁がありました。又委員外の議員で丹羽議員から「おつとせい」は魚類のために非常な害獣である、最近「おつとせい」は四百万頭以上に繁殖して、我が近海、殊に銚子から三陸方面に盛んに遊泳して非常な害を我が国の漁業に與えている、その対策は一体どうするのかという質問に対しまして、政府は、目下米国と共同してその状況を調査しているが、その結果によつて対策を講じたい、こういう答弁がありました。

かくて質疑を終了いたしまして討論に入りましたところ、青山委員、矢野委員、田中委員等から修正議決することに賛成がありました。採決に入りましたところ、修正箇所の採決は満場一致を以て可決し、又修正を除いた部分の原案に対しましては、これ又全員一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたした次第であります。以上御報告いたします。（拍手）

三、衆議院水産委員長報告（四月二十七日）

○石原圓吉君　ただいま議題となりました臘虎膃肭獸猟獲取締法の一部を改正する法律案につきまして、水産委員会における審議の経過並びに結果につき御報告申し上げます。

まず政府の提案理由及び内容について申し上げますと、らつこ、おつとせいの猟獲取締りにつきましては、現行取締法によりまして厳正に努力して参つたのでありますが、事柄の性質上、遺憾ながら十分なる実効を上げがたい実情にあるのでありまして、現在日本の置かれている地位並びに将来の問題に対する関連にかんがみまして、取締りにさらに一歩を進めてその効果の徹底を期すべく取締法の一部を改正しようとするのが政府の提案理由でありまして、内容といたしましては、第一点は、らつこ、おつとせいの猟獲の禁止または制限に加え、さらに獣皮またはその製品の製造もしくは加工、販売をも禁止または制限することができるようにしたのであります。第二点は、禁止または制限をする場合には利害関係人や学識経験者の意見を聞く公聽会を開かねばならぬようにしたのであります。以上が内容の主たる点であります。

なお本案は参議院送付にかかるものでありまして、参議院におきましては、政府提出案の各條に、誤まつて解釈されるおそれのある一部字句を修正議決いたしておりますことを、念のためにつけ加えておきます。

水産委員会におきましては、四月二十一日に付託を受け、愼重審議し、四月二十五日の本委員会におきまして質疑を行つたのであります。その詳細は会議録に譲りまして、委員会としての希望の点を申し上げますと、この取締法を厳正に守ることによつて国際信用を高め、可及的すみやかに、らつこ、おつとせい保護條約に復帰加盟いたしたいという強い希望を持つているのであります。

次に討論を行いましたところ、日本共産党の井之口政雄君の反対意見があり、自由党鈴木善幸君より賛成の意見があり、次いで採決を行いましたところ、日本共産党の反対を除いては全員賛成をもつて原案の通り可決いたした次第であります。

右報告を終ります。

◎海上運送法等の一部を改正する法律

（昭和二五、五、四、法一五三）

一、提案理由（四月十八日）

○原（健）政府委員　海上運送法等の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

今回わが国の海運は、従来の船舶運営会による定期傭船制度より、船主の責任による完全な自主運航とする体制に移行することになりましたので、日本船による対外定期航路事業並びに外国海運業者の経営する船舶運航事業の適用等について、その調整をはかることが必要となつたのであります。

まず外国海運業者に海上運送法の規定による免許制、届出制、登録制その他の制限を適用することは、外国海運業者が日本において活動する実情にも沿わず、また日本海運業者が海外において今後活動する関例も考慮する必要がありますので、この改正法案により外国海運業者に対して、運送に関する協定等の規定を除いて適用しないことにいたしました。

第二に、日本海運業者の経営する対外定期航路事業につきましては、これを許可制にすることは実情に沿わない点がありますので、届出制をとることにいたしたのであります。

次に、外国船の購入及び日本船の外国への売却並びに傭船の許可制につきましては、従来臨時船舶管理法及びポツダム勅令に基く昭和二十年運輸省令第四十号、航海の制限等に関する件に規定せられておいたところでありますが、できうる限り海上運送に関する規定は、海上運送法に統合する趣旨によりまして、これを取入れることとし、新たに外国船の裸傭船につきましては、日本海運の現状より、一年間を限りこれを許可制とする必要がありますので、この改正法案に規定することとしたのであります。

本改正法案の要旨は以上申し上げた通りであります。何とぞ愼重御審議の上、すみやかに御可決あらんことを切望いたします。

二、衆議院運輸委員長報告（四月二十二日）

○坪内八郎君　ただいま議題となりました海上運送法等の一部を改正する法律案について、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案は、去る四月十七日、本委員会に付託され、翌十八日、政府より提案理由の説明を聽取し、これを愼重に審査いたしたのであります。

本法案の趣旨を簡單に申し上げますと、船舶の自主的運航体制に即応いたしまして日本船の対外定期航路事業並びに外国海運業者の船舶運航事業に対し適当な措置を講ずるとともに、現下の船腹事情にかんがみまして、これが需給に適正な調整をはかろうとするものであります。

その内容のおもなる点をあげますと、まず第一点といたしましては、対外定期航路事業について免許制を届出制に改めたことであります。次に第二点といたしましては、外国海運業者に対して、運送に関する協定等の規定以外は本法を適用しないこととといたしたのであります。第三点といたしましては、外国船の購入あるいは日本船の外国への売却について許可制といたしたのであります。第四点といたしましては、外国船の裸傭船を一箇年間に限り許可を要することといたしたのであります。

次に本法案に対する質疑のおもなるものを申し上げますと、期間傭船に対して許可制をとる必要はないかとの質問に対しまして、政府委員より、期間傭船は一時的な契約であるので許可制にする必要はないと思われると答弁がありました。また対外定期航路事業を届出制に改めたのはいかなる理由であるかとの質問に対しまして、政府委員より、外国海運事業者との関係上なるべく手数を省くのが適当と思われるので届出制に改めた旨の答弁がありました。その他詳細は会議録に譲ることといたします。

次に討論に入り、日本共産党を代表いたしまして上村進君より、また労働者農民党を代表いたしまして石野久男君よりそれ〴〵本法案に反対の意見を述べられました。

かくて討論を打切りまして、ただちに採決の結果、起立多数をもつて本法案を政府原案通り可決いたした次第であります。

右御報告申し上げます。（拍手）

三、参議院運輸委員長報告（四月二十六日）

○中山壽彦君　只今議題となりました海上運送法等の一部を改正する法律案について、運輸委員会における審議の経過及び結果を御報告いたします。

この法律案の主なる内容を申上げますと、その一は、外国海運業者に対しましては、独禁法及び事業者団体法の適用を除外する運送協定に関する規定を除きまして、海上運送法を適用しないこととすること。その二は、日本の海運業者の経営する対外定期航路事業に対しましては、許可制を届出制に改めること。その三は、現在臨時船舶管理法及びポツダム省令に定める外国船の購入及び日本船の外国への譲渡、貸渡の許可に関する條項を本法に統合すること。その四は、外国船の借受については、日本海運の現状により、一年間を限りこれを許可制とすることであります。

本委員会において愼重審議を重ねましたが、現状においては適当なる立法と認め、原案通り可決することに全会一致を以て決定いたした次第であります。

以上御報告申上げます。（拍手）

◎水産庁設置法の一部を改正する法律

（昭和二五、五、六、法一五四）

一、提案理由（四月十四日）

○山本（豐）政府委員　水産庁設置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由の大体を御説明申し上げたいと思います。

今回の改正は、第一に本年三月十四日をもつて施行せられました新漁業法による漁業制度を実施して参ること、第二に四月一日から鮮魚介及び加工水産物の統制が撤廃せられたことなど、水産施策上の重心の変遷に即応いたしまして、限られた人員と予算とのもとに水産庁の機構を合理的に組みかえて、各部間の事務の調整をはかり、これからの水産行政を円滑にやつて参るという点にあるのであります。なお改正に伴い、多少字句その他の点にわたつて修正をいたしております。

以上がこの法案の概略でありますが、何とぞ愼重御審議の上、すみかに御決議あらんことを切望する次第であります。

二、参議院内閣委員長報告（四月二十八日）

○河井彌八君　只今上程せられました二案について、順次内閣委員会の審査の経過及び結果を御報告申上げます。

先ず水産庁設置法の一部を改正する法律案でありますが、これは委員会を開くこと三回、全会一致を以て可決いたしました。提案の理由について簡單に申上げますれば、本年の三月十四日から施行せられましたところの新漁業法によるところの漁業制度の実施、それから四月一日から鮮魚介類及び加工水産物の統制の撤廃等によりまして、水産施策の重心が従来とは変つて参つたので、この変遷に伴いまして、今後の水産行政を円滑有効に運営するために、現在ありまする限られた人員と予算の範囲内におきまして水産庁の機構を合理的に改組する、そうして各部の間の事務の調整を図らんとするというのが提案の理由であります。

改正の点につきまして簡單に申上げますれば、機構を合理的に改組すること、即ち水産庁に漁政部、生産部及び調査研究部の三つの部がありますが、只今申上げました趣意に基きまして、漁政部、生産部及び調査研究部に対しまして、それ〴〵適当な條文を加えまして、その権限を明確にいたしてあるのであります。第二点は、国立学校設置法によりまして、東京水産大学と第一水産講習所を水産庁から文部省所管へ移すための規定の改正であります。第三点は、水

産物規格審議会を廃止いたしまして、その事務をば農林物資規格調査会において取扱うということでありまして、これらは公布の日より施行するものであります。

これに対しまして、内閣委員会におきましてこの水産庁設置法の一部を改正する法律案に更に修正を加えた点がありますから、これを申上げて置きます。それはその後に四月十九日と思いますが、漁港法が成立せられましたので、その漁港法にありまする規定をば、その制定に伴いまして、水産庁設置法の中に必要な規定を設けたという事柄であります。簡單でありますからそれを朗読いたしますと、

水産庁設置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第五條の改正規定中「三号」を「四号」に、第十号を次のように改める。

即ちこれは生産部に規定を加えるのでありまして、その点は、

十　漁港の修築、維持管理及び災害復旧を行い、又はこれらを行う者に対する許可、認可、指導監督及び助成に関する事務を処理すること。

十一　漁港の区域における公有水面の埋立の認可に関する事務を処理すること。

附則を次のように改める。

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　漁港法（昭和二十五年法律第　号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中水産庁設置法第四條を改正する部分の規定を削る。

これだけでありますが、これは只今申上げました漁港法の制定に伴いまして当然に入れるべき字句整理のごときものでありまして、何ら内容を変更するものではありません。かような修正を加えました。

そこで委員会において明らかにいたしました事項といたしましては、この改正によりまして、水産庁の定員並びに予算においては何ら異動のないことを明らかにいたしました。それから質疑応答の中には、この改正はただ字句の修正のごときものであつて、何ら行政整理の意味はないではないか、もつとしつかりした行政整理を行うべきであるというような意見もありましたが、政府はこの程度において満足をし、止むを得ずこの程度において止めて置いて、そうしてこの漁業行政の実行はもつと十分に効果を挙げることを期するという説明でありました。今度は少し立場を変えまして、他の委員からは、水産省を設置してはどうだろうかという意見がありました。これに対しまして、政府は、やはり現在の程度において止めることが適当であるという答えでありました。それから又他の委員は、この案の狙つておるところはよろしいけれども、実際からこれを見るときには、もつと〳〵この水産物の科学的取扱を十分に進める必要があると申しまして、北海道の「にしん」が如何に豊漁であつてもこれが大部分腐れてしまうこと、或いは又「すけそうだら」が同様になつてしまうというようなことは甚だ遺憾とする、又この科学

的取扱が甚だ不十分であるがために、日本でできたところのフイッシュミールはアメリカにおいては外国のそれに比較して全く価値を失つておるというようなことを申しまして、そうしてこれは国民の食糧を完全にする上から申しましても、天然のものを本当によく利用し盡す面から申しましても、科学的の取扱は絶対に必要であるという適切な意見を述べたのであります。その他沿岸漁業及び内水面漁業の免許とか、或いは遠洋漁業の許可の取扱等についても質問があつたのでありますが、これは省きます。

かようにいたしまして、本案を採決に付しましたところ、只今申上げました通り、全会一致を以て可決すべきものと決定いたした次第であります。

次に農林省設置法の一部を改正する法律案につきまして説明をいたします。

この法律案は相当複雑な事項を盛つておるものでありまして、委員会におきましては予備審査と共に五回開会いたしまして、昨日全会一致を以て可決すべきものと議決いたした次第であります。提案の理由及び法律案の内容について詳しく説明を申上げまするることは避けまするけれども、先ずこの改正法案の要点は四つあります。その第一点は、農業関係の試験研究機関を整備統合して、これに代えて農業技術研究所と農業試験場とを設置すること、これが第一点であります。第二点は、地方支分部局のうち、本省関係の資材調整事務所と林野庁関係の木炭事務所とを廃止することであります。更に第三点は、審議会等の諮問機関を整理すること。第四点は、食糧輸

入事務の増大に対応いたしまして、食糧庁の内部部局の事務を合理的に再分配しようとすること。この四つであります。

委員会においてこの案について明らかになつた点を申上げますると、

第一に、農業関係の試験研究機関の整備統合の問題でありますが、その狙いとするところは、現在数多くの試験研究機関の相互連絡が不十分でありますので、これらの人員、資金、施設等を能率的に配分使用して、実際的に効果のある総合的な試験を行うことのできるように再編成をいたし、能率的な研究体制を整えたということであります。そうして新たにできまするものは、農業技術研究所が一つ、又全国に七つの地域に農業試験場を作るということであります。農業技術研究所は現在の各種の本場及び本所を統一いたしまして、一つの場長の下に統括された総合研究機関でありまして、原則として、全国的に共通な問題及び数地域に亘つて比較検討を要する問題について試験研究を行うものであります。又七つの試験場は、北海道地区、東北地区、関東東山地区、北陸地区、東海近畿地区、中国四国地区及び九州地区の七つでありまして、それ〴〵のブロックに置かれるものであります。それで、この地域にある現在の機関の各支場を総合いたしまして、同じく一場長の下に統括された総合機関であります。これは原則としてその地方及びこれと共通の農業事情を持つておる地方の問題を取扱うことを目的としておるものであります。かようにいたしまして初めて真に総合的な、有機的な、又実際に効果のある試験研究を能率的に遂行することができるというのであります。従来のこれらの機関はそれ〴〵ばら〳〵でありまして、そうして人員の上から申しましても、経費の上から申しましても、又実行せられた試験研究の実績から申しましても、甚だ不経済な又不便な点があつたのでありまするから、これを改めるというのであります。尚この研究機関の整備統合によりまして、定員は従来と変りはないのでありまするが、予算といたしましては、昭和二十四年度の二億八千万円から二十五年度の三億五千万円に増大いたしておるのであります。これが第一点であります。

第二点につきましては、資材調整事務所が御承知の通り最近に物資需給統制の解除或いは緩和の趨勢に入つて参りましたので、その取扱事務が段々減つておる、そういう実情に対処いたしまして、もう一つは地方自治権がます〳〵強化しておる傾向に鑑みまして、この際、所管事務をば都道府県に委譲することにする、その結果この事務所は廃止するということであります。併しすべての事務を委譲するわけではありませんので、電力とか石油等のごとく、その性質上それ〴〵の地域に限つていない、各地域に共通するような仕事のあるものの調整を図るものは、これを残して置きまして、その事務は地域ごとに指定するところの食糧事務所をして当分の間取扱わせるということにしたのであります。そうして、この資材調整事務所の総員は昭和二十四年度におきましては二千四百二十四人でありましたが、そのうち地方庁へ約千五百人を引継ぎまして、残りは作物報告事務所、食糧事務所、本省或いは営林局その他へ配置転換をする予定であるということであります。もう一つ申上げますのは木炭

事務所であります。昨年の夏、薪が統制解除になりまして、又木炭の国による買上が廃止になりました。それで木炭は去る三月には全国的に統制撤廃が行われましたので、もうこの事務所の存立の必要がなくなつて来ましたから、これを廃止いたしまして、残務整理期間をば今年の末までとすることにしたのであります。そうして、これがため人員は千六百九十五名でありましたものが、現業地関係へ八百二十三名、府県庁へ百名、民間会社等へ百二名、それから現在清算事務に携わつているものが五百二十二名等、こういう内容で配置替えをして、そうして清算事務が終了をしますとその五百余名の人は適宜配置転換をする予定であるということであります。これが改正の第二点の内容であります。

第三点の審議会等の諸問機関の整理統合につきましては、これは二十九の審議会をば十二に統合するというのであります。そうして大体約一千万円ぐらいな予算の節減をするということであります。

第四点は食糧庁の部制の改正問題でありますが、現在の食糧部、食品部、これをばそれ〴〵業務第一部、第二部と改称すると共に、総務部及び食品部で分掌しておりました輸出入関係の事務をば業務第二部に移管して一括取扱わせるということにしたのであります。これは最近の食糧輸入の量が増大し、又民間貿易の拡大に伴いましてこれに関する事務の分量が増加し、他方、食品関係の統制が緩和になつたので、その方面から現在の食品部の事務の分量が減りますので、その事務の分量をそれ〴〵適当に均衡を保つように再分配をしようとするものであります。

水産庁設置法の一部を改正する法律

この改正によりまして結局農林省の職員総数は約三千九百名減少いたしまして、予算は一億八千万円程度節約になるということであります。

本案につきましては非常に各方面に亘つて重要な問題を含んでおりまするので、委員会は随分綿密な審査をいたしたのであります。そこでその大体を申上げます。

第一は農業関係の試験研究機関の統合整備についてであります。これは戦後日本の農業の在り方の変つて来たのに対して、これに適応して整備統合をするというのであります。即ち沢山の非能率な又農家と遊離しておるようなこの沢山の試験研究機関をば、これを統合して、そうしてもう一つは米麦作に偏重しておるのを改めて、今後特に必要度を増して来るところの畑作の試験研究に入つて行こうというのであります。そうして中央地方の機構の総合的な運営、それから縦の連絡、横の連絡というものを緊密にしようとする、そうして効果を挙げようという点が明らかになりました。それで七つの試験場に分ける理由は、やはり各地の自然條件の類似とか、或いは社会的條件の相関性を見てこれを定めたのであります。ところが中国、四国を一つの地域としたのは、即ち姫路と善通寺にそれ〴〵中心を置きまして、そうしてこれを姫路において中国四国を統轄する農業試験場の置き方でありますが、これに対しては、中国と四国とは大変事情が違うのであるということで強い質問が出ました。そうして結局政府におきましては、善通寺の研究設備は畑作を主とするのであつて、姫路の水田作を主とするものとは違うのである、そう

して将来善通寺の研究施設はます〳〵拡充せらるべきであると考えるのであるから、今後実施の結果必要を認める場合においては、中国と四国とを分ける措置をとるであろうということまで言明するに至つたのであります。

次に資材調整事務所の事務を地方に委譲するためにこれを廃止せられるのであるが、その事務の内容をどう動かすか、委譲するかということにつきまして、都道府県で単独に処理し得るものは盡くこれを委譲する、それからただ石油とか電力とか、特殊の物資について、その地方において単独に処理し得ざるもの、即ち他に連関のあるものは、これは特定の食糧事務所に取扱わせるということがはつきりいたした次第であります。これが委譲に当りましては、人員も移管する、又その執務に必要な器具等も盡くこれを移管するという説明でありました。

それから審議会等の整理につきましては、かような整理の結果、審議会等の仕事をする上にどういう影響があるか、こういう質問、これに対しまして、関係官庁の職員或いは実務家或いは学識経験者等の協議会を随時開いて参りまするので、これを整理しても差支ないという説明、それから尚かような審議会が十二残りまするが、それは法律上の根拠を有せざる審議会は、もうこれでなくなるのであるかという質疑に対しまして、さようであるという答えであります。

第四には、作物報告事務所を統計調査事務所と改めることにつきましての質問であります。作物報告事務所の名称はこれはよろしくない、即ちその事務の内容から申しまして、最も適当な名前に改めたのであるということ、第二点としましては、作物の統計のみならず、災害調査とか或いは漁獲調査までもいたすのであつて、結局農業統計の充実正確を期するのである、日本の統計の疎漏なことは実に恥かしいことであるが、これを世界の統計の、アメリカの統計の正確なものに比べまして、遜色ないような完全なものを作るつもりである、従つてこの統計調査事務所というものは臨時的の機構ではないということをはつきりいたしたのであります。

次に第五には、資材調整事務所の移管、木炭事務所の廃止及び種畜牧場二つの廃止、これに伴う職員の失職は防止することができるかという点、これにつきましては、政府は省内の配置転換であるとか、他官庁へ転職させること、或いは地方庁へ引継ぐこと、民間へ斡旋すること、それから又自発的にやめる人もあるというようなことで、大体無理な犠牲者はないということをはつきり申したのであります。それから地方庁へ転職する人に対する給與の支給は確実であるかどうか、予算関係について質問をいたしまして、随分これは親切な質問をいたしたのでありますが、これについても大体満足な答えを得たのであります。

それから第六には、食糧庁の部制の改正につきまして説明を求めましたところが、輸入食糧の数量について昭和二十四年の実績と二十五年の見込数量について説明いたされました。そうしてこれは段々殖えて参るのでありますから、取扱事務も又従つて増加し、本庁職員の増加が必要であるが、併しこの食糧庁内で一方におきましては食品統制の緩和に伴つて仕事が減少する部分もありますから、

庁内において内部の配置転換をやる見込であるということであります。

第七には、種畜牧場を二つ廃止することに関連しまして、国営競馬を存置するか廃止するかという問題、これにつきましては、終戰後軍用馬の必要がなくなり、従つて馬匹の用途が変つて来た。つまり精鋭を期するため、戰争に役立つようにするための競馬であつたのだが、そういう意味ではこれからは取扱わないということ、併しこれを国営とするかどうかという点につきましては、二十五年度はこのままに国営にするが、二十六年度以後については考慮するという説明でありました。それから第二には、有畜農業を推進することは、これは実に大切なことである、而してその有畜農業、殊に乳牛等でありますが、これの牧場は民間の牧場を振興させて行くというのが国策である、ところが小岩井であるとか町村牧場であるとかいう日本の民間牧場の最も優れたもの、又長く骨を折つて作り上げた牧場が農地として開放せられ、無理に引取られてしまつた。そうして農地としては十分な成績も上つておらんというようなものをどうするのかということを質問いたしましたに対して、政府は、それが間違つているならば今後これを是正するということをはつきり言われたのであります。ところがこれにつきましては、本日取調べて見ますると、もう二十ばかりの乳牛の牧場は大体土地を返還するということになつたということを聞いているのであります。これは誠に満足すべきことであります。ただ私がここにこれを申上げまするのは、單にこれは牧場対農地関係ばかりではありませんので、森林等に関しましてもそういう例が沢山ある。一昨日通過いたしました造林臨時措置法におきまして、これらの点について農地面の行き過ぎが是正せられる、停止せられるということは認められるのでありますが、まだ各地にかような紛糾があるのでありまして、これを遺憾とするのであります。

それから第八には、米の供出に対する報奨物資の価格が高くなりまして、そうしてこれが売れなくなつた。それが農業協同組合の損失になつているのであるが、これに対して政府はどういうふうに解決をして呉れるかという質問、政府の説明によりますれば、報奨物資の取扱はすべて農業協同組合に任せろという希望が協同組合側から出ておつた。然るに政府は大体六〇%を協同組合に與えて、四〇%を商業者に割当てた。ところがその後取引高税の廃止、或いは織物消費税の廃止によりまして、これらの物の値段が急に下つたために、農業協同組合においては損失を蒙むつて、すべてこれが滞貨となり、手形は不渡りとなつた。政府はこれに対して滞貨、特に繊維品の滞貨をば問屋に返還させて、そうして手形の執行をゆるくする方法をとつた。勿論返還させた品物の価格は十二三億に上るけれども、価格差益金が約三億四千万円あるから、これを以て一応充当して、その残余九億円について処理方法を考慮しているという答えをしたのであります。この点につきましては、今日沢山の要求が国会に対して提出されておりますから、このことを併せて報告いたして置く次第であります。

第九として、農業政策の転換について、これまでは主食等の不足農産物を増産するということが農業政策の重点であつた。今後は農民経済の安定政策を重点としなければならんのであるから、合理的・総合的経営の指導徹底のために経済更生部のごとき特殊機構を設けてはどうかという質問がありました。これに対しまして農林大臣は、この改正案の活用と現存の機構の運用によつてその目的を実現しようと考えている。これがために、省内における課などの廃置分合は、これは行うつもりであるということでありました。尚、日本の農業は、澱粉生産の農業から、今後は脂肪、蛋白の生産に移らなければならんのである。輸入食糧を見ましても、大体澱粉質の食糧の輸入になつている、これを転換することが必要だ、これはどうすればいいかと言えば、結局畜産の導入である。(「簡単々々」と呼ぶ者あり)もう少し述べさして頂きます。大切なことでありますから、どうぞ我慢をして頂きます。新らしい営農方針、食生活の改善、労力の節約対策、どういうふうにこれを実行して行くのであるかということにつきまして、農林大臣は、漸次その実現を期するのである、即ち家畜導入と申しましても、小家畜の飼育或いは淡水魚を飼うというようなこと等によつて、漸次その目的を達するのであるということを申しました。

更に第十といたしまして、農林省改組の意見として、行政整理審議会で以て発表せられたところの水産省の設置、林野庁を国土省へ移管するというような意見があるが、これに対してどう考えるかという質問に対しまして、農林大臣は、これは単なる試案のごときものであつて、まだ公けに取上げておられないのである。併しこれに対して意見を述ぶるならば、現在の制度で十分である。林野庁を国土省に移管するごときは、殊にこれは反対であるということを言われたのであります。

最後に、省内及び公団に、省の監督しているところの、管理の下にいるところの公団の経理が紊乱している、不正の事件が沢山あるようであるということ、これにつきましては各委員から、熱心な、熱烈な質疑が集中したのであります。で、各公団の実情を明確に報告するようにという要求もありました。或いは又監督が甚だ不十分であるが、その方法を充実すべしということ、或いはこういうことに対する責任は誰が負うのであるかというようなこと、各般に亘りまして強い質疑が出たのであります。これに対しまして農林大臣は、木炭会計の跡始末のその後の処理について説明をいたし、又徳島の食糧事務所の不正事件についても詳細な説明があり、又肥料公団が不当な経理をしたということについて適切な処置をとつたというような報告がありました。併しどちらにいたしましても、十分この当該の責任者に対しましては責任を負わせる、又官庁といたしましても、十分な監督を盡すということを申述べた次第であります。かような質疑応答を重ねまして、そうして討論に入りまして、町村委員から、今後の農政の実行には、結局、農業改良局の仕事を中心としてこれを進めて行くの外はない、アメリカにおいてもすでにこの点に一番重点を置いてやつて来た、どうか希望としては、農林省が改良局を農家に対する窓口として開いて、この窓口において省内各部局が協同一致して農家に密接に接触して貰いたいという意見を述べられました。三好委員からは四つばかりの要求が出ました。それは日本の農業政策の重点は、不足農産物の充足であつたのから一転して、農民経済の発展を如何にするかという点に移つて来ておる。政府の機構及びその運営についてもこの点に重きを置いて貰いたい。第二には、中国、四国農業試験場の機構は政府の言明によつて明らかになつたから、その利害得失を十分に検討して適当な処置をとつて貰いたい。第三点は、農業及び農業政策を正しい方向に発達させるためには、どうしても正確なる統計の必要がある。その取扱部局の充実に努めるようにということ。第四には、公団の監督には格段の注意と努力を傾注するようにということであります。最後に梅津委員からは、職員の定員及び実員の整理につきまして、政府はあらゆる手段をとつて完全雇用の実を挙げるようにというのであります。そうしてこの実現に際しまして、中央から地方庁へ転職する職員に対する給與については安定の行く方途をとつて欲しい。尚、最後に、公団に対する監督については厳重にして欲しいということを申述べたのであります。かようにいたしまして、採決をいたしましたところが、全会一致を以て可決すべきものと議決した次第であります。大変長く御報告いたしましたが、この事柄の法律案の内容の重要性に鑑みましてさようにいたした次第であります。その点は特に御了承を請います。(拍手)

船員職業安定法の一部を改正する法律

三、衆議院内閣委員長報告(四月二十九日)

(行政機関職員定員法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載)

◎船員職業安定法の一部を改正する法律

(昭和二五、五、六、法一五五)

一、提案理由(四月二十日)

○政府委員(甘利昂一君) 船員職業安定審議会につきましては、船員職業安定法に、中央船員職業安定審議会と、地方船員職業安定審議会及び特別地区船員職業安定審議会の三つの審議会が規定されておりますが、このうち特別地区船員職業安定審議会は、二以上の海運局の管轄区域にまたがる地区、例えば瀬戸内海地区のような大地区審議会、又は一海運局管轄区域内の特殊な地区、例えば東海海運局管内の北陸地区のような小地区審議会として、必要に応じて設置する予定でありましたが、現在までのところその運用の必要も認められないので、審議会等整理の閣議の方針に従い、これを廃止することになりましたので所要の改正を行う必要があるのであります。

以上この法律案の提案理由を述べましたが、何とぞ愼重御審議の上、速やかに可決あらんことをお願いいたします。

二、参議院運輸委員長報告（四月二十一日）

（造船法の委員長報告と一括して掲載）

三、衆議院運輸委員長報告（四月二十五日）

○大澤嘉平治君　ただいま議題となりました船員職業安定法の一部を改正する法律案について、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案は、去る四月六日、予備審査のため本委員会に付託され、越えて八日、政府より提案理由の説明を聴取し、これを愼重に審査いたしたのであります。

本法案の趣旨を簡単に申し上げまするると、現行法におきましては、船員職業安定審議会は中央と地方及び特別地区の三つの審議会が規定されておりますが、このうち特別地区船員職業安定審議会は、二つ以上の海運局の管内にまたがる地区または一海運局管内の特殊な地区に必要に応じて設置するものでありますが、現在までのところ、これが設置の必要を認められませんので、この審議会を廃止しようとするものであります。

本法案の内容は、特別地区船員職業安定審議会の廃止に伴いまして、単に関係条文を整理しただけであります。

次に本法案に対する質疑のおもなる点を申し上げますと、大阪、神戸のごとく海運局の管内が特に接近している地域には特別地区審議会を設ける必要はないかとの質問に対しまして、政府委員より、

右海運局の管内にはそれ〴〵地方審議会があつて、互いに緊密な連絡をとることによりその必要はないと思われるとの答弁がありました。また現下の船員の需給状況から考え、審議会を廃止するのは時代に逆行するのではないかとの質問に対しまして、政府委員より、中央と地方の審議会の活用によつて十分その目的を達せられるとの答弁がありました。その他詳細は会議録に譲ることといたします。

次に討論に入り、日本共産党を代表いたしまして上村進君より、本法案に反対の意見を述べられました。

かくて討論を打切りまして、ただちに採決の結果、起立多数をもつて、本法案は政府原案通り可決いたした次第であります。

右御報告申し上げます。（拍手）

◎住宅金融公庫法（昭和二五、五、六、法一五六）

一、提案理由（四月五日）

○益谷国務大臣　今回提案になりました住宅金融公庫法案につきまして、その提出の理由と法案の概要を御説明申し上げます。

本法案につきましては、政府としては、すみやかに提案すべく鋭意努力して参つたのでありますが、いろ〳〵の関係上今日に至り、申訳なく存じていますが、何とぞ御了承をお願いします。

申すまでもなく、わが国の住宅難はきわめて深刻であり、なかんずく都市の住宅難は終戦後四箇年半を経た今日においても依然として緩和されず、国民生活の安定上放置することを許さない状態にあり、これが解決は政府の最重要課題の一つとなつております。住宅の建設を促進し、全国民に必要最小限の住宅をすみやかに確保するためには、最近における住宅建設停滞の原因が、国民経済力の低下による長期低利資金の調達困難にある点にかんがみまして、住宅建設資金の供給に関し、国家において強力な施策を講ずる必要があるのであります。すなわち終戦後の異状な経済状勢下におきましても、一部の高額所得者や資力の大なる人々は、自力をもつて住宅を建設して参りましたが、住宅に困窮する国民大衆は、その所得あるいは資産中、住宅に投じ得る額はきわめて少額であつて、低家賃の貸家の供給あるいは長期低利資金の融通を受ける以外には、住宅を入手し得る道がないのであります。しかるに周知のごとく、これらのいずれの方法も民間において求めることはほとんど不可能な状態でありまして、政府におきましては、これが対策として地方公共団体が公共事業として実施する賃貸住宅の建設経営事業に対して、国庫補助金を交付し、家賃の低下と建設戸数の増加をはかつて参りました。この公営賃貸住宅に対する助成対策とともに、国民大衆に対する長期低利の住宅資金の貸付につきまして、かねてその必要性を痛感しておつたのでありますが、今日いよ〳〵これを実現することとし、さきに提出いたしました予算案とともに、その実施に関する機構及び方法を定める法律案を提出いたした次第であります。しかしてこの財政資金が真に住宅を必要とする人々に公正に融通され、かつ建設される住宅が適切な規模と質を有するとともに、貸付及び回収の事務が的確かつ能率的に処理されるかいなかは、住宅金融の

実施に関する機構及び方法の適否にかかるところがきわめて大でありますので、政府においてはこの点につきましては各方面の意見を聞き、愼重に研究を重ねて来ました。すなわちその機構といたしましては、資本金の全額を政府の出資にかかる公的な独立の金融機関として住宅金融公庫を設立し、事業の運営に民間企業の長所を取入れるとともに、その公共性にかんがみ、毎年度の予算は国会の議決を必要とし、役員の任命、業務の運営等に関し、政府の監督を受けしめるようにいたしました。また資金の貸付の対象、建設される住宅の規模、貸付の限度及び條件、償還の方法等に関する基本的事項は法律に規定することにいたしました。なお、本公庫の機構はできるだけ簡素なものとする必要上、貸付の決定以外の貸付及び回収の業務は、銀行その他の金融機関に委託するとともに、貸付金の使途を適正にし、建設される住宅の質の改善向上をはかるため、住宅の建設工事の審査及び指導を地方公共団体に委託することができるように措置いたしました。

以上住宅金融公庫法案に関し、その要旨を申し上げましたが、住宅金融のすみやかな実施がわが国民生活の安定に資するところきわめて大なるものあるにかんがみ、愼重に御審議の上、すみやかに議決くださいますよう願つてやみません。

二、衆議院建設委員長報告（四月二十六日）

○淺利三朗君　ただいま議題となりました住宅金融公庫法案について、建設委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

ます、本法案の要旨を簡單に御説明申し上げます。住宅金融公庫は、国民大衆が健康で文化的な生活を営むに足る住宅の建設に必要な資金で、銀行その他一般の金融機関が融通することを困難とするものを融通することを目的としております。その機構は、資本金の全額を政府が出資する独立の金融機関でありまして、一面事業の運営に民間企業の長所を取入れるとともに、他面その公共性にかんがみ、毎年度の予算は国会の議決を必要とし、かつ役員の任命、事業の運営等に関し政府の監督を受けるようになつております。本年度予算におきましては政府出資金五十億円が認められ、かつ対日援助見返資金より百億円の交付金が予定されておりますので、これによつて約八万戸の住宅建設に対して融資が行われる見込みであります。貸付の対象となるのは、みずから居住するために住宅を必要とする者、住宅組合法による住宅組合及びみずから居住するため住宅を必要とする者に対し住宅を建設して賃貸する事業を行う会社その他の法人であり、また貸付の限度は、住宅建設費及びこれに必要な用地費の七割五分以内となつております。また貸付金の利率は年五分五厘とし、償還期限は木造で十五年以内、れんが造等で二十年以内、鉄筋コンクリート造で三十年以内となつております。

本法案は、四月四日建設委員会に付託され、ただちに建設大臣より提案理由の説明を聽取し、引続き四回にわたりまして、熱心なる質疑応答が行われ、その間四月十一日には、各方面より参考人八名を招致して、その意見を聽取し、愼重に審議いたしました。法案の性質上、質疑が続出いたしたのでありますが、そのうちおもなる質疑応答の概要を申し上げます。

第一に、本公庫の目的は国民大衆が健康で文化的な生活を営むに足りる住宅の建設に必要なる資金を融通することと明記されているにかかわらず、実際に融資を受けるためには五、六万円の手持金を必要とし、かつ月々の償還金も相当額に上り、改正地方税法による地租、家屋税を加えれば千五百円ないし二千円以上にもなり、最も住宅に困窮している勤労庶民階級にとつては高嶺の花になつてしまうのではないかという質問であります。これに対しては、ひとしく国民大衆といつても、最も収入の少い階層に対しては公共事業費による公営賃貸住宅、すなわちいわゆる庶民住宅の建設が行われており、本法案による金融措置は、その少し上層にある階層で、相当の定収入があり、融資によつて自己所有の住宅を希望する者を対象としているとの答弁でありました。

第二には、融資を受ける者の負担を軽減するために貸付率七割五分を八割に拡大すること、金利は三分ないし四分程度にすること、償還年限を延長すること等の質問があり、これに対しては、貸付率を拡大すれば建設戸数の絶対量が減じ、かつ月々の負担金が増大して、かえつて不利を来すおそれがあり、また金利はわが国の現状では最低であり、償還年限を延長すれば資金の回転を遅らすこととなり、かつこの際融資を受けた人々にのみ特別厚き恩恵を與えることとなるので、むしろ他の多くの人々にもこの利益を均霑せしむべき機会を與うることが妥当であるとの答弁でありました。

第三に、融資対象に関しては、産業労務者住宅を建設する事業主、賃貸住宅を建設する地方公共団体及び店舗併用住宅を建設する個人等をも考慮してはいかがかという点でありますが、これに対しては、産業労務者住宅はむしろ設備資金から支出すべきものであつて、従来行つて来た炭鉱労務者住宅の成績もあまり芳ばしくなかつた事情があり、むしろ職域の住宅組合をもつてほとんど同じ効果を收め得ると思われるのである、また地方公共団体は、前述のごとく別に公共事業費による公営賃貸事業を行つておるので、その区別を明確にする必要がある、また店舗併用住宅は、専用住宅を優先せしめる建前上今回は考慮のほかに置きたい、但し一階に店舗があり、二階以上がアパートになつておるような耐火的複合住宅に関しては住宅部分に対してのみ融資をなし得るとの答弁がありました。

第四には、賃貸住宅を建設する会社その他の法人のほかに、割賦分譲住宅を建設するものに対しても融資を行つてはいかがかという点でありますが、これに対しては、割賦分譲住宅を認めると、資金の貸與が間接的となり複雑化するから適当でないとの答弁がありました。

第五に、貸付に関する申込みの受理及び審査を銀行に委託し、貸付金にかかる住宅の建設工事の審査を地方公共団体に委託するのは複雑であつて適当ではない、これらはすべて現在住宅行政を担当しておる地方公共団体へ一元的に委託すべきではないかという点であります。これに対しては、資金の貸付を行う銀行に最初から申込みの受付をも行わせた方が便宜と考えたものであるという答弁でありました。

第六に、貸付の決定等は住宅需要者の代表者も加えた民主的機構で行うべきであるという点であります。これに対しては、各地に公庫、都道府県市町村、銀行等の受託機関、需要者等の関係者をもつて組織する協議会を設置して公平に行うよう運営する必要であるとの答弁でありました。

第七に、住宅用地の獲得が困難である現在、土地の取得を容易にするための法的措置が必要ではないかという点であります。これに対しては、現在宅地法等も研究中であるが、とりあえず用地費に対する融資をも認めてその点を考慮したものであるとの答弁でありました。

次に参考人といたしましては、地方公共団体代表として神奈川県知事内山岩太郎君の外、金融界、言論界、建設業関係者、労働組合関係、民間団体、需要者側等より八名の諸君が出席され、それ〴〵有益なる意見が開陳されたのであります。詳細は速記録に譲ります。

かくて質疑を終了し、討論に先だちて、瀬戸山三男君より本案に対する修正案が提出されました。これは第三十八條を次のように改めたいという意見であります。すなわち「訴願法及び行政事件訴訟特別法については、公庫を国の行政機関とみなし、政令で定めるところにより、これを公庫に準用する」というのであります。これは法制上の整備の問題でありまして、原案においては訴願法の準用のみ規定しているが、これに関連ある行政事件訴訟特例法の準用をも当然規定すべきものであります。

次に討論に入り、自由党を代表して瀬戸山三男君、民主党を代表

して増田連也君、日本社会党を代表して前田榮之助君、さらに農民協同党を代表して寺崎覺君より、修正案並びにこれを除く原案に対していずれも賛成の意見を開陳され、日本共産党を代表して砂間一良君よりは、修正案には賛成であるが、これを除く原案には反対するとの意見が述べられました。なお賛成意見を述べられた諸君よりも、政府は現実に本案によつても救えない低收入者のために公営賃貸住宅の建設に必要な予算を大幅に拡張するよう努力すること、また本案による場合においても、将来金利の引下げその他の方法により、できるだけ利用者の負担を軽減するよう努めること等の希望が強調されたのであります。また反対理由としては、融資の対象が真の住宅困窮者を救済できない点、手続が煩雑であつて、ボスのはびこる余地がある点及び住宅用地の收用に関する法律上の規定のない点等でありました。

次いで採決に入り、瀬戸山君提案の修正案に対しては全会一致をもつて賛成、また修正部分を除く原案に対しては多数をもつて可決いたしました。

右御報告申し上げます。

三、参議院建設委員長報告（五月一日）

○中川幸平君　只今議題となりました住宅金融公庫法案に関しまして御報告をいたします。

御承知の通り住宅難は極めて深刻でありますので、従来政府のとつて参りました公共事業費による半額国庫補助の賃貸住宅と並行して、新たに政府出資を以て長期低利の住宅資金を融資する特別の機関を設置する必要があります。これが本法案の提案理由であります。

次に法案の重要な内容について申上げます。その第一は公庫の性格及び資本金であります。資本金は全額政府が出資し、公庫は公法上の法人とすることになつております。資本金は五十億円でありますが、米国対日援助見返資金の交付を受けた場合は政府の出資があつたものとみなし、本年は見返資金百億円が計上されておりますので、計百五十億円となつております。第二は、貸付の対象であります。これは個人と住宅組合法による住宅組合と貸家事業を行う会社又は法人の三通りになつております。第三は貸付になる住宅の規模の範囲であります。即ち一戸当りの床面積が三十坪までのもので、標準建設費の一・二倍までのものでなければならないことになつております。第四は、貸付金額の限度と貸付金の利率並びに償還の期間であります。即ち貸付金は一戸当りの建設費の七割五分までであつて、床面積十八坪までが貸付対象として計算されます。又土地については、土地又は借地権の標準価格の七割五分までが借りられることになつております。貸付金の利率は年五分五厘で、償還期間は木造十五年以内、コンクリート・ブロックなどの場合二十ケ年以内、鉄筋コンクリート造の場合は三十ケ年以内となつております。第五は貸付の方法であります。貸付の申込の受理、審査、資金の貸付は、公庫が指定する銀行又は金融機関が行うことになつております。但し貸付の決定は公庫が行うようになつております。

以上がこの法案の主要な内容であります。又工事についての審査

は地方公共団体が行うことになつております。深刻な住宅難に悩む国民に直接関連する重大法案でありますから、本委員会は愼重審議を重ねたのであります。即ち委員会を開くこと六回、又大蔵委員会と二回連合委員会を開いて審議を行なつたのであります。又四月十二日には公聽会を開きまして、公述人十名から法案の各般に亘る意見を聽取するなど、愼重な審議が行われたのでありますが、なかんずく論議の焦点となりました点は、消費生活協同組合を貸付の対象とする点、貸付率、金利、償還期間に関する点等でありました。これらの経過につきましては、速記録によつて御了承願いたいと思います。かくて討論に入りましたところ、石坂委員より、貸付金の金利、償還の期限の問題等、意見があるけれども、本法案の速かな成立が国民から要望されている現状から原案に賛成するとの発言がありました。次いで採決に入りましたところ、全会一致を以て衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたした次第であります。

以上御報告申上げます。（拍手）

◎農業協同組合法の一部を改正する法律

（昭和二五、五、六、法一五七）

一、提案理由（三月二十五日）

○森国務大臣　ただいま議題となりました、農業協同組合法の一部を改正する法律案について、その提案の理由を御説明いたします。

おもな改正事項は二つございますが、その第一は、連合会の兼営禁止の規定であります。すなわち、農業協同組合法第十條第一項第九号、第十号の、いわゆる農村の生活改善、教育、指導等の事業は、これに関連して行う場合を除きまして、他の経済的事業と兼営することを禁止し、また都道府県の区域以上の連合会につきましては、関連事業として行う場合を除きまして、購買事業及び販売事業をそれぞれ独立して経営すべきものといたしたわけであります。この改正は、協同組合におきますところの教育、指導事業の伸長をはかりますためと、民主的な協同組合組織を確立するための措置でありますが、それ〴〵の連合会の経営の基本的な條件につきましても、関係方面と打合せの上、十分これを考慮いたしました次第であります。

第二の点は、農業協同組合の経営を適正に処理するための基準を、政令で定めるための根拠を規定しました点と、これに関連いたしまして、監督規定を若干整備いたした点であります。御承知の通り、農業協同組合の経営の現状は、現在の経済情勢等を反映いたしまして、一般に必ずしも容易ではないのでありますが、一部におきましては、役職員の経験不足、無自覚等の原因によりまして、その経営がきわめて憂慮すべき状態にあるものも若干存するのであります。このような事態に対しまして、組合員の利益を保護し、あわせて農業協同組合全体の信用を高めまするために、このような措置を必要とするものと考えるわけでありますが、これにつきましては、あわせて組合の自主性をも十分尊重いたした次第であります。

以上が法案のおもな内容でありますが、何とぞ御審議の上可決あらんことを切望する次第であります。

二、衆議院農林委員長報告(四月十五日)

(造林臨時措置法の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院農林委員長報告(四月二十八日)

○稲見義男君　農業協同組合法の一部を改正する法律案につきまして、農林委員会における審議の経過並びに結果を御報告申上げます。

先ず改正法律案の内容及びその趣旨について申上げます。主なる改正事項は二点でありますが、その第一点は、農業協同組合連合会の事業兼営についてその制限でありましていわゆる指導連合会と称せられておりまするもの、即ち農村の生活改善、教育、技術指導等の事業を行なつておる連合会は、その本来の事業と直接関連する事業以外の他の事業を兼営してはならないこととし、これによつて都道府県段階の一般的農業協同組合連合会は、指導、経済及び金融事業の三本建といたしますと共に、都道府県区域を超える全国的段階の連合会につきましては、経済事業を更に購買及び販売の二事業に分け、即ち指導、購買、販売及び金融の四本建にすることといたしておるのであります。元来この連合会の事業兼営の制限に関する問題は、現行の農業協同組合法が制定せられました当時におきましては、金融事業を営むものについてのみ、金融の独立性と申しますか、その特殊性に鑑みて、他の事業兼営が制限せられ、その他のものにつきましては、協同組合の設立及び組織の自由及び自主性が尊

重せられ、法律上何らの制限が付せられなかつたのであります。併し法律運用上の実際は、御承知のように特殊の行政指導によりまして、連合会の設立形態は余りにも細分化せられ、連合会傘下の単位農業協同組合の不利不便は勿論、連合会自体にとりましても著しくその弱体化が露呈せられている実情でありまして、農業再建のためには、その中心である農業協同組合強化の必要が最も痛切に感ぜられます際、右のごとき実情は地方的にも又全国的な問題といたしましても、極めて大きな問題であつたわけでありますが、今回の改正案におきましては、法律の規定上は現行法に制限が加わることとなりますが、実際上は従来の特殊な行政指導方針の緩和が法律上明確にせられたこととなるわけであります。

改正の第二点は、農業協同組合の組合の利益を保全するため、政令を以て、組合の財務処理を適正ならしめるために必要なる基準、例えば自己資本額の基準、計理の区分、貯金等の運用基準、貯金拂戻準備基準等の各種の基準を定め得る根拠規定を新たに設くること、信用事業を行う組合又は都道府県区域以上の組合及び連合会に対し、行政庁において毎年一回業務又は会計状況の常例検査を施行すること、その他従来の監督規定の整備等を行わんといたしておるのであります。これらの改正趣旨は農業協同組合経営の実状、現在の経済情勢等に鑑み、協同組合の経営を堅実化し組合員の利益を保護すると共に、併せて農業協同組合の全体的信用を高めんといたしておるのであります。

改正法律案の主なる内容及びその趣旨は以上の通りであります

が、重ねて申上げるまでもなく、農村不況の現状及び今後の見通し等からいたしまして、いわば唯一の農業団体たる協同組合の現在の窮状は、ひとり農村対策上の拠点に大きな動揺を来たしておるのみならず、これを取引の相手方といたしておりまする各般の商工業者にも又大なる影響を與えつつあるという実情でありますので、委員会における本法律案審議に際しましても、この見地より種々論議せられ、或いは農業金融の問題、供米報奨物資処理の問題、農業生産資材の配給円滑化の問題等、現在当面せる緊急問題についての極めて真剣なる質疑応答の外、今後の農政確立の問題とも関連いたしまして、協同組合の育成助長の点について大いに論議を盡した次第であります。ここではその詳細は会議録に譲りたいと存じますが、特に中心の問題でありました農業金融の疏通及び農業協同組合育成強化の問題につきましては、速急にその解決を図るの要を認め、各委員共同の発議に基き決議案を作成いたし、去る二十四日、本院の御決定を得たような次第であります。

かくて本案は前後六回に亘る愼重審議の結果、去る二十六日討論に付しましたるところ、藤野、岡田、山崎の各委員より、それ〴〵農村不況の打開、農業の振興、農業協同組合の育成強化及びこれに伴う予算的措置の充実、農業の実体に即応した協同組合制度の根本的改革等の希望を付して賛成の意見が述べられ、採決の結果は全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたした次第であります。右御報告申上げます。(拍手)

◎質屋営業法　(昭和二五、五、八、法一五八)

一、提案理由(三月三十日)

○樋貝国務大臣　質屋営業法案の提出理由を御説明申し上げます。

ちようど現行法に質屋取締法がありますが、これは明治二十八年に制定せられたものでありまして、すでに五十年以上を経過しておりまして、また憲法とか、警察法とか、それらを初めといたしまして、各種の法令が改正せられました現在として、その形式と内容とは、非常に現在には沿わないようなものが多いのであります。こういう点は改正いたさねばならないとともに、さきに風俗営業取締法、これが昭和二十三年の七月法律第百二十二号で出ており、また古物営業法が昨二十四年の五月二十八日に法律第百八号で出ておりますが、これらが制定せられ、及び改正せられた今日におきましては、残された質屋営業に対しましても法的整備が当然行われねばならないと考えられる上に、なお戰後各種の犯罪が激増いたしまして、なかんずく盗犯による国民の財産の損害は、まことに著しいものがあるのであります。そうしてその贓品が古物商及び質屋営業者、特にもぐり業者の手によつてさばかれることが多い実情にかんがみまして、現行の質屋取締法の不備を是正いたしまして、盗犯の防止とか、捜査検挙の迅速その他の実をあげまして、国民の財産の損害を最小限度にとどめますことは、まことに必要なことと存ずるのであります。ゆえに改正法案におきましては、質屋の営業は、公安委員

会における許可を受けさせることにいたしました。また監督の厳正と統一をはかることにいたしました、反面、新憲法の精神にのつとりまして、質屋の許可には一定の基準を定めまして、また行政処分の場合などを具体的に限定し、さらにあらかじめ公開の聽聞を行うべきことを定めるなど、その営業についての権利の尊重に意を用いますとともに、利用者方面の保護につきましても、十分配意いたしたような次第であります。

また盗犯防止の対策として質物の取扱いを公正明朗にいたしまして、営業者の協力を得て、贓品の発見を容易にするために、相手方の確認の方法を定め、また帳簿の記載を的確にいたしまして、特に犯罪の溫床となるもぐり業者の取締りの徹底を期した次第であります。また各違反行為に対する刑罰と他の法令との均衡を得せしめるようにいたしたのであります。

以上の趣旨によりまして、現行質屋営業法取締法を廃止して、新たに質屋営業法を制定いたしたいと思うのであります。どうか愼重御審議あらんことをお願い申し上げる次第であります。なおこまかいことにつきましては、当局より申し上げることにいたします。

二、衆議院地方行政委員長報告（四月十五日）

○野村專太郎君　ただいま議題と相なりました質屋営業法案並びに都道府県の所有に属する警察用財産等の処理に関する法律の一部を改正する法律案につき、地方行政委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず第一に質屋営業法案について申し上げます。

御承知のごとく、現行質屋取締法は明治二十八年の制定にかかるものでありまして、その内容において時勢に沿わぬものが多く、ことに最近における犯罪激増の情勢のもとにおいて、贓品の質屋及びもぐり質屋に流れるものが少くないので、さきに改正を見たる古物営業法の趣旨にのつとりまして、質屋営業に関して新たなる法律を制定し、贓品の発見、犯罪の防遏等に寄與せしめようとする次第であります。

本法律案の内容といたしましては、まず質屋の営業は市町村公安委員会の許可を要するものとしております。次に、監督取締りについてはその公正と統一とを期することにいたしてあります。すなわち、質屋営業の許可には一定の基準によることといたし、また業者に対する行政処分をなす場合はこれを具体的に限定し、しかもあらかじめ公開の聽聞を行うべきものと規定いたしております。なお盗犯防止の対策として質物の取扱いを公正明朗にし、業者の協力を得て贓品の発見を容易にすることができるよう配慮してあります。その他本法律案は、業者の保護、質置主の保護、盗犯による被害者の保護等についてそれ〴〵規定を設けておるのであります。

本法案は、去る三月二十八日、本委員会に付託され、三月三十日、委員会において樋貝国務大臣より提案理由の説明を聽取し、四月七日及び十三日の両日にわたり愼重審議をいたしたのであります。

委員会における質疑応答のおもなるものをあげますと、第一は、

第十三條に関するものであります。質屋が物品を質にとろうとするときは質置主の住所、氏名、職業等を確認しなければならないと規定することは業者にかたきをしいるものではないかとの質疑に対し、政府は、怪しいものでないということを認めればよいので、法の運用に十分注意するとの答弁をいたしております。

第二は、第十六條に関するものであります。質屋は質契約をしたときは質札または通帳を質置主に交付しなければならないという規定があるが、質置主がこれを受取ることを好まぬ場合にも質屋は違反となるかとの質疑に対して、政府は、かような場合には質屋に何等の責任がないとの答弁をしております。

第三は、第七條に関するものであります。質屋の設けるべき質物の保管設備について公安委員会が一定の基準を定めることができるという規定になつているが、このことは地方自治法上疑義があるのではないか、一般公衆の保護の見地からして法律または條例をもつて定めるのが必要ではないかとの質疑に対して、政府は、住民の権利義務に関係するというよりは、従来内規であつたものを一定の公告式によつて公示するということに改めるのであるから原案でよかろうと思うとの答弁をいたしております。

第四は、警察当局がややともすると営業時間中において営業所及び質物保管場所に立ち入り、検査、質問に藉口して、いわゆる職権を濫用する場合があるから、地方に対して適当なる通牒をする用意はないか、また罰則が苛酷と思われるが、法の精神にかんがみて規定の運用のよろしきを得るよう地方に対して適当なる指示をする用意があるかという質疑については、政府は、民主警察に誤りなきよう適当なる通牒を出すとの答弁がなされたのであります。

質疑応答の後討論に入り、自由党の不肖野村、社会党の門司委員、民主党の床次委員よりそれ〴〵各党を代表して賛成の討論があり、共産党の立花委員より反対の討論があり、続いて採決の結果、多数をもつて政府提出原案の通り可決と決定いたした次第であります。

第二に、都道府県の所有に属する警察用財産等の処理に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

御承知のごとく、第五回国会において制定された都道府県の所有に属する警察用財産等の処理に関する法律は、一昨年三月警察法が施行せられ、わが国の警察制度が国家地方警察と自治体警察とにわかれた際、警察の用に供されていた都道府県所有の財産等の中で国家地方警察に必要なものは都道府県が無償で国に譲渡すること、並びに警察法施行後昭和二十三年六月三十日までに国家地方警察の用に供するため都道府県が取得した財産等についても同様とする旨を規定しておるのであります。また御承知のごとく、警察法附則第九條は、警察法施行の際またはその施行の後、市町村が新たに警察の責めに任ずることになつた場合においては、現実警察用に供する国有及び都道府県所有の財産等のうち、国家地方警察に不必要で、しかも当該市町村警察に必要というものは、これを無償で市町村に譲與するという規定をいたしております。かような次第で、右二つの法律によつて警察用財産等の帰属はすでに定まつているのでありま

す。しかし、その後の経過において、国及び市町村相互間において、一方の所有する警察用財産等が不必要となり、他方が真にこれを警察用として必要とする場合が生じて参つたのであります。よつて、かような場合に対して国及び市町村相互間における無償譲渡に法律的根拠を設けようとするのが、本法律案の趣旨であります。

本法律案は、参議院地方行政委員会の発議にかかるものでありまして、去る四月十日、参議院において可決せられ、即日、本委員会に付託となりました。本委員会においては、四月十三日、参議院地方行政委員会岡田理事より提案理由の説明を聴取し、同日及び翌十四日の二日にわたり慎重審議をいたしたのであります。質疑応答の内容は会議録に譲ることにいたしますが、質疑応答の後、討論を省略し、全会一致をもつて参議院提出原案の通り可決と決定した次第であります。

以上御報告申し上げます。

三、参議院地方行政委員長報告（四月十九日）

○岡本愛祐君　只今議題となりました質屋営業法案につきまして、法案の概要と委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

現行の質屋取締法は明治二十八年に制定せられ、すでに五十年以上を経過し、その形式内容共に時代に副わない点があり、更に戦後各種の犯罪が激増し、なかんずく盗犯による国民の財産の損害は誠に著しいのでありますが、その贓品が古物商及び質屋営業者、特に潜り業者の手で捌かれることが多いのであります。これらの実情に鑑み、現行法の不備を是正し、新憲法に即した改正を加えると共に、盗犯の防止、捜査、検挙の迅速化を図り、国民の財産の損害を軽減しようとするのが政府提案の理由であります。

次に本法案の内容を御説明申上げますと、本法案は先ず盗犯防止のため大体先に第五国会において制定されました古物営業法と同様の規定を設けております。即ち質屋になろうとする者は営業所ごとに公安委員会の許可を受けさせることとし、右許可をするときは許可証を交付し、無許可営業又は名義貸を禁止して、特に犯罪の温床となる潜り業者に対する取締の徹底を期すると共に、質屋は営業所又は質置主の住所若しくは居所以外の場所において物品を質に取つてはならないこととし、又営業者の協力を得て贓品の発見を容易にするために、相手方の確認及び申告の制度、帳簿の記載事項及び品触れの制度を定め、又質屋が質物又は流質物として所持する物品が盗品又は遺失物であつた場合においては、善意の場合でも一年間は被害者又は遺失者に対して無償回復の請求権を認めること等を規定しております。次に質屋営業者の権利の保護のため、許可には一定の基準を設けることとし、又許可の取消又は営業の停止の場合を具体的に限定し、更に予め公開の聴聞を行うこととしております。而して利用者の保護については、質屋営業の特性に鑑み特に次の諸点を規定しております。一、利用者の保護を考え、質物の火災盗難等の予防のため、各地域の実情に応じ、公安委員会は質物の保管設備について一定の基準を定めることができるようにしたこと。

二、利率の制限については、本法案中に規定しておりませんが、質屋に対し、利率、流質期限等について、その営業所内に掲示すべき義務を命じ、その掲示事項に違反する契約は、その違反する部分に限り無効とすることに定め、流質期限については利用者保護の見地から三月以上の期限としております。三、質置主は流質期限前はいつでも元利金を弁済してその質物を受け戻すことができますが、質屋は質置主又は質物の受取について正当な権限を有することを証するに足りる資料を呈示した者以外の者に質物を返還してはならないこととしております。四、質屋は、流質期限を経過した時において、その質物の所有権を取得し、古物営業法第一條第三項の市場においても流質物を売却することができますが、その流質物を処分するまでは質置主の希望に応じて返還するように努めることといたしております。五、質物が滅失した場合等の措置について、質置主の利益のため特別の危険負担の関係を規定しております。六、質屋が廃業した等の場合における質置主の利益を保護する規定を設けております。これらの点が利用者に対する保護規定でございます。

地方行政委員会におきましては、本法案につき、庶民金融機関としての質屋営業の重要性に鑑み、数回に亘つて慎重に審議を重ねましたが、その質疑応答の詳細は速記録で御承知をお願いいたします。かくて四月十七日討論採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。以上御報告申上げます。（拍手）

◎運輸省設置法及び日本国有鉄道法の一部を改正する法律

（昭和二五、五、一〇、法一五九）

一、提案理由（四月二十九日）

○荒木政府委員　運輸省設置法及び日本国有鉄道法の一部を改正する理由について御説明申し上げます。

運輸審議会及び日本国有鉄道の監理委員会の委員の任命については、運輸省設置法及び日本国有鉄道法の規定により、それぞれ両議院の同意を得ることになつているのでありますが、国会閉会中任期が満了し、または欠員を生じて、その後任者を任命する必要がある場合において、任命権者が便宜任命を行い、その後最初に召集される国会において承認を求め、承認が得られなかつたときは、任命権者は、当該委員を遅滞なく罷免することを規定するため、両法律に所要の改正をするものであります。

なお運輸審議会及び監理委員会の委員は、いわゆる任期を異にする段階任用制により任命されているため、運輸審議会は二名の委員が、また監理委員会は一名の委員が、それぞれ来る六月に任期を満了するので、その後任者を任命する必要があるのであります。

以上、この法律案の提案理由について申し述べましたが、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことを御願い申し上げま

す。

二、衆議院運輸委員長報告（四月二十九日）

（港湾法の委員長報告と一括して掲載）

三、参議院運輸委員長報告（五月一日）

○佐々木鹿藏君　只今議題になりました運輸省設置法及び日本国有鉄道法の一部を改正する法律案につき委員会における審議の経過並びに結果を御報告申上げます。

この法律案の趣旨は、運輸省設置法で規定されております運輸審議会の委員及び日本国有鉄道法で規定されております日本国有鉄道の監理委員会の委員の任期が満了し、又は欠員が生じた場合において、国会が閉会中でありますとか、衆議院が解散になつているために後任者の任命について両院の同意を得ることができません場合における任命の特例を定めたものでありまして、この場合、任命権者において便宜任命し、その後最初に召集された国会においてその承認を求め、承認が得られないときはその委員を遅滞なく罷免することを定めたものであります。

委員会におきましては、丹羽委員より質疑省略の動議がありまして、全会一致にて質疑を省略し、続いて討論に入り、丹羽委員より、本件は当然の措置として認むべきであるとの賛成意見の開陳があり、採決に入りましたところ、全会一致を以ちまして原案通り可決すべきものと決定いたしました。以上御報告申上げます。

◎日本国有鉄道法の一部を改正する法律

（昭和二五、五、一〇、法一六〇）

一、提案理由（三月三日）

○原（健）政府委員　ただいまから日本国有鉄道法の一部を改正する法律案の提案理由の説明を申し上げます。

現行日本国有鉄道法第五條は、日本国有鉄道設立の際における資本金について定め、これが増加に関する規定を設けておりませんので、資本金増加の場合を考え、日本国有鉄道の資本金を政府の出資により増加し得る道を開いた次第であります。

この法律案は、昭和二十五年四月一日から施行いたしたいと存じますので、慎重御審議の上、すみやかに可決あらんことをお願い申し上げる次第であります。

二、衆議院運輸委員長報告（四月二十六日）

○稲田直道君　ただいま議題となりました日本国有鉄道法の一部を改正する法律案について、運輸委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案は、二月二十四日、本委員会に付託され、越えて三月三日政府から提案理由の説明を聽取いたしまして以来、たび〳〵委員会を開き、その間三月二十七日には大藏委員会と連合審査を行うなど、特に愼重審議をいたしたのであります。

本法案の趣旨を申し上げますと、現行の日本国有鉄道法第五條は、日本国有鉄道設立の際における資本金について定め、これが増加に関する規定がないのでありますが、先刻上程、可決されました米国対日援助見返資金特別会計からする電気通信事業特別会計及び国有林野事業特別会計に対する繰入金並びに日本国有鉄道に対する交付金に関する法律案の第二條に対応いたしまして、日本国有鉄道の資本金を政府出資により増加することができる道を開こうとするものであります。

さて本法案審議にあたりまして、見返り資金の性格、前年度において借入金としたものを今年度において何ゆえに出資金とするか、国有鉄道の独立採算制の精神から見て借入金とするのがよいのではないか等について熱心なる質疑応答がかわされたのでありますが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

次いで本日、自由党關谷勝利君より、本法案の附則を「この法律は、公布の日から施行し、昭和二十五年四月一日から適用する。」と修正するという修正動議が提出されました。

次に討論に入り、日本社会党の米窪滿亮君、自由党の關谷勝利君から、それ〴〵その党を代表して原案に賛成の意見を述べられました。

かくて討論を終局し、まず修正案について採決の結果、多数をもつてこれを可決、次いで右修正部分を除く原案について採決の結果、これまた多数をもつて可決いたしました。よつて本法は修正可決すべきものと議決した次第であります。

以上簡單でありますが、御報告申し上げます。（拍手）

日本国有鉄道法の一部を改正する法律

三、参議院運輸委員長報告（四月二十九日）

○佐々木鹿藏君　只今議題となりました日本国有鉄道法の一部を改正する法律案につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申上げます。

この法律案の要旨は、現行法第五條に第二項を設け、日本国有鉄道の資本金を政府の出資により増加し得る途を開いたものであります。委員会におきまする質疑の詳細は委員会速記録に譲りまして、その主なる事項について申上げますと、村上委員より、この法律案の内容をなすものは、政府より提出になつた予算案の資料と対比するときは、政府が昭和二十五年度において米国対日援助見返資金特別会計より日本国有鉄道に対して交付しようとする四十億円であることを確かめ、これが使途及び性質について、村上委員及び前之園委員よりそれ〴〵質したところ、運輸大臣及び政府委員の説明としては、これは米国対日援助見返資金特別会計よりの交付金であるが、日本国有鉄道に対する関係においては政府よりの出資であること、現行日本国有鉄道法においては資本増加の規定がないので、これが受入のためと、将来資本増加の場合をも考え、これに関する規定を設けたこと、又この使途は日本国有鉄道の施設の増強に向けられるものであること等の説明があり、次いで前之園委員及び丹羽委員より、借入金として受けることについて政府の所見を質したところ、これに対する運輸大臣の答弁の要旨は、金利の要らない政府の出資となるものであるから、借入金よりもいいと思つているとい

うことでありました。又丹羽委員及び飯田委員より、政府の出資ならば一般会計より出資するを適当としないかとの質問に対し、運輸大臣及び政府委員は、これは見返資金の整理の必要のためであつて、これにより政府出資の交付金たる性質に何ら変更を来たすものではない旨の答弁がありました。

次いで討論に入り、丹羽委員より、本件については見返資金よりの支出という点で将来に問題を残すことのないよう相当研究したのであるが、結局政府よりの交付金と同一性質のものであるということも分つたので、本案に賛成する旨意見の開陳があり、続いて採決に入りましたところ、衆議院送付の原案通り全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました。以上御報告申上げます。(拍手)

◎経済安定本部設置法の一部を改正する法律

(昭和二五、五、一〇、法一六一)

一、提案理由(四月十四日)

○西村(久)政府委員　経済安定本部設置法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

今般経済情勢の推移にかんがみ、経済安定本部の組織を整備する必要が生じましたので、経済安定本部設置法の一部を改正することと相なつたのでありますが、特に説明を要する点について申し上げます。

改正の第一点は、経済安定本部の内部部局を、現在の一官房六局から、一官房五局に整備することであります。すなわち生産、動力の二局を廃止いたしまして、産業局を設置し、経済情勢の推移に応じて産業に関するさらに総合的かつ基本的な政策推進にあたることとしたのであります。

第二点は、経済安定本部の地方機構を簡素化することであります。すなわち従来本部、物価庁、経済調査庁のおの〳〵の地方機関として地方経済安定局、地方物価局、管区経済調査庁がありまして、三本建の組織になつているのでありますが、今回これらを簡素な一本の組織に整理統合いたしまして、本部、物価庁、経済調査庁の共通の地方機関たる管区経済局としたのであります。

本法案による設置法改正の要点は以上でありますが、御承知のように経済安定本部本来の任務は、総合的な経済施策の企画立案及び経済施策の実施に関する関係行政機関の事務の総合調整にあるのであります。経済安定本部が経済情勢の推移に即応して、生産、配給、物価等につき所要の経済統制を指導していた当時におきましても、その基底には常に経済施策に関する基本的かつ総合的な企画、調整があつたのでありますが、事態の進展に応じて、さらに幾多困難な問題を打開しつつ、経済施策の企画、調整機関たるの使命に邁進したいと存ずるのであります。

今般提案いたします改正法案は、かような経済安定本部本来の任務と、今後の使命からみて、妥当と考えられる機構改組案を織り込んだものであります。ここにすみやかな御審議と御賛成をお願いする次第であります。

二、衆議院内閣委員長報告(四月十八日)

(恩給法等の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院内閣委員長報告(四月二十一日)

(通商産業省設置法等の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載)

◎経済調査庁法の一部を改正する法律

(昭和二五、五、一〇、法一六二)

一、提案理由(四月十四日)

○西村(久)政府委員　経済調査庁法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして説明いたします。

今般経済事情の推移に即応いたしまして、経済調査庁法の一部改正を要することと相なつたのでありますが、特に説明を要します点について申し上げます。

改正の第一点は、経済調査庁の任務の重点を改めたことであります。すなわち従来は経済統制の円滑な励行を確保することを目的としておりましたが、今後は経済統制の範囲にとどまらず、経済関係法令一般の円滑な運営を確保することに改めるとともに、新たに特別調達庁及び公団の監査を行うことができることとし、またその監査の結果を関係機関に対して勧告をなし得る規定を設ける等、監査の面に一段と力を注ぐこととしたことであります。

第二点は、地方機構を整備したことであります。すなわち経済安定本部設置法の一部改正と相まちまして、管区経済調査庁を経済安定本部の他の地方機関とともに、新たに設置いたします管区経済局に統合し、また地方経済調査庁を地方経済調査局と改称したことであります。

経済調査庁法改正の要点は、以上の通りでありますが、御承知のように、国民経済の調和ある復興をはかるため、経済関係諸法令の円滑な運営を確保いたしますことは、現下きわめて緊要なことであります。経済調査庁といたしましては、その任務の重要性にかんがみまして、今後ます〳〵その使命達成に遺憾なきを期したい所存であります。今般提案いたします法律案は、この使命を達成するため必要な改正を行おうとするものであります。ここにすみやかなる御審議と御賛同をお願いする次第であります。

二、衆議院内閣委員長報告(四月二十九日)

(行政機関職員定員法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院内閣委員長報告(五月二日)

○河井彌八君　経済調査庁法の一部を改正する法律案について委員会の審査の経過並びに結果を御報告申上げます。

この法律案は、経済事情の推移に即応して経済調査庁の任務及び

その機構等の規定に必要なる改正を加えんとするものである。その第一点は、経済調査庁の任務の重点を改めたことであります。即ち従来は経済統制の円滑なる励行を確保することを目的として参りましたが、今後は経済統制の範囲にとどまらず、経済関係法令一般の円滑なる運営を確保することに改める、つまり両者を遂行するということに改めると共に、新たに特別調達庁、公団、日本專売公社及び日本国有鉄道の業務調査及び経理の監査を行うことができることとし、又その監査の結果を関係行政機関に対して勧告をなし得る規定を設ける等、監査の面に一段と力を注ぐこととしたことであります。第二点は、先に両院を通過した経済安定本部設置法の一部改正と相待つて、経済調査庁の地方機関たる管区経済調査庁を、経済安定本部の他の地方機関と共に、新たに設置する管区経済局に統合し、又都道府県にある地方経済調査庁を地方経済調査局と改称したことであります。この二つが主なる要点である。

而してこの改正によりまして、定員三千七百十九名から千六十六名を減じまして、二千六百五十三人とするとのことである。而して経費は大体二十四年度の予算において約十億円であつたものが二十五年度において約八億円となる見込であります。

この法律案は、先に衆議院において一部修正を加えた点があつたのでありまして、その修正点の一は「第一條の二　経済調査庁は、前條に規定する事務の外、特別調達庁及び法令による公団の業務の調査及び経理の監査を行うことができる。」という政府原案に但書を加えて、「但し、特別調達庁については、一年間を限り行うものとする。」という修正があつたのであります。

本委員会におきましては、前後五回に亘りまして慎重審議を重ねたのでありまするが、只今申述べました衆議院の修正、即ち特別調達庁の監査は一年を限つて行うことができるという但書の点につきましては、十分審議を盡しました結果、各委員とも衆議院修正は不適当であるという結論を得まして、その結論に基きまして「一年間を限つて行うものとするというこの但書を削るとの修正をいたしまして、全会一致を以て修正可決すべきものと議決をした次第であります。

この質疑応答の中で若干の点を申上げまするとと、経済調査庁の行う調査、監査の目的、或いはその法律上の性格はどうであるかという点、それから会計検査院の行う会計検査との異同は如何かという点、又何故に特別調達庁について調査、監査を行うかという点について、いろ〳〵質疑があつたのであります。そしてこの修正に至つた理由につきましては、これは占領行政が行われておる間は特別調達庁というものは存在するのである、それが存する限りは調査、監査ということは引続いて行われるべきものである、即ち一年とこれを限る理由はないということをはつきりとしたのであります。尚、最近このいろ〳〵問題になつておりまするところの各種公団の業務、経理の面におきまして、経済調査庁当局から調査の状況を詳しく聽取いたしたのでありまして、そうしてそれに対して委員から熱心な質疑を行なつたのであります。そこで極く概要を申上げて置きたいと思います。

これは結局公団の国家機能として非常に大切なものであるに対して、甚だ紊乱しておる事項が多いということを内閣委員が深く憂慮したからであります。そこで調査庁が監査を進めております公団は、配給公団が五つ、貿易公団が二つ、及び産業復興公団というその八つの公団でありますが、各公団を通じて問題の所在を概括いたしまするとと五つの点があります。即ち第一には運賃、保管料、包装諸掛り等、用役費支拂の問題、第二には金利操作の問題、第三には保険を附する操作の問題、第四には売掛金の整理回收の問題、第五には在貨の正確なる把握の問題であります。

第一の運賃は、保管料、包装諸掛り費等の用役費支拂の問題につきましては、運賃は昨年の下半期以来市場の賃率が㈣の下を廻りまして、二割乃至三割下つておるに拘わらず、各公団はいずれもを基準とすることになつております。そうして中にはこの辺の消息を利用いたしまして、下請会社に請負わせて莫大な鞘取りをやつておるという事実もあるのであります。但し肥料公団は市場の実勢をよく見分けまして、二十三年度下半期の半年の間に運賃の操作面だけで十億円の黒字を出したという、こういう著しいことがあるのであります。

第二の金利操作の面につきましては、公団は多く巨額の手許金を保有しておりまして、これをば無利子の当座預金として預けておるのであります。ところが一方復金の借入の短期負債の償還を見逃つておるという事実がある。或いは政府へ納付すべき納金の納付を怠つておる向も少くないという事実があるのであります。

第三の貨物の運途保険の問題でありますが、公団発足以来、支拂保険料の総額は十二億円に達しておりますが、受取保険料は約一億八千万円である。そうしてその求償率は一五%に過ぎない。従つて十億円余りの保険料は掛け捨てになつておるという事実があるのであります。これを公団を含めました一般市場の積荷運途保険の求償率三五%と比較いたしますと、如何にも冗費的の支出が多いと言わざるを得ないのであります。本来公団の取扱物資は大量でありますが、これは全国に分散管理されておるので、勢い危険率も広く分散されておるわけであります。従つて最近四月一日からは一齊に自家保険積立金制に移つて行くことになつたというのであります。

第四の売掛金の整理と回收の問題につきましては、昨年九月末に売掛金残高は九十億に近い、かような多額である。而も延滞利子は或いはこれを徴收し或いはこれを徴收しない。区々であります。そうしてその利息も又高低さま〴〵になつて、非常な乱雑を極めております。公団の経理は申すまでもなく現金取引が原則であつて、売掛はできない建前であるのでありまするが、最近の経済情勢におきましては、公団と雖も売掛金の絶無ということは期し難い点があると思われますが、かような多額の売掛金の累積を生じておることは、公団業務の操作面、経理面において何か欠陥があるのではないかと心配いたされる次第であります。売掛金の整理回收ということは何と申しても公団が当面しておる重大な問題であるのであります。

第五の在貨の把握即ち未処分貨物の質と量の正確な調査は、近く廃止を予想されるところの各公団の事務整理の上に急速に整備すべき問題であることは言を待たないのであります。政府におきまして

経済調査庁法の一部を改正する法律

は、本年二月末から三月初めにかけまして、閣議において公団問題を審議いたし、経済調査庁の監査所見に基いて応急の措置を講じつつあるというのであります。内閣委員会は公団と雖も国家行政組織の重要なる一部分でありまするから、重大な関心を持つて政府の今後における措置を監視いたすことにいたしまして、委員会としては必要な調査を更に行うということを考えておる次第であります。これを以て報告を終ります。（拍手）

◎外資に関する法律

（昭和二五、五、一〇、法一六三）

◎外資委員会設置法

（昭和二五、五、一〇、法一六四）

一、提案理由（四月二十六日）

○青木国務大臣　ただいま議題となりました外資に関する法律の提案理由につきまして、大要を御説明いたします。

日本経済の自立とその健全な発展をはかり、かつ国際收支の均衡を維持するために、民間外資の導入がきわめて必要であることは、いまさら申すまでもありません。政府は昨年来、独占禁止法の改正、連合国人の財産権の回復に関する諸政令の制定等、いわゆる外資導入の阻害原因の除去に努めて参りましたが、幸い日本経済も最近ようやく安定の段階に入り、諸種の統制も逐次撤廃せられまして、外資導入の基盤が育成されつつあるのであります。しかしながら、外資導入の状況は、最近に至りましても、なお満足すべき成果を上げているとは申せないのでありまして、昨年三月、外資委員会設置以後の状況を見ましても、本格的な外資導入と目されるものはきわめて少いのであります。よつてこの際、ます〳〵外資導入を促進するために、外資導入とこれに伴う海外送金に対するわが国の方針、手続等を明らかにし、外資を保護するための法的措置を定めることとした次第であります。

次に本法案のおもな内容を簡単に御説明いたします。

第一は、外国資本の投下に関する原則でありますが、さしあたり外資導入は、以下に申し上げますような一定の選択基準に従つて認めることといたしますけれども、根本方針としましては、外資導入をできるだけ促進するため、外資に対して加えられている各種の制限や、本法に規定されております認可制度を、その必要の減少に伴つて逐次緩和ないし廃止して参る方針であります。

第二は、外資導入に伴つて生ずる海外送金を確保する措置を定めた点であります。現在外資導入を阻害している最も大きな要因の一つは、資本の投下に伴つて生ずる海外送金が将来はたして確実に実行できるかどうかが不明確な点であります。わが国の外貨事情から考えますと為替管理の緊要であることはもちろんでありますが、本法におきましては、日本経済の自立と発展のために、導入を必要と認める外資につきまして、投資の認許可を受けさえすれば、爾後それに伴つて生ずる海外送金が実質的に確保されるようにいたしたのであります。すなわち外国投資家が技術援助契約を締結し、株式、社債、もしくは貸付金、債権等を取得しようとする場合には、外資委員会に認可を申請し、外資委員会は、その投資が国際收支の改善に寄與するかいなか重要産業または公益事業の発展に寄與するかいなか、また契約の條項が公正であるかいなか、詐欺、强迫に基くものでないかいなか等の点について審査し、認可を與えるかいなかを決定いたします。右の審査によつて認可を受けた場合は、技術援助契約に基く特許料、株式の配当金、社債、貸付金の利子または元本の償還金等の海外送金は、あらためて為替管理上の許可を受ける必要がなく、自由に認められることとなるのであります。

第三に、外国投資家は、海外への投資を行つた場合、将来被投資国が强制收用等の措置に出て、その投下資本の回收が不可能になりはしないかという点について、かなりの不安を抱いている向きがあることは事実であります。この不安を除去いたしますために、外国投資家がわが国において適法に所有する財産権が公権力によつて收用等をされた場合に、その補償金の海外送金を実質的に確保する措置を講ずることといたしたのであります。

第四に、閣僚審議会は、以上述べましたところにより、確保すべき海外送金の額を外国為替予算に計上すべきこと、及び負債超過の場合に、内閣は応急の措置をとるべきことを定めましたが、その準備措置としまして、大蔵大臣が対外の貸借及び收支に関する勘定を作成しておくべきことといたしまして、もつと送金確保の裏づけのために遺憾なきを期したのであります。

その他、本法におきましては、外資委員会が技術援助を希望する技術の種類を公表すべきこと、外資に対する行政処分に関して、外資委員会がその主管官庁に対して意見を述べ、または所要の勧告を行うべきこと、外資委員会の処分に対する不服申立ての手続、外国投資家の外資委員会に対する報告手続及び罰則等を定めております。

以上、外資に関する法律の提案理由につきまして概略を御説明いたしました。ここにすみやかな御審議と御賛成をお願いする次第であります。

次に、外資委員会設置法の提案理由につきまして大要を御説明いたします。

外資委員会は現在、経済安定本部の外局としまして、昨年三月ポツダム政令として施行されました外国人の財産の取得に関する政令に基いて設置せられております。ところが別途御審議を願つております、外資に関する法律が施行されますならば、外資委員会の組織、職務権限等につきましても、法律によつてこれを的確にすることが必要と思われますので、本法案を提出することといたしたのであります。本法案によりまして、従来と異なつた規定が設けられました点は、次の諸点であります。

第一は、外資委員会の所掌事務及び権限を明確にし、外資に関する法律に基く職務、権限を加えたのであります。

第二は、外資委員会の組織を簡素化かつ民主化いたしたことであります。すなわち委員長は従前通り、経済安定本部総務長官が充てられるのでありますが、委員は従来関係各省の事務次官及び公正取引委員会の委員合計七人であつたのを、大蔵、通商産業の両省、及

び外国為替管理委員会を代表する者各一人と、学識経験者三人以内、合計六人以内をもつて組織することといたしました。これは組織を簡素化するとともに、事務次官が職務の性質上、常に委員会に出席できないので、当該行政機関の他の職員を充て得ることとし、また外資導入に緊密な関係を有する外国為替管理委員会の代表者一名を加え、かつ民間の意見を取入れるため学識経験者を加えることとし、もつて委員会の運営の一層強力かつ民主的な遂行を期したのであります。

以上外資委員会設置法の提案理由につきまして概略を御説明いたしました。ここにすみやかな御審議と御賛成を御願いする次第であります。

二、衆議院経済安定委員長報告（四月二十九日）

○小野瀬忠兵衞君　ただいま議題となりました外資に関する法律案並びに外資委員会設置法案について、委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この外資に関する法律案は、わが国経済の自立とその健全な発展をはかり、かつ国際収支の均衡を維持するためにきわめて必要なる民間外資の導入に関する法律案であります。

本案の内容について申し上げますと、第一は外国資本の投下に関する原則でありますが、外資導入は一定の選択基準に従つて認めることにいたしますけれども、これをできるだけ促進するため、外資に対して加えられている各種の制限や認可制度を、その必要の減少に伴つて逐次緩和ないし廃止して参る根本方針であります。

第二は、外資導入に伴つて生ずる海外送金を確保する措置を定めたことであります。現在外資導入を阻害している最も大きな原因の一つは、資本の投下に伴つて生ずる海外送金が将来はたして確実に実行できるかどうかが不明確な点であります。そこで本法においては、わが国経済の自立と発展のため導入を必要と認める外資につきましては、投資の認許可を受けさえすれば、爾後それに伴つて生ずる海外送金が実質的に確保されるようにいたしたのであります。すなわち、外国投資家が技術援助契約を締結し、株式、社債もしくは貸付金、債権等を取得しようとする場合には外資委員会に認可を申請し、外資委員会は、その投資が国際収支の改善に寄与するかいなか、重要産業または公益事業の発展に寄与するかいなか、また契約の條項が公正であるかいなか、詐欺、強迫に基くものでないかいなか等の点について審査し、認可を與えるかいなかを決定いたすのであります。右の審査によつて認可を受けた場合技術は、援助契約に基く特許料、株式の配当金、社債、貸付金の利子または元本の償還金等の海外送金は、あらためて為替管理上の許可を受ける必要がなく、自由に認められることとなるのであります。

第三は、将来被投資国が強制收用等の措置に出で、その投下資本の回收が不可能になりはしないかという外国投資家の抱く不安を除去するために、外国投資家がわが国において適法に所有する財産権が公権力によつて收用等をされた場合に、その補償金の海外送金を実質的に確保する措置を講ずることとしたのであります。

第四は、閣僚審議会は確保すべき海外送金の額を外国為替に計上すべきこと、及び負債超過の場合に内閣は応急の措置をとるべきこととし、その準備措置として大蔵大臣が対外の貸借及び收支に関する勘定を作成しておくべきこととして送金確保の裏づけとしたのであります。

その他本法においては、外資委員会が技術援助を希望する技術の種類を公表すべきこと、外資に対する行政処分に関して、外資委員会がその主管官公庁に対して意見を述べまたは所要の勧告を行うべきこと、外資委員会の処分に対する不服申し立ての手続、外国投資家の外資委員会に対する報告手続、及び罰則等を定めております。

次に外資委員会設置法は、右の外資に関する法律の施行に伴いまして、昨年三月外国人の財産取得に関する政令に基いて設置せられました現在の外資委員会の組織、職務権限等につき、これを法律によつて的確にする必要があるので提出されたのであります。

本法案によつて従来と異なつた規定の設けられました点は次のようであります。第一は、外資委員会の所掌事務及び権限を明確にし、外資に関する法律に基く職務、権限を加えたのであります。第二は、外資委員会の組織を簡素化かつ民主化いたしたことであります。すなわち、委員長は従前通り経済安定本部総務長官が充てられますが、委員は従来関係各省の事務次官及び公正取引委員会の委員、合計七人であつたのを、大蔵、通商産業の両省及び外国為替管理委員会を代表する者各一人と、学識経験者三人以内、合計六人以内をもつて組織することといたしたのであります。

外資に関する法律　外資委員会設置法

本二法案につきましては、去る四月二十六日、提案理由の説明を聽取し、引続き翌二十七日及び二十八日、二十九日に審議をいたしました。委員会においては、本法がわが国経済の自立と再建に重要なるのみならず、国際経済関係におけるわが国将来の発展に対し決定的なる影響を及ぼす重大法案でありますので、最も愼重に審議に当り、きわめて熱心なる質疑が行われました。ことに外資を導入すべき産業の種類や、外国投資家に対する処遇のいかんによつてわが国の産業が圧迫を受けることがないか、外国投資家に対する支拂いの送金確保のために外国為替予算に支障がないか等について詳細なる質疑応答がなされましたが、いずれも外資委員会の適切なる運営によつてさしつかえがない旨の答弁がありました。また外国投資家のうちに非居住の在外邦人を含むかとの質問に対しては、これを含む旨の答弁がありました。

次いで討論に入りましたが、小川委員は自由党を代表して賛成の意見を述べられ、笹山委員は、運営につき特に注意すべきことを希望して賛成の意見を述べられました。また米原委員は共産党を代表し、成田委員は社会党を代表していずれも反対の意見を述べられました。

次に採決に入りましたが、多数をもつて本法案は原案通り可決されました。

右御報告申し上げます。（拍手）

三、参議院経済安定委員長報告（五月二日）

○左藤義詮君　只今議題となりました外資に関する法律案並びに外資委員会設置法案の経済安定委員会における審議の経過並びに結果について御報告申上げます。

先ず外資に関する法律案は、政府の提案理由によりますと、政府は、昨年末、独占禁止法の改正、連合国人の財産権の回復に関する政令の判定等、いわゆる外資導入の阻害原因の除却に努めて来たのでありますが、幸い日本経済も最近漸く安定の段階に入り、諸種の統制も逐次撤廃されて、外資導入の基盤が育成されつつありますが、外資導入の状況は、最近に至つても尚満足すべき成果を挙げていないのであります。昨年三月、外資委員会設置以後の状況を見ましても、本格的な外資導入と目されるものは極めて少いので、この際ますく外資導入を促進するために、外資導入と、これに伴う海外送金に対する我が国の方針、手続等を明らかにし、外資を保護するための法的措置を定めることにしたというのであります。

この法律案の内容について主なものを二三申上げますと、第一は、外国資本の投下に関する原則としては、差当り外資導入は、一定の選択基準に従つて認めることとしておりますが、根本方針といたしましては、外資導入をできるだけ促進するために、外資に対して加えられている各種の制限や本法案に規定されている認可制度を、その必要の減少に伴つて逐次緩和乃至廃止することであります。第二は、外資導入に伴つて生ずる海外送金を確保する措置として、導入を必要と認める外資については、投資の認許可を受けさえすれば、爾後それに伴つて生ずる海外送金が実質的に確保されるようにしたことであります。第三は、外国投資家が我が国において適法に所有する財産権が公権力によつて収用等をされた場合に、その補償金の海外送金を実質的に確保する措置を講ずることになつておるのであります。第四は、閣僚審議会は、以上のような確保しなければならない海外送金の額を外国為替予算に計上すべきこと、及び負債超過の場合に内閣は応急措置をとるべきことを定めてありますが、その準備措置として、大蔵大臣が対外の貸借及び収支に関する勘定を作成して置くべきこととして、送金確保の裏付けをしていること等であります。

次に外資委員会設置法案について御説明申上げます。

外資委員会は、従来、昨年三月ポツダム政令として公布されました外国人の財産取得に関する政令によつて設置されていたものであります。今回前述いたしました外資に関する法律の成立施行に伴いまして、同委員会の組織、権限、職務等を明確にするため、単行法を制定せんとするものであります。

本法案につきまして、その内容において従来と異なつた規定が設けられました点のうち、主なるものは次の二点であります。第一は、外資委員会所掌事務及び権限を明確にし、外資に関する法律に基く職務権限を附加えた点であります。第二は、委員会の構成の点であります。即ち安本長官を委員長とすることは従前通りでありますが、委員は、従来関係各省の事務次官及び公正取引委員会委員計

七人でありましたのを、今回大蔵、通商産業両省及び外国為替管理委員会を代表する者各一人と、学識経験者三人以内、合計六人以内で組織することと改めております。

以上のような内容でありますが、大蔵委員会との連合委員会及び本委員会におきまして両法案に対して各委員から熱心な質疑が繰返されました。

その主なものを二三申上げますと、外資に関する法律案につきましては、一、従来までの外資導入額、元利拂所要額及び本法案による外資導入見込額はどのくらいか。二、本法案は外国資本に対し今までに例を見ない非常な特権を與えるものではないか。三、日本に一定の産業構造を前提とせずして、どうして外資導入の基準ができるか。四、外国為替予算と本法案の対外の貸借及び決算の收支に関する勘定とはどんな内面的な関係になるのであるか。五、元利拂送金が増加する場合、貿易を阻害する虞れがあるがどうか。六、又設置法において外資委員会の委員の中に農林省を代表する者が加えてないのは何故か。更にその委員の任期はどうなつているのか等につきまして質されたのでありますが、答弁並びにその他の質疑の詳細は速記録に譲ることにいたします。

討論におきましては、和田委員から、一、産業経済に大きな影響のあるこのような重要法案を国会の審議期間の残り少いときに提案されて十分な審議ができなかつたこと、二、このような問題は、国内法ではなく條約で定めるべきものであつて、国内法で規定する真意が分らないこと、三、原則として、外資の制限を撤廃して外資導入を図ろうとしているが、外資導入には、利潤と安全が重要な要素であると共に、資本の移動は、その国の政治とも関連しているものであるが、現実の日本の経済を見ると、産業家自身すら将来の見通しも立たない。このように日本経済が不安定のときに、大量の外資が入つて来るとは思われないこと等の理由で、反対である旨が述べられました。

かくて採決の結果、両法案とも多数を以て可決すべきものと決定した次第であります。以上で御報告を終ります。（拍手）

◎会計検査院法の一部を改正する法律

（昭和二五、五、一〇、法一六五）

一、提案理由（四月二十日）

○増田国務大臣　会計検査院法の一部を改正する法律案の提案の理由を御説明申し上げます。

会計検査官は、会計検査院法第四條の規定により、両院の同意を得て内閣がこれを任命いたすことになつておりまするが、三名のうち一名の検査官がこの八月をもつて任期満了となるのでありまして、同院の重要性にかんがみ、これが後任者をただちに補充いたす必要があります。しかしながら、当該時期において国会が開会せられるやいなや、ただいまからこれを判断することが困難でありまして、そのときに両院の同意をいただくことが不可能となるおそれがあります。最近の立法例では、このような場合を予想いたしまし

て、今回提案しました改正案のごとき趣旨の救済規定を設けているのでありますが、現行会計檢査院法にはかかる規定を欠いているのであります。従つて今回これを改正しまして、国会閉会中または衆議院解散の場合には、次期国会における承認を條件として、あらかじめ内閣において任命することができる規定を設けることといたした次第であります。

何とぞ愼重御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院決算委員長報告(四月三十日)

○川端佳夫君　ただいま上程されました会計檢査院法の一部を改正する法律案につきまして、その要旨及び委員会における審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

現行会計檢査院法では、檢査官は両議院の同意を経て内閣が任命することに定められております。本案は、第一、檢査官の任命が国会の閉会中または衆議院の解散のために、両議院の同意を経ることができないときは、内閣はその同意を経ないで檢査官任命の道を開き、この方法によつて檢査官を任命したときは、その任命の後最初に召集される国会において両議院の承認を求めなければならないこととし、第二、前記改正に伴い関係條文に所要の改正をしようとするものであります。

本案は、去る二十八日付託となり、本三十日、委員会において提案理由の説明を聞き、質疑応答の結果、この種の場合に対処する当

然の改正であることを了承しました。

かくて討論を省略し、採決に入りましたところ、全会一致をもつて政府原案の通り可決した次第であります。

次に、昭和二十三年度国有財産増減及び現在額総計算書、同年度国有財産無償貸付状況総計算書につきまして、決算委員会における審査の経過並びに結果を簡単に御報告申し上げます。

まず昭和二十三年度国有財産増減及び現在額総計算書について御説明いたしますれば、その増減の方では、昭和二十三年度に増と処理された国有財産の総額は、一般会計において二百六十二億九千八百余万円、特別会計において四百八十一億五千八百余万円、合計七百四十四億五千七百余万円となつており、減少の総額は、一般会計において二十六億六百余万円、特別会計において百六十二億四千余万円、合計百八十八億四千七百余万円でありまして、この増減差引の結果は、両会計を通じまして五百五十六億千余万円の増加となつております。次に現在額について申しますと、年度末における両会計所属の国有財産の総額は、千二百五十六億五千百余万円となつております。

決算委員会は、本件の審査にあたり政府及び会計檢査院当局から説明を聴取いたしましたのでありますが、その質疑応答の詳細は速記録に譲ることといたします。

次いで、本日討論に付しましたところ、自由党を代表し藤枝泉介君から、昭和二十三年度国有財産増減及び現在額総計算書には、同年度末までに終戰処理費その他の支弁によつて国が取得した国有財産、また財産税法及び戰時補償特別措置法によつて物納された国有財産で掲記されていないものがまだ巨額に上つているが、政府はこれらの処理を促進し、昭和二十四年度計算書に掲記することを言明した、よつて本計算書は、政府の言明を了として、次の要望を付してこれを是認する。「政府は国有財産に関する事務を促進し、将来国有財産増減及び現在額総計算書の正確を期せられたい」との動議が提出されたのであります。これに対し日本社会党前田榮之助君から反対の意見が開陳されましたが、採決の結果、多数をもつて藤枝君の動議のごとく是認すべきものと議決した次第であります。

次に、昭和二十三年度国有財産無償貸付状況総計算書について御報告申し上げます。昭和二十三年度に増と処理された無償貸付の国有財産の総額は、一般、特別の両会計を通じ千百二万余円となつており、減少額は一億百二十八万余円でありまして、この増と減との差引の結果は九千二十六万余円の減少となり、年度末における総額は千二百三十五万余円となつております。昭和二十三年度初め現在額一億二百六十一万余円でありましたものが、前に申しましたように、その年度末現在額が千二百余万円と、はなはだしい減少をしましたのは、国有財産法が改正せられ、無償貸付のできる範囲が制限されたことによるのであります。

本委員会においては、これまた政府当局から説明を聽取いたしまして、討論を省略し、採決の結果、多数をもつて是認すべきものと決定いたした次第であります。

右一括御報告を終ります。(拍手)

三、参議院決算委員長報告(五月二日)

○前之園喜一郎君　只今議題となりました会計檢査院法の一部を改正する法律案につきまして、その内容の概略と決算委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

現行会計檢査院法の第四條によりますと、内閣は檢査官の任命につきましては両議院の同意を経なければならないことになつておりまするが、檢査官の任期が満了いたしましたとき、又は欠員が生じましたとき、たま〳〵国会が閉会中のため、又は衆議院の解散のため両議院の同意が得られない場合におきましては別に規定するところがないのであります。今回の改正法律案は、右のような場合の特例として、内閣は両議院の同意を得ないで檢査官を任命することができることにいたしますと同時に、これにつきましては次の国会において両議院の承認を求めるものとし、承認を得られなかつた場合は、その檢査官は当然退官するものとする旨の規定を第四條中に加えようとするものであります。当委員会におきましては愼重審議いたしました結果、全会一致を以ちまして原案通り可決すべきものと議決いたした次第であります。

右御報告申上げます。(拍手)

◎米国対日援助見返資金特別会計からする電気通信事業特別会計及び国有林野事業特別会計に対する繰入金並びに日本国有鉄道に対する交付金に関する法律

（昭和二五、五、一〇、法六六）

一、提案理由（三月四日）

○水田政府委員　ただいまの九法律案の提出理由を御説明申し上げます。

まず米国対日援助見返資金特別会計からする電気通信事業特別会計及び国有林野事業特別会計に対する繰入金並びに日本国有鉄道に対する交付金に関する法律案について御説明申し上げます。

別途御審議を願つております昭和二十五年度予算に掲げてありますように、今回政府は米国対日援助見返資金を、電気通信事業における電信電話等の建設改良費、国有林野事業における事業施設費及び造林に要する経費、並びに日本国有鉄道における建設改良費の財源に使用するためにそれ〴〵電気通信事業特別会計へ百二十億円、国有林野事業特別会計へ三十億円を繰入れ、日本国有鉄道へ四十億円を交付する予定でありますので、それに関する法的措置をいたしますとともに、その繰入れまたは交付を受けた金額については、おの〳〵各特別会計または日本国有鉄道において固有資本の増加として経理せしめるため、必要な規定を設けようとするものであります。

次に造幣庁特別会計法案の提出の理由を御説明申し上げます。この法律案を立案いたしました趣旨は、造幣庁の事業を企業的に運営し、その健全な発達に資する目的をもちまして、従前の特別会計を廃止し、新たに特別会計を設置いたしまして、一般会計と区分して経理いたそうとするものであります。

この法律案の主要な点といたしましては、まず第一に従前の特別会計におきましては、製造済み補助貨幣の発行高に相当する金額は、同特別会計の歳入として計上されて来たのでありますが、補助貨幣発行の性質にかんがみ、この発行高に相当する金額を、発行済み補助貨幣の回収のための準備資金として積み立て、その運用につきましては、大蔵省預金部に預け入れることができることといたしたいのであります。なお準備資金をもつて引きかえまたは回収しました補助貨幣は、地金の価額をもつて、この会計の資産といたそうとするものであります。

第二に、ただいま申し上げましたように、製造済み補助貨幣の発行高相当金額を、従来のごとく歳入として計上することをやめましたので、補助貨幣の製造に要します経費は、予算の定めるところによりまして一般会計が負担し、この会計に繰入れることができるようにいたしたいのであります。

第三に、この会計の資本についてでありますが、これを固有資本、減価償却引当金及び借入れ資本の三種といたしたいのでありま

す。

第四に、この会計におきまして支拂上現金に不足がありますときは、年度内償還の一時借入金をすることができるようにし、その一時借入金が、歳入減少のため年度内に償還できないときには、借りかえをすることができるようにいたしたいのであります。

第五に、決算上の利益及び損失の処理につきましては、利益は原則といたしまして、すべて一般会計に繰入れるのでありますが、造幣庁の事業の企業性にかんがみ、その一部を資本の増加に充て、残余を一般会計に繰入れることといたし、さらに一般会計に繰入れまする際に、現金が繰入れるべき金額に達しないとき、または、翌年度初めにおきまして、この会計の運転資金に充てる必要があります場合には、大蔵大臣の定める金額だけを納付し、納付しなかつた残額につきましては、翌年度以降におきまして納付することといたそうとするものであります。また損失を生じました場合におきましては、損失の繰越しとして整理することといたしたいのであります。

第六点といたしましては、以上に申し上げましたことのほかに、この会計の予算及び決算の作成及び提出に関する手続規定等、特別会計に必要な措置を規定いたそうとするものであります。

次に、公認会計士法の一部を改正する法律案の提出の理由を御説明いたします。

公認会計士制度は、昭和二十三年七月六日公布された公認会計士法によつて設けられたものでありますが、わが国としてはまつたく新しい制度でありましたため、その運用については、なお考慮の余地が少くなかつたのでありますが、先般シヤウプ使節団から懇切な勧告もあり、種々検討の結果、公認会計士制度の高い水準を維持し、あわせて公認会計士法の運用を円滑ならしめようとする目的をもつて、今回この法律の一部を改正いたそうとするものであります。この眼目といたします点は三点であります。

まず第一点といたしましては、大蔵大臣の諮問機関であつた公認会計士審査会を廃止して、新たに大蔵省の外局として公認会計士管理委員会を設け、もつぱら公認会計士法に関する事務を執行せしめることにいたした点であります。この公認会計士管理委員会は、五人の委員をもつて構成することとし、委員はすべて公認会計士または公認会計士の資格を有する者のうちから任命し、委員長は委員の互選によるものといたしております。

第二点は、公認会計士でない者が報酬を得て財務書類の監査証明の事務を営むことを禁止していた規定を廃止した点であります。これにより、だれでも監査証明の業務を行うことができることとなつたのでありますが、公認会計士でない者は、公認会計士と誤認されるような名称を使用することはできないことになつております。

第三点は、計理士に関する取扱いの点であります。従来の規定によりますと、計理士は、本年三月末日後は財務書類の監査証明を行うことはできず、また計理士の名称を使用するのも昭和三十三年七月末日までとなつていたのでありますが、今回この規定を改正し、計理士法廃止の際計理士であつた者は、この改正法施行の日から一年内にあらためて再登録を受ければ、計理士の名称を用いて、監査

のあるものを、目に引上げる等の調整を行う予定であります。

なおこれらの措置は、昭和二十五年度予算から実施し得るよう、所要の規定を設けることといたしました。

次に、改正の第二点は、各省各庁の長が予算を執行いたしますには、まず支出負担行為の計画を作成して、大蔵大臣の承認を得る必要がありますが、現行財政法第三十四條によりますと、支出負担行為の計画は、管下の支出負担行為担当官ごとに作成することになつておりまして、これも従来の実績に徴しますと、手続の煩瑣に比較して実効が少い実情でありますので、この際支出負担行為の計画は各省各庁一本建で作成し、大蔵大臣の承認を経ることに改めようとするのであります。

次に、米国対日援助物資等処理特別会計法案の提出の理由を御説明申し上げます。

今回この法律案を立案いたしました趣旨は、米国対日援助物資の取得及び処分等の処理に関する政府の経理を一層明確にするため、米国対日援助物資等処理特別会計を設置しようとするものであります。

すなわち従来援助物資に関する経理は、貿易特別会計の援助物資勘定において行つて来たのでありますが、今般新たに独立の特別会計として本会計を設置し、米国対日援助物資の売拂い代金、援助物資の価格調整のための財源として、一般会計からこの会計に繰入れる繰入金等をもつて歳入とし、米国対日援助見返資金特別会計への繰入金、事務取扱費等をもつて歳出といたしまして、これらに関する政府の経理を一層明確にするとともに、この会計の予算及び決算の作成及び提出に関する手続規定等、特別会計に必要な措置を規定いたそうとするものであります。

次に、配炭公団の損失金補てんのための交付金等に関する法律案の提出の理由を御説明申し上げます。

今回この法律案を立案いたしました趣旨は、配炭公団、食料品配給公団及び飼料配給公団の損失補塡財源に、まず公団が国庫に納付すべき剰余金を充て、なおかつ損失金の生ずる配炭公団に対しましては、政府一般会計からの交付金をもつてその補塡財源といたそうとするものであります。

すなわち、配炭公団につきましては、昭和二十四年九月十五日に解散いたし、清算に入つたのでありますが、その損失は、目下のところ百十九億四千五百万円と予想されるのでありまして、この損失金の補塡財源に、まず昭和二十三年度以降の国庫に納付すべき未拂い剰余金七十五億八千八百万円を充て、なお不足する四十三億五千七百万円につきましては、同額を限り昭和二十五年度において、一般会計から同公団に交付いたそうとするものであります。

また食料品配給公団、飼料配給公団の二公団につきましては、昭和二十四年度末に解散いたし、昭和二十五年度中に清算結了の予定でありますが、その損失は目下のところ、それぞれ一億一千六百五十万七千円、及び五千百九十八万一千円と予想されるのでありまして、これらの損失金の補塡財源に、昭和二十四年度以降の国庫に納付すべき剰余金をそれぞれ充当いたそうとするものであります。

以上が六法律案を提出いたしました理由であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

次に、相続税法案外二法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

まず、相続税法案について申し上げます。相続税の制度は、今回の全面的改正によつて相当重要な変更が加えられることになるのであります。従来の相続税法におきましては、相続税とこれを補完する贈與税との二本建でありまして、相続税は被相続人の遺産の総額に課税し、贈與税は財産を贈與した者に対し、贈與財産の累積額に課税していたのであります。すなわち従来の制度は、相続、遺贈または贈與による財産の移転があつた場合に、それまで財産を所有していた者について課税していたのでありますが、今回の改正では、財産を取得した者に担税力があるものと認め、取得財産の累積額を標準として一本建の相続税を課税することにいたしたのであります。いわば改正後の相続税は、一種の財産承継税あるいは財産の無償取得税とも言うべきものになるかと思うのであります。

この課税体系の変更と、あとで申し上げまする基礎控除、税率の変更、各種控除の新設等によりまして、相続税の負担は従来と著しく異なつて参るのであります。すなわち、たとえば五百万円の財産を子供が相続したとすれば、従来は相続人が何人でありましても税額の合計は二百三十六万余円であつたのでありますが、改正法によりますと、相続人が成年の子一人の場合の税額は二百二十八万余円と、二%余の軽減になり、配偶者と成年の子一人とが民法の相続分通り相続したとすれば、その合計税額は百五十万余円と、三六%余

の軽減になり、また配偶者と未成年の子三人が民法の相続分通り相続すれば、その合計税額は百三万余円となり、五六％余の軽減になるのであります。しかしながら後に申し上げます通り、相続税の最高税率は九〇％に改めることになりますので、高額な財産、たとえば一億円の財産を配偶者と子供一人とが民法の相続分に従つて相続した場合には、従来の相続税額五千九百三十六万余円に対して、改正後は六千四百三十五万余円となつて、八％余増加するのであります。

以下相続税法案の内容についてその大要を申し上げます。まず相続税の納税義務者は原則として相続、遺贈または贈与によつて財産を取得した個人であります。相続税の課税価格は、相続、遺贈または贈与により取得した財産の価額の合計額でありますが、その計算にあたつては、その非課税財産の範囲を拡張し、宗教、慈善、学術その他公益を目的とする事業を行う者の取得した財産で、その公益目的の事業の用に供することが確実なもの、及び政治資金規正法に規定する公職の候補者が選挙運動に関し、寄付等によつて取得した金銭で、同法の規定によつて報告されたもの等をも非課税財産とし、その全額を課税価格に算入しないこととしたのであります。

次に今回の改正によつて、新たに各種の控除を認めることといたしております。その第一点は少額控除でありまして、同一人から同一年中に取得した財産の価額のうち、三万円までの金額は課税価格に算入しないのであります。従来は三千円以下の財産は課税しなかつたのでありますが、今回その限度を大幅に引上げるとともに、控除制度に改めたのであります。その第二点は配偶者控除でありまして、配偶者がその配偶者の死亡によつて財産を取得した場合には、取得財産の価額の二分の一を課税価格から控除することとしたのであります。これはその場合の取得財産の中には、夫婦共同でかせぎのために財産が多いと認められ、また配偶者間の年齢には大差のないのが普通でありますから、再び相続が開始せられて相続税を課せられる公算が大であるからであります。第三点は未成年者控除でありまして、相続人のうちに十八歳未満の者がいる場合には、一万円にその者が十八歳に達するまでの年数を乗じて算出した金額を、課税価格から控除するのであります。これは未成年者が相当の年齢に達して自立するまでには、かなりの養育費を必要としますので、あらかじめこれを控除しようというのであります。第四点は基礎控除でありまして、相続税の課税にあたつては一生を通ずる取得財産の課税価格から、十五万円を控除するのであります。これは先に申し上げた少額控除のほかに認めるものであります。取得財産の価額が十八万円以下であれば課税を受けないのであります。

相続税の税率は、以上のようにして各種の控除をして計算した課税価格に対して、二十万円以下の金額に対する二五％から、五千万円を越える金額に対する九〇％に至る超過累進税率に改めることになつております。御承知のように従来相続税の最高税率は六五％、所得税の最高税率は八五％であつたのでありますが、今回の改正によりまして所得税の最高税率は五五％とし、別に高額な財産を所有する者には富裕税を課することとし、相続税については、高額財産の取得に対して高度の累進課税を行うために、このような高率にいたした次第であります。もつとも改正後の相続税法では、公益事業に寄付すれば非課税となり、相続人が多数であればその税負担は相当軽減されることになりますので、これによつて公益政策上または社会政策上、望ましい効果を生ずるものと期待する次第であります。

次に同一財産について相続が頻繁に行われる場合の税負担の公平をはかりますため、各種の税額控除を認めることといたしております。すなわちその一は相次相続の控除でありまして、これは従来相続の開始があつた場合に、その被相続人が五年以内に開始した相続について納めた相続税額を、今回の相続税額から差引くことにしていたのでありますが、今回の改正によりまして、その期間を十年から延長し、前回の相続から今回の相続までの期間を十年から差引いた年数を、前回の相続税額の十分の一に乗じて算出した金額を、今回の相続税額から差引くことといたしまして、この控除制度を合理化することに努めたのであります。次は年長者控除でありまして、相続によつて財産を取得した者が被相続人より年長者であるときは、その取得した財産にかかる相続税額の三分の一を控除することにしたのであります。これは相続によつて年長者に財産が移るときは、再び相続が開始して相続税の課税を受ける公算が大でありますので、この控除を設けて課税を緩和、合理化するに努めたのであります。

次に相続税の申告及び納税について申し上げますと、その年中の相続、遺贈または贈与によつて取得した財産を基礎として計算した課税価格、相続税額等を記載した確定申告書を、翌年二月一日から同月末日までに提出し、納税していただくことになつております。もつとも年の中途で相続または遺贈によつて財産を取得した場合には、その相続の開始または遺贈があつたことを知つた日の翌日から四月以内に、概算申告書を提出して納税していただくことになつております。

次に延納、物納については従来と同様でありますが、従来年賦延納の場合の利子は一日十銭でありましたが、本年四月一日以降はこれを一日四銭と改めることにいたしました。なおその他相続税の異議処理、第三者通報、利子税額、加算税額、罰則等については所得税、富裕税等と同様であります。

次に改正相続税法は四月一日から実施する予定でありますが、この改正規定は本年一月一日以後相続、遺贈または贈与によつて財産を取得した場合に適用することにいたしております。

次に資産再評価法案につきまして御説明申し上げます。過去数箇年の間におけるインフレーションによりまして物価が著しく騰貴いたしましたため、企業の資産についてその取得の当時の価額を基礎とする帳簿価額は、その実際の価額を反映しない低い価額となりまして、資産の適正な減価償却ができず、企業経理は不合理となるに至つている現状であります。このような状態を是正して企業の経理を合理化し、健全化することはきわめて肝要と考えられるのであります。さらにまた資産の譲渡の場合に、インフレーションに伴つて

主じた單に名目的な所得に対しましても、所得税または法人税が課税されるという従来の状態を合理化いたしまして、譲渡所得についての課税を適正ならしめ、税負担の軽減をはかることが必要と考えられるのであります。よつてこれらの目的を達成するために、経済が正常化に向いつつある現段階において資産の再評価を行うこととといたし、今回資産再評価法案を提出することとした次第であります。

次にこの法律案についてその概要を申し上げます。まず再評価は原則として本年一月一日を基準日といたしまして、その日において法人または個人が所有する資産について行うこととといたします。法人の資産及び個人の事業用の減価償却資産につきましては、再評価を行うかいなかは所有者の任意といたしまするとともに、その再評価額は一定の基準の範囲内で所有者が任意に定めることができることといたし、企業の実情に応じた再評価が行われ得るようにしているのであります。また個人のその他の資産につきましては、譲渡所得の計算上の問題のみでありますので、その資産について譲渡等がありました際に、基準日現在で再評価が行われたものとみなすこととしているのであります。

次に再評価の基準といたしましては、原則として資産の取得価額にその資産の種類に応じまして卸売物価指数、消費者物価指数または土地価格指数に基く一定の倍数を乗じまして、再評価額またはその最高限を算出する方式によることといたしております。なお個人が財産税調査時期前に取得した非事業用資産等につきましては、財産税評価額を基礎としてこれに一定の倍数を乗じて、再評価額を算出することとしているのであります。

次に再評価の申告につきましては、再評価を行つた法人及び減価償却資産について再評価を行つた個人は、原則としておそくとも本年八月三十一日までに、再評価申告書を政府に提出しなければならないものといたし、個人の減価償却資産以外の資産につきましては、再評価申告書は資産の譲渡、贈與、相続または遺贈があつた場合に、所得税の申告書の提出期限と同一の期限内に、政府に提出することを要するものとしているのであります。

次に再評価税について御説明いたします。再評価差額に対しましては、社債や預金等の債権の所有者及び過去においてインフレーションによる名目所得に対して、高率の課税を受けていた者との間に公平をはかるため、百分の六の税率により再評価税を課することといたした次第であります。この場合再評価税の課税によつて企業の適正な再評価を妨げることがないよう、納税方法につきましては企業の税負担の状況等を考慮し、延納を認めることとしているのであります。

すなわち減価償却資産についての再評価税は、原則として法人の場合におきましては三年間、個人の場合におきましては五年間に分納することとしているのでありますが、再評価税によつて税負担が一時的にもせよ過重となることを避けるために、青色申告書を提出する法人または個人につきましては、各事業年度または各年における利益の状況に応じて、おおむね五年後に至るまでの延納を認めることとしているのであります。次に法人及び個人の減価償却資産以外の資産についての再評価税は、原則としてその資産の譲渡等があつた際に納付することとしているのでありますが、法人につきましては、五年後に至るまでなお譲渡されないものにつきましては、五年後において納付することとしているのであります。

次に再評価額、再評価税額等につきまして政府による更正決定の制度を設けまするとともに、審査請求、訴訟、加算税等につきましては、おおむね今回の税制改正による他の税法において採用されている諸制度に準じているのであります。

なお資産の再評価を適正ならしめるために資産再評価審議会、全国資産再評価調査会及び地方資産再評価調査会を設置いたすこととし、資産再評価の円滑な運用をはかりたいと存じております。

次に再評価に関する企業の経理について申し上げます。再評価によつて生ずる再評価差額は、損失の塡補に充てた額を除いて、一応これを再評価積立金として積み立て、三年間は原則としてそのとりくずしを禁止することとしております。三年後におきましては、再評価積立金の四分の三の範囲内で資本への組入れを認めることとし、五年後におきまして再評価税を完納したときは、再評価積立金の残額の全部を資本に組み入れることも認めることとしているのであります。なお再評価積立金はこれを社債の発行限度に算入することといたしたのでありますが、経済の状況をも考慮し、その全額を一時に算入せず、三年間にその四分の三までを限度として逐次算入することとしているのであります。

次に資産の再評価後における所得税、法人税等の課税関係について申し上げますと、まず再評価を行つた資産の減価償却につきましては、再評価額を基準とし、残存価額が再評価額の一割に達するまで税法上償却を認めることとしております。また再評価資産の譲渡所得につきましては再評価額を基礎として計算し、インフレーションによる名目所得を排除することとし、再評価積立金に対しては積立金に対する法人税を課さないこととする等の措置を講じているのであります。

以上この法案を提出いたしました理由及びその内容の概略につきまして、御説明申し上げたのでありますが、この法律の制定によりまして、かねて懸案の資産再評価もいよ〳〵実施に移されることになるわけでありまして、各企業がそれ〴〵適正妥当な再評価を行うことにより資本の維持、経理の合理化が達成され、日本経済の健全な発展に寄與するとともに、合理的な税制の樹立に貢献するところきわめて大なるものがあることを期待する次第であります。

次に所得税法等の改正に伴う関係法令の整理に関する法律案について、その大要を申し上げます。

従来特別の法令において、所得税及び法人税を課さない旨の規定を設けているものが相当あるのでありますが、今回すでに御審議を願つております所得税法及び法人税法の改正案におきまして、他の法令中所得税及び法人税を課さない旨のこれらの非課税規定を整理統合し、それ〴〵所得税法及び法人税法において規定することを適当と認めたのであります。それにつきまして、所得税及び法人税の

非課税規定に関する関係法令の規定を整理するため、本法案を提出することとしたのであります。なお今回有価証券移転税法が廃止されることとなりましたので、これに関する非課税規定をもあわせて整理することといたしました。

何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院大蔵委員長報告（四月二十六日）

○小山長規君　ただいま議題となりました米国対日援助見返資金特別会計からする電気通信事業特別会計及び国有林野事業特別会計に対する繰入金並びに日本国有鉄道に対する交付金に関する法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びにその結果につき御報告を申し上げます。

この法案は、米国対日援助見返資金を電気通信事業における電信電話等の建設改良費、国有林野事業における事業施設費及び造林に要する経費並びに日本国有鉄道における建設改良費の財源に使用するために、昭和二十五年度において予算の定める範囲内で、必要な金額を米国対日援助見返資金特別会計からそれぞれ電気通信事業特別会計及び国有林野事業特別会計に繰入れ、日本国有鉄道に交付し、その繰入金または交付金に相当する金額は各特別会計または国有鉄道において固有資本の増加として経理せしむる旨規定しておるものであります。右のような繰入れまたは交付を予定しております金額は、昭和二十五年度予算に掲げてあります通り、電気通信事業特別会計に対し百二十億円、国有林野事業特別会計に対し三十億円、日本国有鉄道に対し四十億円でありますが、この繰入れまたは交付並びにその経理については、これに関する法的措置を必要といたしますので、この法案が提出になつた次第であります。

この法案は、二月二十四日、本委員会に付託されまして、三月四日、政府委員より提案理由の説明を聴取し、三月二十七日、本法案に関係のある電気通信、農林及び運輸三委員会との連合審査会を開き、本案と直接関係のある日本国有鉄道法の一部を改正する法律案とともに審議いたしましたところ、各委員より見返り資金の性質、再評価の場合における出資金の取扱い等について熱心なる質疑が行われ、政府委員よりそれぞれ答弁がありましたが、出資金と見返り資金との関係はどこで切れるかとの質疑に対しては、繰入れも交付も使い切つてしまう、やつてしまうという意味であるから、交付または繰入れをしたときに見返り資金との縁は切れるとの答弁がありました。なお四月二十一日、二十四日質疑を続行し、政府委員よりそれぞれ答弁がありましたが、質疑応答の詳細については速記録に譲りたいと存じます。

なお本案の重要性にかんがみまして、川野大蔵委員長より総司令部経済科学局リード財政課長あてに、政府事業に対する見返り資金からの繰入れまたは交付は無償交付であると了解してさしつかえないか、また右により、見返り資金は、これら政府事業に対し出資者としての権利その他の債権を持つものではないと了解してさしつかえないかとの質問書を差出しましたところ、同課長より書面をもつて、貴見の通りであるとの回答がありました。

次いで四月二十四日、北澤直吉君より修正案が提出いたされましたが、修正案の内容は、附則において「この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。」となつておりますのを、「この法律は、公布の日から施行し、昭和二十五年四月一日から適用する。」に改めようとするものであります。

次いで討論に入りましたところ、民主党を代表して宮腰喜助君は、見返り資金を広く民間事業にも貸與されたいとの希望條件を付して賛成の意を表せられ、自由党を代表して北澤直吉君は、見返り資金の運用速度をすみやかにすること並びに利率を低くすることを希望して賛成の意を表せられ、社会党を代表して川島金次君は、見返り資金の運用を円滑迅速に行われるよう希望して賛成の意を表せられ、共産党を代表して田島ひで君は、見返り資金の運用について日本政府は自主権を持つていない等の理由をあげて反対の意を表せられました。

次いで採決の結果、起立多数をもつて本案は修正議決されました。右御報告を申し上げます。（拍手）

三、参議院大蔵委員長報告（四月二十九日）

（富裕税法の委員長報告と一括して掲載）

◎商法の一部を改正する法律

（昭和二五、五、一〇、法一六七）

一、提案理由（二月二十八日）

○殖田国務大臣　ただいま議題になりました商法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

現行商法は、明治三十二年に制定せられ、昭和十三年の大改正を経て、現在に至つたものでありますが、終戦後わが国の政治、社会、経済の各般にわたりまして、着々その民主化が実現せられつつありますことは御承知の通りでありまして、国民の経済生活、ことに企業に密接なる関係を持つ商法の分野におきましても、経済の民主化に対応いたしまして、その改正が考慮せられなければならないことは当然の趨勢であります。一昨年七月まずその一端といたしまして、法律第百四十八号をもつて株式会社について、株金分割拂込制度が廃止せられました。これは経営者の恣意的な支配の制限と投資大衆の保護とを目的といたしましたものでありますが、反面、これによつて会社は自己資本のプールを失い、その限度におきまして、資本調達の便宜を失うに至りましたことも、またいなみがたいところであります。政府といたしましては、すでに当時からこの欠点を補い、会社の資金調達の便宜をはかるための法的措置の必要を認めていたのであります。

企業資金ことに自己資本の調達を容易ならしめるということは、

現下のわが国の産業復興にとりまして、不可欠の要請とされるところでありますが、財閥解体以後は、企業資本は広くこれを大衆の投資に仰ぐこととなりますので、この資金調達の便宜の問題は、同時にこれらの投資大衆、株式会社について申しますれば、株主の保護のための配慮を必要とするのであります。政府はこの資金調達の便宜と株主の保護との観点から、この際株式会社を中心とする現行商法の規定に全面的検討を加える必要ありと考えまして、英米に行われてをります資本調達に便宜なオーソライズド・キヤピタル・システムいわゆる授権資本制度及びノン・パー・ストック、すなわち無額面株式の制度並びに一般株主保護の方策を考究することといたし、一昨年五月当時の法務庁に商法改正準備調査会を設けまして、学界、実業界、官界の学識経験者を委員にお願いし、調査を進め、検討を重ねました末、法律案要綱作成の運びに至りましたので、昨年八月十三日、これを公表いたしますとともに、朝野の権威者を委員として、同年六月新たに発足いたしました法制審議会にこれを諮問いたしました次第であります。

法制審議会におかれましては、特に審議の愼重を期せられるため、商法部会を設け、部会はさらに小委員会を設置の上、要綱発表以後広く学界、実業界等より寄せられました多数の御意見を十分参酌しつつ、愼重審議されました結果、原要綱に若干の重要なる修正を加え、昨年十二月二十三日商法の一部を改正する法律案修正要綱を答申されたのであります。よつて政府は、この修正要綱に基き、法務府におきまして、鋭意審議立案いたしまして、本年一月下旬立案の完了を見、過日商法の一部を改正する法律案として国会に提出し、本日ここにその御審議を願うことと相なつた次第であります。

以上がこの法案の立案の趣旨及び経過の大要でありますが、次にその内容の要点を御説明申し上げたいと存じます。この改正案は株式会社につきまして、いわゆる授権資本制度及び無額面株式の制度を採用いたしまして、会社の資本調達の便宜をはかるとともに、株式の譲渡性、新株引受権、株主の議決権、株主の書類閲覧権、取締役の責任、少数株主の保護、外国会社及び罰則等に関する現行商法の規定に改正を加えたものであります。この法案におきまして採用いたしました授権資本制度は、大陸法系の株式会社法の基本原則の一であります資本確定の原則に修正を加え、会社の設立に際しては、必ずしも資本総額に当る株式の引受けを要するものとせず、総株式数の四分の一以上の引受け拂込みによつて会社は成立するものとし、その余の株式につきましては、会社成立後、そのときどきの資金の需要と経済情勢に応じて、原則として、取締役がその権限におきまして、必要とする数の株式を発行し得る制度であり、無額面株式の制度は、株式が企業に対する均等な比例的持分であるという性質に着眼いたしまして、従来の額面株式のほかに、券面額の定めのない株式、すなわち発行価額が券面額に拘束されることのない株式を、市況に応じ公正な価額で発行し得るものとする制度でありまして、ともに会社資本の調達にきわめて大なる利便を提供するものであります。このように授権資本制度のもとにおきましては、会社は現行法における複雑な増資手続によることなく、取締役の裁量により、随時株式を発行して資金を獲得し得るという利便がありますが、他面におきまして、取締役の権限はすこぶる大となり、企業の興廃は一に取締役の良識と材幹とにかかることとなりますので、改正案は、新たに合議体たる取締役会の制度を採用して、企業の経営方針は原則として取締役会の專決するところとし、この決定に基き代表取締役が業務の執行を担当することといたし、これに伴つて、監査役制度を廃止して、監査役による業務監査をやめ、ただ会計の監査のために、新たに会計監査役を設けることといたしたのであります。また取締役の職責のきわめて重要なるにかんがみまして、その選任及び解任につきましては、その要件を嚴重にし、かつ取締役の責任を明確にいたしますとともに、株主に対しまして、直接取締役の越権行為を阻止し、その責任を追及する道を開くこととといたしました。

改正案は、さらに前に申し上げました一般の投資大衆保護の要請に応ずるため、一般に株式会社機構の民主化、株主の権利の强化をその重要な改正点といたしておりますが、そのうち特に重要な点を申し上げますと、

一、投資の回收を容易ならしめるため、定款による株式譲渡の制限を禁止し、かつ譲渡の方式を明確にするとともに、株式の名義書かえを容易ならしめましたこと。

一、定款による議決権の制限を認めないものといたしましたこと。

一、株主の会社企業に対する関與の機会を確保するため、通常総会の定足数につき、規定を設けますとともに、特別決議を愼重にいたし、その決議要件を嚴格にいたしましたこと。

商法の一部を改正する法律

一、少数株主の資格を緩和いたしましたこと。

一、少数株主の希望する者の中からも取締役を選出し得るようにするため、取締役の選任について、株主の請求により、いわゆる累積投票の方法によるべきこととといたし、定款をもつて累積投票制度をとらない旨を定めることはさしつかえありませんが、この場合におきましても、発行済み株式数の四分の一以上にあたる株式を有する株主から請求がありますれば、累積投票によらなければならないこととといたしております。

一、取締役は、決算期ごとに、会社の業務及び財産に関する明細書を本店及び支店に備え置くことを要し、株主はいつでもその書類の閲覽謄写をなし得ることといたしますとともに、発行済み株式数の十分の一以上にあたる株式を有する株主は、いつでも、会社の会計帳簿及び書類を閲覽謄写できることといたし、取締役は、株主の請求が権利の濫用にわたるような特定の場合においては、その請求を拒絶できるものといたしましたこと。

一、取締役が会社の目的の範囲外の行為または法令定款違反の行為をいたし、これによつて会社に回復すべからざる損害を及ぼすおそれのある場合及び取締役が不公正な株式発行によつて、株主に不利益を與える場合には、株主は、その行為の差止めを請求することができるものといたしましたこと。

一、従来の少数株主の請求による訴えの制度を廃止し、株主が会社のため、みずから取締役の責任の追究する訴えを提起することができるものといたしましたこと。

一、合併、営業譲渡等の場合において、これに反対する株主は、一定の手続に従い、会社に対して自己の持株の買取りを請求することができるものといたしましたこと。

一、株主間の対立抗争あるいは会社財産の管理処分の著しい失当等のため、会社の運営が停頓状態に陥り、その続行が不能または不適当な場合に、発行済み株式数の十分の一以上に当る株式を有する株主は、会社の解散を裁判所に請求することができるものといたしましたこと。

等でありますが、以上のほか、改正案は、外国会社に関する現行商法の規定の整備をはかっておりまして、外国会社は、他の法律、たとえば税法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律その他の法律の適用につきましては、原則として内国会社と同一の地位を有する旨の一般的規定を設け、その法律上の待遇を明らかにいたしますとともに、日本において外国会社が継続的に取引を行うには、必ず営業所及び代表者等の登記をしなければならないことといたしております。

以上申し述べましたところから見られますように、このたびの商法改正におきましては、授権資本制度及び無額面株式の制度の採用といい、株主の書類閲覧権その他の規定といい、従来の大陸法系の会社法から英米法系の会社法への転換が企図せられているのでありますが、異なる法制的地盤において立ちましたこれらの制度の採用にあたりましては、いかにすれば社会事情、経済状態に差異のあるわが国の実情に最もよく適合するかは、特に慎重な配慮を要する点でありまして、政府といたしましても、要綱原案につきまして、広く一般の批判を求め、また法制審議会の御審議にあたりましても、特にこの点に意を用いられ、実業界その他の御意見を十分しんしゃくされましたことは、さきに申し上げた通りでありまして、改正案はこの点におきまして、よくわが国情に合致するものと存ずるのであります。

なお本改正案の施行につきましては、政令をもつて、明年七月一日以前の日を施行の日として定めることといたしておりますが、本改正案は、現行会社法に根本的な改正を加えておりますので、幸い御可決を得られますれば、一日も早く改正法律の周知徹底をはかる必要がありますとともに、その施行のためには、別に改正法律の施行に関する法律、非訟事件手続法、有限会社法及び関係法令の整備に関する法律等を立案いたさねばなりませんので、これらの事情もお含みいただきまして、何とぞよろしく御審議のほどをお願いいたす次第であります。

二、衆議院法務委員長報告（四月二十九日）

○花村四郎君　ただいま議題となりました商法の一部を改正する法律案につきまして、提案の要旨及び法務委員会における審議の経過並びに結果の概要をきわめて簡単に御報告申し上げます。

御承知のように、現行商法は、半世紀前、すなわち明治三十二年に制定せられた大陸法系のものでありますが、終戦後、わが国の政治、社会、文化、経済の全般にわたり着々民主化が実現せられつつ

あり、産業、企業に密接な関係を持つ商法のうち、株式会社につきましても、一昨年七月、経営者の恣意的な支配の制限と投資大衆の保護を目的とし、株金分割制度が廃止せられたのでありますが、反面、会社は自己資本のプールを失い、資本調達の便を失う結果を生ずるのであります。しかして、わが国産業復興のためには資本調達が不可欠の要請であることは申すまでもないことでありますが、財閥解体、独占禁止の今日におきましては、企業資本はこれを大衆投資に仰がねばなりません。従つて、資本調達の便宜の問題は、同時に投資大衆、すなわち株式会社については株主の保護に帰着するのであります。ここに資本調達の便宜と株主保護を目的として本案が提出さるるに至つたのであります。

本法案は、一部改正という形をとつてはおりまするが、実は従来の大陸法系から英米法系への転換であり、実にわが国企業の基本形態である株式会社に根本的な変革を加える全面的大改正にひとしいものであります。

ここにその内容の要点を簡単に御紹介いたしますと、第一に、資本調達の便宜をはかるために(イ)英米で行われているオーソライズド・キヤピタル・システム、すなわち授権資本制度と、ノン・パー・ストツク、すなわち無額面株式制度を採用したこと、従つて(ロ)取締役会の会社経営権を強化したこと、(ハ)監査役の業務監査をとりやめ、会計監査役を設けたこと、第二に、一般投資大衆保護の要請に応じ株式会社機構の民主化と株主の権利強化等をはかるため、(イ)帳簿書類の閲覧、謄写権を認めたこと、(ロ)取締役の不正行為、株式の不正発行の差止請求権を認めたこと、(ハ)取締役に法令違反、定款違反または不正行為があつた場合解任の訴えを認めたこと、(ニ)会社にかわり取締役に対する責任追求の訴えを認めたこと、(ホ)取締役選任につき、いわゆる累積投票の制度を認めたこと、(ヘ)定款による議決権制限を認めないこととしたこと、(ト)合併、営業譲渡に反対する株主に自己株式の買取請求権を認めたこと、(チ)株式の譲渡制限を禁止したこと等であります。以上が本案の内容及び提案理由の概要であります。

さて当法務委員会におきましては、本法案は商法の画期的大改正を企図せんとするものであるのにかんがみまして、法案の付託せられまする一箇月以前より、予備審査として小委員会を設置して研究に着手し、資料を収集するとともに、政府当局より、改正を予想せられる重要問題につき詳細な説明を求め、各委員との間に活発な質疑応答を重ねて来たのであります。次いで二月二十四日、本法案が付託せられ、同二十八日、法務総裁より提案理由の説明がありまして、いよ〳〵本格的審議に入り、委員会を開くこと十七回に及びました。すなわち、財界業種別代表、労働組合、株主代表、学者、弁護士、公認会計士、裁判所等各界より二十名の参考人を委員会に招いて意見を聴取し、さらにまた名古屋、大阪及び福岡市に委員を派遣して、衆参両院合同にて地方における各界代表の参考意見を聴取いたしたのであります。その間東京におきましては、特に改正案によつて甚大なる影響をこうむる会社経営者並びに証券業者よりの熱烈なる要望にこたえ、経済団体連合会及び日本証券業協会主催の数

百名の会合には、委員長初め有志委員が数回列席し、隔意なき意見の交換を行つたのであります。また四月八日及び十一日には通商産業委員会との連合審査会を開催し、本法施行に伴い経済界に與うる影響の是非につき検討いたしました。

委員会におけるこれら審議経過の詳細は速記録に讓りますが、おもなる論議を要約いたしますと、一、かかる会社法の全面的改正は、むしろ單行法の制定によるべきではなかつたか、二、改正内容が画期的であり、かつ飛躍的であるため、わが国経済社会の実情に適合するかいなか、特に会社経営倫理の低調なるわが国の現状において、はたして授権資本制及び無額面株式制度が妥当であるか、三、本法は昭和二十六年七月一日より施行せられるものであるが、経過法及び附属法令の整備問題が不明のため経済界に不安を與えていないか、四、株主の権利保護が強化された結果、いわゆる会社荒しの横行が激化するおそれがないか等であります。

かくして、本四月二十九日、自由党より修正案が提出されましたが、その概要を御紹介いたしますと、まず第一に、内容につきましては、一、特別決議をなす株主総会の定足数に関する規定を緩和し、かつ暫定措置として附則に加え、公布の日から施行し、本法施行の日からその効力を失うこととし、二、少数株主の資格を制限し、いわゆる会社荒しを防止することとし、すなわち取締役行為の差止請求権あるいは総会招集の請求等、改正案において七箇條に規定せられた少数株主の資格を、六箇月前より引続き株式を有する株主と制限し、三、定款、株券及び合併契約書の絶対的記載事項中から、額面、無額面の別及び数または額面、無額面の別の記載を要しないこととし、四、会社の登記事項中に新株の引受権に関する事項を附加することとし、第二に、改正案の数箇條にわたつて字句並びに表現の不適当な部分を修正することとし、結局二十三箇條にわたつて内容並びに字句を修正しようとするものであります。

次いで討論採決の結果、右の修正案並びに修正部分を除く政府原案を多数をもつて可決し、ここに本法案は修正議決せられた次第であります。

右御報告申し上げます。

三、参議院法務委員長報告（五月二日）

○松井道夫君　只今上程されました商法の一部を改正する法律案につきまして、法務委員会における審議の経過及び結果を御報告いたします。

本案は株式会社法に根本的改正を加え、経済界にも重大な影響を及ぼします改正案であります。即ち現行商法は明治三十二年に制定せられ、昭和十三年の大改正を経たものでありまするが、終戰後経済民主化の一端として昭和二十三年の改正を経、株金分割拂制度が廃止されましたが、半面、これによつて会社は自己資本のプールを失い、資本調達の困難を来たしたことも又否み難いところであります。而も一方では財閥解体の結果、資本の調達は広く一般国民の投資に待つ外ないのであります。そこで資本調達に便宜な授権資本、無額面株式制度を採用せんとするのが本改正案の主意であります。

す。

この制度及び改正の要点を簡單に御説明申上げます。

授権資本制度は、御承知の通り資本確定の原則に修正を加え、会社の設立に際して必ずしも株式総数の引受を要するものとせず、総株数の四分の一以上の引受拂込によつて会社は成立するものとし、その余の株式につきましては、会社成立後、そのとき〳〵の資金の需要と経済情勢に応じて、随時取締役会がその権限において必要数の株式を発行し得る制度であり、無額面株式制度は、券面額の定めのない株式を時の市況に応じて適正な価格で発行し得る制度であります。この運営は、時の経済情勢に応じて迅速に事を運ぶいわゆる機動性を重んずる関係上、取締役の良識と才幹に待つこと大なるものがあります。

改正法におきましては、取締役会の設置、新株の発行、監査機関の権限の縮小等、この点に関する諸規定を設けた次第でありますが、これに伴い必然的に取締役会の権限が増大いたすため、他面、株主の保護につき意をいたさなければなりませんので、この点に関し、株式の譲渡の制限禁止を許さぬこととし、新株引受権に関する定めを定款の絶対的記載事項とし、その他、書類閲覧権、代表訴訟、取締役の不当行為差止権、株式の買取請求権等の規定を設けた次第であります。又外国会社、罰則等の規定を整備いたしました。

当委員会は二月二十四日付託を受けまして以来、今日に至るまで回を重ねること二十回、その間二日に亘つて公聽会を開き、又名古屋、大阪、福岡において意見の聽取会を開き、各方面の意見を聞き、極めて慎重に審議を重ねました。委員会における質疑その他審議の詳細は速記録に讓ることといたしますが、問題となりました点は、株主の権限を強化いたしました結果、いわゆる会社荒しに利用せられる虞ありや否やの点、株式の譲渡を制限禁止することができなくなりました結果、中小の会社が困難を感じないかどうかという点、又監査役制度の廃止の可否、特別総会の議決方法が頗る厳格に定められておりますので、その可否、新株の引受権を原則として旧株主に認めることの可否等の問題でありました。

審議の経過は只今申上げた通りでありますが、本案については松井委員より修正案が提出されました。修正案の要点を申しますと、額面株の最低額を五百円に引上げたこと、特別決議の要件を、原案によりますると、出席株主の議決権の三分の二を以て定め、それが総株数の総議決権の過半数ということになつておりますので、その議決方法を緩和いたしまして、議決権の過半数が出席し、その三分の二を以て議決することに改める点であります。尚その他数点に亘りまして修正の意見が提出されたのであります。

よつてこの修正案及び修正点を除く原案全部につき採決いたしましたところ、全会一致を以て修正点を可決し、それを除く原案を可決すべきものと決定いたした次第であります。

以上御報告申上げます。（拍手）

◎教育委員会法の一部を改正する法律

（昭和二五、五、一〇、法一六八）

一、提案理由（三月十日）

○高瀬国務大臣　一昨年七月十五日公布施行されました教育委員会法の一部を改正する法律案を、このたび国会に提出いたしましたのにつきまして、その提案の理由と、改正要点を御説明いたしたいと思います。

第一は、市町村に設けられる教育委員会の設置の時期についてであります。これにつきましては、去る第五国会において、中央、地方の財政状態その他の事情にかんがみまして、その設置を昭和二十五年度または昭和二十七年度とするよう法律改正が行われたのでありますが、このたび町村の地域に設けられる教育委員会は、すべて昭和二十七年度に市に設けられるものは、昭和二十五年度または昭和二十七年度に設置し得ることといたしました。その理由は、町村の地域に設けられるべき教育委員会については、その地域的規模や委員会の組織、権限等につき、なお調査研究を要する問題が非常に多くあります関係上、これらについて十分検討するため、二十七年度までその設置を延期することとし、二十五年度には、市についてのみ教育委員会を設置し得るよう措置いたしましたことに基くのであります。

第二は、委員の選挙に関する規定の改正であります。これにつきましては、教育委員会の委員の選挙をも含めた選挙制度全般の改正も考慮されているのでありますが、今般はとりあえず二十五年度の選挙を控え、一昨年の経験にかんがみ、最小限度の改正を行うことにいたしました。すなわち委員候補者の連署推薦人を六十人以上百人以下と、その人数に制限を加えたこと、及び選挙運動については、都道府県及び五大市にあつては都道府県知事の、その他の市及び町村にあつては市町村議会の議員の選挙運動に関する規定をそれぞれ準用し、いわゆる選挙運動における公営の範囲を五大市までにいたしたのであります。

第三は、委員の他の職務との兼職及び服務などについてであります。現在委員は他の公務との兼職を、かなり厳格に禁止されておりますが、教育委員会の委員の本務に支障のない程度にこれを緩和し、また委員の服務などについては、現行法に規定を欠いておりますが、教育委員会の委員の職責の特殊性及び重大性にかんがみまして、新しく規定を設けることといたしました。

第四は、教育委員会の職務権限についてであります。これにつきましては、現在すでに実質的に教育委員会の権限として行われている事柄、あるいは地方公共団体の議会及び長との関係において、権限の所在が必ずしも明確でない事柄等について必要な規定を設け、もつて教育委員会の運営に遺憾なきを期したのであります。すなわち

一、学校その他の教育機関の建築営繕の実施に関する教育委員会の責任及びその実施方法について明らかにすること。

二、学校その他の教育機関の使用にかかる財産の取得、管理及び処分に関する権限を明らかにすること。

三、学校の保健計画に関する権限を明らかにすること。

四、教育事務に関する収入の命令権を、地方公共団体の長から教育委員会に委任し得ること。

五、教育事務に関し議会の議決を経なければならないものについては、すべて議案の原案は教育委員会の発案にかかわらしめることを常例とすること。

六、都道府県の教育委員会の権限として、学校給食、文化財保存（史跡、名勝、天然記念物等）及び教育に関する法人についての事務を明らかにすることなどであります。

第五は、教育委員会と教育長との関係についてであります。現行法上、両者の関係につきましては、明確を欠く点もあり、実際運営上にも、ややともすれば円滑を失うらみもありましたので、教育委員会の専門的助言者であり、かつその事務執行の衝に当る教育長の職務の特殊性を明らかにし、両者の本来の機能を明確にいたしました次第であります。

以上、改正の主要点につきまして、その内容及び理由を概略御説明いたしましたが、今回の改正は、条文の一部改正を行つたもの十八箇條、追加または新たに設けられたもの十一箇條、削除ないし全文改正をしたもの十箇條、合計三十九箇條にわたつております。何とぞ愼重御審議の上御可決くださるようお願いいたします。

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律

二、衆議院文部委員長報告（三月二十八日）

（国立学校設置法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載）

三、参議院文部委員長報告（四月二十一日）

（教育職員免許法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載）

◎農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律

（昭和二五、五、一〇、法一六九）

一、提案理由（四月二十九日）

○坂本政府委員　農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律案の提案理由を説明いたします。

申すまでもなくわが国におきましては、自然の環境上各種の災害がずこぶる多いのに加えまして、戦時中の治山治水対策の不備等の事情も加わり、近時は災害が相次いで頻発いたしまして、貴重なる農地その他の施設の被害は、巨額に上つております。政府といたしましては、戦後国家財政逼迫の中を、可能な最大限の財源をさきまして、これらの災害の復旧費につき助成を行い、災害のすみやかなる復旧に努力いたして参つておりますが、今後におきましても、治

山治水の根本対策とともに、災害の復旧に力をそそいで参りたいと考えております。

この趣旨におきまして、従来は、単に災害復旧は、補助要綱に基いて行つておりましたが、この際これを法制化し、補助の対象、基準内容等を明確にし、国の政策を明らかにいたしまして、一はもつて農山漁民各位に安心を與えるとともに、一層災害復旧を促進して参りたいと考えるのであります。

何とぞ愼重御審議の上、すみやかに御可決あらんことを切望いたします。

二、衆議院農林委員長報告（五月一日）

○薬師神岩太郎君　ただいま議題と相なりました、内閣提出、農林委員会付託にかかわる農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律案につきまして、審議状況並びに結果の大要を御報告いたします。

本法案は、現在政令をもつて実施いたしております災害復旧に関する国庫補助その他の事項を立法化したにすぎないのでありまして、その要点は、一箇所の工事費十五万円以上のものを補助の対象とし、直接災害によらないものはこれから除外し、また都道府県知事は、補助金の交付を受け工事を行う者に対し調査を行いまたは報告を求める等必要な指示をなし得るようにしたことであります。

本法案は、二十八日付託と相なり、二十九日提案理由の説明を聞き、同日及び昨日の両日にわたり質疑を行いましたが、詳細は速記録に譲りたいと思います。

続いて討論に移りましたるところ、共産党のみは反対されたのでありますが、その他は全部賛成意見を述べられたのであります。

次いで採決の結果、多数をもつて原案の通り可決すべきものと議決いたしたのであります。

以上御報告いたします。

三、参議院農林委員長報告（五月二日）

○羽生三七君　只今議題となりました農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律案について、農林委員会における審議の経過並びに結果について御報告申上げます。

農林省の提出にかかる資料によりますと、昭和十八年度以降昭和二十四年度までの七年間における風水害、雪災、震害、鉱害等の災害によつて、災害復旧補助事業の対象となつたものは、農地及び灌漑、排水施設、農業用道路等いわゆる農業用施設を合して、復旧事業費総額は約五百九十五億円、林地荒廃防止施設及び林道関係で約四十七億、漁港関係で約三十三億、総計約六百七十五億に達しております。この復旧事業費に対し昨二十四年度までに国庫より約百十四億の補助金が交付せられ、継続事業として本年度予算においても公共事業費中に約七十九億円が計上せられておるのでありますが、御承知の通りこれらの農林水産業施設災害復旧事業に対する国庫補助は、従来は単なる補助要綱に基いて行われていたのでありますが、今回これを法制化するために本法案を制定するものであります。

従いましてこの法案は概ね従来の補助要綱の内容をとり、これに若干の補正を加えておるのでありますが、農地、農業用施設、林業用施設及び漁港施設に関する災害復旧事業に対し、補助の対象及び補助率を明かにいたしますと共に、国庫補助を行う上に必要なる種々の條件、例えば国庫補助と併せて当該地方公共団体の補助をも必要とする等の條件をも明らかにしておるのであります。尚、国庫補助率は、農地は五割、農業用の施設は六割五分、林道五割、林地荒廃防止施設は三分の二、漁港施設については都道府県が施行するものは六割五分、市町村又は水産協同組合が施行するものは四割五分と定められ、これらの補助率は概ね従来通りでありますが、南海震災、新潟の融雪、地すべり等の災害補助事業で、これらの補助率より高い補助率が適用され、本年度においてもその事業が継続せられるものについては、本法の附則において特別の除外が設けられておるのであります。

要するにこの法案は、災害復旧について国の行う補助の対象、基準内容等を明確にし、国の政策を法律上明いたしますると共に、一は以て農山漁民に安心を與え、又災害復旧の確保に資せんとするものであります。

本案に関する委員会の審議に際しましては、本案に漁港施設が含まれておりますので、本来は水産委員会と連合審査をいたすべきでありましたが、会期切迫の折柄その時間的余裕がありませんでしたので、便宜水産委員会の専門員の出席を得まして、政府側との間に種々質疑を重ね、又水産委員会の意向を明らかにして頂いたのでございます。又委員外ではありますが、久松定武君より、先般本院で決議せられました南海震災復興事業、特に愛媛県の復興事業に関して政府側との質疑応答がありましたが、これらの詳細は遺憾ながら会議録によつて御覧を頂くことにいたしたいと存じて、これを省略させて頂きます。右の外、委員会で特に問題になりましたのは、災害復旧補助事業の拡充強化、補助率の向上、資金融通の確保等でありまして、なかんずく補助率の点につきましては、シヤウプ勧告の次第もあり、又一般土木事業に対して全額国庫負担が行われておるに拘わらず、ひとり農林水産業には一部国庫負担しか行われておらないという点につきまして質疑が重ねられましたが、これにつきましては政府としては、道路、河川の災害のごとき場合とはその公共性において大分趣きを異にしており、即ち農林水産業については大体受益者も判然としておるので、財政上の関係もあり、一部国庫負担を適当とするとの趣旨の答弁がありました。

質疑終了後、採決の結果、本法案は全会一致を以て衆議院送付原案通り可決すべきものと決定いたした次第でございます。

右御報告申上げます。（拍手）

◎水産業協同組合法等の一部を改正する法律（昭和二五、五、一〇、法一七〇）

一、提案理由（三月二十四日）

○坂本政府委員　水産業協同組合法の一部を改正する法律案の提案

理由について御説明申し上げます。

第三回国会において成立いたしました水産業協同組合は、昨年二月十五日に施行されましてより一年余を経過したのであります。この間水産業協同組合の設立は着々と進み、行政庁により認可された組合の数は約四千に達し、漁村の民主化と水産経済の振興に多大の寄與をなしつつあることは、まことに喜ばしいことであります。しかしながら、この実施一箇年の経験にかんがみ、かつまた全国各地よりよせられました本法改正に関する請願、陳情の趣旨に基きまして、本法を改正してその一層有効な活用をはかる必要が認められましたので、本改正法案を提案いたしたのであります。以下その内容について、簡單に御説明申し上げます。

第一は、一定規模以下の法人が准組合員として組合に加入する道を開いたことであります。その理由は、元来水産業協同組合は個人の結合による組織でありますが、現下の経済事情においては、個人経営とほとんどひとしい弱小な法人による経営がきわめて多く、これら法人の組合加入を認めてその利益を享受せしめるのを妥当と考えるからであります。

第二は、主として法人加入に伴いまして、独占禁止法との関係を規定しております法第七條を改めまして、独占禁止法の組合に対する適用の緩和をはかつたことであります。

第三は、組合の役員に関する事項であります、役員の任期を最大限三年まで定められるごとく伸長質的に競争関係にある事業の関係者が組合の事業と実役員及び主要職員に就任することを禁止したのであります。

任することを禁止したのであります。

その他員外利用の制限に関する條項、総代会に関する條項、専用契約に関する條項、総会の代理議決に関する條項等を改正して、実情に即するようにいたしたのであります。

以上が本改正案の大体の内容でありますが、何とぞ愼重御審議の上、すみやかに御可決相なるようお願いいたす次第であります。

二、衆議院水産委員長報告(四月三十日)

○石原圓吉君　ただいま議題となりました水産業協同組合法の一部を改正する法律案につき、水産委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、政府の提案理由を簡單に申し上げます。水産業協同組合法は、昨年二月十五日に施行されましてから一年余を経過したのであります。この間、組合の設立は着々と進み、認可された組合の数は約四千に達し、漁村の民主化と水産経済の振興に多大の寄與をなしつつあるのであります。しかしながら、この実施一年余の経験にかんがみ、かつまた全国各地より寄せられた本法改正に関する請願、陳情の趣旨に基きまして、本法の一部を改正し、その一層有効な活用をはかる必要を認めたのであります。

次に、そのおもなる内容について申し上げます。第一は、一定規模以下の法人が准組合員として組合に加入する道を開いたことであります。元来、水産業協同組合は個人の結合による組織でありますが、現下の経済事情においては、個人経営とほとんどひとしい弱小な法人による経営がきわめて多く、これら法人の組合加入を認めてその利益を享受せしめるのを妥当と考えるからであります。第二は、主として法人加入に伴いまして、独占禁止法との関係を規定しております法第七條を改めまして、独占禁止法の組合に対する適用の緩和をはかつたことであります。第三は、組合の役員に関する事項であります、役員の任期を最大限三年まで定められるごとく伸長するとともに、組合の事業と実質的に競争関係にある事業の関係者が組合の役員及び主要職員に就任することを禁止したのであります。

な法人による経営がきわめて多く、これら法人の組合加入を認めてその利益を享受せしめることを妥当と考えたのであります。第二は、主として法人加入に伴いまして独占禁止法との関係を規定しております法第七條を改めまして、独占禁止法の組合に対する適用の緩和をはかつたことであります。第三は、組合の役員に関する事項であります、役員の任期を最大限三年まで定められるごとく伸長するとともに、組合の事業と実質的に競争関係にある事業の関係者が組合の役員及び主要職員に就任することを禁止したのであります。

以上が政府提案による改正のおもなる内容であります。

本法案は、三月二十三日付託されたものでありますが、本委員会におきましては、その重要性にかんがみ、漁業制度に関する小委員会において愼重審議の結果、政府案の一部を修正すべきであるということになつたのであります。

次に、この修正案のおもなる内容について説明いたします。第一点は、漁業協同組合並びに同連合会の役員の被選挙権を、一箇年を通じて九十日以上漁業を営みまたは従事する者としたことであります。その理由は、漁業を專業とする真の漁民を役員とすることにより組合の経営を一段と法の趣旨に沿わしめんとしたのであります。第二点は、組合の自営する漁業と組合員の行う漁業との間及び協同組合の系統組織相互間には実質的な競争関係はないことを明確にしたことであります。第三点は、水産業協同組合法制定に伴う水産業団体の整理等に関する法律において、漁業権管理委員会の委員の被選挙権を明確にしたことであります。

三、参議院水産委員長報告(五月一日)

○木下辰雄君　只今上程されました水産業協同組合法の一部を改正する法律案について、委員会における審議の経過並びに結果について御報告いたします。

先ず提案理由について御説明申上げます。第三回国会において成立いたしました水産業協同組合法は、昨年二月十五日に施行されましてより一年余を経過したのであります。此の間水産業協同組合の設立は着々と進み、行政庁により認可された組合の数は約四千に達し、漁村の民主化と水産経済の振興に多大の寄與をなしつつあることは誠に喜ばしいことであります。併しながらこの実施一ヶ年の経験に鑑み、且つ又全国各地より寄せられました本法改正に関する請願、陳情の趣旨に基きまして、本法を改正して、その一層有効な活用を図る必要が認められましたので、本改正法案を提案いたしたのであります。

かくて本委員会においては、四月三十日質疑を終り、討論に入り、共産党井之口政雄君より反対の意見を述べられました。

次いで修正案につき採決いたしましたところ、共産党を除き全員の賛成あり、引続き修正部分を除いた原案につき採決いたしましたところ、これまた共産党を除き全員の賛成がありました。よつて本法案は修正議決することに相なつた次第であります。詳細にわたりましては速記録によつて御了承願います。

以上、簡單でありますが、御報告を終ります。(拍手)

以下その内容について簡単に御説明いたします。第一は、一定規模以下の法人が准組合員として組合に加入する途を開いたことであります。その理由は、元来水産業協同組合は個人の結合による組織でありますが、現下の経済事情においては個人経営と殆んど等しい弱小な法人による経営が極めて多く、これら法人の組合加入を認めてその利益を享受せしめるのを妥当と考えるからであります。第二は、主として法人加入に伴いまして、独占禁止法との関係を規定しております法第七條を改めまして、独占禁止法の組合に対する適用の緩和を図つたことであります。第三は組合の役員に関する事項でありまして、役員の任期を最大限三年まで定められるごとく伸長すると共に、組合の事業と実質的に競争関係にある事業の関係者が組合の役員及び主要職員に就任することを禁止したのであります。その他、員外利用の制限に関する條項、総代会に関する條項、専用契約に関する條項、総会の代理議決に関する條項等を改正して実情に即するようにいたしたのであります。

以上が本改正案の大体の内容でありますが、委員会におきましては衆議院の水産委員会と協議いたしまして原案を修正して衆議院を通過いたしましたものが本院に送付されました法案であります。本案に対しましては十数回委員会を開会いたし、質疑応答を重ねたのでありますが、その詳細は速記録によつて御覧を願いたいと存じます。本日の委員会において質疑を打切り、討論採決の結果、全員一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。（拍手）

◎水産資源枯渇防止法

（昭和二五、五、一〇、法一七一）

一、提案理由（四月三日）

○坂本政府委員　水産資源枯渇防止法案につきまして、その提案理由の大体を御説明申し上げたいと思います。

言うまでもなく、資源の保護、愛護ということは、いかなる産業にとつても大切なことであります。特に漁業の方面においては、制限された漁場の内部において多数の経営者が漁業に従事し、すでに飽和状態に達している状況にあるのでありまして、遠洋漁業、近海漁業、沿岸漁業を問わず、稚魚採捕等によつて濫獲の弊を生じ、または無許可船の操業等により漁場の紛争が絶えないありさまで、その結果は漁場内の水産資源を枯渇させ、ひいてはやむにやまれず制限漁区違反というような事態が起るに至つたのであります。

由来、総司令部天然資源局におきましては、水産資源愛護策を水産施策の重要な眼目として来たのでありまして、従来、日本の漁業者が侵略的な漁業という悪い印象を国際間に持たれておる点にかんがみ、漁業に関する規律を自主的に守り、また資源を愛護することを継続的実行によつて証明しなければ、漁区制限の撤廃の問題も論議に上せ得ない旨をたび〳〵声明して来たのであります。政府におきましては、さきに東支那海、黄海における機船底びき網漁業及び汽船トロール漁業につきまして、資源枯渇の弊害が特に著しいことを認め、当業者の自主的な体制において、操業漁船の約三割を減船することを決定いたしたのでありますが、ただにこれらの漁業種類にとどまらず、全般的に重要な水産資源について科学的な調査を実施し、資源の量に適応した最高の漁獲率を維持して漁業の利益を永久に継続させ、かつ国際信義を高めることの必要を痛感する次第であります。そして資源枯渇のおそれのある種類の漁業につきましては、他に濫獲防止の方法を講じて、やむを得ない場合には、むしろ直接に減船なり操業区域の変更の措置をとつて参りたいと存ずるのであります。このためには、許可の取消し、国家の補償といつた面において、法律的根拠が必要でありまして、講和條約を控えた現在、このような法律を制定して、わが国の漁業者がかくしてまで資源愛護の目的を達成しようと努めていることを、国の内外にさし示すことは、わが国水産業の将来にとつて最も適切なことと信ずるのであります。

以上が水産資源枯渇防止法案を提案したゆえんでありますが、以下この法案の主要な内容について概略御説明申し上げます。

まず第一に、水産資源の枯渇のおそれがあると認められる漁業について、資源の関係その他を見合いまして、漁業種類及び海域別に、操業漁船の最高隻数を定めるのであります。

第二に、この最高隻数を定めた場合に、これと比較して、現実に許可を受けている漁船の数がその限度を越えている場合には、越える数の漁船について、許可の取消しまたは漁業区域の変更の措置を行うのであります。この措置をとるためには、当該漁業の操業状況、労働條件その他のことを勘案した一定の基準によつて行つて参るわけであります。なお必要がある場合には、この限度内の漁船についても同時に操業区域を変更する場合があります。

第三に、以上のような措置をとつたことによる通常の損失に対しては、予算の関係から現金で拂うことの困難な事情もありますので、交付の方法については、政令で定めることといたしております。

なお、これらのことを実施するために必要な科学的な資源調査をこの法律を基礎にして、確実にやつて参りたいと存ずるのであります。

以上がこの法案の主要な内容でありますが、何とぞ愼重御審議の上、すみやかに御決議あらんことを切望する次第であります。

二、衆議院水産委員長報告（四月二十九日）

○石原圓吉君　ただいま議題となりました水産資源枯渇防止法案について、本案の概要並びに水産委員会の審議の経過及び結果につきまして報告いたします。まず政府の提案理由から申し上げます。

わが国の水産業者は、終戦と同時に広大な漁区と漁船のほとんど全部を失い、あるいは損傷いたしました当然の結果として国民の栄養食糧の極端なる不足を来し、これを補うために、政府も漁業者もまず漁船の建造を急ぎ、漁獲の最も効率的な機船底びき網漁業の操業に力を集中し、とりあえず国民の栄養食糧を充足して大いに貢献いたしたのであります。ことに東経百三十度以西の機船底びき網漁

業のごときは、戰前における漁区の面積と、これに対する漁船の数からいえば、四倍の漁船が操業している割合になります。漁区の範囲をそのままにして必要量の漁獲をあげようとすれば、結局濫獲に陥り、漁場の荒廃を来すことは当然であります。以東底びき網漁業においても、昭和十二年から十箇年計画で、約七百隻を目標に調整をはかつたにかかわらず、食糧増産ののつぴきならぬ必要から、今日までに実に二千七、八百隻の漁船が操業しておるありさまであります。かくのごとき現状をこのままにし、成行きにまかせておけば、漁場の荒廃はその極に達し、漁業者の生活をますます窮迫せしめ、ひいては栄養食糧の不足を告げることは明白であります。よつて、すみやかに漁場資源の枯渇を防止し、漁場生産の回復と資源の永続を期する必要があるとのことであります。

次に本案の内容について説明申し上げます。第一点は、農林大臣は、資源枯渇のおそれがあると認めた漁業について、科学的調査に現われた種々の條件を勘案し、漁業の種類及び海域別に操業漁船の最高隻数を定める規定であります。第二点は、この最高隻数を定めた場合に、現在の漁船数がそれを越えている場合においては漁業の許可を取消し、操業区域の変更を指定することにし、この場合の勘案事項を具体的に規定しています。それには民主的方法として利害関係人の意見を聞くための公聴会制度を採用したのであります。第三点は、許可の取消しや操業区域の変更によつてこうむつた損失に対し、政府は中央漁業調整審議会の意見を聞き、政令で定めた方法によつて補償することとし、またこれにかかる漁業従業者に対しても保護規定が設けてあります。第四点は、資源が枯渇するおそれがあると認められる漁業については具体的に科学的調査を実施するということであります。以上が本案の内容及び趣旨のおもな点であります。

さて、本案は三月三十一日付託されましたので、本委員会は、その重要性にかんがみまして、数回にわたり漁業制度に関する小委員会を開き愼重審議し、四月二十八日、本委員会において討論を行い、共産党井之口政雄君の反対意見に対し、自由党を代表して鈴木善幸君の賛成意見があり、採決の結果、共産党を除き全員の賛成により原案通り可決されました。なお本委員会において、政府は以西底びき網漁船の整理を円滑に実施するため、本法案に規定する補償金についてすみやかに予算的措置を講ずべきである旨の要望事項を決定いたしたのであります。

以上で本委員会における本法案審議の経過とその結果の御報告を終ります。なお詳しくは会議録により御了承願います。（拍手）

三、参議院水産委員長報告（五月一日）

（漁船法の委員長報告と一括して掲載）

◎予算執行職員等の責任に関する法律

（昭和二五、五、一一、法一七二）

一、提案理由（四月十九日）

（国家公務員共済組合法の一部を改正する法律の提案理由と一括して掲載）

二、衆議院大蔵委員長報告（四月二十九日）

（船主相互保険組合法の委員長報告と一括して掲載）

三、参議院大蔵委員長報告（五月二日）

（つむぎ等の輸入税を免除する法律の委員長報告と一括して掲載）

◎配炭公団の損失金補てんのための交付金等に関する法律

（昭和二五、五、一一、法一七三）

一、提案理由（三月四日）

（米国対日援助見返資金特別会計からする電気通信事業特別会計及び国有林野事業特別会計に対する繰入金並びに日本国有鉄道に対する交付金に関する法律の提案理由と一括して掲載）

二、衆議院大蔵委員長報告（四月十一日）

○前尾繁三郎君　ただいま議題となりました配炭公団の損失金補てんのための交付金等に関する法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果につき御報告申し上げます。

この法案は、配炭公団、食料品配給公団及び飼料配給公団の損失金補てんの財源に、まず公団が国庫に納付すべき剰余金を充て、それでもなお損失金が残りまする配炭公団に対しましては、一般会計から

配炭公団の損失金補てんのための交付金等に関する法律

の交付金をもつてその損失金補てんの財源に充てることとするために提出されたものであります。すなわち配炭公団につきましては、昭和二十四年九月十五日に解散し、清算に入つておるのでありますが、その損失金は目下のところ百十九億四千五百万円と予想されるのでありまして、この損失金の補てん財源として、まず昭和二十三年度以降の国庫に納付すべき未拂い剰余金七十五億八千八百万円を充て、なお不足する四十三億五千七百万につきましては、同額を限り、昭和二十五年度において一般会計から同公団に交付いたそうとするものであります。次に食料品配給公団、飼料配給公団の二公団につきましては、昭和二十四年度末に解散して、昭和二十五年度中に清算結了の予定でありますが、その損失金は目下のところそれぞれ一億一千六百五十万七千円及び五千百九十八万一千円と予想されるのでありまして、これらの損失金の補てん財源として、昭和二十四年度以降の国庫に納付すべき剰余金をそれぐ〳〵充当いたそうとするものでありまして、この法案は以上の趣旨を内容としておるものであります。

この法案は、三月二日、本委員会に付託されまして、四日政府委員より提案理由の説明を聽取し、二十三日より数日にわたり、各委員より、三公団の損失発生の原因、経済調査庁が公団について行つた調査の概要及び不正事実の内容等について熱心なる質疑が行われ、政府委員よりそれぐ〳〵答弁がありましたが、質疑応答の詳細については速記録に譲りたいと存じます。

次いで四月七日討論に入りましたところ、竹村委員は共産党を代

配炭公団の損失金補てんのための交付金等に関する法律

表して、損失の責任を公団の組織に帰し、不足の穴埋めを一般会計でやり、不正をさらに助長するようなやり方には反対である旨を述べられ、甲木委員は自由党を代表して、配炭公団の損失は事業の運営上やむを得ず生じたものであつて、この際これを補てんしないと各方面に致命的な打撃を與えるものである旨を述べて賛成の意を表せられ、橋本委員は民主党を代表して、公団の経営放漫、解散当時の不始末によつて生じた欠損を一般会計をもつて補てんすることは反対である旨を述べられ、川島委員は社会党を代表して、政府の監督不行届、公団首脳部の無責任の穴埋めをすることは納得できぬものがある旨を述べて反対の意を表せられました。

次いで四月八日、この法律の施行日に関し次のような修正案が提出いたされました。修正案を朗読いたします。

配炭公団の損失金補てんのための交付金等に関する法律案に対する修正案

配炭公団の損失金補てんのための交付金等に関する法律の一部を次のように修正する。

附則を次のように改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行し昭和二十五年四月一日から適用する。

以上が修正案でありますが、この修正案が提出いたされましたのは、この法律の施行日が四月一日となつておりまして、すでに経過いたしておるためであります。

次いで、本案並びに修正案を一括議題として、討論を省略し採決いたしましたところ、本案は修正案のごとく修正議決いたしました。

以上御報告申し上げます。

三、参議院大蔵委員長報告（五月二日）

○黒田英雄君　只今議題となりました配炭公団の損失金補てんのための交付金等に関する法律案の委員会におきまする審議の経過並びに結果を御報告いたします。

本案は、配炭公団の損失補てん財源として同公団が昭和二十三年以降国庫に納付すべき剰余金七十五億八千八百万円を充て、尚、損失金が生じますので、同公団に対し一般会計から四十三億五千七百万円を限り交付金を以てその損失を補てんいたそうとするものであります。又食料品配給公団、飼料配給公団の損失補てん財源には、昭和二十四年度以降の剰余金、即ち食料品配給公団にありましては一億二千百万円、飼料配給公団にありましては六億三千五百五十二万円を、それ〳〵当該公団の損失補てん財源に充当して、清算終了後におきまして剰余金が生じました場合には国庫に納付いたそうとするのであります。衆議院におきましては附則に修正が加えられたのであります。委員会におきましては、本案に直接に関係のある配炭、食料品及び飼料配給公団の外、鉱工品貿易公団についても、政府委員、各公団の責任者及び清算人等から、各公団の経理状況、売掛金の内容及び回収不能見込額、或いは目下問題になつておりまする不正事件等について説明を聴取し、慎重に審議をいたしたのでありますが、詳細は速記録により御承知を願います。質疑を終了いたし、討論に入りまして、波多野委員から、配炭公団が欠損を生じた原因は極めて不明瞭であつて、複雑怪奇と言う外なく、而もこの損失を国民の血税を以て補てんせんとするものであるから、これを延期すれば更に金利だけ損失を増すことになるが、これは忍んで、更に十分調査の上、次の国会において審議決定すべきであるとの反対意見が述べられ、又油井委員から、（「もつとはつきり」と呼ぶ者あり）配炭公団が莫大な損失を生ずるに至つたのは、現内閣が石炭統制撤廃の時期と方法を誤まつたこと及び経営が極めてルーズであつて、買入炭の検査、売掛金の回収等について万全の処置をとらなかつた結果と思われるので、次の国会において十分に審議を盡し、国民の前に真相を明らかにすべきであるとの反対意見が述べられました。採決の結果、多数を以て衆議院送付案の通り可決すべきものと決定した次第であります。

右御報告申上げます。（拍手）

◎富裕税法（昭和二五、五、一一、法一七四）

一、提案理由（二月二十四日）

（所得税法の一部を改正する法律の提案理由と一括して掲載）

二、衆議院大蔵委員長報告（三月十四日）

（所得税法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載）

三、参議院大蔵委員長報告（四月二十九日）

○木内四郎君　只今議題となりました富裕税法案の大蔵委員会における審議の経過並びに結果について御報告いたします。

本案は所得税の補完税といたしまして、今回新たに創設されるものでありまして、本法の課税時期即ち毎年十二月三十一日において本法施行地に住所又は一年以上居所を有する個人と、本法施行地に住所又は一年以上居所を有しない個人で、この法律の施行地に財産を有している者に対して課税せられるのであります。課税標準の計算は、前者につきましては、その者の有する財産の価額から課税時期において現に存するところの公租公課を含む債務の金額を控除した金額を、又その後者につきましては、その者の有する本法施行地にある財産の価額からその財産にかかるところの債務の金額を控除した金額を課税価格とすることになつております。

次に免税点及び税率でありますが、課税価格が五百万円以下であるときは課税しないことになつております。五百万円を超える金額に対しましては最低千分の五から、五千万円を超える金額に対しては最高千分の三十に至る超過累進税率によることになつておるのであります。

次に、財産の評価は原則として課税時期における時価によるので

ありますが、地上権、永小作権、有価証券、年金等、特殊な財産については、それ〳〵評価の方法が規定されておるのであります。又納税、更生及び決定、再調査、審査及び訴訟、罰則等については、大体所得税に準ずることとなつております。

本案審議に当りましては各委員より熱心なる質疑がありましたが、その詳細は速記録により御承知を願います。かくて質疑を終了し、討論に入りましたところ、森下委員より、税率が低いこと、及び文化財保護の精神からして国宝は免税すべきであるとの反対意見が述べられ、油井委員より、本案の内容には矛盾する点があるが、将来改正することを希望する旨の賛成意見が述べられ、採決の結果、多数を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、米国対日援助見返資金特別会計からする電気通信事業特別会計及び国有林野事業特別会計に対する繰入金並びに日本国有鉄道に対する交付金に関する法律案について申上げることにいたします。

昭和二十五年度の予算におきましては、米国対日援助見返資金から電気通信事業特別会計へ百二十億円、国有林野事業特別会計へ三十億円を繰入れることになつております。又日本国有鉄道へは四十億円を交付することになつておりますので、これらに伴うところの法的措置をいたしますと共に、その繰入又は交付を受けた金額については、おの〳〵これらの特別会計の固有資本の増加として経理せしめるために必要なる規定を設けようとするものであります。

本案審議の経過につきましては速記録によつて御承知を願いたいと思います。かくて質疑を終了いたしまして、討論に入り、採決の結果、全会一致を以て衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたした次第であります。

次に貴金属管理法案について申上げます。

御承知のごとく、外国貿易の趨勢に伴い、貴金属、特に金の国際決済の手段として果す役割はます〳〵重要性を加えつつある実情に鑑みまして、従来貴金属の管理について規定しておりました産金法及び金銀又は白金等の地金又は白金等の取引等取締に関する件等を廃止いたしまして、国際収支の改善その他の国民経済上有効な用途に充てるため、貴金属の政府への集中並びにその取引及び使用の調整に関する総合的な管理方式を確立しようというのが本法律案の目的であります。本案と現行法規との相違点を申上げますと、政府に集中された貴金属地金の中、国内で売却するものについて適切な配分計画を立て、これに基いて工業・工芸その他最も有効な用途のために売却することといたしました。又従来は金銀及び白金等の地金について行なつておりました国内取引の統制を金地金についてのみ行おうとするものであります。更に金鉱業、金精錬業等の生産面における取締を廃止すると共に、歯科用貴金属地金加工業及び販売業等に関する取締の方法を整備するの外、罰則規定を強化しようとするものであります。委員会における審議の詳細は速記録によつて御覧を願いたいと思います。かくて質疑を終了いたしまして、採決の結果、これ又全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に関税法の一部を改正する法律案について申上げます。

本案の改正点を申上げますと、昨年十二月外国為替及び外国貿易管理法が施行せられ、それに伴つて財産及び貨物の輸出入の取締に関する政令が本年六月三十日を以て廃止されることと相成りますので、同政令に規定されておりましたところの旅客の携帯品についての取締規定を新たにこの法律に挿入しようとすること、又輸入免許前貨物引取りの場合における関税の担保範囲を拡大いたしまして、国債等も担保となし得るようにすること、更に最近密貿易が質量共に悪化しつつある現状に対処いたしまして、輸入禁制品密輸入犯、関税逋脱犯、無免許輸出入犯等の罰則の調整強化、密輸出入物件の処分規定の明確化、税関官吏の調査権限の拡大等、所要の改正をいたそうとするものであります。本案審議の詳細につきましては速記録によつて御承知を願います。かくて質疑を終了し、討論に入りましたところ、油井委員より密輸出入取締の強化について、又小宮山委員より罰則の強化について希望意見が述べられ、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に国家公務員等の旅費に関する法律案について申上げます。

国家公務員等の旅費については、昭和二十三年七月内国旅行の旅費について、又昭和十八年八月外国旅行の旅費について、それ〳〵定額改訂を行なつたまま概ね今日まで据置きとなつており、実情に副いませんので、これが全面的改正をいたそうとするものであります。改正の第一点は、従来内国及び外国旅費規則の二本建となつておりましたものを、今回一本の法律に統合して規定しようとするものであります。第二点は、国内旅費の定額については三割程度の引

上げを行い、又外国旅費につきましては連合軍最高司令部の職員の旅費定額を参酌いたしまして、旅行先別に旅費定額を規定しようとするものであります。又新たに旅費の請求手続、旅行命令等に関する規定を設け、旅費の濫費を防止する外、諸規定の整備をなさんとするものであります。委員会における審議の詳細はこれ又速記録によつて御承知を願いたいと思います。かくて質疑を終了いたしまして、討論に入り、油井委員より旅費の運用について万全を期せられたい旨の希望意見が述べられ、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次は租税特別措置法等の一部を改正する法律案について申上げます。

本案は、外国資本と外国技術の適正な導入を促進するために所得税課税上の特別措置を講ずると共に、この際、所得税法等の特例の改正、富裕税の新設等に伴いまして、これら諸税の課税標準等の特例の改正又は新設をも併せて行おうとするものであります。所得税課税上の特例について申上げますと、先ず第一は、我が国に住所又は一年以上の居所を有していない個人等が適法に外貨で取得いたしました我が国の公社債の利子所得に対する源泉所得の税率を百分の二十から百分の十に引下げようとする点であります。第二は、外国資本又は外国技術の導入を必要とする重要産業を営む外資法人に勤務する者、及び重要産業を営む法人の科学技術の指導改善のために招聘せられたもので、我が国に一年以上居所を有してはいるけれども住所を有していない者の昭和二十七年から昭和三十年までの各年分の給

与所得又は退職所得につきまして、三百五十万円を最高限として、その收入金額の五割を控除しようとする点であります。第三は、重要産業を営む外資法人の活動を容易にし且つ外国資本の適正な導入を促進するに役立つ銀行業務等を営む法人に勤務する者、公認会計士等の自由職業を営む者、大学又は高等学校の教員又び牧師その他宗教の布教に従事する者についても同様の特例を設けようとする点であります。第四は、外国人の非円通貨所得については所得税を課さないのでありますが、この取扱は近く廃止の予定でありますので、この場合、急激な負担の増加を避けるために、この措置実施前に合法的に我が国で非円通貨所得を有していた者及びこの措置実施後に合法的に入国した者に限り、昭和二十五年分及び昭和二十六年分の所得についても同様の特例を設けようとする点であります。本案審議の経過の詳細も又速記録によつて御承知を願いたいと存じます。かくて質疑を終局し、討論採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に国家公務員共済組合法の一部を改正する法律案について申上げます。

本案は諸般の情勢の変化と実施の実情とに鑑み、次の諸点について所要の改正を加えようとするものであります。先ず第一は、既給年金受給者で昭和二十三年十一月三十日以前における俸給等を基準として算定せられておる年金は、現行法では三千七百円水準となつておりますが、これを昭和二十五年一月分以降六千三百円水準まで引上げようとする点であります。第二は、法務府設置法の改正等に伴い、組合の設置区分につき若干の改正を加えようとする点であり、又第三は、組合が行う事業に対する非課税範囲を若干拡張しようとする点であります。本案審議の経過の詳細につきましては速記録によつて御承知願いたいと思います。かくて質疑を終局いたしまして、討論に入り、藤井丙午委員より、日本製鉄八幡共済組合及び旧海軍共済組合等の年金受給者に対しても同様の恩典に浴せしめるよう速かに適当な法的措置を講ぜられたいとの要望を付して賛成の意見が述べられ、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたした次第であります。

次に昭和二十五年の所得税六月予定申告書の提出及び第一期の納期の特例に関する法律案について申上げます。

改正所得税法は本年四月一日から施行されたのでありますが、今般の改正は画期的な措置でありまして、その趣旨の周知徹底を十分ならしめる必要もあり、又昭和二十四年度分の徴税状況をも参酌いたしまして、本年に限り、所得税の六月予定申告書の提出期日及び第一期の納期をそれ〴〵一ケ月繰延べる特例を設けようとするものであります。委員会の審議の経過につきましてはこれ又速記録によつて御承知願いたいと思います。かくて質疑を終了し、討論、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたした次第であります。

以上九法案に対する御報告を終ります。（拍手）

◎農林物資規格法（昭和二五、五、一一、法一七五）

一、提案理由（四月十一日）

○国務大臣（森幸太郎君）　只今議題となりました農林物資規格法案につきまして提案の理由を御説明いたします。

わら工品、特殊農産物、木材、加工水産物及び加工食品等の重要農林物資につきましては、全国的に統一した規格を定め、これを普及させることによつて、これらの農林物資の品質の改善、生産の合理化、取引の単純公正化、使用又は消費の合理化を図ることが必要であります。これがため古くからこれらの物資については規格統一と検査の制度が存在し、昭和二十三年以降指定農林物資検査法に受け継がれまして今日に至つているのでありますが、同法の規定するごとき強制検査は統制の逐次撤廃されつつある現在の事態に適合しない点がありますので、この法律は廃止することにいたし、これに代つて規格の統一と都道府県の格付を規定する本法案を提案することといたしたのであります。この法律案の要点を要約して申上げますと、第一に農林大臣が重要な農林物資について、農林物資規格調査会の議を経て日本農林規格を制定することといたしたのであります。

第二に、調査会の審議は公正な手続によつて行い、且つ利害関係人の意向を反映させるため公聴会を開催することといたしました。

第三に、都道府県が日本農林規格に基いて格付を行つたときは、

その品質を保証するため日本農林規格に該当する旨の証票を附することができることとしてあります。

第四に、都道府県が日本農林規格に基く格付を行うかどうかは、都道府県の自由意思によることといたしました。

第五に、日本農林規格を定めた物資については、都道府県でこれと異なる規格を制定することを制限しておりますが、都道府県その他の利害関係人から日本農林規格を制定するように申出のあるときは、農林物資規格調査会に諮つて必要なものについては日本農林規格を定めることといたしたのであります。

以上がこの法案の要点であります。各委員におかれましては慎重御審議の上速かに御可決あらんことを切望いたします。

二、参議院農林委員長報告（四月二十一日）

（植物防疫法の委員長報告と一括して掲載）

三、衆議院農林委員長報告（四月二十五日）

（植物防疫法の委員長報告と一括して掲載）

◎特別鉱害復旧臨時措置法

（昭和二五、五、一一、法一七六）

一、提案理由（一月二十三日）

○宮幡政府委員　ただいま議題となりました特別鉱害復旧臨時措置法案について、その提案理由を御説明申し上げます。

この法案は先般の臨時国会に上程いたしまして慎重御審議を願つたのでありますが、会期等の関係によりまして、審議未了となつたものでございます。しかるに先般御説明申し上げましたように、いわゆる特別鉱害を急速に、かつ計画的に復旧することは、公共の福祉を確保するための必要なことでありまして、政府においても慎重な検討の結果、一昨年四月以降その復旧の方針を決定いたしまして、爾来この方針に基いて、復旧事業が施行されて参つたのであります。しかるに御承知のように、昨年九月十六日をもつて、配炭公団は解散となりまして、石炭の統制は撤廃されましたので、その結果国費及び地方公共団体負担金を除く、出炭トン当り十六円十一銭の割合で、炭価に織り込まれた、特別鉱害復旧費の調達方式、いわゆる配炭公団のプール資金制度の継続が不可能となり、その復旧工事費の主要な財源が失われることとなつたのでございます。しかしかような事態の発生のため、すでに発足し、順調に進捗中のこの継続事業を、突如として中絶させるわけには行かず、また特別鉱害の復旧を急ぐ事情も、その個々の内容において多少の変更はありますが、全体としては、ますます増大して来ているのでございます。かくて加えて、右の事情の変更を知つた特別鉱害の被害者を初めとして、その関係者の懸念と焦慮は、きわめて深刻なものがあつたのであります。かくて従来の配炭公団のプール資金制度にかわるべき、新しい財源措置を求める声が、現地を中心に澎湃として起り、政府に対して強い要望が行われたのであります。政府はここにおきまして、すみやかに所要の法的措置を講ずることといたしまして、可及的従来の線を踏襲して、この法案を立案し、事の緊急性にかんがみ、今次第七国会に再び提案いたした次第であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに可決せられることを、重ねてお願いいたす次第であります。

二、衆議院通商産業委員長報告（四月二十六日）

○神田博君　ただいま議題となりました特別鉱害復旧臨時措置法案について、通商産業委員会における審議の経過並びに結果を概略御報告申し上げます。

本法案は、旧臘二十三日内閣より提出、即日、本委員会に付託せられたものでありますが、その内容は、前第六回国会において審議未了となりました政府提出の原案と全然同一のものでありまして、戦時中の強行出炭に基因して発生した特別の鉱害を急速かつ計画的に復旧することによつて公共の福祉を確保し、あわせて石炭鉱業の健全な発達に資するための制度を設ける必要があるというのが、本法案提出の理由であります。

本委員会においては、特別鉱害のさんたんたる実情にかんがみ、できるだけ早く審議を進めると同時に、法案の内容がきわめて複雑であるため、あらゆる角度から慎重に検討しなければならないという各党一致の意見に基いて、終始一貫、熱心に審議いたした次第でございます。

（議長退席、副議長着席）

すなわち、一月二十三日提案理由の説明を聴取して以来、委員会を開くこと前後七回、この間、建設委員会及び建設委員会並びに災害地対策特別委員会理事との合同打合会を各一回ずつ開催し、また一月四日より一週間にわたつて現地調査を行い、なお二月九、十両日にわたり公聴会を開いて公述人の意見を聴取いたしました。

かく慎重に検討を加えました結果、本法案の條文中には承認いたしがたい点が少くありませんため、これが修正に関し、二月十五日、各党代表よりなれる小委員会を設け、三月十八日、一応の修正案を得たのでありますが、さらに入念に検討いたしまして、結局前後六回にわたる小委員会の結論として最終的修正案を決定し、関係各方面との折衝も終り、本日の委員会において満場一致これを可決いたしました次第であります。

修正案の全文は、時間の関係もあり、これを委員会の会議録に譲ることといたしまして、ここにその主要なる点を御説明いたします。

第一点は特別鉱害の定義に関するものでありまして、原案第三條第一項第一号及び第二号の、昭和十六年十二月八日から同二十年八月十五日までの間において発生したものであつて、国の石炭増産の要請に基くものとあるのを、「太平洋戦争中、戦争遂行のための緊急な国の要請に基く石炭増産の応急措置としてした法令による命令またはこれに準ずるものと認められるべき行政上の措置に基くもの」と修正したことであります。

第二点は納付金に関するものでありまして、原案第二十二條第二項では、特別鉱害に関係の有無を問わず、全部の炭鉱から年間出炭

量一トンにつき二十円以内を徴收することになつておりましたが、これを修正して、特別鉱害に関係のある炭鉱からはトン当り二十円以内を、また関係のある炭鉱を経営せる鉱業権者の無関係炭鉱からはトン当り十円以内を納付せしめることとし、一般無関係炭鉱の納付義務を免除いたしました。また工事費と納付金との関係によつては、みずから復旧工事を施行し得る道を開きました。

第三点は復旧公団に関するものでありまして、すなわち原案第三章の特別鉱害復旧公団を、私的法人ではなく公法上の法人とし、その名称も復旧公社と改め、その役職員を国家公務員としたこと、また公社の業務はおそくも今年末までには通産省に引渡すこととしたこと、なお主たる事務所の所在地を、東京都ではなく福岡市に変更したこと等であります。

第四点は鉱害対策審議会に関するものであります。原案第六條第五項によりまして、通商産業大臣は、特別鉱害の認定、復旧工事計画の認可等に関し鉱害対策審議会に諮問しなければならぬことになつておりますが、これを廃止いたしますとともに、本法の規定による通商産業大臣その他の行政官庁の処分に対して不服ある者は裁判所に提訴することができることといたしました。

以上御報告申し上げます。

三、参議院通商産業委員長報告（四月二十八日）

（小型自動車競走法の委員長報告と一括して掲載）

◎船主相互保險組合法

（昭和二五、五、一一、法一七七）

一、提案理由（四月二十六日）

○舟山政府委員　ただいま議題となりました船主相互保險組合法案につきまして、その提案理由並びに要旨を御説明いたします。

現行の保險業法によりますと、保險事業を営むことのできるものは、株式会社または相互会社に限られておりますが、船舶海上保險におきましては、損害保險会社の引受けない分野があり、船舶所有者の間において、相互保險を行うための相互保險組合設立の要望は、大なるものがあるのであります。その理由は、まず第一に昭和二十三年七月、木船保險法による木船保險組合が解散しました後は、危險率の高い木船の保險は、保險会社が引受けることを好まず、現在では、木船のほとんどすべてが無保險の状態にありますことと、第二には大型鋼船船主が、船舶の運航に伴つて負担する費用及び責任につきましては、現在の損害保險会社の船舶海上保險約款では、担保されない範囲が少からずあるので、昭和二十四年四月一日から、船舶運航の方式が船舶運営会の裸傭船から定期傭船に変更されて、船主の負担する費用及び責任の範囲が拡大されるに伴い、保險会社の担保しない危險を相互に保險する必要が痛感されておりました。今回さらに、来る四月一日から、船舶の運航はすべて船主自身の手で行われることとなりましたので、その必要が倍加されて来たのであります。従いまして、これらの船主が相互扶助の精神で、船主相互保險組合を設立することは必要であると考えられますので、ここに本法案を提出して、組合組織による船主の相互保險事業を認め、右の要望にこたえようとするものであります。

次にこの法案の要旨は、大体次の通りであります。第一にこの法案は、船主相互保險組合の行う相互保險たる損害保險事業の健全な経営を確保し、その組合員及び組合の一般債権者の利益を保護しようとするものであります。

第二にこの法案に基いて設立される船主相互保險組合は、主として木船の船体に関して相互保險を行う木船相互保險組合と、大型鋼船船主の費用及び責任に関して相互保險を行う船主責任相互保險組合との二つに限られております。

第三に船主相互保險組合を設立するには、出資の総額が二百万以上、組合員の数が十五人以上、及びその組合員の所有または賃借する保險の目的たる船舶の数が百隻以上で、かつ主務大臣の認可を受けなければならないこととといたしております。

第四に組合員たる資格を有するものは、木船相互保險組合にありましては、木船を所有または賃借するもの、船主責任相互保險組合にありましては、鋼船を所有または賃借するもので、それ〴〵定款で定めるものに限り、組合への加入については、一口以上の出資及び保險料の拂込みを條件としております。

第五に船主相互保險組合は、主務大臣の認可を受けて、組合員に対し保險料の追徴または保險金の削減をすることができる規定を置きます一方、剰余金につきましては、組合員の出資額または事業の利用分量に応じて、分配することができる規定を設けております。

第六に船主相互保險組合の機関、計算、清算及び解散につきましては、保險業法及び商法の所要の規定を準用しております。

第七に監督は、木船相互保險組合につきましては、木船に対する海運行政と密接な関係がありますので、保險料率または責任準備金の積立て等に対する監督のごとく、純粋に保險行政上の監督を除いたほかは、大蔵大臣と運輸大臣との共管とし、船主責任相互保險組合につきましては、大蔵大臣の專管といたしております。

第八に右に述べました諸規定の違反に対しまして、所要の罰則を規定しております。

最後に附則におきまして、船主相互保險組合に対する事業者団体法の適用を排除し、また法人税を軽減いたしますため、事業者団体法及び法人税法に対する所要の改正をいたしております。

以上がこの法案提出の理由並びにその内容の要旨でありますが、何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願いいたします。

二、衆議院大蔵委員長報告（四月二十九日）

○西村直巳君　ただいま議題となりました船主相互保險組合法案について、大蔵委員会における審議の経過並びにその結果につき御報告申し上げます。

現行の保險業法によりますと、保險事業を営むことのできるもの

は株式会社または相互会社に限られておりますが、船舶海上保険におきましては、第一に木船につきまして、木船保険法による木船保険組合が解散いたしました後は、危険率の高い木船の保険は保険会社が引受けることを好まず、木船のほとんどすべてが無保険の状態にありますこと、第二は、大型鋼船船主が船舶の運航に伴つて負担する費用及び責任につきましては、現在の損害保険会社の船舶海上保険約款では、担保されざる範囲が少からずある現状なのであります。従いまして、これら損害保険会社の引受けたくない分野につきまして、船舶所有者の間において、相互扶助の精神で相互保険組合を設立しようとする要望は相当大なるものがあるのであります。この法案は右の要望にこたえて提出されたものでありまして、その目的とするところは、船主相互保険組合の行う損害保険事業の健全な経営を確保し、その組合員及び組合の一般債権者の利益を保護しようとするものであります。

この法案は、去る二十六日、政府委員より提案理由の説明を聴取し、ただちに質疑に入り、各委員より保険の範囲、金融的措置等について熱心なる質疑が行われ、政府委員より答弁がございました。その詳細については速記録に譲ります。

次いで討論に入りましたところ、自由党を代表して前尾繁三郎君、社会党を代表いたしまして川島金次君、民主党を代表して宮腰喜助君は賛成の意を表せられ、共産党を代表して河田賢治君は反対の意を表せられました。

次いで採決に入りましたところ、起立多数をもつて本案は原案の通り可決されました。

次に議題となりましたつむぎ等の輸入税を免除する法律案につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びにその結果につき御報告申し上げます。

この法案は、沖縄、大島等から輸入せられますつむぎ及び上布に対する輸入税を昭和二十六年十二月三十一日まで免除することとしようとするものでございます。現行輸入税表によりますと、これらの物品の大部分は従価十割の輸入税がかけられることになつておるのでありまして、その輸入は全然不可能な状態でございます。今回その輸入税を免除して、輸入を円滑にしようとする次第であります。

この法案は、去る三十八日、提出者北澤直吉君より提案理由の説明がございまして、ただちに質疑に入りましたところ、各委員から質問がございましたが、その詳細については速記録に譲りたいと存じます。

次いで討論を省略いたしまして採決の結果、起立多数をもつて本案は原案の通り可決せられました。

次に議題となりました予算執行職員等の責任に関する法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果につき御報告申し上げたいと思います。

この法案は、国及び公団等の予算執行職員が法令または予算に違反した支出等の行為をすることを防止するとともに、予算執行の適正化をはかる目的をもつて、これら職員に対する弁償責任等の制度を確立するために提出されたものであります。

この法案は、四月十九日、政府委員より提案理由の説明を聴取いたしました。二十五日、決算委員会との連合審査会を開き質疑を続行いたしましたが、その詳細については速記録に譲りたいと思います。

次いで昨二十八日、小山長規君より、共産党を除く各派共同提案になる修正案が提出いたされました。その内容は、会計検査院の事前審査を受けました支出等の行為については有責任の検定も懲戒処分の要求もすることができない旨を規定しております第七條を削りまして、これに伴う関係條文の整理を行つておるのでございます。その理由とするところは、この規定がありますと、予算執行職員が責任を免れるために、ことごとく事前審査を要求することになりまして、そのため事務が澁滞し、支出等の行為が遅延するおそれがあるというのであります。

次いで討論に入りましたところ、社会党を代表して川島金次君、自由党を代表して小山長規君よりいずれも賛意を表せられ、共産党を代表して河田賢治君は反対の意を表せられました。

次いで採決いたしましたところ、起立多数をもつて本案は修正案の通り修正議決されました。

以上御報告申し上げます。（拍手）

三、参議院大蔵委員長報告（五月一日）

（つむぎ等の輸入税を免除する法律の委員長報告と一括して掲載）

◎漁船法（昭和二五、五、一三、法一七八）（衆）

一、提案理由（四月二十九日）

○石原圓吉君　ただいま議題となりました漁船法案について、提案の理由とその要旨を説明いたします。

まず、本法案提案の理由と本委員会における起草の経過について申し上げます。

わが国の水産業は世界第一であり、重要産業中の最も重要な産業であります。特に戰後、その振興について種々の考慮が拂われ、なかんずく水産業協同組合法、漁業法及び漁港法等の成立を見、漁業経営の合理化がはかられたのでありますが、これらの制度をして十分にその成果を收めしむるには、漁業の根幹たる漁船についても適当な措置を講ずることが必要であります。漁業経営の優否は、漁船の性能とその適否いかんにあるのでありまして、従来漁船について特別な制度がなかつたことは、まことに遺憾なことでありました。

漁船は、一般の船舶が旅客や貨物を積んで一定の航路を定期的に往復するがごとき単純なるものとは全然性格を異にし、漁具と相まつて漁獲を能率的に行うことを使命とするのであります。漁船行政を運輸省が主管する不合理と、農林省と二元的に取扱うため、漁業者のこうむる煩雑と不便とは、けだし少くなかつたのであります。これらの不便を除き、漁業調整の完遂を期するには、ぜひともこれを一元化する必要を痛感いたすのであります。他方漁船を新造する

ことは、大型、小型の別なく、漁業者にとりましては大きな負担でありますから、せつかく苦心して建造した漁船は、十分に漁撈性能の優秀にしてかつ耐久力のあるものにする必要があるにかかわらず、これを指導監督することについての政府の処置が十分と言えなかつたのであります。

ここにおいて漁船法を成立せしめて、漁船の船型や性能の向上をはかり、漁船行政を簡素化し、漁船の調整を適切にする必要を認め、本委員会におきましては、昨年の四月から一箇年余にわたり、あまねく漁船行政に関する慎重なる調査研究をして参つたのであります。しかして本委員会は、二月一日会議を開き、全員一致をもつて漁船法案を起草すべきことを決定し、爾来、漁船に関する小委員会において慎重審議をなし、四月二十八日、同小委員会案を決定いたしたのであります。引続き本委員会を開き、本委員会成案の決定を見ましたので、本法案を提出いたした次第であります。

次に法案の内容について御説明申し上げます。

第一は、漁船の建造を調整し、登録及び検査に関する制度を確立し、試験を行い、もつて漁船の性能の向上により漁業生産力の合理的発展に資するという目的と、漁船法の適用を受ける船舶の範囲を規定したのであります。

第二は、漁船の建造調整について、農林大臣は長さ十五メートル以上の動力漁船の建造等の許可を行い、その他の許可は知事に與える等、漁船の建造、改造の許可並びにこれに関係する事項に関して規定したのであります。

第三は、現在連合軍総司令部の指令により行われている漁船登録規則をほとんどそのまま本案に移したものでありまして、漁船登録の規定であります。

第四は漁船の検査でありますが、現在海上保安庁が一般船舶と同様に検査を行つているのであります。これは海上における人命の安全のための最小限の程度でありまして、漁船としては、さらに漁業の種類に順応して十分なる性能を有せしむることが漁撈上最も必要とするのであります。よつて、船主の依頼に応じてこの方面の指導的検査を行おうとする規定であります。

第五は、漁船に対する試験が従来非常に乏しいため、漁船の性能の不十分なものが多く、また進歩性に欠けていたのであります。新たに科学的基礎試験の必要性にかんがみ漁船に関する規定を設けたのであります。以上がその内容のあらましであります。

本案は、二月一日から四月二十八日まで三回にわたり委員会において慎重審議を遂げ、討論に入り、日本共産党井之口政雄君より反対の意見があり、自由党川村善八郎君より賛成の意見が述べられ、続いて成案の決定について採決を行いましたところ、多数をもつて原案の通り委員会成案の決定を見たのであります。よつて提出方法につきましては、本案は委員会提出の法律案として議院に提出することに多数の賛成を得て決定したのであります。要するに、この法律の成立により漁船行政は著しく簡素化され、適正なる指導監督により漁船の性能は向上し、生産は増進し、漁業は安定性を持ち、国民経済へは大きく寄與するわけであります。さきに漁業法案は改正され、漁港法の制定に次いで、今また漁船法の制度を見るに至らば、ここに一貫したるわが国の水産政策は樹立せられ、斯業進展の基礎は固まるのであります。以上の次第であります。なお詳細につきましては委員会の会議録によつて御承知を願います。

これをもつて提案理由並びに要旨の説明を終ります。何とぞ御審議の上すみやかに御賛成あらんことをお願いします。(拍手)

二、参議院水産委員長報告(五月一日)

○木下辰雄君　只今議題となりました漁船法案並びに水産資源枯渇防止法案につきまして、委員会における審議の経過並びに結果について御報告申上げます。

先ず漁船法案についてその提案の理由を申上げます。水産食糧増産の基幹をなす漁船は、太平洋戦争前は順調に発達して、当時の我が国の漁獲量にほぼ比例していましたが、戦時中少からざる数を喪失いたしたのであります。終戦後政府は昭和二十年十二月、閣議において三十三万七千トン補充計画を決定して漁船の整備計画に努力して参つたのであります。そのためにその数においては三十余万隻、百二十余万トン、百八十余万馬力になり、戦前の水準に達しましたが、漁船の建造を調整し、漁船を登録、検査し、又試験を行い、その性能を向上せしめる点において特別の制度がなかつたことは遺憾でありました。漁船は一般の船舶が旅客や貨物を積んで一定の航路を定期的に往復するがごときものではなく、全然その性質を異にいたしまして、漁具と相待つて漁獲を能率的に行うことを使命といたすのであります。然るに日華事変当初、国家総動員法に基いて制定せられました臨時船舶管理法という臨時立法を制定いたしまして以来、この漁船行政を農林省と運輸省とが取扱つて参りましたために、漁業者の蒙る煩雑と不便はけだし少くなかつたのであります。これらの不便を除き、漁業調整の完遂を期するには、是非とも法の制定を必要とするから、国会は速かに立法して呉れとの請願或いは陳情が沢山ありますし、又これは水産業界の輿論でもありましたので、衆参両院の水産委員会は第一国会以来協力してこれが立案に当り、今回運輸省と完全に了解ができまして、衆議院の議員提出として提案され、衆議院において可決して本院に送付されたのであります。

次に法案の内容を簡単に御説明申上げます。第一に、漁船の建造を調整し、漁船の登録及び検査に関する制度を確立し、漁船の試験を行い、以て漁船の性能の向上を図り、併せて漁業生産力の合理的発展に資することがこの法律の目的であります。第二に、漁船の建造調整について、農林大臣は長さ十五メートル以上の動力船の建造等の許可を行い、その他の許可権は知事に與える等、漁船の建造改造の許可並びにこれに関係する事項に関しまして規定してあります。第三点は、現在連合軍総司令部の指令によりまして行われている漁船登録規則を殆んどそのまま本法案に移したものであります。第四、漁船の検査でありますが、現在海上保安庁が一般船舶と同様に検査を行なつているのであります。これは海上における人命の安全のための最小限度の程度でありますが、漁船といたしましては更に漁業の種類に順応して十分なる性能を有せしむることが漁撈上最

も必要とするものでありますから、船主の依頼に応じてこの方面の指導的検査を行おうとするものであります。第五は、漁船に対する試験が従来非常に乏しいため漁船の性能の不十分なものが多く、又進歩性に欠けていたのであります。故に新たに科学的基礎試験の必要性に鑑みまして、漁船に関する試験の規定を設けたのであります。以上がその内容のあらましであります。

本案は本国会当初より委員会において検討いたしました。而して四月二十九日衆議院から送付され、本委員会に付託されましたのでありますが、本法案は前にも申しました通り、両院水産委員の共同提案とも称すべきものでありますので、質疑も簡単に済まし、討論に入りましたところ、社会党の青山委員より、又自由党尾形委員より、それ〴〵賛成の意見がありました。採決いたしましたところ、全員一致で本法律案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に水産資源枯渇防止法案につきまして、その提案理由並びにその内容について簡単に御説明申上げます。

言うまでもなく資源の保護、愛護ということは、如何なる産業にとりましても大切なことであります。然るに我が国の漁業の現状を見まするに、漁場は戰前に比べて非常に狹くなつているにも拘わらず、漁業者の数は戰前よりも著しく増加いたしているのであります。従つて現在すでに飽和状態に達しておる状況にあるのでありまして、遠洋漁業、近海漁業、若しくは沿岸漁業を問わず、稚魚濫獲の弊を生じ、又無許可船の操業等により漁場の紛争が絶えない有様でありまして、その結果は水産資源を枯渇させ、延いては止むにやまれず制限漁区違反というような事態が起つて来るのであります。由来、総司令部天然資源局におきましては、水産資源愛護策を水産施策の重要な眼目として来たのでありまして、従来日本の漁業者が侵略的な漁業という悪い印象を国際間に持たれておる点に鑑みまして、漁業に関する規律を自主的に守り、又資源を愛護することを継続的に実行することによつて証明しなければ、漁区の拡張や漁区制限の撤廃も問題に上せ得ない旨をたび〳〵声明して来たのであります。

右のような次第でありますので、重要なる水産資源について科学的調査を実施し、資源の量に適応した最高の漁獲率を維持して、漁業の利益と経営の安全を永久に継続させ、且つ国際信義を高めることが必要であります。而して資源枯渇の虞れのある漁業に対しましては濫獲防止の方法を講じ、止むを得ない場合には減船なり操業区域の変更なりの措置をとる必要も生じて来るのでありまして、講和條約を控えた現在、このような法律を制定して、我が国の漁業者がかくのごとく資源を愛護しておるという事実を内外に指し示すことが、我が水産業の将来にとつて適切なる事柄であるという見地から、この法律案を提出されたのであります。

次に法案の主要な内容について申上げます。先ず第一に、水産資源の枯渇の虞れがあると認められる漁業について、資源の関係その他を見合いまして、漁業種類及び海域別に漁船の最高隻数を定めるのであります。第二に、この最高隻数を定めました場合に、現在の許可船がその定めた数を超過いたしておる場合には、許可の取消、又は操業区域の変更の措置を行うことになつております。第三に、以上のような措置をとつたことによる損失に対しては、予算の関係から現金で補償することができない場合もありますので、補償金交付の方法については政令で定めることになつております。

委員会におきましては、予備審査から本審査まで委員会を開くこと五回に亘り、愼重に審議をいたしましたのでありますが、委員会の審議状況、委員と政府委員との質疑応答等は速記録によつて御承知を願いたいのであります。質疑を終了して討論に入りましたところ、社会党の青山委員、自由党の西山委員より賛成の意見を述べられ、採決の結果、全員一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたした次第であります。

以上御報告いたします。（拍手）

（註）衆議院においては委員会の審査は、省略された。

◎国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二五、五、一五、法一七九）

一、提案理由（四月十日）

○政府委員（吉岡惠一君）只今議題となりました国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律案の提案理由について御説明申上げます。

国会議員の選挙及び最高裁判所裁判官の国民審査の執行に関する国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律

事務の大部分は、都道府県又は市町村の選挙管理委員会に委任して行われておるのでありますが、このため特に要する経費につきましては、現在すべて国が負担することになつておるのであります。

今回の税制改革に当り立てられました地方財政平衡交付金制度によつて、地方公共団体の機関に委任して行う事務に要する経費は地方財源で賄うことを原則とすることとなつたのでありますが、国会議員の選挙等に関する事務は毎年行われるものでなく、又衆議院の解散による総選挙又は補欠選挙等予期し得ない時期に行われる場合もあり、更に選挙等の公営の実施その他について機会均等を確保する必要等諸般の事情を勘案し、重要な国務でもありますので、直接国費から支出することといたしまして、これまでと同様に、国会議員選挙等の執行のために地方公共団体が特に要する経費は、すべて国が負担することといたしました次第であります。

国会議員選挙の執行に要しまする経費は、衆議院議員総選挙には最高裁判所裁判官国民審査が、参議院議員通常選挙には全国区及び地方区の選出議員の選挙とが同時に行われ、又選挙公営が拡充せられる等のために、相当の額に達するのでありまして、而もその大部分が地方の選挙管理委員会において要するものであります。

国会議員の選挙等の事務の大部分が地方の選挙管理委員会に委任して行われるものでありますので、選挙公営の実施その他選挙事務遂行について、地方選挙管理委員会の活動の如何は選挙の結果にも至大の影響を持つのであります。従つてその活動の裏付けとなります経費について必要な最小限度が満たされなければならないのであ

りますが、国が経費を負担する場合に、その程度についてはいろいろ問題があるのであります。

昨年一月に行われました衆議院議員選挙におきましては、その経費は当初予備金より七億七千万円を支出したのでありますが、地方選挙管理委員会においては、この額ではその責任を十分果すことができないというので、不足を生じた場合は国費を追加せられたいとの強い要望がありました。政府といたしましても、経費の不足から選挙の執行に支障を生ずることがありましては、その影響するところが少くありませんので、種々検討した結果、真に止むを得ない経費に不足を生じた場合は適切な措置を講ずることにしたのであります。結局において、去る第六国会において一億七千八百万円の追加を補正予算に計上した次第であります。このように事後に問題を残すことは、面白くないのでありますが、併し昨年の衆議院議員の総選挙のように、議会の解散後行われる総選挙においては、時日の余裕もなく、予備金の限度もあつて、避け難いことでもあつたのであります。

以上述べた昨年一月の衆議院議員総選挙の際の実際から考えますと、地方の選挙管理委員会がその必要と認めて支出した経費は、すべて国が負担することになるのでありまして、国の財政上相当の負担になるばかりでなく、国の負担額決定の時期等から考えて、地方選挙管理委員会の事務執行に財政上の不安があり、又同じ程度の規模の個々選挙事務についても、地方選挙管理委員会の間でその使用した経費の額が区々であり、延いては国会議員選挙執行の上に非常

な支障を生ずることにもなりますので、この際国が負担する経費は特に必要とする特別の理由のない限りは、この程度であるという基準を予め定め、如何なる場合に選挙が行われることになりましても、その選挙に支出できる経費は予測できるようにして置いて、国の負担額も徒らに厖大になることを避け、紛議の発生を未然に防止して選挙の適正円滑なる執行を確保しようとするのが、この法律案を提出するに至つた根本の趣旨であります。

法律案の内容は国会議員の選挙、最高裁判所裁判官の国民審査及び憲法第九十五條の規定による投票の執行について国が負担する経費の基準額とその配分とを規定しておるのであります。基準額につきましては、一般の選挙事務につきましては、その行われる単位即ち都道府県、市区町村投票所、開票等の別に分け、選挙運動の公営の事務につきましては、その種類ごと、即ち選挙公報の発行、演説会場施設の公営、候補者氏名の掲示等の別に分け、これら一般選挙事務の執行については、その規模を有権者の数に求めて段階を設け選挙運動の公営事務については、その種類に応じ、候補者の数、世帯数又は面積等を基礎に段階を設けて所要の経費を算定いたしたのであります。所要経費の算定につきましては、昨年一月行われまして、衆議院議員総選挙及び同時に行われた最高裁判所裁判官国民審査に要した経費の実績を検討すると共に、都道府県及び市町村の実地について調査を遂げました結果、多く使用しておると認められるものを節約して少い額で済んでおるものもあるのでありますが、その中庸をとつて基本の額を定めたのであります。距離、地域又は選挙の行われる時期等によつて一般的な基本額によることのできないものについては、それ〴〵必要な調整を加えることにいたしておるのであります。

以上のようにして定めた基準の額を基礎に、来る参議院議員通常選挙の執行に要しまする経費を計算いたしました結果、その総額は九億八千万円となり、昨年一月の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に要した経費の九億五千万円に比較すると、約三千万円の増加となるのであります。この比較からいたしまして、経費の基準額は大体無理のないものと信ずる次第であります。

次に、配分につきましては、これまでと同様に全国選挙管理委員会におきまして、基準額に基いて、都道府県に対しその市町村の分も含めた所要経費を算出して配分いたし、各市町村の分については、都道府県において基準額に基いて所要額を算出して配分することにいたしました。

避けることのできない事故その他特別の事情のため交付された額で選挙を行うことが困難な向に対しましては、別に調整費を設け、このうちから経費を追加することにいたしたのであります。又無投票等によつて交付せられた額に不要となる額を生じました場合はこれを返還させることにいたしたのであります。

以上がこの法律案の趣旨並びに内容でありますが、この法律案が成立いたしますれば、政府といたしましては、これによつて財政的措置を講ずべき拘束を受けますし、都道府県市町村といたしましては、所要経費について保障せられることになりまして、選挙の円滑適正な執行が図られると存ずるのであります。何とぞ慎重御審議頂きたいと存ずる次第であります。

二、参議院選挙法改正に関する特別委員長報告(五月二日)

○小串清一君　只今議題となりました国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律案につきまして、選挙法改正に関する特別委員会における審議の経過並びに結果について御報告を申上げます。

この法案が提出せられました趣旨は、現在、国会議員の選挙、最高裁判所裁判官の国民審査の執行に関する事務は、国の事務でありながら、その大部分を都道府県の選挙管理委員会又は市町村の選挙管理委員会に委任して行なつておるのであります。従つてこれらに要する経費も国で負担することになつているのでありますが、その配分につきまして明確なる基準を設けていなかつた関係上、選挙執行に際しまして経費の配分についていろ〳〵の問題が生じて来たのであります。従いまして法律を以て一定の基準を定め、その選挙において支出することができる経費を明確にして置くことは、問題の発生を未然に防止し、選挙の適正円滑なる執行を確保するために必要であるというのであります。本法案の内容を簡単に申上げますと、本法案は、国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査、及び日本国憲法第九十五條の規定による投票の執行の場合における投票所の経費、開票所の経費、選挙会及び選挙分会の経費、選挙公報の発行費、候補者氏名等の掲示費、演説会施設公営費、立会演説会費、

新聞広告公営費、ポスター用紙の費用及び事務費につきまして、国が負担する経費の基準をそれ〴〵詳細に定めたものであります。

次に本委員会におきまする主な質疑について申上げますと、事務費等の配分について、原案によれば、五大市の区と一般の市との間の配分金額に非常なる差異があるので、大都市に厚く中小都市に薄いという極めて不平等な結果となる虞れがあつたのであります。その算定の基準を何に求めたか等について、政府委員との間にいろいろの論議が交されたのであります。

次いで質疑を打切りまして討論に入りましたところ、鈴木委員より、只今お手許に配付してございますような修正案が提出せられました。又同委員より原案の不公平を指摘してこれを是正した詳細な説明がありまして、外に発言がありませんので、直ちに採決に入つたのであります。先ず修正案について採決いたしましたところ、多数を以てこれを可決しました。続いて修正部分を除く原案について採決いたしましたところ、これも多数を以て可決されました。よつて本案は修正議決されたのであります。

以上御報告申上げます。（拍手）

三、衆議院地方行政委員長報告（五月二日）

○野村專太郎君　ただいま議題となりました国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律案につき、地方行政委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案は、都道府県及び市町村の選挙管理委員会が管理する国会議員の選挙等の執行につきまして、国が負担する経費の基準を定めることを目的とするものであります。

御承知のごとく、国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査及び憲法第九十五條の規定による投票の執行の事務は、大部分地方の選挙管理委員会に委任して行われるのでありまして、国はその所要経費の全額を負担することとなつているのであります。しかるに、従来よるべき明確な基準が存しなかつたため、その経費をめぐつて幾多の問題が起つていたのであります。昨年一月に行われました衆議院議員総選挙におきましても、政府は当初七億七千万円の国費を支出いたしたのでありますが、地方によりましては、実施の結果はなはだしい経費不足を生じ、地方財政を圧迫するに至つたものが少くなく、結局政府は、第六回国会において一億七千八百万円の追加を補正予算に計上いたさざるを得ないような事態が生じて参つたのであります。このように事後に問題を残すがごとき事態は、国の財政にも、また地方選挙管理委員会の事務執行の上にも不安を與え、選挙の適正かつ円滑な執行に支障を生ずることとなるのであります。この際国が負担すべき経費の基準をあらかじめ法定することにより地方選挙管理委員会が選挙に使用し得る経費を予測できるようにいたし、他方国の負担額もいたずらに厖大になることを防ぎ、紛議の発生を未然に防止することが適当と考えられるのであります。これが本法案の提出理由であります。

本法案は、去る四月六日、本委員会に予備審査のため付託となり、同十三日、政府委員より提案理由の説明を聽取し、五月一日質

疑応答を行い、翌二日、参議院より一部修正の上本院に送付せられ、本委員会に本付託となりましたので、同日さらに質疑応答を重ねたのであります。次いで同日討論、採決の結果、全会一致をもつて可決すべきものと決定した次第であります。

以上をもつて御報告といたします。（拍手）

◎国家公務員の職階制に関する法律

（昭和二五、五、一五、法一八〇）

今国会を通過した右法律は、第六回国会において審議未了となつた同法律案とその内容が同一のものであるため、今国会においては、その提案理由の説明を省略することに昭和二四年一二月四日委員会において決定したから、便宜前国会において説明された提案理由（昭和二四、一一、一七、人事委員会議録二号）を登載した。

一、提案理由

○淺井政府委員　ただいま議題となりました国家公務員の職階制に関する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

御承知の通り、国家公務員法は、新憲法の精神にのつとりまして、公務の民主的かつ能率的運営をはかるため、国家公務員がその職務の遂行にあたり、最大の能率を発揮し得るように、民主的な方法で選択され、指導さるべき根本基準を定めているのでありますが、その一つとして、第二十九條第一項におきまして職階制を法律で定めることとし、同條第二項におきまして人事院が職階制を立案し、官職を職務の種類及び複雑と責任の度に応じて、分類整理すべきことを定め、さらに同條第四項におきましてこれらに関しまする計画を国会に提出して、その承認を得ることとしているのであります。このため人事院におきましては、前身たる臨時人事委員会の発足当初より、この職階制の立案に力を注ぎ、またその実施に当るべき準備を整えて参つたのでございますが、今般これに関する法律の成案を得るに至りましたので、ここに国家公務員の職階制に関する法律案を提出いたしまして、あわせて、その計画に関し、国会の御承認を求める次第でございます。

この法律案の内容の要点をきわめて簡單に申し上げますと、まず第一には官職の分類を行うための計画を定めておるのでございます。すなわち職階制とは官職を職務の種類及び複雑と責任の度に応じ、この法律に定める原則及び方法に従つて、分類整理する計画でありまして、その実施につきましては、人事院の定めるところにより、逐次行うことにいたしておるのでございます。けだし、職階制は一時に全面的に実施することは不可能であり、また官職の状況の変動に適応いたしまするためには、その都度法律の改正によらねばならないといたしまするごとは、技術的にきわめて困難なことと考えられるからでございます。

国家公務員の職階制に関する法律

国家公務員の職階制に関する法律

第二の要点といたしましては、職階制の目的を明確にしたことでございます。職階制の目的は、給與準則の統一的かつ公正な基礎を定め、かつ試験、任免及び教育訓練、ならびにこれらに関連する各部門における人事行政の運営に資することにあるのでありまして、人事院に対して新しく官職を設け、または在来の官職を変更し、もしくは廃止する権限を與えるものではないのでございます。

第三の要点といたしましては、職種及び職級の決定、職級明細書の作成及び使用、官職の格付その他職階制の実施についての原則を定めておるのでございます。

第四の要点といたしましては、職階制の実施の方法及び手続を定め、並びにその実施の機関について規定したことでございます。すなわち官職の格付、格付の変更または改訂、職種または職級の改正について明確なる方法と手続を定め、人事院をもつて職階制を実施し、その責に任ずる機関とし、その具体的権限を定めております。

第五の要点といたしましては、御承知の通り、政府職員の新給與実施に関する法律第一條第三項の規定によりまして、同法による職務の分類は、国家公務員法第二十九條その他の條項に規定された計画とみなされておりますが、この法律案の施行によりまして、逐次官職の格付が行われるに伴い、その格付が政府職員の新給與実施に関する法律による職務の分類による級の格付にかわることになつておるのであります。しかしながら給與については、この法律案の施行後においても、給與準則が制定されるまでの間、政府職員の新給與実施に関する法律による職務の級への格付が、引続き効力を持つこととといたし、なお職階制に適合した給與準則が制定実施されるに際しまして、この法律によつて行われる官職の格付によつて、給與の減額はしないという方針を明らかにし、もつて職階制実施に伴う給與についての不安を除くこととといたしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその要点の説明でございますが、何とぞ愼重御審議の上、すみやかに御議決あらんことをお願いいたす次第であります。

二、衆議院人事委員長報告（三月二十五日）

○藤枝泉介君　ただいま議題となりました国家公務員の職階制に関する法律案につきまして、人事委員会における審査の経過並びに結果の概要を報告申し上げます。

本法案の提案理由は、国家公務員法第二十九條の規定に基き、同法第二條に規定する一般職に属する官職に関する職階制の確立を目的として提出されたものであります。

本法案の要旨とするところを申し上げますと、まず第一に、官職の分類を行うための計画を定めております。すなわち職階制とは、官職を職務の種類及び複雑と責任の度に応じ、この法律に定める原則及び方法に従つて分類整理する計画でありまして、その実施については、人事院の定めるところにより、逐次これを行うこととといたしておるのであります。

第二の要点は、職階制の目的を明確にしたことでございまして、人事院に対して、新しく官職を設け、または在来の官職を変更し、もしくは廃止する権限を與えるものではないことであります。

第三の要点は、職種及び職級の決定、職級明細書の作成及び使用、官職の格付その他職階制の実施についての原則を定めたことであります。

第四の要点といたしましては、職階制の実施の方法及び手続を定めるとともに、その実施の機関について規定したことであります。すなわち、官職の格付、格付の変更または改訂、職種または職級の改正について明確なる方法と手続を定め、人事院をもつて職階制を実施し、その責に任ずる機関とするとともに、その具体的権限を定めております。

第五の要点といたしましては、この法律案の施行によりまして逐次官職の格付が行われるに伴い、その格付が、政府職員の新給與実施に関する法律による、職務の分類による級への格付にかわることになつておるのであります。しかしながら、給與については、この法律案の施行後においても、給與準則が制定されるまでの間、政府職員の新給與実施に関する法律による職務の級への格付が引続き効力を持つこととといたしております。なお職階制に適合した給與準則が制定実施されるに際しましては、この法律によつて行われる官職の格付によつて給與の減額はしないという方針を明らかにし、もつて職階制実施に伴う給與についての不安を除くこととといたしております。

国家公務員の職階制に関する法律

本法案は、過ぐる第六回国会において本委員会に付託と相なりましたが、会期の切迫と本法案の重要性にかんがみ、遂に審議未了となり、去る十二月四日、今国会に提出、即日、本委員会に付託となり、今日まで審議を重ねること十数回、その間、この重要な法案の審査にあたり、院の内外、広く国民各層の輿論を反映せしめるため特に公聽会を催す等、わが国官吏制度の根本的改革に至大の影響を有する本法案について、当委員会は終始愼重かつ熱心なる審議を重ねて参つたのであります。

ここに質疑の焦点ともいうべき事項について申し上げますならば、国家公務員法第二十九條第一項は、職階制は法律をもつてこれを定めると規定しており、しかして本法案が同條第一項にいうところの法律であるといたしますならば、それは職階制そのものであり、従つてその中に職階制を全面的に規定しなければならない、しかるに本法案は、官職を分類整理する場合の原則及び方法のみをもつて職階制の根本原則となし、職階制の具体的内容について何ら触れるところがない、かくては、国会の持つ職階制の制定権は單に形式的なものとなり、すべては人事院に白紙委任となつて、国会が公務員の人事行政に対して関與する権利は侵害され無視されることになるという点に論議は集中せられたのであります。これに対し政府委員からは、職階制の技術的な性格にかんがみ、本法案はこれを職階制実施の計画とみなし、それ以外のことは技術的なことであるから人事院にゆだねられたいとの答弁がありました。

質疑終了後、自由党を代表して藤枝委員より、人事院が職種を決定したときは職種の名称及び定義を国会に提出しなければならないこと、さらに国会が人事院の決定の全部または一部を廃棄すべきことを議決したとき、人事院はすみやかにその職種の決定が効力を失うよう必要な措置を講じなければならないとの修正案が提出され、同委員より、職階制の具体的内容がいかなるものであるかは国会の重大関心事である、しかるに本法案によれば、実際に生れ出る職階制の内容は国会における審議の外におかれており、国家公務員法の趣旨にも適合しないと思われる、しかしながら職階制の具体的内容のすべてを法律に盛ることは必ずしも妥当ではないので、修正案のごとく国会において事後審査をなし、その間の調整をはかろうとするものである、なお修正案の第四條に加えられる第二項の「国会に提出」という意味は、国会のいずれかの一院に先に提出するの意味であるとの趣旨弁明がなされました。

次いで、本法案並びに修正案を一括議題として討論に付した結果、自由党逢澤寛君より賛成の意見が述べられ、日本社会党成田知巳君よりは、第一に、本法案は白紙委任状的な立法であること、第二に、本法案が日本の社会的、経済的な條件並びに歴史的な伝統を考慮しない結果、本法案の目的たる身分的、封建的官僚制度の打破とは逆な結果を招くであろうということ、第三に、本法案により次官までが一般職としてその適用を受けることは政党政治の本旨にもとるということ、第四に、職階制と給與を結合せしめることは、身分の分類となつて、上下の階級意識を強化せしめ、同時に官僚機構を一層複雑化せしめる等の理由に基き、原案、修正案ともに全面的に反対であるとの意見が述べられました。次いで日本共産党土橋一吉君からは、第一に、本法案は憲法に違反する法律であること、第二に、本法案は公務員の団結権、団体交渉権あるいは諸種の権利を圧殺せしめるものであること、第三に、本法案によつて労働者は機械的人間となり、公務員は賃金奴隷化されるであろうということ、第四に、かつての天皇制的位階制が復活せしめられるであろうこと等の理由に基き反対の意見が表明せられました。

かくて討論を終局し、政府原案並びに修正案を一括議題として採決に入り藤枝泉介君提出の自由党修正案は賛成多数をもつて可決せられ、ついで修正と決した部分を除いた政府原案についても同様多数をもつて可決されるに至りました。よつて委員会においては、政府原案は修正案のごとく修正議決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。（拍手）

三、参議院人事委員長報告（四月二十九日）

○中井光次君　只今議題となりました国家公務員の職階制に関する法律案につきまして、人事委員会における審議の経過並びにその結果の概要を御報告申上げます。

本法案は、過ぐる第六国会に提出せられ、本委員会に予備審査のため付託せられたのでありまするが、委員会としては本法案の重要性に鑑み、広く国民各層の意見を反映せしむるため公聴会を開き、

愼重審議を重ねましたが、法案の重要性と会期の切迫に伴い、衆議院において審議未了となり、参議院に送付される運びに至らなかつた次第であります。次いで去る十二月四日、本国会に再び提出され、三月二十五日衆議院よりの修正案が送付せられて本付託となつたものでありまするが、その間今日まで審議を重ねること二十数回、我が国の官吏制度の根本的改革に至大の影響を及ぼす本法案について、当委員会は終始愼重且つ熱心なる審議を重ねて参つたのであります。

本法案の提案理由は、国家公務員法第二十九條の規定に基き、一般職に属する官職に関する職階制の確立に資することを目的として提出されたものであります。本法案の要旨とするところを申上げますると、先ず第一に職階制の目的を明確にしたことでありまして、現在雑然とした無数の官職を体系立つたものに分類整理いたしまして、給與、試験、任免及び教育訓練など、各般の人事行政の運営の基本的な道具としようとすることであります。第二は、右の目的に副うべく官職の分類を行うための基本方針を定めたことであります。即ち官職を職務の種類及び複雑と責任の度に応じて職種及び職級に分類する方法の根本原則を明らかにしているのであります。第三には、右の方針に基いて職種及び職級を決定することを人事院の権限としたことであります。第四は衆議院で修正された点でありまするが、人事院が職種を決定したときは国会にその名称及び定義を提出することとして、国会の職階制実施に対する監督的規定を設けたことであります。第五に、具体的に各官職をその最もふさわしい職級に編入する官職の格付、その他職階制の実施に当つての人事院の権限並びにその手続を定めたことであります。

次に法案の審議に当つての質疑の主なるものを申上げまするが、その第一は、国家公務員法第二十九條第一項に「職階制は、法律でこれを定める」と規定しておるのに拘わらず、本法案は職階制制定の方針を規定するにとどまり、職階制の具体的内容については何ら触れるところなく、一切これを挙げて人事院に委ねている、そういうことは国家公務員法と矛盾抵触するのではないかという点であります。次は、同條第四項に職階制に関する計画はこれを国会に提出してその承認を受けなければならない旨の規定があるのでありまするが、この規定と本法案との調整を如何にするかということでありました。以上の点に対して政府当局よりは、前者については、職階制の極めて専門的且つ技術的な性格と不断に変移流動せしむることを要する本質とに鑑み、官職の分類整理の基準を法律で定めることより以上に詳細に定めることの極めて困難にしてむしろ不可能に近いゆえんを述べて、その具体的内容は人事院に委ねられたいとの答弁があり、後者については、本法案を職階制実施の計画とみなさざるを得ない立法当初の事情と解釈上の理由を述べ、改めて国家公務員法第二十九條第四項の規定による計画承認を求める場合のなかるべきことを答弁しております。その他詳細については速記録によつて御了承を願いたいと存じます。

かくて質疑も概ね終了いたしましたので、四月二十七日討論に入り、小串委員より賛成の討論があり、次いで千葉委員より、本法案

は國家公務員法第二十九條の規定に違反するものであるとの理由で反対の討論があり、討論を終結、採決に入りましたところ、多數を以て衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上を以て當委員會における審議の經過並びにその結果の御報告といたします。（拍手）

◎一般職の職員の給與に關する法律の制定施行に伴う關係法律の整理に關する法律（昭和二五、五、一五、法一八一）

一、提案理由（四月十八日）

○增田國務大臣　一般職の職員の給與に關する法律の制定施行に伴う關係法律の整理に關する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

政府職員の新給與實施に關する法律が去る三月三十一日失効いたしまして、それにかわる一般職の職員の給與に關する法律が、去る四月一日新たに制定施行されましたので、これに伴いまして關係法律の規定の整理が必要となつたのであります。

すなわち裁判官の報酬等に關する法律及び檢察官の俸給等に關する法律においては、その諸手當等の給與基準を定めた條文中に、それ〴〵「政府職員の新給與實施に關する法律による超過勤務手當、休日給、夜勤手當は、これを支給しない。」と規定しており、また船舶運營會の船員の給與基準の設定及び船舶運營會の役職員に對する特別手當の支給に關する法律におきましては、「船舶運營會に雇用される船員の給與基準は、政府職員の新給與實施に關する法律に定める船員の給與の例に準じて定めなければならない。」と規定されており、經濟安定本部設置法においては、その附則第六項で「左に揭げる法令中各省各庁の長又は各庁の長のうちには、經濟安定本部總裁を、各省各庁のうちには經濟安定本部を含むものとする。」旨規定し、その左に揭げる法令中に「政府職員の新給與實施に關する法律」を揭げております。また國家公務員に對する寒冷地手當及び石炭手當の支給に關する法律には、その第一條に「政府職員の新給與實施に關する法律に規定する外、予算の範圍内で寒冷地手當を支給する。」という規定と、第二條の手當額算定基準の第四項に「職員の俸給の月額及び扶養手當の月額は、政府職員の新給與實施に關する法律の定めるところによる。」という規定とがあります。

以上申し述べましたところの各法律中に引用せられておる「政府職員の新給與實施に關する法律」という部分は、それ〴〵これを「一般職の職員の給與に關する法律」と置きかえなければならないものと思われますので、その規定の整理をいたさんとするものであります。なお一般職の職員の給與に關する法律の施行にあわせまして、この法律も同じく四月一日から適用するように規定いたしました。

何とぞすみやかに御審議の上、可決いたされんことを希望いたします。

二、衆議院人事委員長報告（四月十八日）

○藤枝泉介君　ただいま議題となりました一般職の職員の給與に關する法律の制定施行に伴う關係法律の整理に關する法律案について、人事委員會の審議の經過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

本法案の提案理由とするところは、御承知のように政府職員の新給與實施に關する法律が去る三月三十一日失効いたしまして、それにかわり一般職の職員の給與に關する法律が去る四月一日新たに制定施行せられましたので、これに伴いまして關係法律の規定を整理する必要に基くものであります。すなわち、裁判官の報酬等に關する法律その他の法律中において「政府職員の新給與實施に關する法律」という部分をそれ〴〵「一般職の職員の給與に關する法律」と置きかえんとするのが本法案の要旨であります。

本法案は、四月十三日、本委員會に付託となり、本日政府の提案理由の説明を聽取し、ただちに質疑に入りましたが、その詳細は速記録に讓ります。

質疑終了後、討論を省略し、全會一致をもつて本法案は原案の通り可決すべきものと決しました。

以上御報告申し上げます。（拍手）

三、參議院人事委員長報告（五月一日）

○中井光次君　只今議題となりました一般職の職員の給與に關する一般職の職員の給與に關する法律の制定施行に伴う關係法律の整理に關する法律案について、人事委員會の審議の經過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

本法案は、政府職員の新給與實施に關する法律が御承知のごとく去る三月三十一日失効いたしまして、それに代る一般職の職員の給與に關する法律が四月一日新たに制定施行されるに至りましたので、これに伴つて關係法律の規定の整理を行わんとするものであります。即ち裁判官の報酬等に關する法律、檢察官の俸給等に關する法律、船舶運營會の船員の給與基準の設定及び船舶運營會の役員に對する特別手當の支給に關する法律、經濟安定本部設置法、國家公務員に對する寒冷地手當及び石炭手當の支給に關する法律、以上の各法律中に引用されております「政府職員の新給與實施に關する法律」という字句をそれ〴〵「一般職の職員の給與に關する法律」と置きかえ、その施行期日も一般職の職員の給與に關する法律の施行に合せて、同じく四月一日から遡つて適用せしめようとするものであります。

本案は四月十八日衆議院より送付せられ、四月二十一日提案理由の説明を聞き、審査に入り、別段の質疑もなかつたのでありますが、先に提出せられ審議を行なつておりましたところの國家公務員の職階制に關する法律案が可決制定せられるに至り、同法附則第三項に「政府職員の新給與實施に關する法律（昭和二十三年法律第四十六号）第九條」とあるを「一般職の職員の給與に關する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六條」と改め、且つこの部分に關する限り施

行期日も四月一日に遡ることなく、同法の公布の日から施行することとする旨の修正を加える必要を生じましたので、宇都宮委員の発議により修正案が提出せられ、別に討論もなく、採決に入りましたところ、修正案は全会一致を以て可決せられ、よつて本案は修正議決すべきものと決定いたしました。

以上簡単ながら当委員会における審議の経過及びその結果を御報告申上げます。（拍手）

◎社会福祉主事の設置に関する法律

（昭和二五、五、一五、法一八二）（参）

一、提案理由（四月二十九日）

○山下義信君　只今上程せられました社会福祉主事の設置に関する法律案につきまして、その提案理由と内容の説明を申上げます。

今日国民の福祉を目的とする法律のうち、生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法の三つは福祉立法中の三大支柱とも言うべきものであります。生活保護法によつては国民の最低生活を保障し、児童福祉法によつては次の世代を担うべき児童の健かな成長を冀い、身体障害者福祉法によつては、身体障害者のために沈滞しがちな障害者の更生を図つて、今日の社会生活に一人の落伍者なからしめ、明日の国家生活の健全な発展に備えようとしておるのであります。而してこれらの法律がその企図するところを達成いたしますためには、どうしても担当責任者がその適用を受ける者の日常生活の中に深く融け込んで行きますことが必要となつて参るのでございます。従いまして、その運用に当ります責任者、特に直接国民に接して行きます第一線事務の担当者に、よき素質と、高き教養と、福祉増進に対しまする熱意とを要求いたしますことは、他の場合に比べまして一層必要となる次第でございます。ここに提案いたしました社会福祉主事の設置に関する法律案はこの要請に応えんとするものでございまして、生活保護法、児童福祉法及び身体障害者福祉法の事務に従事いたします責任職員の設置とその資格とに関する事項を内容といたしておるのであります。即ち専任員の名称を社会福祉主事といたしまして、その任務は生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法に関する事務の第一線のケース・ワーカーとして働くべきことを明記いたし、都道府県におきましてはこの法律施行と同時に、市におきましては昭和二十五年七月三十一日までに、町村におきましては昭和二十六年三月三十一日までに、この社会福祉主事を設置すべきことを先ず規定いたしたのでございます。次に福祉主事の資格といたしましては、年齢上の條件、責任についての條件、知識技能についての條件を明らかにいたしましたが、年齢上の條件といたしましては、戸別訪問による連絡、調査、指導等を主たる任務といたします関係上、健康上の制約もございますので、二十歳から四十五歳までといたしたのでございます。素質についての條件といたしましては、他人の家庭生活に立入ることの多い事務でございますから、その人格、思慮、熱意等につきまして、適格者の得られますよう考慮いたしたのでございます。又知識につきましての條件といたしましては、専門的な知識技能の習得が大学、専門学校、養成機関又は講習会等において行われたか、或いは試験等によつて確認されたか、又は一定年数専任職員として勤務することによつて得られたかのいずれかを要件といたしました。ただ直ちにこの要件を強制いたしますと所要人員が確保できない場合が生ずることを考慮いたしまして、今後二ヶ年間を限りまして、知事の認定によりまする、選考の制度を経過的に認めることといたしたのであります。以上が法案の内容でございますが、その施行期日は公布の日から施行するということにいたしたのでございます。尚この法律に関連いたしまして、先程御議決を願いました生活保護法中の第二十一條社会福祉主事設置に関連いたします点の改正を本法によりまして定めて頂くことにいたした次第でございます。尚この法律の施行に関連いたします国の予算といたしましては、二十五年度において三千八百人分の人件費に対する二分の一の補助が地方財政平衡交付金の中に含まれていることを申添えて置く次第でございます。

先程の御議決によりまして、福祉立法中の一つの支柱である生活保護法が新らしい一歩を踏み出すことになりました。幸いにこの法案が同様に御賛同を頂くことができますならば、一段と体制を整備した福祉立法の運用も又新たな陣容を整えた専任職員によつて行われるのであります。何とぞ御賛同賜わらんことをお願いいたしまして、私の説明を終る次第でございます。

二、衆議院厚生委員長報告（四月三十日）

○堀川恭平君　ただいま議題となりました社会福祉主事の設置に関する法律案について厚生委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

生活保護法、児童福祉法及び身体障害者福祉法の三法律は、国民福祉に関する三大支柱ともいうべきものでありますが、本法案の内容は、これら法律運用の責任者中、特に第一線にあつて直接国民に接する専任職員の設置並びにその資格等に関する事項を規定せんとするものでありまして、これにより福祉関係諸立法の企図するところを円滑、適正に達成せしめることを目的とするものであります。

次に本法案のおもなる内容について申し上げますれば、第一に、この専任職員の名称を社会福祉主事とし、その任務は生活保護法、児童福祉法及び身体障害者福祉法に関する事務につき第一線のケース・ワーカーとして活動することを明記し、都道府県においては、それぞれの猶予期間をおいてこの社会福祉主事を設置すべき義務を負わしめたのであります。第二に、福祉主事の資格として年齢、素質、知識、技能等についての要件を規定いたしたのでありますが、

ただちにこれらの要件を強制いたしますときは所要人員が確保できない場合の生ずることを考慮しまして、経過措置として、今後二年間を限り都道府県知事の認定による選考の制度を認めることといたしたのであります。

本法案は、本月二十九日、本委員会に付託せられ、提案者山下参議院議員より提案理由の説明を聴取した後、ただちに審議に入りましたが、質疑を終了し、討論を省略して採決に入りましたところ、本法案は多数をもつて原案通り可決すべきものと決せられた次第でございます。

以上御報告申し上げます。(拍手)

(註)参議院においては委員会の審査は、省略された。

◎引揚同胞対策審議会設置法の一部を改正する法律(昭和二五、五、一六、法一八三)(衆)

一、提案理由(四月二十五日)

○受田新吉君　ただいま議題に上せていただきました引揚同胞対策審議会設置法の一部を改正する法律案の提案者といたしまして、その趣旨弁明をいたしたいと思います。

この引揚同胞対策審議会が設置されましたのは、御承知の通り第二国会で満場一致決議されました引揚同胞対策に関する決議案の趣旨に基きまして、特に引揚げ促進の問題、遺家族、留守家族の援護の問題、帰還者の更生対策としての就労、就農、医療等に関する問題、帰還者の在外資産の問題、そのほか帰還同胞に関する諸般の事項を特に審議会によつて審議するというものであります。ところが当時この引揚げ問題は年内に引揚げが完了するという目標のもとに、最後の段階における引揚げ対策として、この決議の趣旨に基いて審議会ができたのでありまするが、結果として引揚げが完了せず、昨年もこの件につきましては年内に完了という目標でやつたにかかわらず、なお完了しないで、今年に持越され、先般ソ連政府の権限を委譲されたタス通信は、遂に最終段階の数字として、引揚げは完了した、戦犯者が二千数百名と病人が九名残つているだけであるという報道がされております。しかし結果から見て、依然としてまだ引揚げが完了していないわけでありまして、この数字によつてもなお二千有余名と、病人も残つておるということなのであります。ところが渉外局の発表を見ますと、三十数万の者がまだ残つておるのでありますし、その大きな食い違いに対して、国民は非常に疑惑を抱いておつたのであります。ただいまも私ソ連大使館へ引揚げ促進の陳情を試みて帰つたばかりでありますが、ソ連当局も、タス通信は正式な政府声明であるから、これ以上皆様に申し上げることはないというお話があつたのであります。けれども、ソ連の発表によつても、残留者がまだ戦犯その他二千数百名おることはつきりしておるのでありますから、その引揚げが完了するまでという問題と、もう一つは、渉外局の発表によつて、中共地区その他にも相当の者が残つておられることもはつきりしておるのでありますから、そういう在外同胞の引揚げ促進という問題はまだ完了しておらぬのであります。ところがこの審議会は、このままで行きますと、この八月三十一日をもつて期限が切れるのでありまして、この国会がもはや残り少なになつた今日、臨時国会を期待することも今のところ考えられないことだし、この際国会の終末にあたつて、たいへん皆様にも御無理でありましようが、この審議会を一年間延長するという、附則の第七條の規定を改正する法律案を提出して、皆様の御審議をいただきたいと思う次第であります。

特にこの引揚げ問題は、引揚げ促進と同時に、引揚げた後における更生対策とか、在外資産の問題とか、まだ〳〵たくさんの問題があるのでありまして、こういう問題をひつくるめて引揚同胞対策審議会で最後の努力をしてもらうという必要がある。こういうふうに考えまして、皆様の御支持をいただきたいと思う次第であります。特に引揚同胞対策について努力して来た責任者の一人として、この法案を提出し、最後の一人に至るまで引揚げが完了するまで、国民は総力をあげてその人たちに愛の手を差伸べてやる、これは政治家の責任であります。またこちらに引揚げて来られた方々に対しても、われ〳〵の愛の政治の力によつてこれを救つてあげるという点からも、この引揚同胞対策審議会が——もはや最終の段階の引揚げであるから八月でいいじやないかという意見も一部にありますが、しかしながら最後の一人にまでわれ〳〵の真の大衆政治を実現するという意味からは、どうしてももう一年間延長して、この問題の解決までわれ〳〵の誠意を盡して政治力をこういうところにまでも及ぼすという努力が必要だと思いまして、くれ〴〵もこれに御賛同をいただくことをお願いする次第であります。

簡単でありまするが、この法律案の改正の内容について、私の所見を加えまして趣旨弁明を申し上げた次第でありまして、何とぞ御賛同をいただきまして、この案が法律として通りまするようにお願い申し上げたいと思います。

二、衆議院内閣委員長報告(四月二十七日)

○小川原政信君　ただいま議題となりました引揚同胞対策審議会設置法の一部を改正する法律案について、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、引揚同胞対策がなお未解決の状況にあるにかんがみまして、その有効期間をさらに一年延長せんとするものであります。

本案は、四月二十一日、本委員会に付託され、ただちに提出者の説明を聞き、質疑を行つた後、四月二十六日、討論省略、採決の結果、全会一致をもつて原案の通り可決いたしました。

以上御報告を申し上げます。

三、参議院内閣委員長報告（四月二十九日）

○河井彌八君　議題となりました引揚同胞対策審議会設置法の一部を改正する法律案、国家行政組織法の一部を改正する法律案、この二案につきまして、順次内閣委員会においての審査の経過並びに結果を御報告いたします。

引揚同胞対策審議会の設置法の一部を改正する法律案の要旨は、この法律の附則第七條におきまして、この審議会の存続期限をばこの法律施行後二年を限つて置くということになつておりますのを、施行後三年と改めるというのであります。即ち本年九月から更にもう一年間この法律を存続させようという趣意であります。これは衆議院の提出の法律案でありまして、只今申述べたような修正を加えなければならない理由といたしましては、まだ引揚事務は相当に残つておるのみならず、遺家族等の保護、帰還者の更生対策、或いは又帰還者の在外資産処理というような大切なことがありまして、引揚の促進と共にこれを推進しなければならぬというのであります。従いまして今日の実情から見まると、今年八月末日を以てこの審議会が廃止消滅するということになりまするということは、適当でないというのであります。

内閣委員会は委員会を開くこと三回、そうしていろ〳〵な点について検討しましたが、主なことを申上げまするとと、その一つとしては、引揚促進、遺家族等の援護、帰還者の更生対策、その在外資産等につきまして、審議会はどれだけ仕事をしたかということを審査したのであります。それにつきましては審議会は十一の決議をいたしまして、これはすべて内閣総理大臣に出し、内閣総理大臣から関係大臣に通達をいたしまして、その決議の内容はそれ〴〵着々実現せられておるということであります。第二は、帰還者の更生対策、在外資産等の問題は、引揚が完了いたしました後にも尚残された大きな問題でありまして、これについては政府も将来十分努力をいたすということであります。尚、本案の審議に当りまして、委員の中から、未帰還者の数について政府においてできるだけ綿密な調査を進めて欲しいという希望が述べられたのであります。内閣委員会は昨日、本案について採決をいたしましたところ、全会一致を以て可決すべきものと議決いたした次第であります。

次に国家行政組織法の一部を改正する法律案について御報告申上げます。

この改正案は衆議院において一部修正が加えられたものでありまして、その修正の加わつたものを議題として審査をいたした次第であります。そこで本案で以て改正する要点を簡単に申上げますと、第一は、只今本日の会議で可決せられました国家公務員の職階制に関する法律案、これに関連いたしまして必要なる調整を加えた点であります。即ちこの法案におきましては、職階制による職級の名称が、その職級に属するすべての官職の公式の名称となつておりますが、他方におきましては、行政の運営等の必要から、この組織上の名称、その他、公の名称を設けてこれを使用することを妨げないということになつておりますので、これに対応いたしまして、国家行政組織法に規定せられております職には、事務次官、局長、部長、課長等の組織上の名称を附することを明らかにいたしたのであります。これが第一点であります。第二点は、国の行政機関でありまするところの府、省及び庁の官房、局及び部に、官房長、次長を置き、又同じく国の行政機関であるところの委員会の事務局に、局長、次長を置き、更に又府及び省にその所掌事務の一部を総轄整理する職、例えば通商監であるとか、財務官、電気通信監、技監等のごとき職を置く場合には、法律でこれを定めなければならぬという制限規定を設けた点であります。現在これらの職を置きます場合は、多くは各行政機関の設置法でそれ〴〵規定しているのでありますけれども、国家行政組織法の規定の上では、これらの職を置く場合は法律によらなければならないという制限がないのでありまして、これらの職につきましても、その濫設を防ぎ、行政機構の簡素化を図る上から本案のように改正して制限を加えて置く必要があるからであります。第三点は、各行政機関の設置法におきまして、府、省、本部の官房又は局に設置されております部及び外局の庁に設置されております局の存続期限の延長に関する点であります。これらの部及び局は、国家行政組織法の附則によつて本年五月三十一日まで置くことができるということになつておるのでありまするが、更にこれを一年間延長せんとするものであります。

元来、国家行政組織法は、国の行政組織の基準を定めておる基本法でありまするので、内閣委員会におきましては委員会を開くこと四回、そうして慨めて慎重に審議をいたしたのであります。その結果、更に一部の修正を加える必要を認めましたので、その修正をいたしたのであります。

その大要を申上げますと、第二十條第二項の改正規定によりまするとと、組織法の第七條の委員会に長又は次長若しくはこれに準ずる職を置く場合は、法律の定めるところによらなければならないということになつております。現在の法律で以て各種の委員会に局が置かれているものがありまするけれども、その中にはこれに局長或いは次長を置く旨の規定が欠けているものが四つあるのであります。そこで第二十條第二項の改正規定ができまする以上は、委員会の設置を規定いたしておりまするこれらの法律の中に局長又は次長を置く旨の規定を設けることが当然必要となつて参るのでありまするから、この修正を出したのであります。修正の点につきましては詳しく申しませんが、この四つの委員会を規定している統計法、外国為替管理委員会設置法、公共企業体労働関係法及び労働組合法の一部を改正いたしまして、それ〴〵「事務局に局長の外所要の職員を置く。」ということを定め、又只今申しました中の労働組合法の一部改正については、事務局に「事務局次長二人以内」を置くということにしたのであります。これは即ち衆議院において修正せられた点を更に明確にしたということでありまして、別段新らしい修正ではないのでありますが、これによつて行政組織法の完備を見ると考えた次第であります。

大体さような内容でありますが、委員会においての質疑応答等について簡単に申上げます。第一は、国家行政組織法は只今申上げま

した通り国の行政組織の基準法でありまして、国の行政機関であるところの府、省、委員会及び庁に置かれる内部部局の設置を規正すると共に、又本案におきましては、これらの内部部局に長又は次長のごとき職を置く場合には法律の規定を必要とする旨を明らかにいたしまして、内部部局や官職の濫設のないことを期しているのであります。ところが現在の組織法の上におきましては、これらの行政機関の附属機関であり直接には全然行政権を発動していないところの審議会或いは協議会に事務局を附置しておるものが少数でありますが存在しておるのであります。そうしてこれには事務局長が置かれておるのであります。勿論これらの事務局は法律の規定で置かれておるのでありまするから、法の形式論から論ずれば敢えて違法というわけではないのでありまするけれども、併し基本法たる国家行政組織法の立法の精神には反するものであろうという意見が強かつたのであります。又次には、仮に審議会や協議会等において事務局を置くことは組織法の立法の精神に反しないといたしましても、行政組織を明確に規定するためには、必要ある場合には審議会・協議会等に事務局を置くことができるという趣意の規定を行政組織法に設ける必要がある。それと同時に、又他面におきましては、本改正案第第二十條第二項におきまして、委員会の事務局に長や次長を置く場合は法の定めるところによらなければならないという明白な規定をいたしております以上は、審議会・協議会等の事務局に長又は次長を置く場合にも同様に規定して置く必要があるであろうという、この二つの点が強く主張せられたのであります。これに対しまして、

本多行政管理庁長官は政府を代表いたしまして、審議会・協議会等附属機関の事務局附設に関する問題については今日やや濫設の傾向がある、政府は国家行政組織法制定以来、各種の審議会・協議会等附属機関運営の経験から、これらの問題について十分な検討を加えておるのであつて、これは将来行政組織法を大幅に改正したいという考えがあるということを申したのでありまして、委員会はこの言明を信頼いたしまして、この問題につきましては本案に賛成することにいたした次第であります。もう一つの点は、附則第二十四條の二の改正規定でありますが、これは前にも申しました通り、各行政機関の設置法におきまして、府、省、本部の官房又は局に設置されておりまするところの部、及び外局の庁に設置せられておりまするところの局の存続期限をば尚一年間延長せんとする規定であります。これは国家行政組織法の建前から見まするると、これらの部及び局は実は設置することができないのでありまして、昨年の第五国会におきまして政府が行政機構改革を行いました際に、従前置かれておつたこれらの部及び局をば全部廃止してしまうことは行政運営の面から差支えがあるから、将来政府が根本的な行政機構改革を行うときまで暫らく現状のままに存続をして貰いたいという政府の強い要望があつたのであります。そこで当時本院におきましては、国家行政組織法の一部を改正する法律の施行の日から一年間、即ち今年の五月三十一日まで暫定的にこれらの部と局の設置を認める旨の修正をいたしたのであります。従つて政府はこの規定に従つてこの一年間即ち本年の五月三十一日までに適当にこれらの部と局の整理をなす責任を負つておるのでありまするが、併しこれは今期国会期中にはそれが果されなかつたのであります。これにつきましても委員の間に種々の議論がありましたが、本多行政管理庁長官は、この部と局とは国家行政組織法上変例であるから、これを整理する必要を十分認めているから、今後行政機構について十分な検討を加えた上で、来年の五月三十一日までにこれらの整理ができるように努力するということを言明いたしました。委員会はこれ又この政府の言明に信頼いたしまして本案に賛成することに決めた次第であります。かような審議の経過を辿りまして、本日只今朗読のこの修正案、これは城委員、三好委員から発議されているものでありますが、三好委員からこれの説明をいたし、そうしてこの修正を加えて組織法の改正案を採決いたしましたところが、全会一致を以て可決すべきものと議決したのであります。そうして尚、三好委員は、行政組織を確立するためには沢山の問題が残つているから、委員会においてもこれまで随分審議を盡したが、政府においてもこの未解決のものを解決するように努力することを望むという意見を述べました次第であります。かような次第を以ちまして、国家行政組織法の一部を改正する法律案の御報告を終ります。（拍手）

◎恩給法等の一部を改正する法律

（昭和二五、五、一六、法一八四）

一、提案理由（四月七日）

○増田国務大臣　ただいま議題となりました恩給法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を説明申し上げます。

今回政府がこの法律案によりまして、恩給法等に改正を加えんといたしまする事項は、おおよそ次の諸点にこれを要約することができるのであります。

第一点は、現行給與法令が適用される前の俸給を基礎として計算されている恩給年額の改訂に関するものであります。現在支給されておりまする恩給は、その年額計算の基礎となつておりまする俸給の点から見まするると、おおよそ次の三つにこれを大別することができるのであります。すなわちその一は、昭和二十三年六月三十日以前に給與事由の生じた恩給でありまして、昭和二十三年七月法律第百九十号、恩給法臨時特例別表第三号表に掲げられている仮定俸給年額を基礎として計算された年額に改訂されておるものであり、その二は昭和二十三年七月一日以後に給與事由の生じた恩給でありまして、現行給與法令が適用される前の俸給を基礎として計算されておる年額のものであり、その三は現行給與法令による俸給を基礎として計算されておる年額の恩給であります。この三つに大別された恩給につきまして、その年額計算の基礎となつている俸給の支給水準

について考えますると、その三に属するものは、その二に属するものよりも、またその二に属するものは、その一に属するものよりも、高くなつておるのであります。従つてその恩給の支給水準は、その三に属するものは、その二に属するものよりも、またその二に属するものは、その一に属するものよりも、高くなつているのであります。言いかえますと、俸給の支給水準のかわつたことによりまして、現に支給されている恩給の支給水準に、退職の時期により差異ができているのが実情であります。しかして現行給與法令による俸給を基礎として計算された恩給の金額でさえも、現在におきましては必ずしも十分な金額であるとは断言しがたいように考えられますので、この恩給よりも低い支給水準に属する恩給の金額につきましては、なお一層その感を深くいたす次第であります。この低い水準に属する恩給、すなわち前に述べました、一及び二に属する恩給につきまして、その年額計算の基礎となつている俸給に対応する現行給與法令に基く俸給を推定し、その推定された俸給に相当する額を基礎として計算しました場合の恩給年額にこれを改訂いたしまして、昭和二十五年一月分から支給いたそうとするのであります。この法律案の附則第二項から第四項までがこれに関する規定であります。

第二点は、増加恩給、または傷病年金の家族加給及び扶助料の扶養遺族加給の増額に関するものであります。現行恩給法臨時特例によりまするると、増加恩給または傷病年金の家族加給及び扶助料の扶養遺族加給の金額は、扶養家族または扶養遺族一人に対して、年額二千四百円になつておるのでありますが、先ごろ公務員の在職給與たる扶養親族手当が増額されましたのに伴いまして、これらの加給の金額につきまして、右の年額二千四百円を四千八百円に増額することとし、現に支給されているこれらの加給につきましては、昭和二十五年一月分からこれを支給いたそうとするのであります。この法律案の第二條中の恩給法臨時特例第七條第一項及び第八條第二項の改正規定、並びに附則第五項から第七項までの規定がこれに関する規定であります。

第三点は、いわゆる多額所得者の普通恩給の一部停止に関する規定の改正であります。現行恩給法臨時特例によりまするると、普通恩給年額一万五千円以上で、恩給外の所得年額十五万円を越えるものにつきまして、普通恩給年額と恩給外の所得年額の合算額に応じ、普通恩給の一部を停止することになつておるのでありますが、この法律案によりまして、現行給與法令適用前の俸給を基礎として計算されている普通恩給の年額が改訂されることになりまするることと、最近の経済状況の推移にかんがみまして、これをあらためて、普通恩給年額三万円以上で、恩給外の所得年額二十万円を越えるものにつきまして、現行法のような割合で、普通恩給の一部停止を行うこととといたそうとすることであります。この法律案の第二條中の、恩給法臨時特例第三條第一項及び第二項の改正規定がこれに関する規定であります。

第四点は、官吏制度の改正に伴い、新たに恩給法上の公務員となつたものに関する恩給法上の措置に関するものであります。海上保安庁の職員の中で、海上警備の第一線に勤務する一等海上保安士、二等海上保安士および三等海上保安士たる海上保安官は、その職務の態様からいたしまして、恩給法上、警部補、巡査部長及び巡査たる警察官と同じような取扱いをすべきものと考えられますので、これらの海上保安官を、これらの警察官と同じように取扱い、恩給法上、警察、監獄職員として指定いたそうとするのであります。この法律案の第一條中の、第二十三條第五号の改正規定が、これに関する規定であります。

また特定郵便局長は、従来恩給法上、準文官たる準公務員として取扱われておつたのでありますが、先般特定郵便局制度が改正されまして、恩給法上文官たる公務員となつたのであります。現行恩給法上の取扱いといたしまして、準公務員たる準教育職員が引続き公務員たる教育職員になりました場合には、公務員としての在職に引続いておる準公務員としての在職年の二分の一を、公務員としての在職年に通算することになつておりますので、この現行恩給法上の取扱いにならいまして、特定郵便局制度の改正に伴い、準公務員たる特定郵便局長から引続き公務員たる特定郵便局長になつたものにつきましては、その準公務員としての在職年の二分の一を、公務員としての在職年に通算することといたそうとするのであります。この法律案の附則第八項がこれに関する規定であります。

第五点は、地方公務員に対する恩給法の準用規定の整備に関するものであります。地方自治、警察、消防、教育等の諸制度の改正に伴いまして、恩給法上の公務員、国家公務員の身分から地方公務員の身分にかわつた場合におきましては、これら地方公務員の退職後の給與制度につきまして、何分の決定を見まするまでの暫定的の措置といたしまして、なお当分の間、従来通り恩給法上の公務員の身分のまま在職するものとして取扱い、その地方公務員を退職いたしましたときに、恩給法を準用して恩給を支給することとし、各制度改正の際のそれ〴〵の法律の中にこれに関する規定が設けられておるのでありますが、これらの法律の規定につきまして、その実施後の事務取扱いの実情にかんがみ、今後一層恩給事務の円滑なる運営をはかるため、この際汪釈的規定を加えまする等、所要の改正をいたそうとするのであります。この法律案の第三條から第八條までの規定がこれに関する規定であります。

第六点は、図書館法の制定並びに建設省建築出張所及び教護院の職員の都道府県移管に伴う恩給法上の善後措置に関するものであります。地方自治法の施行に伴いまして、公立図書館職員の身分は、政府職員の身分から都道府県職員の身分にかわつたのでありますが、地方自治法施行の際、恩給法上の公務員であつた者が、引続き公立図書館職員になりました場合には、昭和二十二年法律第七十七号恩給法の一部を改正する法律、附則第十條の規定により、従前の身分のまま勤続するものとみなし、当分の間これに恩給法の規定を準用することになつておるのであります。しかしてこのたび新たに図書館法が制定されまするると、図書館法施行の際、現に市町村の設置する図書館に勤務する職員で、地方自治法施行の際官吏であつた者は、別に辞令を発せられない限り、当該図書館を設置する市町村

の職員に任命されたものとされることになりましたので、市町村の職員になりましたこれらの者をも従前の恩給法上の教育職員の身分のまま勤続するものとみなし、当分の間、恩給法の規定を準用することといたそうとするのであります。この法律案の附則第九項の規定がこれに関する規定であります。

次に、先般建設省の建築出張所が廃止され、その事務及びその事務に従事していた職員が、国から都道府県に移管され、また今回都道府県立の教護院の職員の身分が、政府職員の身分から都道府県の職員の身分にかわることになりましたので、これらの職員につきましても、前述の公立図書館の職員の場合と同じように、当分の間恩給法の規定を準用することといたそうとするのであります。この法律案の附則第十項および第十一項の規定がこれに関する規定であります。

第七点は、恩給法上の特殊公務及び在職年の加算に関する規定の改正であります。恩給法上の公務員が、職務をもつて、海難、火災その他の災害による危険を救助または防止するにあたりまして、その危険を予断し得るにかかわらず、あえてこれを冒して、その職務を執行いたしましたために受けました傷痍疾病及び職務をもつて機雷の掃海作業に従事中に受けました機雷による傷痍疾病を、特殊公務による傷痍疾病として取扱い、また海上保安庁の排水量百五十トン以下の木造巡視船や、排水量二百五十トン以下の木造掃海船の乗組員の勤務につきまして、その不健康な勤務の実情にかんがみ、これを不健康業務の加算のつく業務として指定し、また静岡県加茂郡神子元島及び福岡県糸島郡鳥帽子島につきまして、その辺陬にして不健康な環境にかんがみ、これを「辺陬又は不健康地域」の加算のつく地域として指定いたそうとするのであります。この法律案の第一条中の恩給法別表第一号表の三、恩給法第三十八条の四及び恩給法別表第一号表の改正規定がこれに関する規定であります。

以上のほか、人事委員会規則が人事院規則に、また法務庁事務官が法務府事務官に改められましたことに伴う字句の修正のごとき簡単な改正その他制度の改正に伴い不要となりました條項の整理等をいたそうとするのであります。この法律案の第一條中の恩給法第十三條、第二十三條第三号及び第四号、第八十二條、第八十二條の二の改正規定、この法律案の第二條中の恩給法臨時特例第一條第二項の改正規定並びにこの法律案の第九條の規定が、これに関する規定であります。

以上がこの法律案を提出するに至りました理由であります。なお詳細なことにつきましては、御質問に応じまして説明申し上げたいと存じます。何とぞ御審議のほどお願い申し上げます。

二、衆議院内閣委員長報告（四月十八日）

○鈴木明良君　ただいま議題となりました恩給法等の一部を改正する法律案、通商産業省設置法等の一部を改正する法律案及び経済安定本部設置法の一部を改正する法律案について、内閣委員会の審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず恩給法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案において改正を加えんといたしまする事項は次の諸点に盡きるのであります。

第一点は、現行給與法令が適用される前の俸給を基礎として計算されている恩給年額の改訂に関するものであります。現在支給されております恩給は、その年額計算の基礎となつております俸給の点から見ますると、次の三つにこれを大別することができるのであります。すなわちその一は、昭和二十三年六月三十日以前に給與事由の生じた恩給でありまして、昭和二十三年七月法律第百九十号恩給法臨時特例別表第三号表に掲げられている仮定俸給年額を基礎として計算された年額に改訂されておるものであり、その二は、昭和二十三年七月一日以後に給與事由の生じた恩給でありまして、現行給與法令が適用される前の俸給を基礎として計算されておる年額のものであり、その三は、現行給與法令による俸給を基礎として計算されておる年額の恩給であります。この三つに大別された恩給は、俸給の支給水準のかわつたことによりまして、現に支給されている恩給の支給水準に、退職の時期により差異ができているのが実情であります。しかして、この低い水準に属する恩給、すなわち前に述べました一及び二に属する恩給につきまして、その年額計算の基礎となつている俸給に対応する現行給與法令に基く俸給を推定し、その推定された俸給に相当する額を基礎として計算しました場合の恩給年額にこれを改訂いたしまして、昭和二十五年一月分から支給いたそうとするのであります。この法律案の附則第二項から第四項まで及び別表がこれに関する規定であります。

第二点は、増加恩給または傷病年金の家族加給及び扶助料の扶養遺族加給の増額に関するものであります。現行の恩給法臨時特例によりますると、増加恩給または傷病年金の家族加給及び扶助料の扶養遺族加給の金額は、扶養家族または扶養遺族一人に対して年額二千四百円になつておるのでありますが、先ごろ公務員の在職給與たる扶養親族手当が増額されましたのに伴い、これらの加給の金額につきまして、右の年額二千四百円を四千八百円に増額することとし、現に支給されているこれらの加給につきましては、昭和二十五年一月分からこれを支給いたそうとするのであります。

第三点は、いわゆる多額所得者の普通恩給の一部停止に関する規定の改正であります。現行恩給法臨時特例によりますと、普通恩給年額一万五千円以上で、恩給外の所得年額十五万円を越えるものにつきましては、普通恩給年額と恩給外の所得年額の合算額に応じ、普通恩給の一部を停止することになつておるのでありますが、この法律案によりまして現行給與法令適用前の俸給を基礎として計算されている普通恩給の年額が改訂されることになりますることと、最近の経済状況の推移にかんがみまして、これを改めて普通恩給年額三万円以上で、恩給外の所得年額二十万円を越えるものにつきまして、現行法のような割合で普通恩給の一部の停止を行うことといたそうとするのであります。

第四点は、官吏制度の改正に伴い新たに恩給法上の公務員となつた者に対する恩給法上の措置に関するものであります。海上保安庁の職員の中で、海上警備の第一線に勤務する海上保安士たる海上保

安官は、その職務の態様からいたしまして、恩給法上警部補、巡査部長及び巡査たる警察官と同じような取扱いをすべきものと考えられますので、海上保安士たる海上保安官をこれらの警察官と同じように取扱い、恩給法上警察監獄職員として指定いたそうとするのであります。また特定郵便局長は、従来、恩給法上准文官たる準公務員として取扱われておつたのでありますが、先般特定郵便局制度が改正されまして、恩給法上文官たる公務員となりましたので、現行恩給法における準公務員たる準教育職員が引き続き公務員たる教育職員になりました場合の取扱いにならいまして、準公務員たる特定郵便局長から引続き公務員たる特定郵便局長になつた者につきましては、その準公務員としての在職年の二分の一を公務員としての在職年に通算することといたそうとするのであります。

第五点は、恩給法上の特殊公務及び在職年の加算に関する規定の改正であります。恩給法上の公務員が職務をもつて海難、火災その他の災害による危険を救助または防止するにあたりまして、その危険を予断し得るにかかわらず、あえてこれを冒してその職務を執行いたしましたため受けました傷痍疾病、及び職務をもつて機雷の掃海作業に従事中に受けました機雷による傷痍疾病を特殊公務による傷痍疾病として取扱い、また海上保安庁の排水量百五十トン以下の木造巡視船や、排水量二百五十トン以下の木造掃海船の乗組員の勤務につきましても、その不健康な勤務の実情にかんがみ、これを不健康業務の加算のつく業務として指定し、また静岡県加茂郡神子元島及び福岡県糸島郡烏帽子島につきまして、その辺陬にして不健康な環境にかんがみ、これを辺陬または不健康の地域の加算のつく地域として指定いたそうとするのであります。

第六点は、地方自治、警察、消防、教育等の諸制度の改正に伴いまして、それぐ〳〵地方公務員に対する恩給法の準用規定がありますが、これらの規定の内容を整備しようとするのであります。

第七点は、図書館法の制定並びに建設省建築出張所及び教護院の職員の都道府県移管に伴う恩給法上の善後措置に関する規定を設けようとするのであります。以上のほか、法令の改正に伴う字句の修正その他制度の改正に伴い不要となりました條項の整理等をいたそうとするのであります。

本案は、四月五日、本委員会に付託され、ただちに政府の提案理由の説明を聴取し、爾来慎重に審査を続けて参つたのでありますが、四月十七日、質疑を終了した後、討論採決の結果、全会一致をもつて原案通り可決いたしました。

次に通商産業省設置法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、行政機構の簡素化をはかるとともに、通商産業行政を経済情勢の推移に即応して重点的に施策実施すべく通商産業省の組織を整備するため、通商産業省、工業技術庁及び中小企業庁の各設置法の一部をそれぐ〳〵改正せんとするものであります。

内容のおもなるものについて申し上げますならば、まず通商産業省設置法においては、第一に、通商産業行政の重点を物資行政から企業行政、なかんずく企業合理化行政の推進に指向することを明ら

かにするため、通商産業省の任務のうちにその旨を特に規定するとともに、同省の権限中に外国為替及び外国貿易管理法の実施に伴う改正を行つております。第二は、通商産業省の内部機構の改組であります。すなわち、同省の内部部局は大臣官房のほか八局でありますが、米国対日援助物資の特殊性にかんがみ、同物資の輸入等に関する業務の円滑なる遂行をはかるため、従来通商振興局で所掌しております同物資の監督業務と貿易公団の取扱業務を統合して新たに臨時通商業務局を設けるとともに、援助物資の経理を特別会計として、これを同局に専管せしめることとしております。また局の次長は通商及び通商繊維の二局に一人ずつ置かれてありますが、通商繊維局の次長制を廃し、通商企業局と新設の臨時通商業務局に各一人を置くこととするとともに、大臣官房調査統計部の所掌事務について整備しております。なお通商企業局の調達賠償部及び地方支分部局たる通商産業局の附属機関として置かれてあります地方電気審議会を廃止するとともに、石炭需給統制の緩和に伴い資源庁の石炭管理局及び石炭生産局を炭政局に統合し、施設部を置くこととしております。

次に工業技術庁設置法においては、人事院規則の実施並びに財政法及び会計法の改正に伴い、多数の職員を有する同庁における人事、会計等の庶務関係事務が一段と増加することとなりましたため、同庁に新たに長官官房を設けることとしております。

次に中小企業庁設置法においては、中小企業行政の強力化をはかるため、中小企業の育成及び発展をはかるべき基本方策の設定、商工組合中央金庫に対する監督等につきその権限を明確にするとともに、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律または事業者団体法の適用について、公正取引委員会との関係を整備しております。

本案は、以上の諸点のほか、他の法令の制定、改正等に伴う所要の改正を行うとともに、附則において、通商産業局の分室廃止の際同局の職員であつた者でこの法律施行の際都道府県の商工資材事務所に勤務する官吏たる者が引続き都道府県の吏員となる者に対して恩給を継続せしめること、並びに通商産業省の機構変更に伴い国家行政組織法の別表の一部を改正することを規定し、本年四月一日からこれを施行しようとするものであります。

本案は、三月二十九日、本委員会に付託され、ただちに政府の説明を聞き、通商産業委員会とも連合審査会を開いて質疑を行つたのでありますが、本案に対し修正案が提出されました。

その内容のおもなる点は、通商産業省設置法に関しては、輸出信用保険法及び輸出信用保険特別会計法の施行に伴いその経理事務を通商振興局経理部に所掌せしめるとともに、通商産業局においても、輸出信用保険の事務を取扱わしめることといたし、また今後貿易公団の全面的縮小が予想されますので、政府輸入業務を臨時通商業務局に所掌せしめることといたしております。

次に工業技術庁設置法に関しましては、工業技術協議会の任命権者を国家公務員法に従つて工業技術庁長官とすることといたしております。